平成二十七年九月定例会

菊陽町議会会議録

平成 27 年第 3 回

菊陽町議会９月定例会会議録

平成 27 年 9 月 3 日～ 9 月 17 日

熊本県菊陽町議会

平成27年第３回定例会議会会期日程

月　日	曜 日	内　　　　容
９／３	木	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・発議
９／４	金	議案審議（認定第１号～認定第５号、議案第38号）質疑・委員会付託
９／５	土	休会
９／６	日	休会
９／７	月	一般質問（４人）
９／８	火	一般質問（４人）
９／９	水	一般質問（２人）
９／10	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
９／11	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
９／12	土	休会
９／13	日	休会
９／14	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
９／15	火	議案審議（議案第34号～議案第37号、議案第39号～議案第45号、同意第２号、報告第３号～報告第５号）質疑・討論・表決
９／16	水	休会（議事整理）
９／17	木	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成27年第３回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　問　の　要　旨
1	石原　武義 (P57～)	１．空き家対策について	(1)空き家の状況と分析について ①どのような原因、社会背景があって空き家が増えていると思うか。 ②適切に管理されていれば社会問題にはならないと思うが、なぜ問題となるのか。 ③どのような状態にあるのを空き家として認定するのか。 ④菊陽町には330戸と６月議会で答弁されたが、空き家の状態によって行政の取組は異なってくる。どのような区分、分類して今後調査すべきと思うか。 (2)空き家条例（仮称）について ①どのような内容を盛り込み、いつ頃の制定を目指すのか。 ②改修等に対しての貸付金についての考えはあるか。また回収方法はどうするのか。 ③条例制定に向けて検討委員会を設けるのか。 (ｱ)その場合の構成メンバーはどう考えているのか。 (ｲ)議会の参画はあるのか。 ④空き家対策と同時に住宅用の空き地対策も必要と思うが、条例に盛り込む考えはないか。
		２．選挙権の拡大及び低投票率について	(1)選挙権の拡大について ①これまでの満20歳以上から満18歳以上に拡大された。どう思うか。 ②政治への関心を高めるために子ども議会を、中学生を対象にして定期的に開いたらどうか。 (2)投票率の低下の問題について ①どのような原因によって選挙ごとに低下していると思うか。 ②投票所を増やす考えはないか。
2	西本　友春 (P72～)	１．学童保育について	(1)実施主体の「菊陽町」と運用主体の「学童クラブきくよう」の役割はどのようになっているのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
			(2)運用及び施設維持管理等の負担はどのようになっているのか。また、行事等の計画や研修等の決定はどのように行っているのか。 (3)施設単位の学童数はどのようになっているのか。また、定員数オーバーの施設はいつまでどのように解消するのか。 (4)菊陽西小学校と菊陽南小学校の施設の今後の方針はどのように考えているのか。
		2．小規模保育について	(1)27年度開園の小規模保育の募集は行ったのか。 (2)小規模保育は中学校校区単位での施設数の計画となっているが、入園する児童も校区単位となるのか。
		3．情報セキュリティについて	(1)基幹系・情報系のシステム構成はどのようになっているのか。また、基幹系データを情報系に保存しているのか。保存している場合のセキュリティ対策はどのように行っているのか。 (2)情報系システムでの個人情報の保管方法とチェック方法及び、外部とのメール送受信における添付ファイル送信のセキュリティ対策とチェック方法はどのように行っているのか。
		4．マイナンバーについて	(1)マイナポータル閲覧のためのパソコンは庁舎のどこに設置し、覗き見防止対策はどのように行うのか。 (2)個人番号カードの交付を受ける際に、窓口に来れない場合どのように交付を行うのか。また、ＤＶ等で町内にいない人への周知活動はどのように行うのか。
3	小林久美子 (P87～)	1．白川中流域の治水対策について	(1)菊陽～大津区間の河川整備計画については、早急の策定が必要ではないか。 (2)現在進められている、河道拡幅、河床の掘削、堤防補強などの進捗状況はどうなっているのか。 (3)県が、黒川流域で具体化し、推進している河道改修、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水池計画などのダム以外治水の総合対策を、中流域でも具体化できないか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
4			(4)流域住民、農家、ダム以外治水に詳しい専門家を含めた「中流域のダム以外治水を検討する場」を設置できないか。
		2．保育について	(1)今年度から、保育料の値上げを行ったが、保護者の負担が大きくなっている。近隣自治体並に引下げができないか。 (2)保育園が今年度新設されたが、待機児童の解消はできたのか。
		3．国保税について	(1)法律の改正で、平成30年度から財政運営が県に移行される。この広域化により、さらに国保税の負担が増えるのではないかと懸念する。町は、今年度国の財政支援措置については、どのように取り扱う予定か。
4	那須眞理子 (P100～)	1．男女共同参画条例について	(1)町は平成24年１月に「男女共同参画都市宣言」をしたが条例はまだ出来ていない。今後条例をつくることを考えているか。
		2．農業の指針について	(1)農業の将来に向けての指針はあるか。 (2)農業の担い手をどう支援し、育てていくのか。 (3)国の支援事業に対してＪＡや他の農業協同組合との連携をどう計るのか。
		3．小中学校、保育所等の教育方針について	(1)食育について ①これまで食育講座や体験学習は行われているが、これからの食育はどのようなことを考えているか。 (2)総合学習での農業体験学習について ①現在どのように行われているか。 ②今後はどのように考えているか。
		4．子育て支援について	(1)平成29年度に病後児保育を１か所開設予定であるが、病児保育の開設も必要である。これについて検討しているか。
		5．独居老人や老夫婦への対応について	(1)ゴミの分別方法等について配慮はされているか。 (2)今後の対策としてどう考えているか。
5	大久保　輝 (P119～)	1．交通体系の充実について	(1)町民からの生活道路や幹線道路に関して、どのような要望があっているのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　問　の　要　旨
6			(2)セミコンテクノパーク周辺の道路整備はどのような状況か。 (3)西部地区の道路環境改善の検討について、どのような状況か。
		2．交通安全対策の充実について	(1)小・中学生への交通安全に関する指導等はどのようなことを行っているのか。 (2)自転車通学の許可基準はどのようになっているのか。
		3．商業の振興について	(1)プレミアム付商品券の事業趣旨はどのような考えか。 (2)地域商店等への利用促進をどう考えたか。
6	阪本　俊浩 (P130～)	1．菊陽町の農業政策について	(1)農地中間管理事業の進捗状況はどうなっているのか。 (2)青年就農給付金の活用状況はどうなっているのか。 (3)下井手転倒堰の改修計画はあるのか。 (4)若手後継者育成プランはあるのか。
		2．将来の幹線道路計画について	(1)下原、堀川線の延伸はどうなっているのか。 (2)川久保、南方線の改修計画はどうなっているのか。
		3．久保田台地の将来像について	(1)企業誘致等による開発の可能性はあるのか。
		4．防災対策について	(1)老朽化した消防倉庫建て替えの考えはあるのか。 (2)今後の安全対策はどのように考えているのか。
7	坂本　秀則 (P142～)	1．快適で安心・安全なまちづくりについて	(1)光団地地区の交通安全について区内を縦断する南方大人足線は危険すぎる。対応はとれないか。 (2)交通弱者に町内タクシー業者のみで使用できる割引等のカード発行についての検討はどこまで進んでいるのか。
		2．図書館ホールの整備及び運営について	(1)まちづくり目標（都市像）の中に図書館ホールの整備と記してあるが、図書館ホールの整備、改修計画はどこまで進んでいるのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(2)利用者、使用者の要望は取り入れているのか。 (3)図書館ホール運営業務委託業者への運営について改善を求める声が上がっているが指導等は行われているのか。
		3．北小校区の振興・発展について	(1)県道大津西合志線沿線及び原水東丘陵に地区計画制度等を活用し積極的な土地利用はできないか。 (2)新町井手改修について進展があったのか。
8	佐々木理美子 (P150～)	1．学童保育の新体制について	(1)学童クラブきくようの設立の経緯と傘下クラブの移管はどのようになっているのか。 (2)学童クラブきくようの組織と役員体制及び事務局の役割と権限はどのようになっているのか。 (3)児童一人あたりの運営費が減額されているが、その理由は何か。 (4)新体制になっての保護者の反応及び指導者の処遇について変化はあるのか。 (5)子どもたちの急変や熱発等における対応時の休養室はどのようになっているのか。 (6)20時までの延長保育は可能なのか。 (7)今後の指導員研修について町の考えはあるのか。
		2．健康施設の充実について	(1)町民の健康増進を図るためには、町としてはどのような手立てが必要と思うか。 (2)現在、健康増進室が光の森町民センター（通称：キャロッピア）内に設置されているが、その利用状況はどうか。 (3)菊陽町には健康増進のためのトレーニング施設が光の森町民センター（通称：キャロッピア）にしかないが、町としての健康施設の計画はあるのか。 (4)総合体育館の建設計画に伴う基金の積立を行っているが、建設の計画はどうなっているのか。
		3．プレミアム付商品券販売状況と今後の構想について	(1)現在の販売状況はどうか。 (2)売れ残り時の対応についてどのように考えているのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　問　の　要　旨
			(3)協力店の問題点として資金回収等があるが、町はどのように対処するのか。
9	吉本　孝寿 (P169～)	1．ふるさと菊陽応援寄附金制度について	(1)全国的にふるさと納税の制度を活かし、税収増にある自治体が数多くあるが、菊陽町が増加しない要因はどこにあるのか。 (2)リピーターを増やすために菊陽町の特産品を返礼品に導入してはどうか。
		2．ゴーヤカーテンの普及と適切な支援について	(1)総合計画後期基本計画にある「省資源・省エネルギーの推進」の施策の中でグリーンカーテンの推進とあるが、どのように推進していくのか。 (2)「人・緑　未来輝く生活都市きくよう」の実現を目指すのであれば、担当者を置きゴーヤカーテン普及を展開するべきではないか。
		3．地球温暖化対策について	(1)都道府県、政令指定都市、中核都市、特例市に策定義務がある温暖化対策だが、人口が４万人を超えた菊陽町でも総合的、計画的な温暖化対策を実施するべきではないのか。
		4．コホートスタディ（住民健康調査）の体制作りについて	(1)医療費削減が町の課題であるが、福岡県久山町では町民の全面協力で病気と生活習慣の関連を調べる「久山スタディー」が行われ、健康管理に貴重なデータが得られている。菊陽町でも、その体制作りができないか。
10	甲斐　榮治 (P183～)	1．最近の町執行部の政治手法並びに事業執行の手順について	(1)町立保育所「もみじ園」の建て替え及び民間移管をめぐる諸対応について ①耐震検査の期日はいつか。 ②園舎の建て替えを決定したのはいつか。 ③園舎建て替え及び運営の民間移管を決定したのはいつか。 ④議会及び保護者会等への説明等９月６日までの行程を整理して示せ。 ⑤町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の審議日程を示せ。 ⑥引き受け法人選定の経過を示せ。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
			⑦もみじ園建て替えスケジュールにおいて、「事前協議対応」の中身は何か。また認可申請について必要な条件を説明せよ。 ⑧本件と平成21年３月の「菊陽町立保育所民営化について（答申）」及び同年５月の「菊陽町立保育所民営化計画」との整合性をどうとるのか。 (2)武蔵ヶ丘中学校関連工事について ①工事計画は約４年間にわたっているが、事業全体の名称を示せ。 ②７月24日（平成27年第３回菊陽町議会臨時会）以前に、全体計画を議会に示さなかったのはなぜか。 ③工事規模・工事期間・資金手当て・施設の配置などを網羅した全体計画が分かる資料を示せ。 (3)菊陽町町民参画・協働推進条例の用語の定義の中に、「町　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、及び固定資産評価委員会をいう」とあるが、この定義は正しいか。

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月３日（木）開会

（　第　１　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（１日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月３日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　町長提出認定第１号から報告第５号までを一括議題

日程第６　町長の提案理由の説明

日程第７　決算審査報告

日程第８　坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案について

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　　輝　君	２番	阪　本　俊　浩　君
３番	西　本　友　春　君	４番	那　須　眞理子　君
５番	佐々木　理美子　君	６番	中　岡　敏　博　君
７番	吉　本　孝　寿　君	８番	吉　山　哲　也　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	坂　本　秀　則　君
11番	石　原　武　義　君	12番	岩　下　和　高　君
13番	大　塚　　昇　君	14番	川　俣　鐵　也　君
15番	上　田　茂　政　君	16番	小　林　久美子　君
17番	甲　斐　榮　治　君	18番	渡　邊　裕　之　君

3.　欠席議員

な　　し

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀　　行　徳　君
書　　記	山　川　真喜子　君
書　　記	増　永　純　一　君

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	後　藤　三　雄　君	副　町　長	井　手　義　隆　君
教　育　長	赤　峰　洋　次　君	教育次長	桐　　陽　介　君
総務部長	吉　野　邦　宏　君	福祉生活部長	實　取　初　雄　君
産業建設部長兼商工振興課長	松　本　洋　昭　君	会計管理者兼会計課長	山　﨑　謙　三　君
総務部審議員兼総務課長	吉　川　義　則　君	総合政策課長	阪　本　浩　德　君

財政課長	東　　桂一郎君	税務課長	阪本章三君
人権教育・啓発課長	高木定伸君	総務部審議員兼 東部町民センター所長	平野葉子君
福祉課長	西本一浩君	福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮本義雄君
福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐藤清孝君	介護保険課長	市原憲吾君
町民課長	酒井章彦君	西部支所長	服部誠也君
産業建設部審議員兼 農政課長	志垣敏夫君	建設課長	小野秀幸君
都市計画課長	大山陽祐君	産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村敬士君
総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君	学務課長	士野公典君
生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀直之君	図書館長	矢野信哉君
農業委員会事務局長	川上一弘君	菊陽町代表 監査委員	中原輝男君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開会　午前10時０分

○議長（渡邉裕之君）　おはようございます。

ただいまから平成27年第３回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（渡邉裕之君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番吉本孝寿君、８番吉山哲也君を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から９月17日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から９月17日までの15日間と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（渡邉裕之君）　日程第３、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査５月、６月、７月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会、総務常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に、今回受理した陳情書等は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　行政報告

○議長（渡邉裕之君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から15日間にわたり、平成27年第３回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

平成27年度も約半分の６か月目を迎えているところでありますが、最近の行政報告を申し上げます。

まず、台風15号によります被害状況について報告いたします。

先月25日に九州地方に上陸しました台風15号により、本町でも多くの被害が発生しております。今回の台風では、暴風による倒木被害が多く、旧豊後街道菊陽杉並木も倒木被害が出ています。

建物の被害としては、現在判明しているだけで、住宅の半壊７棟、一部損害が25棟、倉庫などの非住家の全壊または半壊が６棟となっております。また、停電も3,700世帯で発生し、復旧までにかなりの時間を要し、信号機や下水道施設にも影響し、混乱を招きました。

また、前日の24日の午後６時に老人福祉センターと光の森町民センターに自主避難所を開設いたしました。老人福祉センターに10人、光の森町民センターに６人の方の避難があっています。

復旧作業につきましては、危険除去等の応急的な対応を優先的に行い、本格的な復旧につきましては、災害協定事業者の菊陽町土木建設業協会等の協力により、道路、学校、保育園等の対応を先に行ってまいりました。

道路関係では、被災件数が約73件、約600本を超える風倒木の被害を受け、県道、町道等の数か所で通行規制を行う事態が発生しました。被災直後から、消防団や菊陽町土木建設業協会等の連携により復旧作業に取り組み、交通量が多い県道から作業を進め、夕方には主要道路の通行をほぼ確保することができました。当日復旧ができなかった箇所についても、翌日には作業を終えたところであります。

農業関係では、ビニールハウス倒壊や一部損壊が９件、水稲の倒伏が約１ヘクタール程度、大豆の倒伏が約40ヘクタール程度、発芽したばかりのニンジン畑にも多大な被害があったと報告されております。また、大菊土地改良区の深迫ダムのダムシートが大規模に破れて剥がれ、復旧事業を考慮中であります。

また、町の施設でも、学校、保育所をはじめ図書館や光の森町民センターキャロッピア、生涯学習施設等も暴風による倒木やさまざまな影響が出たところであります。

今後も、町民の安全・安心確保のため、災害に備えて万全を期してまいりたいと考えております。

次に、合併60周年記念式典について報告いたします。

昭和30年に菊池郡津田村、原水村、上益城郡白水村が合併して菊陽村として誕生以来、本年で60周年を迎えることになりました。

合併60周年を記念して、10月18日の日曜日に図書館ホールにおいて記念式典を開催することとして、現在準備を進めています。

その際には、本町の発展に御尽力をいただいた皆様を自治功労者、地域振興功労者として表彰することとしております。

次に、鹿児島県屋久島町の口之永良部島新岳の噴火に伴います災害義援金活動について報告いたします。

屋久島町の口之永良部島では、５月29日の爆発的噴火により、現在も全島民の137名が避難され、８月からは仮設住宅での生活を始められております。

本町では、島民への支援活動として、多くの町民、団体の御協力を得まして義援金活動を行い、６月と８月に集まりました義援金を送金しております。議員各位にも御協力をいただき、ありがとうございました。

また、８月26日は、三遊亭歌之介さんをお迎えして、口之永良部島チャリティー寄席が実行委員会の主催で図書館ホールにおいて開催され、合計額で52万3,046円の寄附金が集められました。

島民の避難生活は長引く模様で、復興に際しても多大な費用がかかることから、今後も災害義援金活動を続けてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、九州産交バス新営業所建設工事に関する説明会について報告いたします。

九州産交バスのバス路線の再編によって新しい営業所が本町に建設されることに伴い、九州産交バスの主催による説明会が８月27日木曜日の午後７時から光の森町民センターにおいて開催されました。

当日は、54人の参加があり、新営業所の工事に対する安全対策や交通安全対策、交通混雑への対応等について、参加者からの質問や要望があり、私の方からも万全を期していただくようお願いをしたところであります。

次に、プレミアム付商品券の状況について報告いたします。

国が実施します地域生活等緊急支援のための交付金事業で、個人消費を刺激する事業としてプレミアム付商品券を発行しています。現在の状況は、本町の総事業費は約3,200万円、発行部数は２万3,000部で、1,000円券６枚つづり（6,000円相当）を5,000円で販売しており、プレミアム率は20％になります。８月末現在の販売部数は１万833部で、販売率は47％となっています。

本町では、他の自治体に比べ国からの交付金の額が小さく、公平性を担保するため、１世帯当たり２部までとしています。販売期間は、通常販売を10月10日までとし、残数が出た場合は11月１日から予備販売を行い、希望世帯への購入を促進する予定であります。

次に、後期基本計画について報告いたします。

平成28年度から32年度までの５年間の後期基本計画の策定に向けて、昨年に引き続き、本年７月に小学校区ごとに住民懇談会を開催し、再度町民の皆様の御意見、御要望をお伺いいたしました。また、８月下旬に後期基本計画の策定委員会を開催し、各委員の意見も伺っておりま

す。

引き続き、策定委員会や策定審議会等を開催するとともに、町民の皆様の御意見を取り入れて策定作業を進めてまいります。

次に、地方創生について報告いたします。

本町では、「さらに成長する菊陽町」をつくるため、総合計画の後期基本計画と並行して、人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定事務を進めております。

町では、さまざまな分野の方々に御協力をいただき、菊陽町まち・ひと・しごと創生推進会議を組織し、これまで２回会議を開催し、総合戦略等について検討していただいているところであります。

次に、もみじ園の進捗について報告いたします。

町立保育所もみじ園の建て替えと民間活用につきましては、６月からこれまでに保護者や地域の方々を対象に説明会を開催し、皆様から御意見を伺うとともに、御理解をいただくよう努めてまいりました。そして、７月中旬から８月下旬にかけて、町内で私立認可保育所を運営している実績のある社会福祉法人を対象に引き受け予定法人の募集を行い、８月25日までに４法人から応募がありました。

今後は、菊陽町民間保育所と設置認可事業者選考委員会設置要綱に基づく選考委員会を今月12日及び19日に開催し、書類の審査と応募法人のヒアリングを行い、引受法人を決定する計画であります。

なお、仮設園舎の建設につきましては、今月中旬の完成を目指して現在工事が進んでおり、今月26日と27日の両日に現園舎からの引っ越しを予定しております。

次に、農業施策について報告いたします。

本年５月から国の農業政策転換の主要事業である農地集積事業を推進するため、農地集積を専門に担当する農地集積専門委員２名を配置いたしました。これは、菊陽町管内の農地集積率の向上を目指すとともに、農地中間管理機構の農地集積事業における各種助成事業を有効に活用するために行うものであります。

農地集積は菊陽町全域で進めておりますが、農業用施設の更新事業で最も古く、修理もたびたび重なっております白水地域の施設を皮切りに、津久礼井手幹線水路や基盤整備未整備地域の取組など、先行して実施したいと考えています。

次に、農業施策の６次作業化について報告いたします。

国の６次産業化ネットワーク活動整備事業交付金を活用し、株式会社フジチクの関連会社として設立されました株式会社ファームクリエイトを事業主体として、自社グループで生産される馬肉・牛肉を提供されるとともに、菊陽産の農産物を使用した焼き肉店を開店される運びとなりました。去る７月に起工式が行われ、11月末の開店を目指して事業が進められています。

これは、菊陽町では初めての交付金を活用した６次産業化の取組でありまして、今後も、この事例をモデルに数多くの取組が実施されますよう支援していきたいと考えております。

次に、企業誘致の状況について報告いたします。

原水工業団地の約18万3,500平方メートルは、平成19年７月１日から分譲を開始しています。これまでに、ソニーセミコンダクタ株式会社及びナカヤマ精密株式会社に分譲したほか、平成27年に小山株式会社、株式会社古賀、キャタピラー九州株式会社と相次いで譲渡契約を締結し、着々と工事も進められています。また、本年６月には、株式会社名古屋精密金型と工場新設に関する協定を締結、原水工業団地の分譲に係る仮契約を締結したところであります。

原水工業団地以外の民有地では、重光産業株式会社の本社工場が大字辛川地内に、原水地内では、先月28日に株式会社熊本玄米研究所と工場新設に関する協定を締結し、立地が決定したところであります。

次に、マイナンバー制度について報告いたします。

マイナンバー制度は、国民一人一人に個人番号と呼ばれる12桁の番号をつけて、各分野、各機関で横断的に利用することができるようにするものであります。

本年10月以降に、地方公共団体情報システム機構から一人一人に12桁の番号、いわゆるマイナンバーが通知されます。来年１月から、社会保障、税、災害対策の３つの分野で行政手続にマイナンバーが必要となります。

次に、国勢調査について報告いたします。

本年は、５年ごとに行われる国勢調査の年になります。調査期日は10月１日で、本町でも９月の上旬から調査員が各世帯を伺いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

仮設校舎跡地及び小・中学校の体育館の耐震対策工事の進捗について報告いたします。

菊陽中部小学校及び菊陽中学校建築時の仮設校舎跡地の町民グラウンドへの復旧工事は、５月に着工し、８月末で完了しております。

また、今年６月に着工いたしました各小・中学校体育館等の非構造部材耐震対策工事も、８月末に３校が完了し、９月中旬に１校、10月中旬に３校が完了予定です。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしましたが、今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　行政報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　町長提出認定第１号から報告第５号までを一括議題

○議長（渡邉裕之君）　日程第５、町長提出認定第１号から報告第５号まで21件について一括して議題といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　町長の提案理由の説明

○議長（渡邉裕之君）　日程第６、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説

明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　それでは、平成27年第３回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は21件であります。内訳は、認定５件、議案12件、同意１件、報告３件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第１号から認定第５号までは、平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算４件の認定について、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第１項第３号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第34号は、菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、菊陽町個人情報保護条例の一部を改正するもので、特定個人情報について適正な取扱いを確保し、開示請求、訂正及び利用停止等を行うための改正と、あわせて所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、菊陽町手数料条例の一部を改正するもので、本年10月から世帯ごとに個人番号の通知カードが送付され、来年１月からは個人番号カードの発行が始まるため、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるものであります。

議案第36号は、菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町子ども・子育て会議を児童福祉法第８条第３項に規定する児童福祉に関する合議制の機関に位置づけ、同会議に地域型保育事業の認可等に関する専門の事項を調査審議する部会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第37号は、菊陽町鼻ぐり井手公園交流センター設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

内容は、平成25年度から整備してまいりました鼻ぐり井手公園が本年度で完了いたしますので、公園の供用開始に向けて本条例を制定するものであります。

議案第38号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成26年度の下水道事業により生じました未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づき、自己資本への組み入れ、さらに減債積立金に積み立てる処分を行うものであります。また、平成26年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認

定を求めるものであります。

議案第39号は、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に８億4,822万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億4,952万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、県支出金を１億3,539万7,000円、財産収入を１億6,853万2,000円、繰越金を５億4,558万7,000円、町債を１億200万円それぞれ増額し、地方交付税を4,006万9,000円、繰入金を8,500万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を３億1,884万8,000円、民生費を8,211万8,000円、土木費を2,265万円、教育費を１億4,049万円、公債費を２億8,336万円それぞれ増額するものであります。

議案第40号は、平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,395万8,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を8,000万円減額し、繰越金を１億738万6,000円増額し、歳出の主なものは、償還金を2,127万2,000円増額するものであります。

議案第41号は、平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に298万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億2,432万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を198万7,000円増額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を198万7,000円、保健事業費を100万円増額するものであります。

議案第42号は、平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,863万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,272万8,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を8,779万1,000円増額するものなど、歳出は、総務費を1,868万4,000円、基金積立金を6,000万円、予備費を808万9,000円増額するものなどであります。

議案第43号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を733万9,000円増額し、13億9,612万8,000円と定め、事業費用を673万7,000円増額し、13億7,060万5,000円と定めるものなどであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を１億2,646万2,000円減額し、５億4,604万9,000円と定め、資本的支出予定額も１億2,646万2,000円減額し、９億372万円と定めるものであります。

議案第44号は、財産の処分についてであります。

内容は、原水工業団地第３街区第３画地の8,160.06平方メートルについて、株式会社名古屋精密金型と協議が調いましたので、財産の処分を行うものであります。

議案第45号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました光団地地区、杉並台地区及び三里木北地区の開発道路を新たに町道として認定するものであります。

同意第２号は、菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについてであります。

前任の固定資産評価員の服部貞夫様が本年６月30日をもって辞任されましたので、後任として、菊陽町大字久保田2354番地３にお住まいの阪本修一様を選任したいので、地方税法第404条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第３号は、平成26年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてであります。

内容は、継続費を設定しておりました（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業及び菊陽中学校増築・改修事業が平成26年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、継続費の精算報告をするものであります。

報告第４号は、平成26年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第３条第１項及び第22条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第５号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成26年度決算に関する書類及び平成27年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邉裕之君）　提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　決算審査報告

○議長（渡邉裕之君）　日程第７、認定第１号から認定第５号及び議案第38号の６件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君）　おはようございます。代表監査委員の中原でございます。

ただいまから決算審査を行いましたんで、その結果を報告させていただきますけれども、そ

の前に、ちょっと審査意見書の内容を再度チェックいたしましたところ、提出されたデータの内容を私が解釈するのを勘違いしておりまして、その結果、お手元に配ってありますところのこの一般会計の決算書の意見書の一番後ろになると思いますけども、意見書の裏に書いてあるところの町税収入未済額の推移のここのところの、これは平成７年度から25年度までの累計額ですけども、これの件数がちょっと間違っておりましたんで、その訂正された数字について、差しかえるなり訂正をお願いしたいと思っております。ちょっと申し訳ございませんけど、よろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと説明に、中に入らせていただきますけども、皆様のお手元には、地方自治法に基づくところの平成26年度の一般会計、特別会計、それから地方公営企業法に基づく下水道事業会計、さらには財政健全化法に基づく財政健全化判断比率と資金不足比率、これの審査意見書がお手元に配ってあると思います。これを全部説明いたしますとかなりの時間を要しますので、基本的にはこの各意見書の一番後ろの方に審査の意見関係を取りまとめて、要約して取りまとめております。この付近を中心に御説明をさせていただいたらなと思っております。

じゃあ、早速中に入りますが、これは、例年どおり、各審査意見書、例えば一般会計でいきますと、一番最初の方に審査の概要というところございますけども、ここに審査の対象とか実施期日、場所、あるいは審査の方法、こういうものが記載してありますけれども、それに書いてあるとおり、これにつきまして、私、それから吉山監査委員ともども、各課が提出されました関係書類を、試査ではございましたけども、証憑類との照合をすると、検証するとともに、必要に応じて担当職員の方々の意見も受けまして、その結果を取りまとめたのがこの意見書でございます。

内容につきましては、先ほど申したように、審査結果と意見のところで、その審査に対する評価と、それから今後の行政運営の留意していただきたい点を取りまとめておりますので、その付近に書いてあることを中心に説明させていただきたいと思います。

なお、各会計とも、審査の結果につきましては、審査に付されました各決算調書、これが関係法令に準拠して作成されておりましたし、その計数を関係諸帳簿や証憑類と照合した結果、適切で適正な予算執行がなされているというふうに監査委員としては認定しております。

それではまず、一般会計と特別会計についてですが、総括的には、一般会計、各特別会計の歳入から歳出を差し引いて、それから翌年度に繰越額がありますけども、それも差し引いた実質収支額というのがございます。これにつきましては、土地取得特別会計の収支がゼロとはなっておりますが、それ以外の一般会計、特別会計とも全て黒字となっております。したがいまして、過去の推移、５年間ほどですけども、見ましても、多少の増減はありますけども、大体平成26年度もそれに近い値ということで、問題のない行政運営がなされているものというふうに評価しております。

その付近については、先ほど町長の方からありましたけども、この財政健全化判断比率及び

資金不足比率の審査意見書というのがありますけども、これが法律でちゃんとやりなさいというふうになってますので、これの１ページをあけていただきますと、それを見ていただいたら、表の１のところに、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率というのございます。これの26年度欄をいたしますと、横線が引いてます。これは黒字だから数字が出てこないということでございますし、それから標準財政規模に対する実質的な公債費の割合、実質公債費比率というんですけど、それから将来負担すべき借入金等の負債残高の程度を示した将来負担比率、これの数字が9.3、24.2という形になっております。これが、早期健全化、要するに黄色信号に当たるかどうかというのは、右側の25、350という数字ですけど、これに比べても全然問題にならないような数字になっているということで、菊陽町の財政状況は非常に健全な段階にあるというふうに思っております。

ただこれは、この早期健全化基準、財政再生基準、これは法律で定められた法定の指標でございまして、これが必ずしも町の財政運営の実態を必ずしも示すものではないということで、一般会計の、ちょっとこれあちこち飛んですいませんけど、20ページから22ページをあけていただきたいと思いますけども、ここに第５に本町の財政構造と財政指数という欄があります。これの内容について検証を行っておりまして、その結果、過去のデータの推移との対比とか、あるいは全国、あるいは県内の各市町村の平均値と比べておりまして、これもいずれも良好な位置を占めている状況にあるということで、問題になるような状況ではないというふうに思っております。

それから、財産と基金の運用状況についてですが、これ財産については、ちょっと前へ返っていただいて、18ページ、財産に関する調書というところの29、30に取りまとめて書いております。これで見ますと、先ほど土地が１万9,938平米の減になっております。その大部分は、その下、行政財産と普通財産があるんですけど、普通財産で１万9,582平米というふうになっておりますけれども、その主なものは、先ほど町長の方からもお話があったような原水工業団地の宅地の売却を行ったために減となっているということでございます。

それから逆に、建物の方は7,753平米増えております。これは、菊陽中学校、それから光の森町民センターの関係の関連の建物、こういうものが増えたということが原因になっていると、主なものはそういうものでございます。

それから、その下の財産総括表の土地と建物以外については、有価証券については出し入れがなされておりません。それから、出資金による権利、これも増減がありませんで、物品については、中身は業務に必要な公用車の新規購入と、それから廃車との差、これが２台ほど増えてるということになります。

それから、貸付金による債権、これは奨学金とか、住宅宅地の敷金とか、災害援助資金の関係の貸付金ですけど、これもどちらかというと、貸し付けと償還のプラス・マイナスがあって、最終的には25万2,000円の減となっているというふうな状況でございます。

それから次に、基金の状況についてはその右のページ、19ページの表31に書いてあります

が、菊陽町には全部で18の基金がございます。そのうちの約半分、これは出し入れがなくて、動きは、利子の積立て、要するに預金の利子の積立てだけでございまして、その他の基金については基金の設立の趣旨に沿った積立てと取崩しが行われて、当該年度の出納閉鎖、つまり５月31日の基金の現在高は50億9,747万8,000円と、前年度の決算45億8,306万4,000円、これに比べると５億1,441万4,000円の増ということで、基金の財源の補強が行われているということで、これも問題ではないんじゃないかというふうに思っております。

この基金の中身については、毎月例月出納検査とか、あるいは10月から開かれますけど、定期監査というのがございます。その中で、その物品の現物の倉庫を見まして、保管状況、それから基金の預金通帳、あるいは出納閉鎖期間中の１次運用された振りかえの関連台帳、こういうものをチェックしておりまして、これは法令あるいは条例に従った適切な運用がなされているということも確認しております。

以上が一般会計・特別会計の健全化判断比率を含めた包括的な説明ですが、ただここで皆様にちょっと留意していただきたいのは、各会計の黒字にというふうに数字が最終的にはなっておりますけども、これは財政調整基金というものの取崩しや積立て、それから地方債の起債と公債との関係、それから一般会計と特別会計のお金の出し入れ、こういうような財源の調整がなされた結果としてこういう数字になっております。この付近につきましては、社会経済状況の変更によっては補助金が減るとか交付金が少なくなるというような問題もいろいろ出てきますので、それはこの収支決算に非常に影響が出てきますんで、今後とも慎重なチェックと分析が行われて、中・長期の収支バランスをとった安定的な行政運営がなされるということをお願いしたいと思います。

殊に、いつも課題になっておるんですけど、３ページの表の２、ここに菊陽町の一般会計歳入の状況ということで、菊陽町で最も財源の大きいのは、町税が大体40.1%を占めております。

今度は、その町税がどういう状況にあるかというのは、５ページあけていただいて、５ページの一番下見ていただきますと、最終的なその徴収率の推移というのが５年間ずっと書いてありますけども、これを見ますと、大体95%の高水準で進んでるんで、よそに比べても非常にいいんだというふうに思います。

それについて、じゃあ過去からずっとした、先ほどちょっと間違っていたやつですけども、これの、じゃあ収入未済額とか不納欠損額はどうなってるんだろうかというのを調べたのが24ページの一番後ろの表でございまして、これで見ますと、収入未済額の推移はずっと、これは軽自動車税、これだけを除きますと、全部件数及び金額とも未済額は減ってきております。ただ、不納欠損額になりますと、37の表でございますが、逆に増えてきております。

この付近については、町だけではどうにもできない制度上の問題もあって、要するにいろんな、低所得者の方、労働法の改正で非正規社員の方が増えたとか、そういうものも影響してるんじゃないかと思います。

殊に国民健康保険者の保険税を見ていただきますと、この国民保険税については、介護納付金とか、後期高齢者支援金も合わせて、所得や世帯の人数によって負担することになっておりますけども、この最近の５か年間の収納状況の状態を見ますと、年金から天引きということもありまして、介護保険等については約90％台では推移しております。ただ、国民保険税の欄を見ていただきますと、これは10ページやったですかね、10ページの表12の収入率の欄を見ていただきますと分かるように、約70％前後と、３割の方は納めていらっしゃらないというような状況が出ております。これが先ほど申しました、非正規社員の方の割合がもう40％に増えてきてるというような変化とか、あるいは低所得者の高齢者の方がどんどん増えてるということで、これは社会構造に起因するもので、この付近については国の動きも考えないといけないんじゃないかというふうに思ってます。

ただ、この付近につきましては、先ほど町長の方からも説明がありましたように、平成28年１月からマイナンバー制度というものが運用されます。これは、税の控除、税情報と社会保障、この付近の情報が一元化されると、要するに横串を入れるということになるわけで、これをやられると、滞納者の方を高額滞納者、それから処理困難案件、あるいは悪徳な滞納者、こういうものが金額的に全部分かるようになります。したがいまして、今まで何万件とあった数字を税務課の職員の方だけで全部仕分けするというのは大変なことであったと思いますけども、この付近の徴収率の向上あるいは強制徴収、こういうものが行われることが非常に効率・効果的に行われることができるようにはなると思っておりますが、逆にこのマイナンバー制度については、情報の漏えいというものがあって、これには罰則規定が当然設けられておりますし、ただまた個人用のホームページからマイポータルという形で、行政機関の誰が個人情報の取得状況を見たのかということもチェックできるようになってます。例えばそういうふうに、私も詳しく分からないですけど、そういうふうに聞いております。

そうなりますのと同時に、運用開始に当たっては、既に本年の４月１日から生活困窮者自立支援法というのも出ております。したがいまして、その付近の趣旨との関係で、ただ単に法律的にあんたが悪いんじゃないですかというような形で、その中で徴収強化がとれるかどうか。その付近については、法制度の趣旨を十分に把握した丁寧な対応をしていただくと。

いずれにしても、徴収率の向上というのは税負担の公平性を確保する上で必要なものですので、今後ともこの付近の課題解決については慎重に取り扱っていただきたいというふうに思っています。

それからもう一方は、今努力義務にはなっておりますが、国は地方自治体に対して、地方創生に関する国の総合戦略、こういうものを勘案した地方版の総合戦略の策定をしてくださいというふうに求めております。先ほど町長の方からも話があったように、その付近の取組は、６次産業の問題とかなんとかで取り組んでおられるようですけれども、この交付金の全体枠が増えてるわけじゃなくて、その中から一部を取り出して地方創生となってて、それから地方に、一生懸命考えたところには配ってあげますよというような形になってますので、この付近がし

っかりやらないと、今までも豊かな町ということで交付税は入ってきてませんけど、その付近が要件とされてますので、その付近は国の動き等よく見て頑張っていただきたいというふうに思ってますし。

それから、平成27年度の６月に既に閣議決定されておりますけども、経済財政運営と改革の基本方針が出されております。平たく言うと骨太方針ですけども。この付近は、2020年、国、地方合わせた基礎的財政収支、要するにプライマリーバランスを黒字化するというふうになっております。

その中身を見ますと、社会保障制度の改革を進めるということで項目だけは記載されていますけど、それをどういう形でどういうことでやっていくかということは明示されておりません。それで、この付近は、日本の財政赤字と、それから経済の活性化、その付近とのバランスの関係でどうなるか分かりませんので、この資金については、地方に与える、財政が与える影響が非常に大きいものがあるというふうに思っておりますので、その動向には十分な配慮をしていただきながら、将来的にも効率・効果的で安定した行政が行えるようにというふうにはお願いしたいということで、職員の方たちにはお願いしておきます。

それから、大体そういうところが一般会計・特別会計の関係ですが、次は下水道事業について説明させていただきます。

下水道につきましては、これは平成26年度に地方公営企業法施行令の改正がなされておりまして、それで大幅な会計基準の見直しが行われています。要は、どういうことかというと、民間企業に合わせたような決算のやり方をしなさいというふうになっております。

したがいまして、昨年度は、４月１日からそういうふうになるということはもう分かっておりましたんで、担当の下水道課あたりともお話ししまして、菊陽町では、じゃあこの付近を先取りして、各公営企業事業体、要するに公共下水道と農業集落排水に分けてセグメントごとに決算をやりなさいというふうに書いてありましたんで、昨年の決算報告では、この公営企業と下水道、農業集落排水とを分離した形で、これはこうです、これはこうですというような決算報告をさせていただいておりますが、その後、この決算報告については、地方公営企業法の17条の趣旨があります。この趣旨に沿って、菊陽町の方でも下水道事業の設置に関する条例というのができておりまして、こちらの方では、この２つの事業の特別会計だったんですが、それを廃止して一元化した連結下水道としての事業運営を行っていくというような形になっております。したがいまして、その付近については問題ないのかということで、国とか県とかの見解を聞きましたら、問題ありませんということでしたんで、今回はその見解に基づいた連結した形の決算報告書が出されておりまして、その先ほど申しました農業集落排水と公共下水道については、一つの連結書類をつくるための資料という見方で取り扱っております。したがって、今から説明する審査結果内容は連結のやつだというふうに見ていただきたいというふうに思います。

この審査結果につきましては、これも下水道の１ページに審査の経過、概要で書いておりま

すけども、述べておりますとおり、審査に付されました決算報告書の財務諸表、それから事業報告書、及び決算付属書類などは関係法令に準拠して作成しておりましたし、当該事業の経営成績あるいは財務状況もおおむね適正に表示されているというふうに評価しております。

それから、特にここで今までと違うところで注意していただかなければならないのは、平成26年４月からの新会計基準に基づく財務諸表において、下水道で、活動で蓄積された全財産、土地とか建物とか、あるいは構築物とか預金、こういうようなストック資産は、その資産を形成するために使われた負債あるいは資本と対比することができるようになっております。これが民間企業に準拠した形で対比できるようになっております。

すなわち、その付近を具体的に申し上げますと、ちょっと６ページをあけていただきたい。６ページの表の11、損益計算書ですけども、この損益計算書を見ていただきますと、これはそこの営業利益というのございますけども、これが赤字になっております。去年まではこれは黒字だったわけです。何で赤字になったのかというと、その付近については、過年度の起債あるいは補助金とかなんとかという長期前受け金というやつですけど、それが資本に入っていたわけですね。だから、これは民間ではやってないんで、民間と合わせましょうとなったんで、それをこの民間に合わせところ、赤字になったということ。

じゃあ、それはどうしたかというと、そこの下に営業外収益とございます。ここに長期前受金戻入金とか他会計補助金という数字が出てきております。この付近が非常に大きかったわけ。だから、これで、ここで経常利益はプラスになって、それでその後に特別損益と利益を差し引いた数字をとってくると、最終的には当該の純利益は2,900万円ほどは出てきますよという形になって、それで過去のそういう利益剰余金と合わせると、当年度の未処分の利益剰余金、要するに、はっきり言うと、平たく言うと貯金ですけど、これは３億4,400万円ほどある状況にありますというふうになっております。

この付近は、ちょっと注意しなきゃいけないのは、８ページ、９ページに、そこ横に貸借対照表というのがございます。左側に資産、右側に負債と資本という形で、これでバランスをとるという形になっておりますけれども、この付近を見ますと、資産の合計は245億5,809万3,000円、負債が213億6,057万3,000円、それから資本は31億9,752万円というふうな数字になっております。

これで見ていただくと分かるように、先ほど損益計算書で出てきたように、この負債の部分、はっきり言うと、端的に言うとこれ借金みたいなやつですけど、これが下水道事業を運営していく上の87％を占めていると。要するに、民間企業の資本比率というのは、ここで言うともう十数％しかないというような状況で動かしているんですよということ、民間ベースで言うとそういうふうになりますよということでございます。

これは、なぜこういうふうにされたかというのは、この、要するに黒字、黒字というと皆さん安心されるんで、民間ベースに合わせてやると、こういうふうに自分たちが、本当先ほど収益的収支という言葉がありましたけど、下水道料金いただいて、それで維持管理費とか工事費

とか、本当は公営企業法では賄わなければならなくなってる。それは赤字なんですよと。実際はこういうように借金でやってるんですよということを皆さんに公表して、そこを理解していただいて下水道運営事業やっていかないといけませんよということを示唆しているんだと思います。

この付近の、先ほど言いました現行制度の減価償却とか、それから長期前受金、こういうやつについては、じゃあなくなったらどうなるんだという話もあるかと思いますけど、これはなくなることは恐らくないと思う。老朽化してずっと工事が伴っていけば、補助金は入ってきますし、交付金も入ってくるでしょうから。ただ、こういうふうになることはないと思われますけど、この負債の割合、これが、借金を返済はしないでどんどんどんどん増やしていくということになりますと、債務超過ということで、民間会社では倒産というような形につながってくるんではないかというおそれも含んでいるということですので、この下水道事業というのは非常にお金もかかりますんで、その財政運営についての目標設定とか方向性の検討では、そのただ単に下水道課だけではなくて、町全体の行政の運営の仕方とか、あるいは資産を管理してるその部署、その連携で、共通認識を持って運営していかないと大変なことになるんじゃないかなと。その付近は横の連携というのを十分にとってやってくださいよというふうに思っております。

それから、その付近をもっと分かりやすくするため、今回の新会計基準では、単年のですけど、要するに下水道業務が行われますと、そのお金はどういう流れになってるんだというのを見るキャッシュフロー計算書というのがあります。これは、業務活動と、要するに下水道事業の業務の運営、それから下水道の将来の利益を生むための投資活動、それから現在どういう財政状態にあるんですよ、借金と公債費の返済の関係はどうあるんですよというような財務活動、この３つに分けて、そしてその流れを明示しなさいというふうになっております。したがって、これが新しく、去年までは書いてなかったやつをここに計上してる形でございまして、その計算書の見方については、その評価というところの欄がありますけど、その、いろんな項目があるんですけど、それを足し算、引き算して、どういう数字になるかという形で、その評価を見ますと、まず業務活動費は平成26年では３億3,601万759円と使ってありますというふうになってます。それから、業務活動についてはプラス、それから投資活動についてはマイナス、財務活動についてもマイナス。トータルとすると、資金の増減額は、1,223万2,000円ほど、先ほど言ったようにプラスになっておりますという数字になっておりますが、これは一般的な、適正な表現かどうか分かりませんけど、私なりに評価してみたんですが、これで見ると、単年度で見ると、菊陽町の下水道は現状の下水道事業会計の資金運用については、本来の業務活動による資金を生み出す力はあります。要するに黒字ですので、生み出す力はあります。ただ、将来の利益を得るための積極的な投資活動も行われております。これはマイナスだからですね。それで、あわせて借入金については、借入金の返済はずっと進んでおります、今年は進んでおりまして、財政体質は強化されておりますということがあるんで、問題ありませ

んという形になるんですが、これにつきましては、じゃあ去年はどうだったんだという形で書いてあるのがその右側の表でございます。この右側の表と左の表の額を見ますと、業務活動費はマイナスになってて、投資活動と財務活動はプラスになっております。ということは、要するに下水道料金から取るお金は、利益が上がる金は減ってきてる。ただ投資活動とその分だけ、要するに工事をしたり、あるいは借金の返済をするという額については減ってるということでなってますんで、要するに下水道事業の業務をぐっと縮めた形で黒字を出してるという形が見えてくると思います。

だから、この付近は、これは単年度の１年間の部分ですので、この付近については、先ほど申しましたように、長い目でずっと見ていかないかんので、下水道課さんともお話ししたんですけど、大体下水道課さんの方としても５年置きにはチェックを入れながらやっていくという話でございますので、その付近についてはそういう形でもいいですので、十分な、問題が起きないようにやっていただきたいと思いますし。

特に、去年お話ししたように、公共下水道と農業集落排水の課題がありますね。農業集落は完全な赤字になってますという形についてはまだ残っております。じゃあこれはどうするのかという話になってきたときに、先ほど話がありましたように、今年の、27年８月には改正農地法とか、あるいは改正農業委員会法と法律が変わっております。この付近を眺めながら、先ほど、菊陽町の方でも農地の活性化のための行動は起こされておりますけれども、この付近が、じゃあどういうふうに影響が出てくるんだと、どういうふうな、その６次産業化するためにどういう設備をつけたり、あるいは企業が来たりするのかというのも分からないところが、不明のところがありまして、下水道事業はそれに合わせたような形で、余分な過大な施設はできませんので、ある程度計画が固まらないと進められないもんですから、その付近の様子を見ながら、最終的には農業集落排水と公共下水道事業は合わせて下水道事業として処理区域を全部決めてやっていくのか、あるいは個別にやっていくのか、その付近も、先ほど言ったように５年間ぐらい様子を見ながらやっていかないと、どうも余り慌ててやることはできないんですよというような説明を受けておりますんで、そういうものについては定期的にやっぱりそういう形でやって、町全体としての横断的な連携を図って、何を優先してやるのかということなども検討していただいたらなというふうに思います。

以上が大体平成26年度決算報告意見書でございまして、ちょっと大きな、大ざっぱな説明になってると思いますけども、時間の都合も、制約もされてますので、その付近について、この中身は、この議員の方たちに渡してある審査書を全部集約させて、全部ほとんど細部にわたってまとめた形でつくったつもりでございますので、一回目を通していただいて、私が言ってることが当たるかどうかは別にして、その付近についてはそれぞれ考えていただいて、執行部と議会の方で議論して、いい行政をやっていただきたいというのが監査委員の最後の意見でございます。

以上でございます。どうもお疲れさまでした。

○議長（渡邊裕之君）　代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、御苦労さまでございました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案について

○議長（渡邊裕之君）　日程第８、発議第10号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本秀則君の退場を求めます。

〔10番　坂本秀則君　退席〕

○議長（渡邊裕之君）　この議案は、岩下和高君外２名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○１２番（岩下和高君）　おはようございます。

日程第８、発議第10号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案。

上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

それでは、おあけください。朗読をいたします。

坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案。

坂本秀則議員は、去る６月12日、本議会に出席する際、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。このことは、飲酒運転・酒気帯び運転は凶悪犯罪であるという世論を侮辱する行為であり、坂本秀則議員が町議会議員である以前に一人の人間として、その資質、人間性が問われる。

菊陽町議会としても、酒気帯び運転という法律違反は、町民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、６月16日、全員の賛成をもって辞職勧告を決議した。

しかし、坂本秀則議員はいまだに辞職をしていない。７月７日と９日に開催した議会と町民の語る会では、参加した町民の発言の多くは、坂本秀則議員への酒気帯び運転に対する強い怒りと、辞職をさせられない議会に対する町民からの不信と不満ははかり知れないものがあった。

現在、全町民が一丸となって交番誘致活動をしている中、坂本秀則議員の酒気帯び運転という不祥事、また辞職勧告を受け入れずに辞職をしないという行為は、今後の交番誘致活動に悪影響を及ぼすものと思われる。

議会は、高い道徳観と倫理観を持って行動する議会人の集まりであり、町民からの信頼があってこそ成り立つものである。議会として法的な処分ができないからといって、このまま何もしないということは、町民の信頼を裏切ることになる。

よって、本町議会は、坂本秀則議員に対して再度辞職することを強く勧告する。

以上、決議する。

平成27年９月３日。菊陽町議会。

○議長（渡邉裕之君）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

坂本秀則君の退場を解きます。

〔10番　坂本秀則君　入場〕

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君に告知いたします。

ただいま坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案が可決されましたので、お知らせをいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

散会　午前11時14分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月４日（金）再開

（　第　２　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（２日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月４日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１　認定第１号　平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第２　認定第２号　平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第３　認定第３号　平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第４　認定第４号　平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第５　認定第５号　平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第６　議案第38号　平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について
（委員会付託）

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　輝　君	２番	阪本俊浩　君
３番	西本友春　君	４番	那須眞理子　君
５番	佐々木理美子　君	６番	中岡敏博　君
７番	吉本孝寿　君	８番	吉山哲也　君
９番	北山正樹　君	10番	坂本秀則　君
11番	石原武義　君	12番	岩下和高　君
13番	大塚　昇　君	14番	川俣鐵也　君
15番	上田茂政　君	16番	小林久美子　君
17番	甲斐榮治　君	18番	渡邊裕之　君

3. 欠席議員

な　し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀　行徳　君
書　記	山川真喜子　君
書　記	増永純一　君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄　君	副町長	井手義隆　君
教育長	赤峰洋次　君	教育次長	桐　陽介　君
総務部長	吉野邦宏　君	福祉生活部長	實取初雄　君
産業建設部長兼商工振興課長	松本洋昭　君	会計管理者兼会計課長	山﨑謙三　君
総務部審議員兼総務課長	吉川義則　君	総合政策課長	阪本浩徳　君
財政課長	東　桂一郎　君	税務課長	阪本章三　君

人権教育・啓発課長	高　木　定　伸　君
福　祉　課　長	西　本　一　浩　君
福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐　藤　清　孝　君
町　民　課　長	酒　井　章　彦　君
産業建設部審議員兼 農　政　課　長	志　垣　敏　夫　君
都市計画課長	大　山　陽　祐　君
総務課長補佐兼 総務法制係長	中　島　秀　樹　君
生涯学習課長兼 中央公民館長	古　賀　直　之　君
農業委員会事務局長	川　上　一　弘　君
総務部審議員兼 東部町民センター所長	平　野　葉　子　君
福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮　本　義　雄　君
介護保険課長	市　原　憲　吾　君
西部支所長	服　部　誠　也　君
建　設　課　長	小　野　秀　幸　君
産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今　村　敬　士　君
学　務　課　長	士　野　公　典　君
図　書　館　長	矢　野　信　哉　君

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前10時０分

○議長（渡邊裕之君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

平成26年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後、各委員会に付託を予定しております。

質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願いをいたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　認定第１号　平成２６年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君）　日程第１、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　おはようございます。

それでは、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、それと主要な施策の成果、及び引上げ分の地方消費税収入の使途、次に財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから昨日代表監査委員から報告がありました決算審査の意見書、さらに添付書類といたしまして歳入歳出決算参考資料の５種類であります。

財政課からは、添付資料のこの歳入歳出決算参考資料、こちらを用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げます。その後で歳入歳出決算書、こちらの中でポイントとなります項目を御説明いたします。なお、御質問に対しましては担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料、こちらの方を御覧ください。

１、２ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、平成26年度の収入済額について前年度との比較を中心に説明させていただきます。

まず、款の１町税は、収入済額が62億4,815万3,805円で、前年度との比較は8,591万8,287円、1.4％の減となりました。歳入合計に占める構成比は40.1％で、一番高い比率であります。その中で、項の１町民税は24億2,320万2,866円で、２億1,124万3,118円、9.6％の増と

なりました。このうち個人町民税、法人町民税ともに増加しております。

項の２固定資産税は34億760万8,105円で、２億9,246万1,850円、7.9％の減となりました。このうち土地と建物は増加しておりますけども、償却資産は減少しております。

次に、款の２地方譲与税は１億6,921万6,000円で、658万2,000円、3.7％の減となりました。地方譲与税は国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準を持って譲与されるもので、項の１地方揮発油譲与税、項の２自動車重量譲与税、項の３航空機燃料譲与税ともに減少しました。

次に、少し飛びますけども、款の６地方消費税交付金は４億3,193万1,000円で、7,509万3,000円、21.0％の増となりました。増額の主な要因は、平成26年４月に消費税率が５％から８％に引き上げられたことによるものであります。このうち地方消費税率は１％から1.7％に引き上げられ、計算上では70％増となる予定ですが、消費税の申告、納付時期の関係で、平成26年度決算では21％の増となっております。なお、引き上げ分の地方消費税収入の使途につきましては、関係書類の主要な施策の成果及び引上げ分の地方消費税収入の使途に整理しております。

款の12地方交付税は８億3,040万1,000円で、２億7,954万3,000円、50.7％の増となりました。増額の要因は、固定資産税の減少が主な要因で、基準財政収入額が減少したことにより地方交付税が増額となりました。

款の14分担金及び負担金は３億5,009万6,916円で、2,340万8,728円、7.2％の増となりました。これは、保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約91％を占めております。

款の16国庫支出金は20億9,135万8,591円で、２億5,517万8,851円、10.9％の減となりました。構成比は13.4％で、３番目に高い比率であります。そのうち項の１国庫負担金が8,103万7,348円、6.2％の減、項の２国庫補助金が１億7,626万2,899円、17.2％の減であります。減少の要因は、前年度に国の経済対策として交付された地域の元気臨時交付金の減が大きく影響しております。

款の17県支出金は11億1,079万4,361円で、7,671万6,375円、6.5％の減となりました。減少の要因は、前年度のＪＡに対するニンジン選果場建設補助金や小規模特別養護老人ホーム設置補助金などの減によるものであります。

款の18財産収入は４億8,489万8,690円で、１億3,299万7,385円、37.8％の増となりました。主な要因は、原水工業団地の土地売払収入の増であります。

次の３、４ページをお開きください。

款の20繰入金は、財政調整基金繰入金の１億円で、１億6,351万4,000円、62.1％の減となりました。学校建設基金や公共施設整備基金などの繰入れをしませんでしたので、減少しました。

款の21繰越金は８億7,465万8,087円で、2,673万4,894円、3.0％の減となりました。この中には、継続費の逓次繰越分と繰越明許費分を含んでおります。

款の23町債は24億8,420万円で、６億400万円、19.6％の減となりました。構成比は２番目に高い16.0％を占めています。主なものは、臨時財政対策債、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業債、菊陽中学校増築改修事業債であります。

以上、歳入合計は平成25年度からの繰越分を含めて155億7,158万5,377円となり、前年度から６億2,307万2,907円、3.8％の減となりました。

５、６ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の１議会費は、支出済額が１億2,719万4,873円で、前年度との比較は100万9,287円、0.8％の減となりました。

款の２総務費は28億2,413万9,900円で、８億5,969万4,311円、43.8％の増となりました。歳出合計における構成比は19.1％を占めています。前年度から大幅に増加した主な理由は、項の１総務管理費の中で菊陽町光の森町民センター建設事業の増、それと減債基金積立金と総合スポーツ施設整備基金積立金の増であります。

款の３民生費は46億5,168万2,663円で、６億7,006万9,362円、16.8％の増となりました。歳出合計における構成比は31.5％と、最も高い比率となっております。

項の１社会福祉費は20億5,081万9,880円で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金や障害者福祉費の扶助費などが主なものであります。

また、項の２児童福祉費は26億86万2,783円で、児童手当、保育園費などが主なものであります。増額の大きなものでは、私立保育所新設補助金と臨時福祉給付金の増であります。

款の４衛生費は９億8,961万8,014円で、2,013万9,124円、2.1％の増となりました。主なものでは、項の１保健衛生費の子ども医療費助成、予防接種委託料で、項の２清掃費は菊池環境保全組合負担金、ごみ収集運搬等委託料などであります。

款の５労働費は331万2,954円で、140万1,897円、29.7％の減となりました。勤労青少年ホームと働く婦人の家の管理運営費であります。

款の６農林水産業費は２億3,391万3,090円で、３億5,940万952円、60.6％の減となりました。大幅に減少しましたのは、前年度のＪＡ菊池に対しますニンジン選果施設整備補助金の減が大きく影響しております。

款の７商工費は２億4,534万9,220円で、3,049万5,829円、11.1％の減で、企業誘致費の工場等立地促進補助金が減少しました。

款の８土木費は14億2,446万5,630円で、５億3,748万1,609円、27.4％の減となりました。歳出合計における構成比は9.7％となっております。このうち、項の２道路橋梁費は３億1,694万5,584円で、１億8,053万8,470円の減、項の３都市計画費は９億7,837万8,332円で、土地区画整理事業費の減により２億8,219万4,374円の減となりました。

また、項の４住宅費では、光団地建設事業などの8,071万2,343円で、7,856万3,426円の減少

となりました。

款の９消防費は３億5,940万2,120円で、２億2,184万4,527円、38.2％の減となりました。主なものでは菊池広域連合負担金であります。減少の要因は、前年度の防災行政無線デジタル化更新事業の減であります。

款の10教育費は27億305万9,850円で、２億7,654万8,379円、9.3％の減となりました。歳出合計における構成比は18.3％を占めています。菊陽中学校の増築・改築事業と小学校空調設備設置事業が増加しているものの、菊陽中部小学校改築事業が減少したことにより、増減率9.3％の減となりました。

款の11災害復旧費は1,346万831円で、平成24年の７・12九州北部豪雨災害による曲手地区等の災害復旧費事業分であります。

款の12公債費は11億8,302万8,465円で、１億764万6,265円、10％の増となりました。歳出合計における構成比は8.0％を占めています。内訳は、元金が10億2,379万2,056円、利子が１億5,923万6,409円であります。

なお、平成26年度末の地方債現在高は、一般会計で157億857万7,000円となり、光の森町民センター建設事業、菊陽中学校増築改修事業などにより、前年度末から約14億6,000万円増加いたしました。

款の13諸支出金は、支出済額はありません。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありませんが、ほかの款項に充当しており、決算書に充当先を記載しておりますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は平成25年度からの繰越分を含め147億5,862万7,610円で、前年度から５億6,137万2,587円、3.7％の減となりました。

以上で参考資料による説明を終わりまして、次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。表紙をめくっていただきますと目次がございます。１の歳入歳出決算書を１ページから、２の事項別明細書を10ページから244ページに、最後に３の実質収支に関する調書を245ページに掲載しております。

それでは、１、２ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりでございます。

次に、不納欠損額ですが、款の１町税と款の14分担金及び負担金にございます。また、収入未済額が款の１町税と款の14分担金及び負担金、款の15使用料及び手数料、款の22諸収入にございます。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

右端の、予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。数値がマイナス――△で記入してある分ですけども――となっているものは、一番下の款の16の国庫支出金、次の３、４ペ

ージをお開きいただき、款の17県支出金及び款の23の町債で、これは平成27年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などであります。

５、６ページをお開きください。

次は、歳出になります。

支出済額等は、先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、６ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、６月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容であります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されているところであります。

10ページをお開きください。

これからは、決算の認定をいただくための書類であります事項別明細書になります。大まかな内容は、先ほど参考資料で説明いたしましたので省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しております。

少し飛びますが、45、46ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

以上、事項別明細書の項目を申しましたが、歳入歳出の詳細な内容につきましては各委員会に付託される予定でございますので、その際、各担当課から詳しく説明させていただきます。

次に、最後の方の241、242ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありませんが、241ページの右から２番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、950万7,000円を充当しました。内訳は、242ページと244ページの備考欄に記載のとおりの各科目に充当しております。

最後に、245ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は千円単位となります。

１の歳入総額155億7,158万5,000円に対し、２の歳出総額が147億5,862万8,000円ですので、３の歳入歳出差引額は８億1,295万7,000円となります。

ただし、４の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の１億1,737万円が必要ですので、５の実質収支額は６億9,558万7,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、御覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これで認定第１号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　認定第２号　平成２６年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第２、認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第２号の決算、１枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけておりますが、この特別会計は用地先行取得事業に係る歳入歳出を整理するものであります。

また、１枚めくっていただきますと、平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をおつけしております。

決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

７、８ページをお開きください。

まずは、歳入ですが、款の１財産収入、項の１財産運用収入、目の１基金運用収入につきましては、調定額、収入済額ともに７万571円で、これは土地開発基金の利子であります。

次に、款の２繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１一般会計繰入金ですが、調定額、収入済額ともに１億7,326万7,482円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて、財源を確保したものであります。

以上、歳入合計は調定額、収入済額ともに１億7,333万8,053円となります。

次の９、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の１土地開発基金積立金は、支出済額が７万571円で、内訳は、歳入で受け入れた基金利子７万571円を積み立てたものであります。

款の２諸支出金、項の１財産取得費、目の３土地・建物管理費は、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費87万3,532円であります。

款の３公債費は（仮称）光の森多目的広場用地分の償還金で、目の１元金を１億6,778万円、目の２利子を461万3,950円支出いたしました。

なお、平成26年度末の地方債残高は３億3,556万円となります。

以上、歳出合計も１億7,333万8,053円となりました。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は０円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も０円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これで認定第２号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　認定第３号　平成２６年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君）　日程第３、認定第３号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　おはようございます。

それでは、認定第３号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の１ページをお開きください。

平成26年度の歳入歳出決算書は１ページから４ページまでとなっております。次に、６ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算の執行状況を、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、１ページから４ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の１ページと２ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の１国民健康保険税は、一般分と退職分で前年度より435万7,665円減の８億662万7,161円となっており、不納欠損額は1,087万6,804円、収入未済額は３億4,955万3,244円です。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は89.9％です。

款の５国庫支出金、項の１国庫負担金は療養給付費等、高額医療費共同事業、特定健康診査に対する国庫負担金で６億5,097万4,876円です。

項の２国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金で２億5,167万8,000円です。

款の６療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療給付費等に対して社会保険診療報酬

支払基金から交付されるもので２億2,138万2,000円です。

款の７前期高齢者交付金は、社会保険診療支払基金から国保被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者分として交付されるもので７億585万2,200円です。

款の８県支出金、項の１県負担金は、高額医療費と特定健康診査等に対する負担金で2,250万389円です。

項の２県補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金で１億7,129万5,000円です。

款の10共同事業交付金は、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の交付金で４億2,549万2,781円です。

款の13繰入金は一般会計からの繰入金で３億3,873万3,746円です。この中に、財政調整繰入金として１億円を繰り入れております。

以上により、歳入合計は予算現額37億2,966万2,000円に対しまして、調定額41億2,073万5,827円、収入済額37億5,930万9,069円、不納欠損額1,087万6,804円、収入未済額３億5,054万9,954円、予算現額と収入済額との比較では2,964万7,069円の増となっております。

続きまして、３ページと４ページをお開きいただき、歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額については省略し、支出済額について主なものを説明いたします。

款の２保険給付費、項の１療養諸費は、医療給付費と療養費等で20億5,087万3,377円です。

項の２高額療養費は、算定基準を超える部分を高額療養費で給付するもので２億6,283万1,027円です。

項の４出産育児諸費は、被保険者の出産に対して給付されるもので2,639万6,707円です。件数は61件です。

款の３後期高齢者支援金等は４億6,670万1,555円です。

款の６介護納付金は、介護保険の第２号被保険者である40歳から65歳未満までの国保被保険者から徴収する介護分で１億9,335万1,700円です。

款の７共同事業拠出金は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業分の拠出金で４億7,018万5,126円です。

款の８保健事業費、項の１特定健康診査等事業費は、生活習慣病に関する特定健診、特定保健指導の費用で1,709万3,005円です。

項の２保健事業費は、人間ドック補助など被保険者の健康維持増進のための費用で1,523万843円です。

款の11諸支出金は、一般及び退職被保険者の保険税還付金と過年度分の療養給付費等国庫負担金の返還金及び療養給付費等交付金の返還金の合計１億1,744万7,553円です。

以上により、歳出合計は予算現額37億2,966万2,000円に対しまして支出済額36億3,692万2,111円、不用額9,273万9,889円で、予算現額と支出済額の比較も同額であります。

４ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が37億5,930万9,069円、歳出総額が36億3,692万2,111円で、歳入歳出差引残額が１億2,238万6,958円であります。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書でありますが、歳入歳出差引額が１億2,238万6,000円で、実質収支も同額となっております。

以上で平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これで認定第３号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　認定第４号　平成２６年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第４、認定第４号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　認定第４号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の１ページをお開きください。

平成26年度の歳入歳出決算書は、１ページから４ページまでとなっております。次に、６ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終15ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、１ページから４ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の１ページと２ページで、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の１後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入で、前年度より783万5,840円増の２億2,460万620円です。

款の４繰入金は一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療特別会計事務費及び保険基盤安定負担分の7,005万2,520円です。

款の５繰越金は961万9,521円です。

以上により、歳入合計は予算現額３億1,319万6,000円に対しまして調定額３億1,117万

6,413円、収入済額３億983万7,113円、収入未済額133万9,300円、予算現額と収入済額との比較は335万8,887円の減となっております。

続きまして、３ページと４ページをお開きいただき、歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額は省略し、支出済額について説明いたします。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より1,197万1,804円増の２億9,082万3,532円です。

款の３保健事業費は、健康保持増進事業費、健診費助成や人間ドック補助などで622万9,152円です。

以上により、歳出合計は予算現額３億1,319万6,000円に対しまして、支出済額２億9,984万9,672円、不用額1,334万6,328円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

４ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が３億983万7,113円、歳出総額が２億9,984万9,672円で、歳入歳出差引残額は998万7,441円であります。

最後に、最終15ページをお開きください。

実質収支に関する調書となっておりますが、歳入歳出差引額が998万7,000円で、実質収支額とも同額となっています。

以上で平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これで認定第４号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　認定第５号　平成２６年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第５、認定第５号平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君）　おはようございます。

認定第５号平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の１ページをお開きください。

平成26年度の歳入歳出決算書は、１ページから４ページまでとなっております。次に、６ペ

ージから26ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終27ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、１ページから４ページまでの款項の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、決算書の１ページと２ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の１保険料、項の１介護保険料は、第１号被保険者である65歳以上の方の保険料収入で、前年度から2,303万2,680円増の４億5,149万1,560円、収納率は96.6％となっております。また、不納欠損額は71万3,260円、収入未済額は1,518万2,000円であります。

款の４国庫支出金、項の１国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で３億5,738万2,974円です。

同じく項の２国庫補助金は、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金で１億174万1,520円です。

款の５支払基金交付金、項の１支払基金交付金は、第２号被保険者である40歳から64歳までの分、29％を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので５億6,607万7,011円です。

款の６県支出金、項の１県負担金は、介護給付及び予防給付に要する県の負担金で２億8,246万7,798円です。

同じく項の３県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業の補助金で954万8,260円です。

款の９繰入金、項の１一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担分で２億9,454万2,184円です。

以上、歳入合計は、予算現額21億5,775万1,000円に対して調定額21億5,998万2,515円、収入済額21億4,408万7,255円、不納欠損額71万3,260円、収入未済額1,518万2,000円、予算現額と収入済額との比較が1,366万3,745円のマイナスとなっております。

次に、３ページと４ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額については省略し、支出済額について説明いたします。

款の２保険給付費、項の１介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用で、前年度から１億4,861万9,270円増の18億7,485万3,877円であり、同じく項の３高額介護サービス等費は、要介護者等が１か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるもので4,018万3,116円です。

款の４地域支援事業費、項の１介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、通所による運動教室を行う事業費で2,675万653円です。

同じく項の２包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるための総合相談や権利擁護などの事業費で3,321万5,610円です。

以上、歳出合計は予算現額21億5,775万1,000円に対して支出済額20億4,429万5,589円、不用額が１億1,345万5,411円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

４ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が21億4,408万7,255円、歳出総額が20億4,429万5,589円で、歳入歳出差引残額は9,979万1,666円となります。

恐れ入りますが、下の日付のところが記載漏れをしております。平成27年９月３日ということで御記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書でありますが、歳入歳出差引額9,979万1,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これで認定第５号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議案第３８号　平成２６年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第６、議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　おはようございます。

それでは、議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

昨日町長の提案理由にもございましたように、一昨年まで別個に議決をいただいておりました下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に関しましては、今回から決算認定と合わせて御審議をいただきたいと考えております。

これは、現行制度上は決算認定と利益の処分の議決は別の手続でありますけども、実務上結果においてあえて区別するほどの実益がないと考えられますことから、あくまでも便宜的に一議案として提出をさせていただき、地方公営企業法第32条第２項の規定により未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求め、平成26年度決算について同法第30条第４項の規定により議会の認定に付するものでございます。

それでは、表紙の次のページの目次をお開きください。

最初に、事業報告書、次が決算報告書（連結）、その後事業別の決算報告書、公共下水道事業と農業集落排水事業と続いておりますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づいて作成したものでございます。

本日は、公共、農集の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連結貸借対照表によって、下水道事業の財政状態の報告をさせていただき、その他の附属明細書につきましては必要な部分のみの説明とさせていただきます。

それでは、２ページをお開きください。

下水道事業報告書でございます。

まず、公共下水道事業につきましては、昭和58年度に事業に着手いたしまして、平成26年度末の下水道処理区域内人口普及率は97.9％となっております。しかし、現在管理しております下水道管路も古いものは40年余りが経過して、経年劣化により管路が腐食している状況が見受けられます。今後は、下水道施設の維持や更新に重点を置いて、下水道長寿命化計画によりまして施設の延命化を図ってまいります。

また、平成26年度の予算から新地方公益企業会計制度を適用しておりまして、新しい会計基準に基づいた決算処理を行っております。このことは、この後に説明いたします損益決算書や貸借対照表の中で、制度改正に伴った利益剰余金に関しまして少し大きな数字上の移行処理を行っておりますので、その際に詳しく申し上げます。

次に、建設改良工事の状況について申し上げます。

平成26年度は、社会資本整備総合交付金や町単独費を合わせまして２億2,178万5,000円を投入し、中央汚水枝線築造工事など合計20件の工事を行いました。これにより事業認可区域内の整備率は86％となっております。

次に、浸水対策、雨水対策事業でありますが、花立第１排水区幹線築造工事など３件の工事を行いまして、事業認可区域内の整備率は64.6％となっております。

また、長寿命化対策では、杉並台や東ケ丘地区における汚水管更生工事など12件の工事を行いました。

次に、業務の状況について申し上げます。

平成26年度の建設工事によりまして、菊陽第二土地区画整理事業地区及び曲手地区等の一部の7.22ヘクタールの供用を新たに開始しております。水洗化戸数は、前年度より358戸増の１万4,887戸、水洗化人口は３万7,628人となっております。

有収水量、いわゆる料金の対象となった汚水排水量につきましては632万2,516立方メートルで、前年度よりも６万7,437立方メートル減少しております。これは特定事業場、いわゆる大量の工場排水を行う企業からの排水量の減少によるもので、企業においては半導体の製造工程で使用する地下水のくみ上げ量を減らして洗浄水を繰り返し使用するシステムなどを取り入れておられることから、26年度においては排水量が減少したものであります。ただ、現在は企業

の業績向上もありまして、排水量も一昨年程度の排水量に戻ってきている状況であります。

次に、３ページの経理状況についてでございますけれども、この後、決算報告書の説明を行いますので、ここでは省略をいたします。

次に、農業集落排水事業でありますが、戸次、馬場楠、曲手を対象区域としまして、平成10年12月から供用開始しております。

建設改良工事につきましては、馬場楠及び曲手地区で管路築造工事を６件行っております。

続いて、業務の状況について申し上げますと、26年度は曲手地区で3.05ヘクタールの供用を開始しまして、水洗化戸数が257戸、水洗化人口が721人、有収水量が７万5,393立方メートルとなっております。

４ページの経理の状況については説明を省略します。

次に、５ページを御覧ください。

下水道事業連結決算報告書でございます。

下水道事業は、企業会計に移行しましても地方公共団体の特別会計として予算制度を採用しておりますことから、予算に対する実績を示すためにこの決算報告書を作成するものでございます。

それではまず、下水道の維持管理部分であります収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと14億2,716万5,105円で、内訳は以下御覧のとおりでございます。

次に、支出におきましては、下水道事業費用の決算額13億8,618万4,812円で、内訳につきましては以下御覧のとおりでございます。

続きまして、６ページ、下水道の建設改良部門であります資本的収入及び支出でございますが、まず収入におきましては資本的収入の決算額は５億3,944万9,183円で、内訳は以下御覧のとおりです。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は９億2,258万4,475円、翌年度繰越額は697万8,000円で、内訳は御覧のとおりです。

なお、この表の下段に記載してございますけども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億8,313万5,292円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額あるいは過年度分の損益勘定留保資金であるとか、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金等々で補填する旨記載してございますけども、なぜこういった資本的収支で不足が生じるのかということを少し申し上げますと、もともと建設改良工事を行う際は補助金でありますとか企業債を借り入れまして、財源を確保して取り組むわけでございますけれども、そういうことで財源が不足することはないわけでありますけれども、この資本的収支の第２項の部分を御覧いただきますと、企業債の償還金がございます。決算額は５億9,113万6,000円余ということで決算がなされておりますけれども、この元金償還用の収入につきましては、上の段の資本的収入の中には出資金であるとか負担金の一部しかないわけであります。そのため、この不足分を前ページ

の５ページの収益的収支で発生いたします損益勘定留保資金等々で補塡をするものでございます。

続きまして、７ページの連結損益計算書を御覧ください。

ここで下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で８億4,134万9,050円であります。

次の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億1,922万4,615円で、営業利益はマイナス２億7,787万5,565円となっております。

この理由として、１つ目は新会計基準が平成26年度より適用され、みなし償却制度が廃止されたことによりまして減価償却額が増加したことによるものであります。企業会計方式を取り入れました平成24年と25年の減価償却においては、みなし償却制度を採用し国庫補助金で賄われました資産部分で帳簿価格の50％分は減価償却を行っておりませんでした。新会計基準が適用されました今期の決算から帳簿価格100％のフル償却を行いましたことから、例年より２億円以上多い６億7,510万円余の減価償却費を計上いたしました。

そして、２つ目の理由として下水道使用料収益が昨年よりも減少したこと、これは先ほども説明いたしました有収水量の減少によるものでございます。これにより、営業利益がマイナス計上となったのであります。

次に、主たる営業活動以外の原因から生じる収益であります営業外収益は、他会計補助金や長期前受金の戻入などによりまして５億3,369万6,893円の収益がございました。

ここで、長期前受金の戻入ということについて簡単に説明させていただきたいと思います。

新会計基準以前におきましては、減価償却を行う上でみなし償却制度を採用しておりましたが、このみなし償却制度とはどういうものかということを申し上げますと、下水道建設費に充てられました国庫補助金等が下水道料金に転嫁されることを防ぐために設けられた制度であります。しかし、会計基準が見直されみなし償却制度が廃止されましたので、下水道施設の建設に際し交付されました補助金、負担金等については、長期前受金として負債の部で繰延収益に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化したものであります。これにより収支の相殺が行われ、下水道建設費に投入されました国庫補助金が料金原価に含まれないようにするというみなし償却制度の趣旨を、引き続き受継したものであります。

次の営業外費用は、支払利息等で２億2,040万7,680円を支出いたしておりますが、営業外収支が３億1,328万9,213円の黒字となりまして、経常利益が3,541万3,648円となったものであります。

それから、下の前年度の繰越利益剰余金4,306万5,197円を加え、さらに今期決算においてはその他未処分利益剰余金変動額２億7,277万957円を計上し、当年度未処分利益剰余金が３億4,486万9,743円と、かなり大きな剰余金を計上しております。これは先ほど減価償却費の項目で説明しましたように、営業外収益の長期前受金戻入により２年分の減価償却見合い分を収益

化したことで、２億7,277万円余のその他未処分利益剰余金変動額を計上することとなったものでございます。

なお、この損益収支の根拠資料となりますものが37ページ、これは公共下水道、それから農業集落排水事業は71ページの収益費用明細書で確認できますので、後で御覧いただきたいと思います。

続きまして、８ページの剰余金計算書を御覧ください。

この表は資本金及び剰余金について年間の増減を明示しておりまして、次のページの平成26年度の下水道事業剰余金処分計算書（案）の根拠となるものでありまして、資本金合計額はこの表の一番右下に記載のとおり31億9,752万179円となっております。

それでは、次のページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明いたします。

この項目は、一昨年まで地方公営企業法第32条第２項の規定により決算認定とは別に議決をいただいていたものでありますが、26年度の決算認定から合わせて説明をさせていただき、審議をお願いするものであります。

処分計算書の表の上段を見ていただきますと、当年度残高が資本金18億7,439万円余、資本剰余金８億5,561万円余、未処分利益剰余金３億4,486万円余がございまして、これは次の11ページの連結貸借対照表の資本の部でも示されております。そして、処分方法を定めますのは未処分利益剰余金で、３億4,486万9,743円のうち２億7,277万957円を自己資本へ組み入れ、条例第２条による処分として4,735万7,042円を減債積立金に積み立て、残高2,474万1,744円を未処分利益剰余金として27年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、10、11ページの連結貸借対照表について御説明いたします。

まず、10ページの資産の部ですが、１の固定資産につきましては土地、建物等の有形固定資産や熊本北部流域下水道などの施設利用権であります無形固定資産をそれぞれ減価償却し、さらに下水道事業運営基金の投資資産を加えまして、固定資産合計額は243億8,236万4,913円となっております。

また、２の流動資産につきましては、現金預金や未収金で、流動資産合計は１億7,572万8,274円となっておりまして、資産合計は245億5,809万3,187円となっております。

続いて、11ページの負債の部でございますが、３の固定負債につきましては、昨年度まで資本の部の借入資本金として整理してありました企業債を、この負債の部に移行させております。企業経営としてはこれが本来の形でありますが、会計基準の見直しにより固定負債の企業債として負債合計は81億568万1,598円であります。

そして、４の流動負債は、１年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金、職員賞与の引当金などで、流動負債合計は７億843万2,380円となっております。なお、この固定負債及び流動負債に記載されております企業債の残高につきましては、44ページから50ページと、それから農業集落は74ページの企業債明細書で御確認がいただけます。

次に、資本の部について申し上げます。

６の資本金の自己資本金は、各資本金を合わせまして18億7,439万584円であります。

続きまして、７の剰余金の資本剰余金につきましては、国庫補助金や受贈財産評価額などを合わせまして、資本剰余金合計は８億5,561万8,261円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、建設改良積立金と当年度未処分利益剰余金で４億6,751万1,334円となっております。

そして、資本金と剰余金を合わせました資本合計は31億9,752万179円で、負債と資本の合計は245億5,809万3,187円となりまして、26年度末の菊陽町下水道事業の財政状態は以上のとおりとなったものであります。

次に、52ページをお開きください。

こちらは下水道事業経営分析表でございます。下水道の経営状況を前年度と比較するとともに全国平均値との比較を行いまして、それぞれの事項の内容やその評価方法について説明をいたしておりますので、こちらもまた、これは農集については75ページにございますから、後で御確認いただきたいと思います。

最後に、下水道使用料について申し上げたいと思います。

今申しました経営分析表52ページを御覧いただきたいと思います。

52ページの左側、事項の上から９番目に使用料回収率がございます。こちらは汚水処理に要した費用のうち使用料で賄われている割合を示したものでありますが、平成26年度の回収率は88.3％で、ちなみに75ページの農集については35.6％でありました。これにより公共と農集合わせまして１億7,134万8,000円余の基準外繰入金が汚水処理費用に使われたという結果になっております。本来汚水処理に係る費用に関しましては、公共性のある一部の経費を除きまして全額を使用料で賄うことが企業経営の原則とされておりますことから、今後使用料の改定につきましては十分に議論する必要があるというふうに思われます。

長くなりましたけれども、以上で決算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第38号なんですけれども、９ページの表の中に議会の議決による処分額という、これはどういう意味なのかお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　この下水道事業剰余金処分計算書、連結計算書につきましては、これは公営企業法で定めておりますけども、自己資本への組み入れ、未処分利益剰余金を自己資本等へ組み入れる場合には議会の議決が必要であるというふうに規定されておりますことから、これについて議会の議決を求めたものでございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第38号についての質疑を終わります。

以上で認定第１号から認定第５号及び議案第38号の質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第１号から認定第５号及び議案第38号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定をいたしました。

これで委員会付託を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

散会　午前11時12分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月７日（月）再開

（　第　３　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（３日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月７日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１　一般質問

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　　輝　君	２番	阪　本　俊　浩　君
３番	西　本　友　春　君	４番	那　須　眞理子　君
５番	佐々木　理美子　君	６番	中　岡　敏　博　君
７番	吉　本　孝　寿　君	８番	吉　山　哲　也　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	坂　本　秀　則　君
11番	石　原　武　義　君	12番	岩　下　和　高　君
13番	大　塚　　昇　君	14番	川　俣　鐵　也　君
15番	上　田　茂　政　君	16番	小　林　久美子　君
17番	甲　斐　榮　治　君	18番	渡　邊　裕　之　君

3.　欠席議員

なし

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀　　行　徳　君
書　　記	山　川　真喜子　君
書　　記	増　永　純　一　君

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	後　藤　三　雄　君	副　町　長	井　手　義　隆　君
教育委員会委員長	曽　我　惟　雄　君	教　育　長	赤　峰　洋　次　君
教育次長	桐　　陽　介　君	総務部長	吉　野　邦　宏　君
福祉生活部長	實　取　初　雄　君	産業建設部長兼 商工振興課長	松　本　洋　昭　君
会計管理者兼 会計課長	山　﨑　謙　三　君	総務部審議員兼 総務課長 兼選挙管理委員会書記長	吉　川　義　則　君
総合政策課長	阪　本　浩　德　君	財政課長	東　　桂一郎　君
税務課長	阪　本　章　三　君	人権教育・啓発課長	高　木　定　伸　君
総務部審議員兼 東部町民センター所長	平　野　葉　子　君	福祉課長	西　本　一　浩　君
福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮　本　義　雄　君	福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐　藤　清　孝　君
介護保険課長	市　原　憲　吾　君	町民課長	酒　井　章　彦　君
西部支所長	服　部　誠　也　君	産業建設部審議員兼 農政課長	志　垣　敏　夫　君

建設 課長	小野秀幸君	都市計画課長	大山陽祐君
産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村敬士君	総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君
学務 課長	士野公典君	生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀直之君
図書 館長	矢野信哉君	農業委員会事務局長	川上一弘君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議　午前10時０分

○議長（渡邉裕之君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　一般質問

○議長（渡邉裕之君）　日程第１、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

石原武義君。

○１１番（石原武義君）　おはようございます。議席番号11番石原武義です。

傍聴席の皆さん、朝早くから傍聴ありがとうございます。

トップバッターとしてただいまより質問します。

今年の８月15日が戦後70年ということで、全国あちこちで平和集会が開かれ、マスコミが大々的に報道しています。皆様御承知のとおりです。平和、平和と、お祭りのような感じさえします。

ここで、私どもは冷静に平和について考えなければなりません。平和、平和と、一日何千回、何万回唱えようとも、祈ろうとも、平和は維持できないということであります。

人類の歴史を見ても分かるように、平和は力の均衡の上に成り立っています。昭和20年代から30年代の前半にかけて、日本はスイスを見習って永世中立国になったらどうかという動き、運動がありました。しかし、スイスの永世中立は、ナポレオン戦争の後始末として開催されたウイーン条約、多分1815年だと思いますが、によって欧州各国から提案され、認められたものであります。しかし、そのスイスでさえ国民皆兵であります。一日24時間以内に30万の兵が動員される体制が確立されております。国防と平和、平和と国防は一心同体であり、また表裏一体であります。ということを私どもは改めて認識しておかなければならないと思っております。

さて、日本社会は、少子・高齢化という問題に直面しています。一方では高齢化が進み、一方では少子化が進み、人口は減る、日本の経済はますます縮小するというシナリオが描かれております。世界に見習うべきお手本となるべき国はありません。私どもが一人一人考え、打開しなければなりません。大変難しい難題であります。

先日、図書館に行きました。そこに「熊本の経済」という月刊誌がありました。私も目を通しておりますので、何月号か知りませんでしたが、後藤町長がその「熊本の経済」という、その中、記者に答えて、インタビューに答えられておりました。菊陽町の課題は何ですか、大変菊陽町は人口が増えていい町ですねという問いかけに対して、それは一辺であって、他方、武蔵ヶ丘団地周辺は高齢化率が50％を超えると述べておられました。じゃあ、どうなるか、これから大きな取り組むべき課題は空き家の問題であると答えられておりました。私は、一般通告

で空き家の問題に対して事前通告しておきましたので、大変タイムリーだと思って、内心、じゃあこれは質問するに値するなと思ったところであります。

というわけで、今回は、大きな項目、空き家対策、２番目に大きな項目として選挙権の拡大と投票率の低下を用意しております。個別的、具体的な質問は質問席から行います。

○議長（渡邊裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　それでは、項目の１番大きな空き家対策について、(1)空き家の状況と分析についてとしております。それでは質問します。

大きな事項の１として、空き家の状況と分析についてであります。

年々人口が増加する我が菊陽町においても、御多分に漏れず高齢化は進み、その結果が空き家としてあちこちに散見されるようになり、年々増加しているなというのが感覚的に捉えられます。したがって、今後行政が早急に取り組まなければならない課題の一つとして位置づけたところであります。

そこで、前段階としまして、執行部も議会も、そして町民の皆さんも、共通の認識と共通の問題意識を持っておく必要があろうという意味においてこの質問をすることにしました。

１から４まで、４項目用意しました。

①で、どのような原因、社会背景があって空き家が増えていると思うかとしております。これは、お互いこれから共通認識、共通問題意識を持つために１から大体④まで用意しております。

それでは、今の質問に対してはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　おはようございます。

それでは、①のどのような原因、社会背景があって空き家が増えているかと思うかということについてお答えいたします。

空き家の発生原因は、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないなどさまざまなものが考えられます。余り老朽化しておらず、居住可能な空き家は、売却したり、賃貸に出すことも考えられますが、やはり自宅に対する愛着や他人が住むことに対する抵抗感があったり、また空き家に家財道具や仏壇などが残されていたり、また地域によっては買い手や借り手が見つかる見込みがないために流動化が進まないとされております。

また、マクロ的な背景としましては、戦後の我が国の人口移動、これ地方から都市、それから現在の世代交代というふうなところでございますが、人口移動や世帯数の伸びを上回る住宅数の増加などが上げられております。

次に、空き家が増える原因としましては、所有者が遠方に住んでいるなど管理意識が低い場合や相続を契機に管理責任が不明確になるなどの空き家の管理不全などが考えられます。

また、自治体が所有者に適切な管理を求めようとしても、現在の建物の所有者やその連絡先を確認できず、あわせて財産権の問題があり、なかなか対策をとりづらいというところが上げ

られております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　多分そういうことだと思います。

私が考えるところによりますと、高齢化社会が進む、その結果、配偶者の一方が亡くなり、その結果、ひとり暮らしが増える。また、最近は風潮としまして、子が結婚する、しかし親と同居することはしない、そういうことも関係してるかと思います。というわけで、ほかに子どもさんは別なところに家を建てる、そのままその家に住み着いてしまうということが原因として考えられるんじゃなかろうかと思います。一つの社会風潮みたいなものがあります。

それでは、②に移ります。適切に管理されていれば社会問題にはならないと思うが、なぜ問題になるかとしています。いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、適切に管理されていれば社会問題にならないと思うが、なぜ問題となるのかについてお答えいたします。

適切な管理が行われてない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、問題となるものでございます。このため、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対策が必要となってくるというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。草はぼうぼうになり、蚊は発生する、ごみは捨てられる、木は伸び放題になって隣の家まで侵入する、そして道の通路まではみ出してしまう。また、放火の危険もある、倒壊の危険もある。そういうわけで、隣近所は大変迷惑していらっしゃいます。

そして、なおさら地区の区長さん、もうこの方が、そりゃどこの区長さんでも一緒だと思いますが、この打開策に対しても非常に苦労して、なかなかきちっとしたあれは出てこないんですね。ちょっとだけ道にはみだしてるところは草刈ったり、ボランティアでされておりますから、そういうことが大きな社会問題になってるんじゃないかと思います。

要は、生活環境の問題、それから保安上の問題となり、そこで行政も何らかの手助けが必要になると思います。

そういうことを申し上げまして、③に移ります。

どのような状態にあるのを空き家として認定するのかとしております。いかがですか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、どのような状態にあるのを空き家として認定するのかという御質問でございます。

御存じかと思いますが、空家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されまして、その第２条第１項で空き家の定義が定められてございます。それを申しますと、「建築物やこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」とされております。

また、同じ法律の第２条第２項で特定空き家等という定義がございまして、これが問題になってくるというところでございますが、４つございます。その一つが、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、２つ目が、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから３つ目が、適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態、それから４つ目が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置されることが不適切である状態にあると認められる空き家等とされております。

したがいまして、以上申しましたことが基準になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。要は、衛生上の問題、それから保安上の問題で隣近所、地域社会に迷惑をかけている、また迷惑をかけるおそれがある、したがって行政上何らか対策を立てて取り組まなければならない、そういうものを空き家として捉えるということだと思います。

それでは、④に移ります。

菊陽町には、先月の６月議会で330戸と答弁されましたが、空き家ですね、空き家の状態によって行政の取組は異なってくる。どのような区分、分類して今後調査すべきと思うかとしております。その点、いかがでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、お答えいたします。

６月の議会でお答えしました330戸という数値は、平成25年住宅・土地統計調査におけます推定値でございまして、買い手や借り手を募集してるわけじゃなく、そのまま置かれている状態のその他の空き家という形でございまして、アパートなども含んでおるというところでございます。

したがいまして、町の取組としましては、空き家が存在する地域の状況、またそれぞれの空き家の形態、状況などに応じた対応が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　もっとちょっと一歩進んでしますと、第１番目には、地権者が分かっているかどうかが必要ではないかと思います。それから、空き家の状態で区別しますと、もう今すぐ賃貸しても活用できるかということ、それから修繕、補修すれば活用できるかということだろうと思います。それから、倒壊のおそれがあり、取り壊しが必要だという４つですね、こ

れをまず大きく区別し、それからもう一つ、それから高齢者のひとり暮らし、これも行く行くは空き家になる可能性が大きくあります。それも１つつけ加えて、それからいろいろこれから調査されて集計されるとは思いますが、そういう区分を一応しておいて、その区分のもとにどういう対策を立てるか、これから考えられると思います、基本計画やら、それから条例やら。そういう点で、この区分というものをひとつ、区分した上で対策を個々に立てられた方がいいんじゃないかと思います。というわけでございます。

それでは、(2)番の大きなの、空き家条例（仮称）についてとしております。

①で、どのような内容を盛り込み、いつごろの制定を目指すのかとしておりますが、まずとりあえず前段階の質問としまして、今まで地権者にどういう手順に従ってどういう対応を求め、結果はどうであったかをお尋ねします。空き地を含めても結構でございます。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　町としまして、これまで空き家対策を取り組んできたということございませんので、これから取り組むものでございます。

それと、空き地につきましては、後ほど御質問が多分あろうかと思いますので、その際にお答えしたいというように存じます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　５月に空家対策特別措置法が施行されました。条例制定に向けて取り組みやすくなったかと思いますけども、どういう面で取り組みやすくなったか、その辺のところをお知らせ願います。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、お答えいたします。

５月に特別措置法が施行された、どういう面で取り組みやすくなったかという御質問でございます。

まず、法律の内容を少し補足させていただきますと、特別措置法の第９条で立入調査等を行うこと、それから第10条では固定資産税の情報の内部流用が可能になったということがございます。また、法律の第14条で助言、指導から勧告、命令、それから代執行の措置などが一応規定されております。このほか、第15条第２項では、勧告した場合、敷地についての固定資産税の特例を廃止する税制上の措置等を行うとされておるところでございます。

以上のような事項が法律に盛り込まれておりますので、法律施行前より当然取り組みやすくはなったというふうに考えているところでございます。

ただ、やはり財産権の問題がございますので、この件に関しては当然慎重にやっぱり取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。空き家対策として、大きく分けますと、危険空き家の解体、それから危険空き家になるおそれのあるものの防止、危険空き家にならないようにする、防止、この２つに分かれると思います。

さらに一歩進めて考えると、今度はその空き家を活用できないか、どういう方法、手助けといいますか、方法がとれば空き家を今度は活用できる、賃貸として貸し出す、そういうことも考えられると思います。

審議会には、これから開かれていろいろ検討されると思いますけども、そういう場合に総合政策課がリードをしていかれると思いますけども、条例の内容、細かなあれは別で、大きくこういうの、こういうのを一つのテーマとして審議してもらおうというのがあるかと思いますけども、その辺のところを、まだこれから取り組むべきところですので、具体的な骨子、そういうのはないかと思いますけども、他市町村の条例等々を参考にしていただいて、頭に浮かぶことがありましたら、こういうことも一つ審議してもらおう、議論してもらおうというのがありましたら御披露お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、お答えいたします。

特別措置法が去る５月26日に全面施行されたことに伴い、町の方針としまして、今後条例を制定し、また空家等対策計画を策定し、これまでの取組を継続しながら空き家対策に取り組んでいくということは６月の議会でお答えしたとおりでございますが、現在は情報の収集に努めているという状況でございます。

あわせまして、７月の総合計画・後期基本計画策定のための住民懇談会で説明させていただきましたが、空き家の予備調査を行っております。嘱託員の皆様にお願いしまして現在取り組んでいるところでございまして、その後、それをもとにした空き家の実態調査を行っていきたいというふうに考えているところでございます。現時点ではその状況までというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。

それでは、②、改修等に対して貸付金についての考えはあるか、また回収方法はどうするのか。これは、そういう条例等々ができてからの、制定する過程でおいての問題じゃなかろうかと思いますが、意図するところは、この項目②ですね、空き家を修繕、修理して貸し出しができないかという、そういう発想ですね、そういう方向に向けての発想ですね。そのためには、どういうシステム、例えば空き家登録バンクとかそういうものがございますね、そういうのを制度化してみるとかということです。ほかにもいろいろ空き家の活用方法というのが頭に描かれてるのがありましたら御披露お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　お答えします。

今議員がおっしゃいました貸付金制度や空き家の改修助成制度を導入している自治体は多々あるようでございます。近隣では、菊池市が空き家改修補助金制度を導入しようというふうな報道があったばかりでございます。

本町におきましては、現在、先ほど申しましたけども、情報収集に努めているという段階でございますので、条例の内容等まではまだ検討に入っておりませんので、ここではお答えできるものではないという答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。行く行くはそういうところにいくんじゃないかと思います。例えば転勤になってこちらの方に来られました、菊陽に住む、大きな会社がありますから、菊陽もかなりすぐにその範囲内に入るかと思います。そういう場合、マンション、アパートはたくさんありますので、そちらに移られればすぐにそこで転居できるかと思いますけども、私は今まで一戸建てにいたから一戸建ての方がいい、一戸建ての、ぱっと見たらどこにどう相談すればいいのか、すぐにその一戸建ての貸し家を紹介してもらえるんだろうか、そういう問題が行く行くは出てくると思います。そういう場合に、何らかのそのシステムをしておけば、ここがあります、不動産屋を通してもいいでしょうけども、町の方からでもこういうところがありますとかといって、転入していただければスムーズにいくかと思います。

そういうことで、この②の意図するところはそういうところでありますので、情報バンクやら登録バンクとかいろいろありますね、そういうところをお調べになって、条例の内容といいますか、内容に盛り込んでいただければと思っております。

それでは、③条例制定に向けて検討委員会を設けるのかとしております。確かにこのあれは、税務関係、建築関係、法務関係等々、厚生関係もかかわってきます。そういう面で、非常にこの行政の方だけではなかなかスムーズにいかないんじゃないかと思って、一応そういうわけでこういう質問を取り上げております。いかがでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　お答えします。

条例の制定に向けては、財産権の問題など専門的な事項を検討しなければなりません。このため、法律、不動産、建築などの有識者で構成する組織の設置を考えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　多分そういう、一つの課、一つの部ではなかなかこういう問題は、専門的な要素がかなり加わってきますので、できないかと思います。よろしくひとつお願いします。

当然その中に、書いておりますけども、議会に対してはどうするのか、そこをもう一つ。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　お答えします。

先にお答えしましたとおり、法律、不動産、建築などの有識者で構成する組織の設置を考えております。

議会に対しましては、適宜進捗状況などを報告させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　できるだけ早く、そして審議会等を開き、議論すべき対象をきちっと並べて、そういう面を対処して、一歩一歩条例化、基本計画ですか、そういうところにもひとつ早く制定できるようにお願いしときます。

④空き家対策と同時に、住宅用の空き地対策も必要と思うが、条例に盛り込む考えはないかとしております。本当にあちこち見ますと、住宅を建てるためにその土地、特に新興地域ですけども、新興の行政区ですけども、土地は買ったけども、なかなか家を建てない、そのままその土地を放置してあるというのがやっぱり結構目につきます。結果、どうなってるかというと、草がぼうぼう生い茂って、生い茂った草が道端の通路のところまではみ出してきてる、その通路は、狭いながらも一応自動車道路と歩道という線引きでして分けてあります。ところが、通学する児童は、草がはみ出してるもので、そこをなかなか通れない、だから車が通るところにどうしても一歩、二歩はみ出して歩かなければならない、そういう状況がよく見られます。

そのとき、いつでしたか、ちょっとそういう相談を受けまして、環境生活課の方に行ってこういう状況だと言いましたら、分かりましたって、もうその翌日にはその通路にはみ出したところは刈りきってありまして、ああ、これはさすがだなと思って感謝しているところでございますが。なかなかその敷地の中で非常に繁茂してる、ぼうぼうとしてるところはやっぱり手が出せないというようなことで、そのままにされております。いろんな法律、市有財産に対する干渉と、いろいろございますから、これはやっぱり仕方ないのかな、じゃあ打つ手がないのかなというふうにその区長さんも大変悩んでおられました。

そういうことを一歩乗り越えられるような何かがないのか。何か聞きましたら、その空き地対策の条例があるとおっしゃいましたので、その内容をちょっと説明、お知らせいただければと思います。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、今の御質問にお答えいたします。

空き地の管理の関係でございますけども、現在は環境生活課の方が、例えば雑草・雑木等の苦情は受けております。26年度は二十数件そういうのが問い合わせがあって、90％ぐらは片づ

けていただいたという内容がございます。25年度も70％ほどは解決しておるというところでございます。それから、農地につきましては、農業委員会の方が管轄してると。

それから、道路への雑草とか雑木が出てまいりますと、それとかカーブミラーが見えなくなった、そういう分につきましては、建設課とか、あと総務課の方で個別に対応しているという状況でございます。

御質問の条例に盛り込むべきかどうかということでございますけども、現時点では条例制定に向けた情報の収集の段階でありますが、空き地等につきましては、昭和54年12月に空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例を制定しまして、衛生面はもとより防災面や景観面も含めた生活環境の保全を図っておりますので、空き家対策の条例の中には盛り込む必要はないというふうに考えているところでございます。

先ほどおっしゃいました空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の内容はというところでございましたが、目的がございまして、それから定義、それから所有者の責務、町長の指導、助言、それから除草等の命令等まではつくっておりますが、あくまでもこれはお願いというような形で今は処理をさせていただいております。これも昭和54年ですから、実際35年以上はたった条例でございまして、必要に応じて環境生活課を中心に対応させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　要は、もうその空き地の中の繁茂してる草、これはもう、その条例によりますと、お願いして、地権者の方に何とか頼む、ぜひやってくれというのが精いっぱいというところですかね。そして、向こうが、相手がしなかったら仕方がないなというところですかね。その辺をもうちょっと。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　条例上は命令とまではございますけども、あくまでも財産権の問題もございますので、現在は文書で、こういう形で困ってるのでということで文書でお知らせをしております。昔は電話で伸びてますよというようなことを言っていた思いますけど、今は文書の方でお願いしてるという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　大変その辺のところが微妙というか、どこまでどうしていいのか、法的な問題が出てくるとどうも都合が悪いような面もありますし、その辺のどういう知恵を絞り出すかだと思います。

ただし、みんな迷惑しているのは事実なんですね。大方のところも、私がいる緑ケ丘も、あちこちにそういう繁茂して、通路に至ったのは、今のそれでぱっと除草できるということですけども、同じように空き地、空き家のあれと同じように蚊も発生し、空き缶なんかはぽんぽん

投げられるし、美観は損なうし、これも衛生上も大変悪いかと思います。

今まで質疑応答しましたけども、私が調べたところというんですか、ある市町村の、とある市町村の行政区、これは旧泗水町の行政区の方がされてるんですけども、行政の、これはすぐ取り組めるんじゃないかと思って、今こういうことをちょっと述べさせていただきますけども、例えば空き家がある、空き地も一緒ですけども、先ほど申しましたように、要はもう草、それから木が生い茂って仕方がない、どうしたらいいんだろうかって。その場合、その行政区がされてるのは、行政側からその地権者に対して、あなたのところは草がぼうぼう、それから木は生い茂って、隣近所は迷惑しておりますということを連絡して、当然最初はそれを管理してください、剪定してください、除草してくださいという内容の通知をされるそうです。そして、その通知の中で、こういうあれはいかがですかと、地域の区長さんを紹介します。もし遠くて来れない、県外はそうなりますね。ちょっと交通費を使って来るとか、東京になれば１泊泊まらんといかんかもしれない。そういうわけだから、地域の区長さんを紹介しますから、内容は１年に３回除草、剪定をやります。料金は１万5,000円ですと。その根拠はちょっとおっしゃいましたけども、そういうのを地権者の方に言ってという。どうですか、そういう、ああ、頼もうかなと思ったら、じゃあその区長さんの方に連絡先を教えますということで、それじゃ頼むわ、じゃあ、これは交通費使って行って、そしてもう年も年だからこれはいいなと思う方が、やっぱり年に２件ぐらいずつ増えていってるそうです。ああ、これはいいなと思って、頼もうかと思ったら区長さんと相談して、その区長さん、区ですね、と契約、年に３回、料金はそこは１万5,000円だと。結構これは今すぐにでも取り組めるんじゃないかなと思って今提案しましたけども。課長、いかがですか、そういうこと。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　お答えします。

今議員がおっしゃいました地区を通した管理等でございますが、これまでも、私が知っている地区においては、管理はするから土地を貸してくれと、その分管理費も要らないと、地区が払いますので、本人さんは草刈りも要らないという状態で、そういう良好な関係もあった例もございます。

この今の案につきましては、内部でまた検討させていただきたいという状況でお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　ぜひよろしくお願いしておきます。

これで、空き家対策については一応一通り質問をしましたけども、空き家といいますか、それから空き地対策、これは非常に難しい問題と思います、正直なところ。なぜなら、私有財産に対する行政が干渉できるか、どこまで干渉したらいいのかという微妙な法的な問題を含んでおりますので非常に難しいところが、やっぱりちょっと調べても分かります。５月に空家対策

特別措置法というのができましたから、一歩は進んだ、一歩は踏み込んだ条例ができはしないかと思っております。

他の市町村を見ましても、今までの条例、これはもう空き家対策条例ですけど、これは空き家問題に対する部分提起、限定的なものに限られておりました。多分それしかできませんからね、今のところ。財産権に対する行政の干渉というとややこしい問題がありますので、それはそうだと思います。

しかしながら今回は、今度は新たに条例を菊陽町においても制定しようということでありますので、専門家、法律の専門家と相談しながら、そして知恵を絞りながら、できるだけ包括的な、そして活用しやすいような条例を目指してほしいな、また目指さなければならないなと思っております。

というわけで、この大きな項目１、空き家対策についての質問は終わります。

続きまして、大きな項目の２番目、選挙権の拡大及び低投票率にとしております。

(1)で選挙権の拡大について、①で、これまでの満20歳以上から満18歳以上に拡大された、どう思うかとしております。新聞によると、県内では、18歳以上に拡大されて、３万人ばかり新たに有権者になる人が増えるそうです。来年の参議院選挙、その辺から３万人以上増えるそうです。

この問題について、将来を担う若い人たちが早い段階から選挙、政治に関心を持ってもらうということはいいことだと基本的に思っておりますけれども、一方で、どの政党に投票したらいいか、どの人に投票したらいいのかといったその判断、それができるのかなという一抹の不安を感じるところであります。

また、学校で担任の先生が遠回しに自分が支持してる政党、人物なりをそれとなく言うような、何ていう、思想教育といえば大げさですけども、そういうこともなきにしもあらずじゃないかといった不安も持っております。こういう面は、ひとつどうお考えでしょうか。

まず最初は、その18歳以上に拡大されたということに対して、そして次が今申しました不安に対してでございますが、ひとつよろしくお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　石原議員の方、教育委員会の方を見ながら言われましたけども、私の方から先に答えたいと思います。

18歳以上に選挙権を与えるこの改正公職選挙法が平成27年、今年の６月17日に成立しまして、平成28年６月20日から施行されますので、来年夏に予定されている参議院選挙から適用される見通しになっているところであります。この選挙権の対象拡大としてはこの70年ぶりの制度改正ということで、18歳から19歳まで、全国的には約240万人が新たに有権者に加わることになるということでなっているようであります。

この選挙権の拡大につきましては、熊本県の蒲島知事の方が定例記者会見で意見を出されておりますが、その中で、いろんな意見があると思うが、私の政治参加の理論の立場からいえば

選挙権の拡大というのは常に望ましいというふうに評価されているということであります。

町としましても、選挙権の拡大というのは、若者世代に投票の機会を与えるということで、よいことだと考えております。

しかしながら、若者のこの政治的関心が、今本町の選挙結果でも、非常に若い世代の投票率が低いということが現実的な課題としてあるところであります。

また一方では、選挙権の年齢の、いわゆる18歳から19歳までの拡大ということで、選挙運動も解禁されるということになりまして、選挙違反で成人に科す処罰との不均衡を解消するために、未成年者の連座制の適用となる事案に関与した場合は検察官送致となる規定も盛り込んであるところであります。

20歳以上としているこの今の民法と少年法の成人年齢も必要な法制上の措置を講ずると規定し、この２つの法律についても改正を促してあるところであります。

国においては、今後民法と少年法の改正をめぐる検討に加え、学校教育の方では、若者の政治への関心を高める主権者教育に取り組むとされておりますけども、議員も言われましたように、学校現場は政治的な中立性が求められているために、教育のあり方については大きな課題があるんじゃないかと思います。

今回の選挙法の改正が国・地方の民主主義の発展に貢献するものになってほしいと思っておりますし、町としても必要な取組については地道に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　できるだけ多くの人が投票できるというふうな法的な整備、これは投票、選挙イコール民主主義の根幹をなすものでありますので、そういう意味では喜ばしいことだと思っております。

ちょっと歴史見ますと、普通選挙法、学校で習ったところによると、イギリスが一番最初にそういうのを施行しまして、ある年齢になれば誰でも投票ができるという普通選挙法、この獲得にはすごい長い間の闘争、支配者と支配される側と大きく区別してはなんでしょうけども、貴族階級と、それから庶民階級にそれがわたっていくまで非常に長い闘争の歴史があるということをちょっとばっかり私は思い出しました。

それで、②政治への関心を高めるために、子ども議会を中学生を対象にして定期的に開いたらどうかとしております。これはいかがでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　教育次長。

○教育次長（桐　陽介君）　おはようございます。ただいまの石原議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この部分につきましては、先ほどからお話がありましたように、公職選挙法の６月の改正というふうなところを受けまして、公布から１年以降の選挙から適用されるというふうなところになっています。これを受けまして、文部科学省と総務省が連携のもと、高等学校等における教育の充実及び周知啓発といたしまして、１点、選挙の意義及び模擬選挙などの実践的

な学習活動に資するワークシート、有権者としての留意点等をまとめた高校生向けの副教材、また教師用の指導資料が作成されています。２点目は、学校現場、それと選挙管理委員会、地域の啓発ボランティア団体が一体となった出前講座あたりの実施、３点目に、次期高等学校の学習指導要領の検討というふうな部分で対応を進めています。

小・中学校でいいますと、小・中学校の学習指導要領の社会科の中に、小学校６年生におきましては、日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方の内容、さらに中学校の社会科、公民的分野におきましては、「私たちの政治」という単元の中で、人間の尊厳、日本国憲法の基本的原理、また民主政治と政治参加という内容を位置づけて、政治のあり方や選挙の意義についての学習に取り組んでおります。

子ども議会につきましては、本町では平成23年度の夏休みに中学生の子ども議会を行いました。目的といたしましては、未来を担う子どもたちが町政または議会の仕組みを理解してもらい、政治をより身近なものとして感じてもらい、さらに住みよいまちづくりの主体者としてその意識を高める契機とするために実施しております。

しかし、平成24年度以降、開催までには至っておりません。子ども議会は、各中学校の生徒会が主となりまして取り組んでおります。時期は、やはり受験等になるべく影響のないように夏休み期間に開催することが望ましいと考えておりまして、平成24年以降は、この夏休み期間に学校施設関係の工事請負の契約等であったりとか、また臨時議会をお願いしておりました。そういう関係で、なかなか子ども議会の日程が調整できずに開催には至っておりませんでした。教育委員会としましても、できれば開催したいと考えております。

今後も、関係部局の御協力をいただきながら、開催に向けて取り組んでいきたいなというふうい考えておるところです。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　はい、分かりました。定期的に政治への関心を小さいときから、中学生ですか、持つように、そのためには定期的に開いてみたらどうかという提案で、前向きな御答弁でございました。

つい先日だったと思います、赤峰教育長も、昨日お会いしましたら、よく聞いてるとおっしゃってました。これは、山鹿の教育長、赤峰教育長の後輩だそうですけども、先日お会いしたら、市会議員の投票に向けた意識を高める主権者教育という言葉使ってありますね、主権者教育の充実を求めた質問に対して、「主権者教育は、投票を通して国や行政の意思決定にかかわる力を養う。義務教育の段階から民主主義を育むため充実を図る」とその山鹿市議会で答えられています、教育長ですね。

というわけで、「主権者教育」という抽象的な言葉が使ってありますが、具体的にはどういうイメージを描かれますか、教育長。

○議長（渡邉裕之君）　教育次長。

○教育次長（桐　陽介君）　今、主権者教育というふうなことでしたけども、現在各学校でどういう取組をしているのかというふうなところをちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

現在、小・中学校では、児童会とか生徒会とか、こういうものを組織しまして、学校自治範囲の中でよりよい学校生活が送れるための取組を進めています。また、中学校においては、生徒会役員を選挙で選ぶ方法をとっています。選挙管理委員会を設置し、担当教師のその中にやっぱり指導が入ってまいりますが、告示、候補者の受け付け、立候補立会演説会の開催、それと、投票という部分では、これは選挙管理委員会の、町の分で、菊陽中学校には実際の投票箱の方設置しながらというふうな部分で、そういう過程を踏みながら、選挙に関心を高めていくというふうなところにつきましては、学校の教育活動の中でも進めているところではございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　教育長。

○教育長（赤峰洋次君）　せっかく私の方を見て質問をされましたので、私も一言お答えを申し上げたいと思いますが。

今、後藤町長あるいは次長の方からもありましたように、小・中学校における社会科学習の内容等についてはお話ししたとおりでありまして、政治については、今も子どもたちに関心を持ってもらうということで、そういった事業を展開しているわけでありますが、要は18歳から20歳という引き下げがあった状況の中で、特に若者あるいは小・中学生に政治に関心を持ってもらうという意味で、これからのその指導を充実させるというようなことであろうと思いますが、先ほど町長の話にもありましたように、学校現場というのは政治的中立性というなのがありますので、こういった問題と、指導側の問題等もありますし、これから整理をしながら、子どもたちがより身近な政治というか、そういったものが分かるように指導の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　私が思いつくところの一つとしまして、これはもうされてるかと思いますけども、学校でも定期的に新聞を読む機会を与えて、そしてその新聞を読んだ感想を述べ合うといった、そういう場を、されてるかと思いますけど、そういう場を、機会を多くしたり、充実させたらどうかなというのも私の気持ちの中でございます。政治に関心を持つという、持ってもらうという意味においてですね。

そういうことを申し上げまして、それでは最後の投票率の低下の問題について移ります。

年々投票率は低下しております。いろんな問題があるかと思います。データはどうあるかと聞きたいところですけども、時間がありませんので、投票率、何％から何％になって、この前の選挙は何％になったという、そういうところはちょっと省略させていただきまして。

投票率の低下の問題、その原因はどこにあるかとしておりますけども、その問題の一つは、

議会の存在価値、それから存在意義というのが薄れてきているところも原因であろうかなと思っております。

というわけで、議会も、町民と語る会を定期的に催しまして、町民と議会との距離をできるだけ近づけて、そして投票にも行ってもらおうという意図のもとに、そういう取組、町民との語る会、そういうことも取り組んでおるところでございます。

ほかにどういうところにあると考えられるかということですけども、こちらからこうこう言う前に、ひとつ担当課長の方、原因が、考えられる原因が、お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君）　御質問にお答えいたします。

投票率は、国政選挙、地方選挙にかかわらず落ち込んでおりまして、話題性のある選挙で一時的に投票率が回復することはあっても、全体的にずっと低下傾向が続いております。一般に投票率の低下の理由については、１つ目が政治への無関心、２つ目が政治への不満や不信、３つ目としまして、支持対象、支持政党がない、４つ目としましては、レジャー等への優先を考えておられると、５つ目として、投票しても無駄だという一種の諦め、６つ目としましては、選挙の宣伝、ＰＲ不足等が言われております。

本町の傾向としまして、全国と同じように若年層で投票率が低い。町内の10か所の投票所の年齢別投票率を見てみますと、全ての投票所において20代の投票率が一番悪く、中高年層の投票率が高い傾向にあります。最近、直近でございますけれども、平成27年４月26日執行の皆様方の町議会議員選挙においても、第３投票所、これ菊陽町役場でございます、それと第６投票所、ふれあい交流福祉センターと第７投票所、武蔵ヶ丘コミュニティセンターと第８投票所、西部町民センターの４つの投票所で20代の投票率が20％を切っております。

このような中、期日前投票については、従前の不在者投票と比べて投票手続が簡素であることに加えまして、投票所設置の期間、時間帯の設定について自由度が高いこともあり、平成15年度の制度創設以降、その投票率は順調に伸びてきております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○１１番（石原武義君）　今、若年層の投票率が非常に悪いから、それが大きな原因だということ。結果から見ればそうですけども、その若年者、これは投票率が低いというのは、マンションとかアパートに住まれてる方が大半、もう半分以上です。そういう方が一時的に腰かけ程度という意識で住まわれております。転勤で来たりとか、我が緑ケ丘を見ても、かなり多くの方いらっしゃいます。そういう方は、一戸建ての方と違って、菊陽町町民だという意識がないんです、薄いはずです。公園掃除もなかなか参加されないようなところを見ますと。そういう面があって、同じ若年者と一くくりにしても、内訳はそういうものがありますので、そういう方が非常に大きく、人口が増える割合の、100人人口が増えたら70人はそういうアパート・マンションに一時的にいる、一戸建ての方じゃない、したがって菊陽町町民としての意識は低い、

そういうことが原因ではなかろうかと思います。

そこで、高齢者の方もずんずん増えてきまして、免許証は取り上げられるわ、投票所は遠くになるやらで、なかなか投票に行く気持ちが起きない、こういうのもまた事実でございます。

というわけで、投票所を増やしてもらえないかということがございますから、そういうことを申し上げまして……。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君に申し上げます。熱弁の途中でございますが、時間が参りましたので、ここで……。

○１１番（石原武義君）　一番最後に書いてありますから、その点のところも考えておいてください。投票所を増やしたらどうか、もっと近くにしたらどうか、高齢者の問題をしたらどうかということでございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（渡邉裕之君）　以上で石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時０分

再開　午前11時10分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○３番（西本友春君）　おはようございます。公明党の西本友春です。今回で２回目の質問となりますが、いまだ緊張しております。

今回は、４月の選挙活動のときに県営武蔵ヶ丘団地の女性住民さんより、武蔵ヶ丘小学校の学童保育が暑いので何とかしてほしいとの意見を頂戴し、５月30日に武蔵ヶ丘小学校の学童保育、元気クラブ、第二元気クラブさんを訪問し意見を伺ったことから一般質問へとなったわけですが、今後も小さな意見を大切にし、現場を確認することという現場第一主義を私の町議としての活動の原点とさせていただき、頑張ってまいります。

それでは、質問席へ移らせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　それでは、質問に先立ちまして、質問内容の一部削除と訂正をお願いいたします。

質問内容が変わることはございませんが、まず２項の小規模保育についての(1)、「平成27年４月にスタートした認定こども園で」というところの削除をお願いいたします。

また、４項のマイナンバーについての(1)マイ・ポータルのところが、「（仮称）マイ・ポータル」でしたが、今回マイナポータルと決定いたしましたので、「マイナポータル」と修正をお願いいたします。

先ほど触れさせていただきましたが、武蔵ヶ丘小学校の学童保育で意見を伺ったら、他の問題が大きいと思い、１か所では偏った意見となるおそれがあるために、菊陽町の学童保育全部を訪問し、意見を頂戴いたしました。頂戴した内容確認のため、再度訪問も実施いたしました。その中で幾つかの疑問点が生じましたので、質問をさせていただきます。

2012年８月に制定された子ども・子育て支援法が平成27年４月１日に施行され、学童保育においては市町村が実施主体の事業に位置づけされ、事業計画を立て、条例に基づいて計画的に実施していくことが必要になりました。

菊陽町としても、昨年１年間かけて、当時９クラブの保護者、役員を含め打ち合わせを重ね、各クラブの総会、その後の全体総会を経て、学童クラブきくようを発足させ、６か月を迎えようとしております。

状況的には、町が育成を兼ね、リードをしながら運営を行っている感じがしますが、半年を迎えようとしているので、そろそろ学童クラブきくようの事務局が運営を行っていくべきだと感じております。

(1)の実施主体の菊陽町と運用主体の学童クラブきくようの役割はどのようになっているのか、お答えお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　おはようございます。

では、今議員が通告されました実施主体の菊陽町と運営主体の学童クラブきくようの役割はどのようになってるかの御質問にお答えいたします。

本町では、町内５つの小学校の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育につきまして、実施主体を町、運営主体を学童クラブきくようとしまして、本年４月から菊陽町放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき実施しております。町は、実施主体としまして学童保育の施設整備を図るとともに、国が定めました放課後児童クラブ運営指針に基づき、学童クラブきくようによる事業運営が適正かつ円滑に実施されているかを確認しまして、必要な指導及び助言を行っております。

一方、学童クラブきくようは、事業者として、小学校に就学している子どもで、その保護者の方が労働等により昼間家庭にいない者に、保育料等の収入を得まして、放課後の時間帯に町内の９か所の学童クラブ施設で、指導員の育成支援のもと、対象児童に適切な遊びや生活の場を提供しているところであります。

このため、学童クラブきくようの組織は、理事会、事務局、総会の３つで構成されております。理事会は、保護者代表、校長会代表、児童の健全育成に関する有識者、町ＰＴＡ連絡協議会や町民生委員児童委員協議会の代表者の方計10人で構成されまして、事業運営に関する事項等を決定しております。さらに、事務局を設け、事務局長と事務職員を配置しまして、学童クラブ運営に関する収入や支出に関する会計業務、指導員の採用、研修、児童の入退所等の決定を行っております。

そして、各小学校の保護者から選出されました代議員が出席する総会において、会則の変更、理事等の役員の選任、事業計画、収支に関する予算あるいは入会金、保育料の額を決定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　今説明はされましたけれども、実行上、私が学童クラブきくようの事務局さんをお尋ねして内容等お伺いすると、やはりどうしてもまだまだ自分のところの運営主体というところの業務がまだしっかり落とし込みができてないというか、そういう部分での、なかなか実質上運営というものが今のところ少し厳しいのかな、意識がというところが感じますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　この学童保育でありますけども、町内５つの小学校で今学童保育を実施しておりますけども、これはもう大変長い歴史を持っておりまして、最初始まったのが平成12年４月だったと思います。保護者からの要望というところでできてたところでありますけども、そういう意味で、保護者の方が運営されてきたところでありますけども、仕事につきながらの自分の子どもを預けなくちゃいけないというような状態で、その運営の方もこの保護者の方々でされておりましたので、その負担が非常に重くて、町としてもこれ改善を図っていく必要があるということは考えておりましたし、この運営主体を見直す要望も出されておったところであります。このため、平成26年度から統一組織の結成に向けて準備を進めてきたところであります。

その結果、今年の４月から、保護者会にかわって学童クラブきくようによる組織運営が開始されまして、理事会や事務局の設置によって、学童保育の運営に関する保護者の負担軽減、事務の効率化が図られてきておるというふうに見ております。

その一方で、移行してまだ５か月余りしかたっておりませんので、円滑な運営に至ってない面も見受けられます。

このため、町としましては、放課後児童健全育成事業の実施主体として、学童クラブきくようによるこの運営が早く軌道に乗るように、今後も支援し、同クラブと連携して、子育て家庭の就労支援の強化を推進していきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　ありがとうございます。私も、町長が言われるように、まだスタートして間もないということで、学童クラブ、いろんな学童クラブさんの指導員さんたちのところへお伺いしていろんな意見を頂戴する中では、町としても、私たちとしても、その１年、２年で解決する問題ではないと思いますが、常に改善するように努めていきますということで私たちも回答しておりますので、町長が言われますように、今後また指導等含めてお願いしたいと思います。

それでは、27年度に入ってから、武蔵ヶ丘小学校、菊陽西小学校の学童クラブで、非常ドアの屋根、げた箱の雨よけの環境整備のため工事が行われましたが、いずれも学童クラブきくようの支払いとなっています。運営及び維持メンテ等の負担はどのようになっているのか、また行事等の計画や研修等の決定はどのように行っているのかお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、ただいまの御質問にお答えいたします。

学童クラブきくようの平成27年度当初予算額は9,400万円余りで、町からの運営委託料と、保護者が負担する保育料を主な財源としまして、人件費、事業費、管理費、予備費に区分して支出をしております。

人件費は全体の73％を占めまして、指導員、事務局職員54人の賃金や労働者保険料など、事業費は単位学童クラブの運営費やおやつ代、光熱水費、研修費など、管理費は、会議費や電算システムの賃借料などであります。予備費は、予期しない支出が発生したときの経費であります。

このうち、事業費の中で運営費として、通年利用の児童１人当たり年間7,500円が行事費や消耗品等に充てられております。さらに、おやつ代としまして、児童１人につき一月あたり1,800円を配分しているところであります。

このほか、単位学童クラブごとに、平成26年度収支決算により生じました繰越金を保護者の申請により施設改修や備品購入に充てる財源としております。このうち、施設改修につきましては、クラブ施設の軽微な改修や修繕、かつ繰越金の所有者である単位学童クラブの保護者会からの申請につきましては繰越金を活用し、それ以外の学童クラブの施設の新設、大規模改修等につきましては、施設設置者である町が実施しております。

次に、行事等の計画につきましては、これまでの各学童クラブでの実績をもとに、クラブ同士の情報交換をしながら、保護者の意見も踏まえまして、指導員が策定しております。

また、職員の研修等の計画につきましては、昨年度の実績や人件費に係る予算あるいは理事会での研修方針を踏まえまして、子育て支援課と協議しながら、この学童クラブきくようの事務局が決定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　学童クラブきくようの総会で、繰越金の取扱いについては、施設改修や備品購入に充てるとなっています。また、学童クラブきくようの移行時には高額の繰越金があり、９クラブで合わせて約1,955万円となっております。

非常ドアの屋根、げた箱の雨よけの環境整備のための工事は、今まで町が行っていたのではないのですか、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　今回、今年度初めに各学童クラブの施設改修につきましては、１つは緊急的なもの、そして町で予算措置をしてなかったものということがありましたので、そこのところは保護者と相談の上で、今議員がお話しされてましたように、繰越金を活用したということで、これは繰越金の所有者である保護者会の方の了承も得ております。

今後は、そうした施設改修について、非常に大規模なものについてはしますけども、非常に軽微なところの分あるいは緊急的なものというところについては、十分保護者会と協議をしながら、そこの部分の負担については考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　私が懸念するのは、本来、先ほども言われました、町が行うべき事業を、保護者の許可があったとはいえ、軽微な額とはいいながら、元気クラブで53万円、コスモスで13万円という金が支出をされておりますので、今後、そういう部分でいきますと、どこまで町が行うのかを明確にする必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　各学童クラブが持ってる貴重な繰越金ですので、そこのところは有効かつ適正に使うべきですので、また今後のその活用については、組織の、理事会等で十分協議をして進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　その点、よろしくお願いします。

菊陽町の学童保育に対する条例では、学童クラブの一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とすると定められています。現状を確認すると、１つの支援単位で40人以上のところが多く見受けられましたが、施設単位の学童数はどのようになっているのか、また定数オーバーの施設はいつまで、どのように解消するのか、回答お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今通告されました施設単位の学童数、それと定員数オーバーの施設はいつまでどのように解消するかの御質問にお答えいたします。

本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、遊びや生活の場、さらに静養の場としての専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上と規定しておりまして、これに基づく各学童クラブ施設ごとのおおむね受入れ可能な児童数と９月１日現在の在籍児童数を以下御説明したいと思います。

まず最初に、中部小学校の学童クラブでございますが、ここはすくすくクラブＡは、おおむね受入れ可能な児童数が73人に対して、在籍児童数も同数の73です。同様に、すくすくクラブ

Ｂは、73に対して在籍児童数は63ということでございます。

次に、菊陽北小の学童クラブの、名称はこれ、はらっ子クラブと申します。そこは、おおむね受入れ可能な児童数が40人に対して在籍児童数は46人で、これ以上の受入れは非常に難しい状況であると思います。

西小の学童クラブのタンポポ育成クラブは、おおむね受入れ可能な児童数が47人に対して在籍児童数は53人、同様にヒマワリ育成クラブは61人に対しまして64人、コスモス育成クラブは84人に対して80人ということになってますので、一応これはおおむねの範囲になっているというふうに思ってます。

次に、武蔵ヶ丘小の学童クラブの元気クラブにつきましては、おおむね受入れ可能な児童数が94人に対しまして在籍児童数は42人、同様に第二元気クラブは63人に対しまして43人です。これについては余裕があります。

あと、武蔵ヶ丘北小の学童クラブのおひさまクラブにつきましては、おおむね受入れ可能な児童数55人に対しまして在籍児童数は48人であります。

以上のことから、９クラブのうち、在籍児童数が、これは一部のクラブでおおむね受入れ可能児童数に近いところがありますけども、各クラブの現状は問題はないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　私は、今回の意見を伺う中で、幾度となく学童クラブさんを訪問させていただきました。私が行ったときは、多いときは45名という状況で、その中、宮本課長もそういう中行かれたと思いますが、ざわざわしており、指導員さんの声かけをしても、やはり生徒さん、周りのところに届かないという状況です。このような中で安全に子どもを見守って育成していくには、指導員さんたちのストレスや苦労は大変というふうに感じました。

先ほども質問の中に、40人以上のところというふうに聞いておりますので、今後、町としてこの40人以上のところをどのように考えているのかを再度お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　一つの学童クラブが、今申しましたように、大体40人から60人、70人となりますけども、国の方で言ってますのは、40人のクラブでしなさいというよりも、各学童クラブ、一つの単位学童クラブがあっても、集団の単位として一つの、40人というのを一つのグループ化しなさいというところの趣旨でございます。ですから、一つの学童クラブで40人を上回るといったところになってきますと、そこのところは、40人が一つの区切りですから２つに分けるとかというところで、その学童クラブの分を集団をするというところの国の指示ですので、40人単位でクラブを配置するというんではなくて、指導の際にそのグループ単位でするということですから、そこのところで、これ学童クラブきくようも運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　よく、今のは少し私、ごめんなさい、理解できなくて。40人単位、施設と、支援単位という形で言われましたけども、施設は一つの施設で40人なのか、支援単位というと、１つのエリアの中で２つの支援グループをつくるというようなイメージで言っていられると思うんですけど、そうすると、先ほども言いましたように、60人も70人もいたときに、とても声が届かないということがございますので、今後その部分については、もうちょっとしっかりと検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　ちょっと説明が不十分でしたけども、ここにちょっと国の方の支援言いますけども、支援の単位、１つは40人ということでしたけども、「児童の集団の規模をあらわすものであり、クラブを分割して運営する方法により難しいといった場合は、児童の安全を確保できる体制のもとで、地域の実情に応じて一つのクラブの中で複数の支援の単位に分けて対応することも可能である」ということですから、物理的にそこを分けるということじゃなくて、物理的に分けられない場合は一つの集団の単位としてそこで指導していくということでございますので、子どもの指導の分と物理的に分けるというのは違う意味でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　何度も言いますけど、その60、70になったときが大変ということで、今後町としても、そういうやはり対策をしっかり練っていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、今後児童数が増え、現在の施設では平成28年度の受入れが不可能となり、希望しても学童保育を受けられないことが予想される菊陽西小学校、また菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するための菊陽町定住促進補助金制度で入園が増えた白菊園では、学童保育のスペースが厳しいという声を頂戴いたしました。菊陽西小学校と南小学校の施設の今後の方針はどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽西小学校の３か所の単位学童クラブには、９月１日現在入所待ちの児童はおりませんけれども、先ほども申しましたように、在籍児童数がおおむね受入れ可能な児童数に近い状況になっております。町教育委員会の推計では、この西小の児童数は今後さらに増え続け、平成31年度には今年度よりも50人余り多い、全部で940人程度と見込まれまして、学童クラブの利用者も増加すると予想されます。

このため、町では、町教育委員会の協力を得まして、新規の施設の確保に努めていきたいと

いうふうに考えております。

また、南小学校の学童クラブにつきましては、利用頻度がほかの学童クラブとは異なるため、町では菊陽町南小学校放課後児童健全育成事業実施要綱を設けまして、町直営により白菊園で実施しております。登録児童数は23人で、７月の実績は１日平均11人でありました。利用形態は、毎日型と単発型に分かれまして、日により利用者の変動が大きいところがほかの学童と違うところであります。

町教育委員会の推計では、平成28年度から平成33年度までの児童数は、現状の75人に近い70人前後を見込んでおりまして、学童クラブの利用者も現状とほぼ同数であると考えられます。運営に関する国や県の交付基準が１日平均10人以上であるため、今後の利用状況を見ながら、白菊園以外の施設を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　町の基本的な方針となりますので、町長にお尋ねいたします。

菊陽町の学童保育の条例第９条２項は、専用区画の面積は児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと定めています。特に菊陽西小の学童においては、通年通う児童の平均で1.36平方メートル、夏期等の時期になりますと1.136平方メートルと、西小の学童さんの資料で予測でなっております。また、平成28年度では、夏休みの時期を想定すると0.89平方メートルとなり、町の目指すところの半分の数値となります。また、現在の児童数を確保するのであれば、学童を断らなければならなくなります。

西小校区は新興住宅地で、若い世代の家族が多く、しかもほとんどが核家族で、両親とも働いているのが現状です。このままでは、子どもたちの行き場がありません。保護者も安心して就労できず、退職をせざるを得なくなります。町は、「親子の笑顔がひかり輝く子育て安心のまち　きくよう」を基本理念として本年３月に発表しています。西小の施設の問題は緊急性の問題と思います。新たな施設の建設を考慮した町長の考えを教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　西小学校の方は、今議員が言われたように、非常に児童数の増えているところということで、学童保育の方についても今後増えるような状況にあるところでありますけども。

さっき子育て支援課長が申し上げましたように、今の時点では、おおむね受入れ可能な児童数ということでありまして、今後につきましては、これもさっき課長が答えましたように、教育委員会の方の協力を得ながら、新たな施設の確保、そういうものについては十分検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、菊陽町におけるゼロ～２歳の待機児童は123人と伺いましたが、待機児童対策

の大きく期待される認定こども園、小規模保育等がありますが、昨年７月に小規模保育の対象となる事業者に対し説明会を行ったと対象事業者から伺いました。27年度開園の小規模保育の募集は行ったのか、お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、御質問にお答えいたします。

本町では、待機児童解消に向けまして、平成26年度に策定した菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、小規模保育事業を実施する施設を整備していく予定であります。

小規模保育事業は、本年４月にスタートした子ども・子育て支援新制度で新たに導入されました地域型保育の一つであり、認可外保育施設など、さまざまな事業形態から移行を想定されたものであります。

対象者を待機児童が多い３歳未満に限定しまして、入所定員を６人から19人までとしまして、比較的小規模で、家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、多様なスペースの中で、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる特徴がございます。

小規模保育の認可に当たり、本町では、認可申請を予定している事業者が多いため、公募の方法により選考、決定していく方針であります。

具体的には、第１段階としまして、事業者の募集、決定を行います。町内で、幼稚園、保育所、家庭的保育、さらには認可外保育施設などを運営されている個人あるいは法人を対象に募集をしまして、町の子ども・子育て支援事業計画の整備計画や最新の待機児童数の見込みに照らし合わせまして、保育ニーズに即した入所定員が確保できるよう事業所を決定していきたいと思います。

今月から周知を図りまして、中旬までに申し込み、いわゆるエントリーシートの提出をしていただきます。そして、11月初旬に実際の申請書類の提出をしていただきまして、選考委員会による選考を経まして事業者を決定していく予定であります。

次に、第２段階として、町が認可するための手続を行います。先に決定されました事業者から認可申請を受け付けて、町の子ども・子育て会議に意見聴取を行い、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に合致しているかの審査を経まして、最終的に町が認可する手順となっております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　続きまして、小規模保育は中学校校区単位での施設数の計画となっているが、入園する児童も校区単位となっているのかお伺いします。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、ただいまの御質問にお答えします。

町の子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園、認定こども園、保育所などの教育・保育施設、放課後児童健全育成事業、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業につきまし

て、平成27年度から平成31年度までを対象期間としまして、保護者のニーズを、量の見込みあるいはそのニーズに応える施設整備等を確保の方策としまして、施設の整備、サービス提供の観点から、区域を小学校区、中学校区、町内全域等に区分しております。

このうち、保育所、認定こども園及び小規模保育を含めます地域型保育の提供区域につきましては、保護者ニーズに即しました保育施設の整備を図っていく観点から、中学校校区を単位として区域設定しており、校区別に保育施設の整備計画を立てております。区域設定は、あくまでもこれは施設整備上のものでありまして、御質問の入所児童につきましては、現在の保育所と同様に、中学校校区を越えても利用は可能であります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　昨年の７月の事業所への説明から今年度の募集と、１年間以上少しかかったという部分がありまして、少し町長にお伺いしたいと思いますが、地方創生において、国は長期展望で、2060年に１億人の人口を確保するために出生率1.8を目指すとされています。地方経済分析システムＲＥＳＡＳでは、2008年から2012年は1.82と、菊陽町はですね、平均を大きく上回っていますが、一方菊陽町から転出超過数は、合志市への転出が一番多く、2012年から2014年の合計で175人となっております。土地だけが安いのではなく、病児保育も１か所あるなど、子育て施策の充実も考えられるのではないかと思います。

合志市では、10名以上の職員で子育て支援を行っておりますが、それでも忙しいと言われております。菊陽町では、2015年から2019年までの５か年計画を発表しており、実行するために、今の職員数では厳しいと思いますが、子育て支援の充実のためにも、職員増を考慮した町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　本町の場合、非常に人が増えて、合志市の場合は、合併をされて、職員体制というか、そういうところもありまして、また一方では、町立の保育所８園持っとるということで、直接保育に担当するところにもそういう職員がおるということで、内部のところでは、子育て支援課にかかわらず、ほかの部門でも、非常に職員の体制が思うようにいかないところがありますけれども、一方ではまた、そういうものをどんどん増やしていけば、この人件費にかかわって、非常に経常経費が上がって、いろんな事業が人件費の方で占めてしまうというようなところもありまして、なかなか難しいところがありますけれども、子育て支援課につきましては、福祉課から分離させて今やっておりますけども、今後につきましても、子育て支援課にかかわらず、ほかのところについても、組織のあり方については十分検討しながら、できるだけ職員の負担が軽くて済むような、どの辺の時点に持っていったらいいかということについては十分検討しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　続きまして、情報セキュリティーについてお尋ねいたします。

日本年金機構やベネッセなど、個人情報の漏えいや流出事故が相次いでいます。東京商工リサーチの調査によりますと、2012年１月から今年６月15日までに上場企業と主要子会社で個人情報の漏えい・紛失事故を公表した企業は179社、事故件数は288件に上り、漏えいした可能性のある個人情報は累計で最大7,148万人に及ぶことが分かり、日本の人口の過半数以上となっております。

日本年金機構の問題は、本来は情報系システムと切り離された基幹系システムで管理されている個人情報が窃取された原因は、日本年金機構内で行われていた業務手続により情報系システムに個人情報がコピーされていたためでした。

菊陽町においても基幹系システムと情報系システムがあると伺っておりますが、基幹系、情報系のシステム構成はどのようになっているのか、また基幹系データを情報系に保存しているのか、保存している場合のセキュリティー対策はどのように行っているのかお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　それでは、議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町の電算システムでございますけども、電算システムは、本町のさまざまな業務を効率的にかつ正確に行うために必要不可欠なものでございます。また、電算システムで取り扱う情報は、住民の個人情報のみならず、重要性が非常に高いものであり、外部への漏えい等が発生した場合は極めて重大な結果を招くことになるため、町では、平成19年に菊陽町電子情報保全対策大綱、いわゆる情報セキュリティーポリシーを定め、ネットワーク及び情報システムをさまざまな脅威から防御する対策を講じているところでございます。

御質問の基幹系、情報系のシステムはどのようになっているのかについてですが、本町のシステムでは、住民基本台帳や税、福祉などの住民生活にかかわりの深い業務を行う基幹系のシステムと、それ以外の財務会計、人事給与システム、インターネット、メールなどの情報系システムはそれぞれ別の端末で業務を行っております。基幹系のシステムは各担当課の窓口などに設置しており、情報系の端末は、保育所や給食調理員を除き、職員１人に１台ずつ配置いたしております。

ネットワークにつきましても、基幹系のシステムと情報系のシステムは論理的に分離させており、かつファイアウオールなどのセキュリティーにより、外部から直接機関系への情報へアクセスすることのできないような対策を講じているところでございます。

次の御質問が、基幹系のデータを情報系に保存しているのかについてお答えいたします。

基幹系のシステムと情報系のシステムは、それぞれ別の端末で業務を行っておりますので、基幹系のデータを情報系の端末に保存していることはありません。

次に、セキュリティー対策についてですが、先ほどお話がありましたように、今年５月に日本年金機構において大量の個人情報が流出するという事案が発生しました。この事案は、同機構の職員端末が、いわゆる標的型攻撃メールによりウイルスに感染し、個人情報がインターネ

ットに流出したものと報道されております。

本町におきましては、従来から職員に対するセキュリティー対策の徹底を行っておりましたが、今回このような事案が発生しましたので、改めて６月25日付で全職員に対し「セキュリティー対策の徹底について」と題した通知を行いました。その中で、ＵＳＢなどの外部記憶媒体の庁舎外持ち出しの禁止、２つ目がウイルス感染を防止するための不必要なインターネットサイトの閲覧、ファイルのダウンロードの禁止、３つ目が不審メールへの対策及び添付ファイル開封時の注意、４番目がセキュリティー事故が発生した際の速やかな報告などについて指示を行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　本年10月５日からのマイナンバーの施行に伴い、罰則規定も変わり、個人情報保護法では5,000件未満は罰則の対象外ですが、マイナンバー法では１件でも処罰の対象となり、最高の刑で４年以下の懲役または200万円以下の罰金ですが、悪質の場合は両方科せられることがあるとされております。また、法曹の世界では、法令上３年を超える執行猶予がつけられないとされており、余り悪質な事案であれば、執行猶予のない実刑もあり得るということです。

ＮＰＯの日本ネットワークセキュリティー協会の2013年情報セキュリティーインシデントに関する個人情報漏えい調査報告によりますと、ルールがない、守れていないなどの管理ミスと誤操作、紛失、置き忘れによるヒューマンエラーが８割を占めています。情報系システムでの個人情報の保管方法とチェック方法、及び外部とのメール送受信における添付ファイル送信におけるセキュリティー対策とチェック方法はどのように行っているのか回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　それでは、御質問にお答えいたします。

情報系システムでの個人情報の管理ということでございますが、先ほどお答えしましたとおり、基幹系のデータを情報系の端末には保存することはありません。なお、情報の管理、チェック方法としましては、情報系システム、基幹系システムも同様ですが、職員ごとにＩＤとパスワードを設定をしており、それを入力しないと端末にログインすることができないようにいたしております。また、職員ごとに権限を定めておりまして、担当業務以外のファイルへのアクセスなどを制限するといったセキュリティー対策は講じております。

次に、外部とのメール受送信時の添付ファイル対策についてお答えいたします。

まず、メール受信時は、システムにより、メールの件名やドメインにより不審メールと思われるものについてはスパムメールと自動的に判断し、職員には届かないようにいたしております。これをすり抜け受信したメールにウイルスに感染するような添付ファイルがあった場合には、添付ファイルを開いた時点でウイルス対策ソフト、ウイルスバスター等でございますけど

も、により、ウイルスの隔離及び駆除を行うようセキュリティー対策を講じております。あわせまして、どの職員の端末でウイルスに感染したのかを自動的に総合政策課の職員へメールで知らせるようになっております。

なお、メールやインターネットへのアクセスなど、職員によるシステムの使用状況は、情報管理係で逐一把握できておりますので、緊急時には素早い対策ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　今回、マイナンバー通知が住民向けに発送されますけども、その書類はどちらのシステムで作成をされていますか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　お答えします。

マイナンバーの通知はシステム機構の方から通知が参りますので、町の方は直接は郵送関係は行っておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　先ほど、こちらから入ってくるもののガードはしてるというふうに言われましたけども、逆に、こちらから添付メールを送るときに、相手に対して暗号化とかそういうものはやってるのか。それとまた、どうしても情報ですんで、その添付ファイルの中にお客様情報というか、相手の情報、電話番号とか名前が入ってるときに、そのファイルにパスワード設定を行っているのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　メールを送信時のセキュリティー対策ということでございますが、まず相手先を間違えないことが当然一番だと思います。それから、今おっしゃいました添付ファイルの内容によりましては、やっぱりパスワードなどを設定しているかというところでございますが、これについては今現在行っておりませんので、今後行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　今一番言われてるのは情報漏えいということで、こちらから発信するところが非常に大事になってきますんで、先ほど言いましたように、そういう入ってるもののファイルの暗号化、もしくはファイルそのものへのパスワードを送るときの暗号化、それと送信する際に上位の権限者のチェックというものがあわせて対策を講じていただきたいというふうに思っております。

続きまして、マイナンバーについて。10月から通知カードが各家庭に届くようになり、個人

番号カードが必要な人は、手続を行えば28年１月から受け取ることが可能になるとともに、マイナンバー制度も源泉徴収等の記載からスタートいたします。平成29年１月から利用可能になる予定のマイナポータルでは、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたかの確認ができるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ、情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するとなっています。また、利用事例では、各種社会保険料の支払い金額や確定申告を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになっております。

政府は、パソコンがない方々にもマイナポータルを使用していただけるよう、公的機関への端末設置を予定し、のぞき見防止などのプライバシー保護にも配慮すると公表しております。

マイナポータル閲覧のためのパソコンは庁舎のどこに設置し、のぞき見防止対策はどのように行うのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　町民課長。

○町民課長（酒井章彦君）　では、マイナンバーについての御質問にお答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられたことと少し重複いたしますけれども、まず通知カード、個人番号カードに関するスケジュールを説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が本年10月５日に施行されることになりましたので、本年10月下旬以降に住民票の住所地にマイナンバーが記載された通知カードが送付されます。そして、個人番号カードを希望される場合は、通知カードと一緒に届いた個人番号カード交付申請書を使用して、郵送またはスマートフォン、パソコンによるウエブ申請をすることができます。また、直接役場へ持参して申請することも可能です。申請されますと、来年の１月以降に個人番号カードが交付されます。

マイナポータルは、個人番号カードの交付開始から１年後の平成29年１月から利用できる予定とのことです。

マイナポータル閲覧のためのパソコンは庁舎のどこに設置し、のぞき見防止対策はどのように行うのかとの御質問ですが、マイナポータルは、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりですけれども、御質問は個人番号カードをお持ちで、自宅等でのパソコンで確認することができない方への対応かと思います。先ほどおっしゃられたように、国の方ではパソコンがない方などにもマイナポータルを使っていただけるよう、公的機関に設置し、その際、利用しやすい場所に設置すると同時に、のぞき見防止などのプライバシー保護にも配慮する計画とのことです。29年１月開始予定なので、情報的にはこれぐらいしか入っておりませんので、今後とも国の動向を見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　じゃあ、29年１月に向けてきちんと検討をお願いしたいと思います。

法定代理人または委任状を持つ任意代理人を経由してマイナンバーの提供を受けることはできる、その場合、代理人の身元確認も必要となります。また、８月24日から９月25日までに住民票のある市町村に対し居所情報登録申請書を持参または郵送すれば、住民票のある住所以外でマイナンバーを受けることができるとなっております。

個人番号カードの交付を受ける際に窓口に来れない場合、どのように交付を行うのか、またＤＶ等で該当町内にいない人への周知活動はどのように行うのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　町民課長。

○町民課長（酒井章彦君）　個人番号カードの交付を受ける際に窓口に来れない場合、どのように交付を行うのか、またＤＶ等で当該町内にいない人への周知活動はどのように行うのかとの御質問ですが、個人番号カードの交付を受ける際に窓口に来れない場合、どのように行うのかについてまずお答えいたします。

個人番号カードは、今月下旬以降にマイナンバーの通知カードが届いた後、個人番号カードを希望する人が郵送またはウエブ申請し、来年１月以降に交付を受け取ることになります。個人番号カードの受け取りは原則申請者本人になりますが、病気や身体の障害、その他のやむを得ない理由により交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。その場合の必要な手続につきましては、総務省の個人番号カード総合サイトに掲載されております。また、町ホームページや広報紙等でも今後御案内する予定にしております。また、来年１月以降、本人宛ての個人番号カードの交付通知書にも記載する予定です。

ＤＶ、ストーカー被害、児童虐待などで住民票の住所地から現在の居所に避難していらっしゃる方、または長期の入院、施設への入所をされている方で、入院、入所の期間中、住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードを受け取ることができない方につきましては、マイナンバーの通知カードを確実に受け取っていただくため、居所情報の登録をされるように国が呼びかけているところです。

また、県は、県内の医療機関、警察本部、地方法務局、母子関係施設等に居所情報の登録について周知を行っており、町も、広報紙やホームページに同様の呼びかけを行うとともに、町内の入院・入所施設に対して個別に周知活動を実施いたしました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君。

○３番（西本友春君）　居所情報登録申請書を送ればいいのは分かってるんですけども、先ほど言いましたように、ＤＶ等の方、こちらに住所がいないという方に、やはり事前にこういうことをしてくださいみたいな、住所等が分かっているかと思うんです、町としては、そういうのを受けてると思いますんで、こういうのにこれがありますというだけではその方への周知が行き届かないんではないかと思いますんで、そういう方へのきちんとした周知をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君）　西本友春君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は１時から再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　午後０時４分

再開　午後１時０分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邊裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　皆さんこんにちは。日本共産党の町会議員の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今日の質問は、１が白川中流域の治水対策について。

菊陽大津区間の河川整備計画については早急な策定が必要ではないか。

２が、現在進められている河道拡幅、河床の掘削、堤防補強などの進捗状況はどうなっているのか。

３が、県が黒川地域で具体化し推進している河道改修、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水地計画などのダム以外治水の総合対策を中流域でも具体化できないか。

４が、流域住民、農家、ダム以外治水に詳しい専門家を含めた中流域のダム以外治水を検討する場を設置できないかとしています。

２が、保育について。

今年度から保育料の値上げを行ったが、保護者の負担が大きくなっている。近隣自治体並みに引き下げができないか。

２の２が、保育園が今年度新設されたが、待機児童の解消はできたのか。

３、国保税について。

法律の改正で、平成30年度から財政運営が県に移行される。この広域化により、さらに国保税の負担が増えるのではないかと懸念する。町は、今年度国の財政支援措置についてはどのように取り扱う予定かと、３項目をしています。

まず、一番最初の白川の治水対策について少し述べさせていただきます。

私は、白川の河川の状況についてはなかなかよく分からないので、地元の方の協力も得て、数回直接見て回りました。３年前の７月12日の北部豪雨災害の復旧対策が今進められているところですが、まだ残っているところなど、ゲートがまだ設置されてないとかありました。

私は、地元の状況も見て、また立野ダムは、白川のこともそうなんですけれども、今現在転流工がつくられていまして、その状況も数回見に行きました。

また、８月17日には、日本共産党の国会議員とともに国交省の九州整備局に申入れを行いま

した。その申入れの主なものは、私は菊陽町の議員ですので、やはり中流域の河川整備計画をぜひ進めて、河川改修を進めてほしいということで、河川改修、また遊水地などができれば、立野ダムは必要ないのではないかということで求めてきました。

その少し概略なんですけれども、立野ダムにつきましては、この間議会でも幾度となく取り上げてきました。余りにもリスクが大きいということです。１つは、世界の阿蘇の自然を壊す。世界ジオパークに今認定されていますが、その取り消しもされる可能性もあるということで、世界の入り口に高さ90メートル、幅200メートルのコンクリートのダムができれば、世界の阿蘇の景観、環境、貴重な資源、観光などに取り返しのつかない被害をもたらします。世界農業遺産、世界ジオパークの重要サイトである立野峡谷の柱状節理が破壊され、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地域の北向山原始林の下の方は、今巨大なトンネルが掘られて、えぐられています。

ジオパークは、大地の公園、地質公園と言われるものですが、保全、教育、地域の持続的な発展を目指すもので、この保全はとりわけ重要です。ジオパークには、厳格な保存と管理の規定があり、４年ごとに審査があります。柱状節理をはじめ大事な資産が破壊されていることが審査で明らかになれば、阿蘇が世界ジオパークに認定されるときに外輪山の採石場が厳しく指摘されましたけれども、そのことから見ましても、認定が抹消されることは避けられません。阿蘇、熊本、日本が、観光はもとより、社会的信用性を失う点でも大きなダメージを受ける、こういうことは絶対あってはならないことを訴えてきました。

立野ダムのリスクについては、また後の質問の項目で少し触れたいと思いますが、質問の第１の菊陽大津の中流域の河川整備計画について、今までも町長に、ぜひ国交省に求めて、立野ダムの河川整備計画、中流域でもつくっていただきたいこと、そしてまた国交省には、立野ダムにつきましても、町民へのもっと丁寧な説明をしていただきたい、このことをぜひ要望してほしいということで、今まで議会で述べてきました。

そこで、町長、議長をはじめ８月20日に白川改修・立野ダム建設促進期成会で国土交通省に白川改修を要望されたとお聞きしました。そこで、町の河川整備計画、住民説明会、また白川改修についてはどういう結果だったのでしょうか、このことについて町長にお尋ねをします。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　それじゃ、御質問にお答えいたします。

菊陽大津区間の河川整備計画については早急の策定が必要ではないかという御質問でありますけども、この河川整備計画につきましては、今後20ないし30年間の整備目標や河川工事の目的、種類などを定めることになっておりまして、中流域の菊陽町や大津区間についても対象区間や河川の維持管理に関しては位置づけがなされております。

ただ、中流域の洪水対策につきましては、上・下流バランスを踏まえながら、段階的にこの治水安全度を上げていかざるを得ないことから、現行の整備計画では具体的な整備メニューが示されておりませんが、洪水等により河川管理施設に機能低下や量・質的低下が発生した場合

には、速やかに復旧、修繕等の対策を行うこととされております。

具体的には、平成20年の九州北部豪雨災害を受け、現行の整備計画に基づき、おおむね５年間という限られた期間内で、下流部では激特事業により河川の改修を進めておられますが、中流部においても、災害関連事業等により、家屋の浸水被害の解消に向け緊急的に取り組んでいただいております。

また、県からは、今後国とも協議しながら、下流改修の進展を踏まえ、菊陽町、大津町の中流域の整備の目標と具体的な洪水対策については次の河川整備計画の策定を進める中で検討をしていくということにされておりまして、これらの改修に全力を尽くしていくと伺っているところであります。

町としましては、白川中流域の河川整備計画につきましては早期の策定が必要と考えておりますので、今後については、平成13年７月に白川改修と立野ダム建設の促進を目的に流域の自治体であります熊本市、大津町、南阿蘇村、そして菊陽町から成ります白川改修・立野ダム建設促進期成会が立ち上がっておりますので、その活動にあわせて、白川水系河川整備計画の策定を引き続き国、県に対して強く要望していきたいと思っております。

さらに、平成25年10月には、各行政機関の連携の枠組みとして、国、県、そして流域の自治体から成ります白川水系治水対策連絡調整会議というのが立ち上がっておりまして、河川整備事業の進捗情報や河川整備に係る課題など、行政機関３者が一堂に会して話し合える機会を得たところでありますので、そのような場でも新たな白川水系河川整備計画の策定を強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　今答弁にありましたけれども、河川整備計画については、いつまでにできるとかそういう答えはなかったのかどうかが１点です。

それから、２番の現在進められている河道拡幅、河床の掘削、堤防補強などの進捗状況と、これも一緒に重なりますけれども、実際熊本市は、もう皆さんも通られて分かりますように、激特事業で約450億円、河川の幅を広げたり、堤防を高めたり、まだ全部が終わってるわけではありませんけれども、本当に10年、20年単位でできるようなものをこの５年の激特の中で改修をされています。

また、私は、昨日雨の中、阿蘇の方も見に行きました。阿蘇は、遊水地やかさ上げ、また掘り込み式の遊水地、そういうのがいろいろ総合的に河川改修がされていますけれども、これも約160億円かけて、今県の事業が行われています。

町の場合なんですけれども、河川整備計画は、河川の改修はほとんど下の下流からやってくるということですから、もうかなりみらい大橋までの河川改修というのは目途が一定つきつつあるのではないかと、計画も含めて、思うわけです。

町の場合なんですけれども、町は、上下の下津久礼や曲手や中代、またそういうところの復旧工事とかは進んでるんですけれども、実際町の工事は、復旧工事は大体幾らぐらいかかった

のかということですね。上下の津久礼で、家屋の浸水被害とか、冠水した60ヘクタールの土地とか、排土復旧に20ヘクタール、それぞれあったかと思いますけれども、それぞれの地域ごとの工事費がどうだったのかということをお尋ねしたいと思います。

また、地元の下津久礼の方からは、区長さんたちをはじめ、河川整備については、もっとこういうふうにパラペットとかでかさ上げをしてほしいとかという要望が何項目か出されていると思いますけれども、そのことについては今着手されているのか、着手されていなければ、なぜ着手できないのか、このことについてまずお答えをお願いします。

〇議長（渡邊裕之君）　建設課長。

〇建設課長（小野秀幸君）　お答えいたします。

まず、小林議員がおっしゃられました白川河川整備計画の策定をということでございますけれども、国の方では、いつまでに策定するとか、そういう回答はあっておりません。

それから、②の質問でございますけれども、現在進められている河道拡幅、河床の掘削、堤防補強などの進捗状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

平成24年７月12日に発生いたしました九州北部豪雨災害を、一級河川白川においては、下流域の国の直轄区間と上流の熊本県管理区間において災害発生直後から河川復旧事業等が進められております。

菊陽町から大津町の中流域区間でありますけれども、本町においては、白川沿線を中心に床上・床下浸水が79世帯81棟、農地の浸水、埋没、流出が約65ヘクタール、白川の菊陽大津町区間では、延長約6,400メートルにわたり護岸等が倒壊するなどの被害が発生し、菊陽町管内だけでも約1,500メートルの護岸被災や浸水被害等が発生いたしました。

この復旧工事ですが、熊本県により進められておりますけれども、白川中流域の災害関連事業として、菊陽町辛川地区、曲手地区、大津町上町地区、外牧地区の４か所について、河道掘削34万4,738立方メートル、護岸工５万472平方メートル、用地買収１万2,726平方メートルの事業内容でありまして、平成27年６月２日現在の予算執行状況では、認可額31億9,200万円に対しまして、発注額30億1,801万5,000円で、執行率は94.5％となっております。

また、災害対策等緊急事業、これはいわゆる推進費と呼ばれるものでございますけれども、その推進費と熊本県単独費を合わせた事業として、菊陽町下津久礼地区、曲手地区、馬場楠地区、大津町陣内地区、森地区の６か所について、河道の掘削14万2,500立方メートル、護岸工１万6,000平方メートル、用地買収２万500平方メートルの事業内容でありまして、平成27年６月２日現在の予算執行状況では、認可額17億3,000万円に対しまして発注額15億3,000万円、執行率は88.4％となっております。

具体的に菊陽町区間で申し上げますと、河道掘削工事は完了しておりまして、豪雨時には以前よりも水かさが下がるなど、一定の成果が期待できるところであります。

次に、護岸堤防の改修でありますが、災害関連事業につきましては、今年度最大約15メートルの川幅を広げる改修工事が曲手地区で完了いたしましたので、おおむね完了となります。

さらに、今年度は、浸水対策事業として、白川左岸側の馬場楠、戸次地区についても工事を行うことと聞いております。

このように、流域全体で災害関連工事等が進められ、白川の流下能力は災害以前よりも格段に向上するものと思われます。

その中で、菊陽町分の事業費、事業内容の方について説明いたします。

菊陽町分でございますけれども、菊陽町辛川、曲手地区については、県により災害関連事業として取り組んでおりますけれども、菊陽町分として、河道掘削が12万3,738立方メートル、護岸工が１万753平方メートル、用地買収は1,200平米の事業内容でありまして、平成27年６月２日現在の予算執行状況については、認可額４億700万円に対しまして発注額３億7,701万5,000円で、執行率は92.6％となっております。

また、推進費と熊本県単独費を合わせた事業としての菊陽町分でございますけれども、菊陽町下津久礼地区、曲手地区、馬場楠地区についてでありますが、河道掘削12万6,000立方メートル、護岸工１万1,000平方メートル、用地買収１万6,500平方メートルの事業内容ではありますけれども、予算執行状況については、菊陽町分ということで記載があっておりませんので、答弁の方は控えさせていただきます。

それからあと、質問の地元からの要望事項でございますけれども、今現在、下津久礼、上津久礼、それから曲手等からパラペットの築造の要望あるいは護岸工事の築造要望が上がっておりますけれども、そのことについて県の方にお尋ねしたところ、パラペットについては、今現在災害復旧事業等が進められておりますので、その工事を何せ優先させて、その後考えたいということでありました。ですので、町としては毎年単県要望という形で県の方に要望を上げておりますけれども、引き続きしっかりと県の方にもまた要望していきたいと考えております。

それからあと、曲手地区の護岸整備でございますけれども、そのことについても単県要望の中でしっかりと県に対して要望していきたいと考えておるところでございます。

それからあと、小林議員の方から御質問がありました白川の方にかかっておりますゲートのことでありますけれども、振興局の方では、今現在発注が終わりまして、年度末にかけて設置をするという予定になっているということでございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　２つあります。１つは、やっぱりいろんな地元からの要望が災害復旧のために先送りになるのは、私が考えますに、やはり河川整備計画が不十分なので、どうしてもどこまでの流下能力を持っていくかというところが、1,500トンとか言われてますけれども、そこが１つネックであるのではないかということで、その点についてやはり、単県要望していくということですけれども、やっぱりしっかりと整備計画にのっとってやっていかないといけないのではないかと。熊本市のかなりのところまで工事が進んできているわけですので、その点が１つどうかということです。

それからもう一つ、今課長の方から、白川の流下能力がかなり掘削とかそういうのでよくなったのではないかというふうに今答弁があったんですけれども、これは、どの程度かというのはなかなか分からないわけです。私たちは、2012年の県議会の９月議会で、白川の現況河道流下能力の算定表というのが2008年２月に出されてまして、そのときは下流域のほとんどのところが目標流量である2,300トンを上回ってたんですね。立野ダムは2,300トンのうち200トンをカットするための目的というふうに言われてるんですけれども、それに今957億円ぐらいの予算がつく、あと半分ぐらいは今からつくという中身なんですけれども、つい最近、現況稼働能力算定表というのが、国土交通省が出してるのが、2015年、今年の３月に出してる資料があります。それは、町の方も御存じだと思いますけれども、堤防天端高では、河川改修によって小磧橋下流の国管理区間では3,500トン、3,600トンの規模が、これだけ河川改修今してますので、流れるようになっています。流量がまだ、渡鹿の近くとか低いところは、今進行中の工事が完了すれば、もう河川整備計画のレベルの2,300トンは優に超える中身なんですけれども、そうなりますと、本当にダムによらない治水というのが実現できるのではないかと、専門家の方は十分実現できるという流下能力だというふうにおっしゃいました。

この白川の流下能力、特に菊陽町のところではどの程度上がってるのかを調査するのは、やはり河川整備計画とかないと、実際行政の方では分からないのではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　お答えします。

議員がおっしゃるとおり、やはり河川整備計画がないとなかなか分かりづらいところがございます。

ただ、国の方からお伺いしていますのは、ダムをつくった場合の水位の低減効果でございますけれども、流量データの速報値等をもとに、平成24年７月洪水時に立野ダムが完成した場合、現況の河道で水位低下量を推算した結果、国管理区間の世安橋付近では約50センチの水位低下、それから菊陽町では約60センチの水位低下になるとお伺いしております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　１つは、立野ダムの話に入る前に、やはり河川整備計画がしっかりあって、地元の方のいろいろな要望を、そういうのをきちんとやっぱり行政の方も足を運んで、川というのは、その時々の雨の雨量とかそういうのによって変わりますし、様相も変わりますし、もちろん災害のときはうねるような川になったり、私たちはそういう自然と接してるわけなんですけれども、ぜひ足を運んでいただいて、そういう要望、されてると思いますけども、町長以下部課長の方もぜひ見てほしいという要望がありましたので、特に強く言っておきたいと思います。

また、河川整備計画は下流からということであれば、もう熊本市の方がそういう状況ですか

ら、もう菊陽から整備計画をつくっていかないといけないのではないかというふうに思いますので、この点も、ちょっとまだはっきりしませんけれども、やはりぜひつくっていっていただきたいというふうに思います。

それとあと、地元の方からは、原水地区からの湛水防除の開閉操作など、これは町の治水対策に関係する部分ですけれども、きちんとされていますかという質問がありましたので、このことがどうか。

私も、実際見に行きまして、記念碑には今後の適正な管理を望むというふうに書いてありますので、そういうのはどういうふうにされているのか。

また、監視カメラ等でいろいろ町も以前よりも把握しやすくなっていると思いますが、カメラだけではなくて実際の現場を見てほしいという要望もありますから、ぜひその点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　河川の管理の関係の御質問でございますけれども、河川管理については、白川については、国の直轄区間の区間と、あと上流側の小磧橋より上流の県の管理区間がございまして、その区間ごとに、それぞれ国なり、県なりが管理をしておりまして、そのことについて、あとインターネットでもその管理状況が分かるところがございますので、そういったものについていろいろ活用を国、県がされておりまして、町としても、以前７月１日の豪雨がありましたけれども、そのときにもデータの方、閲覧して活用していたところでございます。

今後についても、立野ダム等ができますと、いろいろ情報の伝達関係もさらに整備が進むと思われますので、そういったものについても、国、県、それから関係自治体と連携しながら、情報の共有化あるいは活用化を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　町長にお聞きしますけれども、この前、国土交通省に要請に行かれた前に、実際菊陽町の白川と、それと立野ダムの工事現場を見ていかれたかどうかというのが１つと。

それからもう一つは、今７月１日の豪雨のときに、豪雨があったということなんですけれども、その豪雨でも、かなり私も菊陽、大津見ていきましたら、護床ブロックというのが非常に壊れてるんです。だから、あの豪雨であれだけ壊れるのはどうしてなのかというふうにちょっと思いましたけれども。そういう監視カメラとは別に、実際目視で、目で見て、そういう川の管理などを、行政も大変だと思いますけれども、今後努力していただきたいと思いますが、その点２点についてどうでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　災害の発生時、または発生が予想されるときには、町の方で体制をつくっ

て、だからその災害が発生している状態では、我々は本部の方に詰めなくてはなりませんので、現場に出かけていくことはしませんけども、監視カメラあたりではその状況を見ながら、そして災害後につきましては、その現地をまた、報告を受けて、見る必要がある場合については見ていくと同時に、平成20年の災害時のときにも、この県の方には、やはり立野ダムをもちろんであるけども、いわゆる白川の改修、小林議員が言われるように、中流域、菊陽大津区間が、まだ計画が、整備計画ができていないということで、あわせてそちらの計画も早く立てていただきたいというようなことは申し上げ、その後も機会あるごとに要望はやってるところであります。

現段階では、その20年のときの災害の後の、今復旧あるいは一部復興的なところまで入れた工事が進んでおりますけども、県の方としては、そちらを先にきちんと整備しながら、そして次の計画に入っていく、そういうふうな検討していくということでありますので、今後もやはり繰り返し機会あるごとに要望の方はやっていきたいと思っております。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　国交省に要請する前に今の立野ダムの状況を見ていかれたかどうかというのを１つお聞きしたいのと、それから先ほど抜けてましたけれども、原水地区の湛水防除の水門の開閉などは、操作とかはどういうふうに今運営されているのか、これは課長さんにその２点お願いします。

○議長（渡邉裕之君）　産業建設部長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　町長にということでございましたけども、先日19、20日で上京しまして要望活動をしてまいりましたのは、町長の代理として私の方が参りまして、私の方では現地の方の確認というのはいたしておりますけども、町長の方は今自分で申されましたような状況でございます。いま一点、そこの部分につきまして、私の方での答弁とさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　湛水防除の件でございますけれども、湛水防除の放流口は白川にございまして、フラップゲートというゲートがついております。ですので、流入量が多いときには自動的にゲートが開き、白川の方に放流するような形になっておりますので、特別その維持管理ということは現在行われておりません。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　すいません、原水地区の湛水防除なんですけど。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、ちょっとお答えします。

原水地区にあります湛水防除の入り口になりますが、それがずっと久保田台地を渡りまして白川に出ております。その出口がフラップゲートと今申しましたけども、その機構になってお

りまして、白川が増水し水位が上がってる場合はそのゲートが閉じます。原水地区からの方の雨水はそこで止まるということになります。白川が水位がだんだん下がりまして、水圧が低くなりますと、そのゲートが開いて徐々に出ていくというような機構になっております。上流側での水門のあける、閉めるというところは今のところやってないみたいでございます。管理は土地改良区になりますけれども、下流側のフラップゲートだけで調整ができているというふうな状況です。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　松本部長は、今立野ダムの状況を見て交渉に行かれたということで、行政の方としては立野ダムの推進をということなんですけれども、先ほどお話ししました、今の熊本市の河川改修や、本当に激特事業で450億円もお金をかけて、まだまだ残りもあるんですけれども、そうすると今まで言われていた毎秒2,300トンはもう十分クリアするその状況の中で、本当に立野ダム、今450億円ぐらい使って、970億円ぐらいあと要ると言われてますが、恐らく今いろんな資材の高騰とかありますから、1,000億円は優に超えるのではないかと思います。今でも十分流下能力が耐えられるのに、また町民への説明もされない中で、期成会でどんどん立野ダムの工事をというところの理由、今どういうふうに考えられているかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

私たちは、あそこは穴あきダムで、直径５メートルの３つの穴があく、高さ90、横が200メートルなんですけれども、やはりこの前国交省に行ったときも、穴がつまらないようなことはどうやって実験をしたんですかというお話をしますと、爪ようじを切って、そういう水利実験しかしてなくて、そういう検証しかされてなかったんですね。あの７・12でも分かるように、石はどんどん流れ、六、七メーターもある木は絡まって流れる、そういう水害のときに、そういう状況の中で、５メーター、５メーターの穴が３つあって、そこにどうしてもひっかかってしまって、上から溢水するのではないかということでしました。でも、それが、そういうのが詰まらないというような実験は全くされてなくて、そういう実験でしかされていない。これでは、非常に、もっと白川の、菊陽、大津の河川整備計画をちゃんとやれば、今でも十分流量は、流下能力は高まってきているわけですので、私としては、ぜひ立野ダムを中止して、そういう河川改修をということで要望していただきたいんですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　今言われた件につきましては、７月23日の熊日の朝刊に出ておったところでありますけれども、私たちが説明を受けとる内容としましては、最後の方に国交省の熊本河川国道事務所が言っております堤防いっぱいの流下能力は安全とは言えず、堤防の厚さや強度不足を加味していない、小林さんたちが、市民団体が交渉された中での答えとしては、堤防の厚さや強度不足を加味していないデータがもとになっておって、立野ダムの必要性は変わって

はいないということで、そういう話を聞いているところであります。

〇議長（渡邉裕之君）　建設課長。

〇建設課長（小野秀幸君）　ただいまの補足説明でございますけれども、小林議員さんが言われました、現況でもう2,300トン流れるような状況にあるから立野ダムは必要がないんじゃないかということでありますけれども、今町長が言われたこととプラスしまして、堤防の天端高について、流量を計算したものを、そのデータでいろいろ要望、要請活動をされておりますけれども、その堤防の天端高は、川の器の大きさを把握するために、堤防満杯で流れたと仮定した場合の計算上の流下能力を計算したものであります。安全に流れる状態ではありませんので、河川管理者としてこれだけの能力がありますと公言している数字ではありません。河川管理者としては流下能力としては扱っていないということを伺っております。

また、堤防満杯で流れればいいというふうな前提については、堤防決壊のリスク、流木が橋梁にひっかかるリスク等を含んでおりまして、実質の安全度を切り下げているのではないかということでございます。

以上です。

〇議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

〇１６番（小林久美子君）　今堤防の天端高のことがありましたけれども、これは国土交通省の出している今年３月の分なんですけれども、現況河道流下能力算定表、やっぱり河川整備計画ができてるところは、非常に短い地点でどのくらいの堤防の天端高があるかというのはもう資料としてばっちりつくってあるんですけれども、このところでは、代継橋も、大甲橋、明午橋上流も3,400トン、3,600トン、それ以上となっています。2,300トンはおろか、3,000トンも超えています。

私たちが市民の方と一緒にそういう調査をしますと、国交省の河川国道事務所は、堤防の厚さや強度不足を加味していないデータがもとになっておって、立野ダムの必要性は変わっていないと熊日にも報道されていましたが、その算定表を専門家の方に見ていただきますと、スライド堤防高（現状の堤防幅が必要な堤防幅より狭い場合、必要な堤防断面が確保できる高さを設定）も記載されているんですね。そのスライド堤防高、今言われた堤防天端高よりももっと高いスライド堤防高でも、流下能力は天端高と全く同じか、若干違うだけで、厚さ、強度も白川下流の堤防は満たしているということを証明しています。

こういうところを見ますと、本当にあと中流域、残っているのは菊陽、大津の中流域がどういうふうに治水対策をするのか、このことが課題ではないかということでこのことを取り上げました。

その３番目なんですけれども、県が黒川流域で具体化し推進している河道改修、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水地計画などのダム以外治水の総合対策を中流域でも具体化できないかということです。

もちろん掘り込み式とかになりますと、作物ができない問題とか、農家の方の同意も得られ

ないといけないんですけれども、その４番も関係しますが、やはり地域の住民、また農家、ダム以外の治水に詳しい専門家を含めた中流域のダム以外治水を検討する場を設置できないか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどから私は950億円とかという話をしていますが、立野ダムの費用と、そういう中流域の治水の場合がどうかということなんですけれども、今問題になっています新国立競技場を例にとりますと非常に分かりやすいんですけれども、これは東京都民１人当たり3,700円で、多額のお金ということで、あれは白紙撤回になりました。この立野ダムは実際どうかと見ますと、県の負担は275億円の推定ですので、県民１人当たり１万5,000円で、４人世帯６万円なんですね。そういう立野ダムをつくらずに十分治水の効果が出る、そしてまたそういう資料も出されている、流下能力もクリアするという中で、ぜひそういう検討をしていただきたいのですが、この３番、４番はどうでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　お答えいたします。

３番、４番を答える前に、１つ補足説明でありますけれども、先ほど小林議員さんの方から、堤防の天端高よりもさらに厳しいスライド堤防高の流量の件が出ておりましたけれども、国交省の方では、スライド堤防高、それにさらに余裕高といいまして、洪水時のうねり、流木、水防活動等を想定して、堤防を満杯ではなく、その必要な高さ、いわゆるその余裕高というところでございますけれども、その余裕高、白川については1.2メートルでございます。その1.2メートルの高さを引いた流量を出しておるところでございまして、それによると、現況で目標流量が流れるような状態にはなってないということを補足して説明しておきます。

それでは、３番の県が黒川流域で具体化し推進している河道改修、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水地計画などのダム以外治水の総合対策を中流域でも具体化できないかについてでございます。

立野ダムの事業主体であります国土交通省九州地方整備局が行いました立野ダム建設事業の検証に係る検討におきまして、小林議員が御提案の河道改修、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水地等の治水対策の26方策について、白川流域への適用性を検討しておりまして、治水対策の方策を組み合わせた複数の治水対策案を16案立案しております。その案について概略検討を行いまして、立野ダムを含む６案の治水対策案を抽出されております。

抽出された６案の治水対策案について、安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の７つの評価軸による評価を行いまして、総合的な評価の結果として、現計画案である立野ダム案が優位であるとする方針が妥当であると判断されております。

なお、16の治水対策案の中に、小林議員が御提案の白川中流域の河道改修、輪中堤、遊水地等の治水対策案も検討がなされ、現計画案である立野ダム案よりも劣る評価の結果となっております。

この立野ダム建設事業の検証に係る検討の一環で、平成22年12月15日に設置されました立野

ダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場の構成員としまして菊陽町も参画しておりまして、妥当な判断がなされていると考えているところでございます。

それから次に、④の流域住民、農家、ダム以外治水に詳しい専門家を含めた中流域のダム以外治水を検討する場を設置できないかについてでございます。

小林議員の御提案の白川中流域のダム以外による治水対策についても、立野ダム建設事業の検証に係る検討において検討され、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長等の意見聴取を行った上で総合的な判断がなされ、現計画案である立野ダム案が優位であるとする方針が妥当であると判断されております。菊陽町としても、妥当な判断がなされていると考えているところであります。よって、菊陽町としてそのような場を設置する考えはありません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　先ほど、一番最初にスライド堤防高と余裕高の課長からの答弁がありましたけれども、この国交省の算定表を見ますと、スライド堤防高から余裕高を引いたマイナス1.2メートル、それも流下能力も実際記入されていますので、見ていただくと分かると思うんですが、竜神橋下流左岸、渡鹿堰上流など、工事中、これから工事のところ、下流の蓮台寺周辺を除けば、2,300トンを全部超えているんですね。それは細かく資料がありますので、また提出をしたいと思いますけれども、そういうふうに結論としては、私たちは掘削や築堤、そういうのをやれば、本当に立野ダムは必要ないし、十分流下できるのではないか。

さらに、それに中流域も、もちろん農家の人がそういうのは、遊水地とかはなかなか賛成できないとかいろいろあるかと思いますので、そういうところをプラスすれば安全性が保てるというふうに思います。

やはりみらい大橋から立野間の河川整備計画をつくって、遊水地をつくり、安全性を高めれば、その効果は、中流域にとどまらず、下流域の安全を向上させることになるのではないかということを提案しておきます。

あと、立野ダム、白川中流域の治水対策については、ぜひやっぱり地元の方からは、やはり治水ということであれば、地元の状況を、行政の方も努力されていると思いますが、ぜひじかに見ていただいて、今後も対応をお願いしたい。特に、まだ要望が出されてて、その後どうなるのかという見通しがついてないところの下津久礼のところなどもありますので、その点についても引き続き要望して、早目の対応をお願いしておきます。

それから、２番目の保育についてです。

保育は、今年度から保育料の値上げを行ってますけれども、保護者の負担がかなり大きくなっています。熊本市、特に町民非課税、Ｂ階層の場合、３歳未満児は、当町が9,000円で熊本市が4,000円で、倍以上になっています。また、およそＤ４階層までは熊本市に比べ保育料が高くなっておりますので、ぜひ熊本市並みに引き下げができないか、これはこの前の３月議会

でも行ったかと思いますが、その点についてどうか。また、委員会等でもしますので、簡単に説明をお願いします。

それから、２番目の待機児童についてですけれども、先ほどの西本議員の質問のところで、123人現在も待機児童がいるというふうにお聞きしましたが、今年春から２園新設されたにもかかわらず、非常に保護者の要望が強いというところで、今後取組をどうされるのか、簡単にお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　今質問されました分で、１番と２番まとめて答弁したいと思います。

まず、議員が保育料を近隣自治体並み、熊本市の例を挙げられましたけども、近隣自治体並みに引き下げができないかという御質問でございますけども、近隣市町は、保育サービス量、あるいは公立保育所、私立保育所の設置数に違いがあり、保育運営に係る財政負担が異なっております。さらに、子ども医療費の保護者負担の助成、あるいは学校教育費など、教育・保育の予算配分が近隣市町村ごとに違いがあります。子育て支援に係る教育福祉サービス全体を見て、総合的な観点から利用者負担を比較することが必要ではないかというふうに思います。

以上のことを踏まえまして、今回の保育料改定は、所得階層により過重な負担とならないように配慮しまして応分の負担をお願いするものであり、保護者の方に御理解いただけるものというふうに認識しております。

第２点の御質問でございますが、本年４月に津久礼ヶ丘地区に定員120人及び沖野地区に定員90人の民間保育所が開園しまして、町全体で入所定員が210人増加しましたので、その効果もあり、４月１日現在の待機児童数は、昨年同期に比べ34人減少しております。

今後の待機児童対策につきましては、平成26年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立幼稚園の認定こども園への移行、あるいは地域型保育の小規模保育事業者の公募あるいは事業所内保育所の認可等により、保育ニーズに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　また、保育については、委員会でも引き続き質問や、また意見交換をさせていただきたいと思います。

次、最後、国保税についてです。

法律の改正で、平成30年から財政運営が県に移行されます。この広域化によって、さらに国保税の負担が増えるのではないかと全国的にも懸念をされています。

今国保税の重税感がありまして、何とか値下げ、非常に税の負担が大きいということで、国も対応をということで、平成27年度国民健康保険の財政支援、国としては1,700億円を行うことになりました。町ではその財源をぜひ国保税の引き下げに回してほしいというふうに思いま

すが、これは10月に確定するということですので、どのように取り扱っていかれるのか。

また、広域化によりまして、今後一般会計からの法定外の繰入れの問題、また子ども医療費の無料化の問題等、どういうふうになるのかと心配をしていますが、このことについては、時間も限られていますので、この財政支援だけお答えをお願いします。

また、平成30年からの県の運営については、委員会等でも説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　今お尋ねの今年度の国の財政支援措置ですけれども、２つありまして、１つは低所得者の減税に係る対象者の範囲を広げて実施すると。これにつきましては、今年度は263万2,000円程度の広がりかというふうに、増えてくると見ております。

それと、もう一つ大きなものが、軽減対象者数に応じた財政措置、これについては対象者の範囲をまたこれも増やしまして、２割軽減者の分も対象とすると。そして、７割、５割の算定ですが、これも引き上げられております。

それと、もう一つ大きなものが、この算定するときの基準額ですけれども、これが保険料収納額から保険料算定額というふうに変えられております。この分で増える額が、大体3,267万円程度増える見込みなんですけれども、今のところ、財源として非常に国保自体が苦しゅうございますので、この増額として見込まれる保険者支援額ですけれども、これは平成30年度の保険制度の改正まで現在の制度を持ちこたえるというような財源であろうというふうに考えております。

以上です。

（16番小林久美子君「時間になりましたので、終わります」の声あり）

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

休憩　午後１時59分

再開　午後２時９分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　皆さんこんにちは。４人目ですので、大分お疲れとは思いますけれども、最後ですので、元気いっぱい頑張ります。

傍聴者の方が１人ですから、ちょっとやりにくいんですけれども、頑張りますので、よろしくお願いします。

さて、今回の台風、皆さんの被害はどうだったでしょうか。我が家は畜産業をやっておりま

す。それで、牛舎の方がもう随分古くなりましたので心配しましたが、牛舎の方はどうにか持ちこたえました。でも、母屋の方は、ガラスが割れたり、それから瓦が剥げたりして、大分損害が出ました。それで、まず、損害に遭われた菊陽町の皆様にお見舞い申し上げます。どうぞ早い復旧を願っております。

その中におきまして、地区のもう古い小屋が崩壊しまして県道の方に倒れました。そうしましたら、やはり田舎人といいますか、やはり既存のものの心配性といいますか、もう自分で、まだ風がおさまらないのに、片づけてらっしゃったんです。それで、近くの何軒かの方がまた手伝いに行かれました。うちの息子がちょうど消防の役員をしておりますので、うちの方にも電話がありましたので、息子の方にも連絡しましたが、つながりませんでしたので、夫に行ってもらいました。そうしましたら、そこ二、三軒の人たちがトラクターなどを持ってきて、道をあけるように頑張ってらっしゃる、大雨の中、ぬれながら。

ですから、ああいうときは、第２次被害といいますか、出ますので、ああいうときの対応は、なるべくもうおさまった時点でしなきゃならないということをやはり防災放送などで言っていただくと、少しはその倒れたところの方も安心してそのまま見てられるんじゃなかろうかと感じました。そのような台風の状況でした。

今日は初めての質問ですので、意に沿わない、皆さんに分からないかもしれませんけれども、頑張ります。

私は、この町に生まれ育ちました。この間、西の方では、私が野イチゴ摘みに行きました山が住宅になりまして、友人の家の近くには大きな商業施設ができました。本当にさま変わりしてしまいました。反対に、東の方はといいますと、いまだにやはり田畑が広がりまして、そしてのどかな田園風景を連なっております。

しかし、今農業が衰退する中において、やはり西の方の町のようなことを望んでいる方が大分いらっしゃいます。反面、そうじゃない方もいらっしゃいます。ですから、それぞれに価値観が違いますし、それと幸せ度という尺度が違いますので、私たちも一概に「そうですか」といってそれに向かうわけにもいきません。ですから、ただ言えますことは、安心で安全なまちづくりを目指して、それが柱にあれば、菊陽町のどこに住んでいようと、これから皆さんの中に菊陽町に対しての生きがい、自分の生きがいが出てくるんじゃなかろうかと思います。ですから、私は、この４年間におきまして、一人でも多くの町民の方々が幸せと思っていただけるような施策をお手伝いできればいいなと考えております。

それでは、これからは席に戻りまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　それでは、よろしくお願いします。

私は、この30年間、地区、町、県、そして全国におきまして、男女共同参画の必要性を劇を通して活動してきました。一国の首相が「女性が輝く社会」と発言するようになってから、世

の中が徐々に変わりつつあると思います。やっと時代が追いついてきたなという感じです。

菊陽町におきましても、自主団体であります男女共同参画さんさんの会と行政管轄である男女共同参画懇話会が一緒になって啓発活動を行っております。

しかし、今回の私の立候補に関しましては、こういう陰口がありました。「婿どんから先に出さにゃんたい」とか、それから「何で男ば出さんとかいた」とか、もうそういう陰口をたくさん聞きました。それでも頑張りましたけれども、そういうふうにまだまだ女性が手を挙げるには土台が確立されておりません。少子・高齢化で、女子がいろんな場面で必要とされている中で、逆流をするような考え方がまだまだ根強く息づいているということです。

21世紀のどの市町村よりもこの菊陽町が「女子が輝く町だね」と言われるためにも、男女共同参画への施策をする必要があるのじゃないかと思われます。

そこで、お聞きします。

町は平成24年１月に男女共同参画都市宣言をしましたが、条例はまだできておりません。今後、条例をつくることを検討されているかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　那須議員におかれましては、日ごろから本当に菊陽町の男女共同参画社会の実現に向けていろんな面で頑張っていただいておるところでありますけども、今町の方で、平成21年３月に策定しました菊陽町男女共同参画計画の推進については、三里木町民センターを中心に全町的な体制でこの関連施策を展開しているところであります。

その進捗状況につきましては、町内の関係各課より構成しております菊陽町男女共同参画推進会議において取りまとめをしまして、広く住民、企業、関係団体に向けて情報の提供を行うこととしております。

その中で、さっき言われましたように、町が持っております懇話会、そして任意の団体でありますが、さんさんの会で、いろんな行事等の取組等はやっていただいておるところでございますが、24年１月に、このときも那須議員、ステージの上で一緒に菊陽町男女共同参画都市の宣言もやっていただいたところであります。

この条例の制定については、県内45市町村中、もう19市町村が制定しておりますというふうな状況にあるところであります。

こういうような中で、男女がお互いを尊重し、個性と能力を発揮し、いろいろな分野で男女が平等に参画でき、そして家庭や地域、職場で男女が対等なパートナーとして、ともにこの幸せ実感できる社会の実現に向けて、今後も各種施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、この菊陽町男女共同参画条例についても、平成27年度中、今年度中には制定して、来年４月１日から施行できるように今取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

次に移ります。

２番目の農業の指針についてお尋ねします。

今全国的に農林漁業の現場が弱体しているということは御存じのとおりだと思います。農林業センサスによりますと、菊陽町の農業戸数は、20年前の平成７年は779戸でした。10年前の平成17年度は559戸となり、最近では、平成22年には431戸になっております。これは兼業農家でありまして、専業になりますと、平成22年では179戸です。今年はもっと少なくなっていると思われます。

どの産業も１次産業の上に成り立っているのにもかかわらず、誰もそれに余り気にしていません。ないなら輸入すればいいと考える人がいますが、これはとても危険な考えです。なぜなら、輸入品はどうしてつくられているか分からないからです。また、収穫した後に農薬処理するポストハーベストというやり方がありますけれども、それによって輸入されている農産物もたくさんあります。

食料は安心・安全が一番です。そのためにも、生産現場が見える自場の産業をもっともっと活発にしなければなりません。そうすることが菊陽町の行く末に係っていると言っても過言ではないと思っています。

そこで、質問です。

これからの菊陽町の農業の将来に向かってのビジョンをお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、御質問にお答えします。

大きな指針としましては、第５期菊陽町総合計画の第３部「活力にあふれ、にぎわうまち」の第１章、農業の振興における基本方針で、魅力ある農畜産業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を生かした農畜産物の品質向上、魅力ある特産品の開発を促進するなど、生産効率の向上や農畜産物の高品質化を図りますとあります。

また、農政の詳細な指針としては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を平成23年９月に制定し、平成26年10月に加筆修正を加えて現在に至っているところであります。

その主な内容は、農業経営基盤の強化の促進に関する菊陽町の農業の現状と目標、農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、それから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する事項、農業経営基盤強化促進事業に関する事業、それから農地利用集積円滑化事業と申しておりましたが、現在の農地中間管理事業に関する事項、このような内容を記載しておりますが、これは本町で農業を営む者の経営を支援するための指標であり、個々の農家の営農形態を変更させるとか、自主性を云々するものではなく、その営農形態に見合った経営強化の方策を示すものであります。

また、本町農業の基本姿勢としまして公告しているものであり、平成27年度には農地中間管

理事業の記載を含めて再度加筆修正を行いながら、指針として活用するところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。

次に、２番目に、今菊陽町でも優秀な若手が育っております。国の事業であります新規就農者支援事業もその大きな要因と考えられます。もっと早くこういう事業が行われていれば、国内の農業もここまで衰退はしなかっただろうと思われます。

そこで、質問です。

町として、県や国等の事業とタイアップして、どのような支援や、育てていくのかお示しください。

○議長（渡邊裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、農業の担い手をどう支援し育てていくのか、この担い手というところを若手農業者というところでお答えしたいと思います。

まず、本町の農業者数について申し上げます。

中核的な農業者であります認定農業者数ですが、現在約170経営体となっており、平成17年をピークに減少傾向にあります。原因としましては、認定農業者制度にメリットを感じられないとか、高齢化による離農など、さまざまであります。しかしながら、農業後継者につきましては、農政課調べでありますが、新規就農者を含んで約65名おられまして、この若手後継者の育成につきましては、町の重点施策として取り組んでいるところでございます。

その近年の取組としましては、平成26年度に新規就農者や後継者に特化しました学習会の開催を行ったところでございます。これは、これまで認定農業者を対象とした担い手育成推進大会を開催してきたところでありますが、次世代を担う若手農業者の参加がなかなか難しいこと、さらには新規就農者や後継者をはじめとする若手農業者同士をつなぐ組織がなく、互いに学習し、経営力を学ぶ機会が少ないことなどが課題であったと思われます。

今年も既に、新規就農者や後継者をはじめ認定農業者も対象としたパソコン簿記学習会及び簿記の基礎をはじめとした税の基礎知識を習得するための講座を予定しているところであります。

また、経営力の強化に加えまして、販路の拡大を主な目的として、グランメッセで行われます商談会へも出展を予定しておりまして、これも若手農業者を中心に呼びかけて行う予定でございます。

今後も、これからの菊陽町の農業を担う若手農業者を中心にした農業後継者の育成のために、学習会や見聞を広めるための先進地研修などを実施して、横のつながりを構築しながら個々の経営力のアップを図りたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。今まで農家というのは、つくるのはとても上手なんです。でも、やっぱり販売が若干下手で、販路を見つけるのに四苦八苦したというやっぱり過程があります。今の若い者は違います。もう自分でやはりそういう販路を見つけながら頑張っております。でも、支援的にも、そういう販売なんかにも情報を流していただきますようによろしくお願いします。

次に、３番目に、今国の事業の一つに畜産クラスターというのがあります。我が家も畜産しておりますけれども、これって本当に分かりにくい事業なんです。どこまでが個人でしていいのか、どこまでが地域でしていいのか、もう本当分からないというようなことです。ですから、役場に尋ねても、これはもう菊陽町は、担当といいますか、菊陽町自体では受けてませんからという返答でありましたので、もう直接質問はできないなと思いましたけれども、志垣課長が、いやいや、自分の分かる範囲で答えますからということでしたので、あえて質問させていただきます。

クラスター事業を菊陽町は町としては受けてないと。農協とか団体、畜協とか、そういうところが受けているということでしたけれども、その展開として、やはり事業は、農家の下の方に下がってきた場合は、農協とかその団体とか、それと行政ですね、役場と一体になってないと、どちらに相談していいかも分からないし、どっちを優先していいかも分からないというところが現場にありますので、ぜひここを一つにまとめていただくような、そういう手だてがないものかと思います。その点について御質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　期待されて、ちょっと答弁したいと思います。

質問にお答えいたします。

まず最初に、畜産クラスター事業について概略を説明します。

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめＪＡ、乳業企業、それから食肉センター、飼料・機械メーカー、コントラクター、ヘルパー組合、行政、各種コンサルなど、地域の関係事業者が連携、集結し、地域ぐるみで高収益型の畜産業を実現するための体制を整えることをいいます。国もこの畜産クラスターの構築を推進しており、体制構築事業も支援事業になっているところです。

畜産クラスターの主な事業としては高収益型畜産体制構築事業と畜産収益力強化対策の２つの事業があります。

まず、高収益型畜産体制構築事業は、関係事業者の連携、集結により、地域ぐるみで収益性を向上させる新たな取組の実証、検討の支援を行う事業です。

また、畜産収益力強化対策は、２つに分かれており、リース事業と呼ばれています畜産収益力緊急支援事業とハード事業と呼ばれています畜産競争力強化緊急整備事業があります。

このリース事業もハード事業も、畜産クラスター計画の中で、法人もしくは１年以内に法人化が見込まれる中心的な経営体に位置づけられる必要があります。どちらもポイント制です

が、最大２分の１の補助があります。

熊本県では、農業経営団体が中心となった方が地域計画作成時に専門性と地域性を理解しているため国からの計画認定が受けやすい状況がありますので、農業関係団体が中心となって協議会を設立していく予定です。

そこで、現在の状況でありますが、菊池郡市では、肉用牛では、菊池地域農業協同組合が中心となったクラスター協議会が事業を進めています。そのほかには、養豚農家は経済連が中心となって行っており、酪農は県酪連が中心となって協議会を立ち上げ、事業の計画を立てる予定となっております。

また、畜産農協につきましては、各支所ごとに事業を進めていくとの意向が伝えられています。

その後、畜産クラスター事業を進める場合は、関係者から成る協議会が地域性を鑑みた事業計画を作成し、国からの認定があった場合に補助が決定する仕組みでありまして、その補助金の流れとしては、国から県、町、協議会、受益者という順番で流れていきます。

熊本県内の市町村における畜産クラスター協議会との連携の事例としては、行政は協議会の一員となり協議に参加するとともに、国庫補助事業関係の事務手続の支援を行っている状況でありますので、本町でも同様の連携方法をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。この事業というのは２分の１なんです。今まで２分の１なんて事業はほとんどありませんでした。それで、現場も飛びついてるんです。やはり３分の１じゃ、大変な思いをして資料をつくって、こんなたくさんつくってしても、余りメリットがないんです。２分の１になると若干メリットがありますので、やっぱり農家側もこの畜産クラスターをどうにか自分とこに取り入れて、地域の中でやはり活躍できないかと、そういう方法を模索してるんですけれども、それがどうしていいか分からないというような状態ですので、今後ともいろんな情報をお願いいたしたいと思います。

そして、農業というのは、皆さんも御存じですけれども、燃料、肥料、資材、農薬等、たくさんのコストをかけて、それから天候、最大限に生かしながら苦労して育てても、先日の台風のように自然の前には無力です。菊陽はニンジンの産地ですけれども、きれいに発芽していましたニンジンの畑が、もうところどころから芽が出てないところがたくさんあります。とらぬタヌキの皮算用というのがありますけれども、本当これができないのが農業の産業の欠点といいますか、きついところです。その点からも、これ以上農家戸数が減らないためにも、絶大なる施策、支援をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

次に移ります。

小・中学校、保育所等の教育方針についてお願いします。

明治時代のしつけや幼児教育には五育ということで行われていました。すなわち、五育とは、知育、徳育、体育、食育、才育のことですけれども、現在その流れを受けているのでしょうか、知育、徳育、体育は教育の中にしっかりと入っています。しかし、食育はどれだけ時間をとっているのでしょうか。明治時代に生きた石塚左玄という人がいますけれども、その人の著書の中に、「体育、知育、才育はすなわち食育なり」と述べています。これほど食育は大事なものだということだと思います。

三重県の松阪市、松阪牛というところで有名ですけれども、皆さん御存じだと思います。この松阪市に天白小学校というのがあります。ここでは、１年生で入学した子どもたちが６年生になるまで、松阪牛がどこで生まれ、どのようにして育てられ、そして人間の食料になるために屠畜されるかを６年間にわたり学習しました。私もまだ、屠畜するところは１回しか見たことがありませんけれども、それを６年生といえども小学校の子どもたちに見せるということは、いろんな意見があったと思います。それでもそれを行いました。食べるということはきれいごとではありません。ほかの命をいただいて命へつながっているということですので、だからこそ食育は必要なのです。

さて、町では、これまで食育講座や体験学習は行われていますが、これからの食育はどのようなことを考えておられるのかお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　教育次長。

○教育次長（桐　陽介君）　それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

本当に、言われました食生活、これ多様なライフスタイルの変化に伴いまして、本当に私たちの食に対する考え方やいろんなものが大きく変化してきたというふうなところは現実やなかろうかなと思います。

その中で、食を大切にする心の欠如であったりとか、また栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、また過度の、その部分である痩身傾向であったり、伝統ある食文化の喪失など、この食に関する問題というのが我が国の大きな社会全体の課題になっていると思います。

そのような中に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするために、食育を総合的、計画的に推進するということを目的といたしまして、平成17年に食育基本法が制定されました。さらに、これに基づいて食育推進基本計画というのが示されました。

保育所、また学校においては、同法並びに基本計画に基づきながら、食に関する指導という部分で取組を行っております。この食に関する指導というふうな部分では、６つの目標があります。食事の重要性、心身の健康、それと食品を選択する能力、そしてお話しいただきました感謝の心、そして社会性や食文化という観点から指導はなされております。

さらに、具体的な取組といたしましては、保育所並びに学校における食に関する指導を推進するという体制づくり、また家庭におけるこの食に関する指導の促進、そして保育所や学校、そして家庭、地域と連携した食に関する指導の推進というこの３つの内容を柱として、保育内

容とか、学校においては各教科、各領域の授業や、また給食の時間を通しながら、適宜その内容が取り扱われて指導しているというのが現実でございます。

そういう食に関する指導を推進するというふうなところで、現在菊陽町には栄養教諭という部分が２名、学校栄養職員が３名、これは県費の方で配置されております。加えて、各全小・中学校には、この食に関する指導の担当教諭というふうなところが位置づけられて、各学校において食に関する年間指導計画に基づきながら進められているところです。

さらに、やっぱり子どもたちにかかわるわけですので、教職員の指導力の向上というふうなところがやっぱり大きな面になってくると思いますので、県や食関係の団体が主催しますシンポジウムとか研修会などに教職員が参加しまして、資質向上を図っているところです。

また、菊陽町としますと、先ほど言われました、やっぱり地域の部分ということで、地域の行事食を献立に位置づけたりとかというふうなところで、月１回のキャロッピーデー、または県が進めていますが、ふるさとくまさんデーという日を設定しまして、菊陽町の特産物とか、学校の栽培学習で収穫した食材を学校給食の方に生きた教材として、食文化の継承とか、地域産物等への理解を深める、そういう取組を学校全体、総体として取り組めているところです。

次に、これからの食育についてどのように考えているかというふうなことでお答えをしたいと思います。

今述べましたとおりに、食育基本法では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むこと、こういう力をつけるということで目的としています。保育所や学校教育段階においても、この目的に迫るために、学校と家庭、地域が連携を図りながら、総合的、計画的に進めています。

その中で、やっぱり課題として捉えなきゃいけないということについては、先ほど議員がおっしゃりました、やっぱり命の大切さであったりとか、感謝の心の育成というふうな部分に、やっぱり課題であるというふうに捉えております。

児童・生徒に、先ほど知・徳・体とありましたが、やっぱり豊かな心を育成するというふうなところは学校教育が目指す大きな狙いです。現在、全ての保育所、小学校に、食というか、学級園にミニトマトを栽培したりとか、サツマイモ等を育てて収穫して試食する取組が、保育及び小・中学校においては、生活科とか理科とか、また総合的な学習の時間を通しながら進められております。

その中で、特色ある取組として、この隣にあります菊陽中部小学校、ここの取組があります。菊陽中部小学校では、地域の農家の方を指導者として依頼いたしまして、バケツまたはプランターを使って稲をもみから育てていくという、そういう取組にかかわっていただいております。その取組の中で、その地域の農家の方が、稲の生育状況を常に見守りながら、水の与え方であったりとか、除草などのかかわり方あたりを学校と連携して児童へ指導を継続的に当たっているというふうな取組も進められています。

このような学習を通して、子どもたちは、命の重要性や先ほど言いました感謝の心、こうい

うところをしっかり受けとめられるような心が育っています。

このようなやっぱり取組を保育所やその他の学校あたりも取り組んでおりますけども、さらに推進していきたいなというふうに考えているところです。

また、教育委員会としましても、もし学校の方でそういう農業を従事されている方とか、栽培に関する専門的な知識を有されている方とか、学校教育を進める上で必要だなと思ったときには、今生涯学習課の方で学校支援事業というのを進めています。そこに２名のコーディネーターを配置しておりますので、そこと連携しながら学校の教育に携わっていただく人たちを探し、そして実際に進めていくというふうな取組の方を進めています。

そういう部分で、この件については、やはり大切な食に関する指導を進める大きな狙いだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。もう子どもがやはり今から育つ上で、知識は本当に必要です。知識は必要ですけれども、心が一緒に育ってなければ何にもなりません。頭でっかちの大人になってしまいます。ぜひ菊陽町の子どもたちが健全に生きていけるような、そんな情緒的な豊かな子どもたちをつくっていただくように教育現場で頑張っていただきたいと思います。

それから、じゃあ次に移ります。

小・中学校、保育所の教育方針の中の一つに総合学習というのがあったと思いますけれども、総合学習での農業体験学習についてお尋ねします。

以前、我が家にも中学生が３日間弁当持参で農業体験学習にやってきていました。たまたまそのとき牛のお産が始まりまして、子どもたちはその場にくぎづけでした。そして、無事生まれたのを見て、拍手を送り、笑顔いっぱいでした。そのときの笑顔は、本当に子どもらしくて、慈愛に満ちた顔でした。朝、子どもたちを引率されてきた先生が、「言うことを聞かなくて迷惑をかけるかもしれません。でも、よろしくお願いします」と言われたので、さぞかし元気がよくて聞き分けのない子どもたちかなと思っていましたが、全然そういうことはなく、礼儀正しくて素直な子どもたちでした。

最近は受け入れておりませんが、現在はどのように行われているのでしょうか。そして、今後はどのように考えておられるのか、方針をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　教育次長。

○教育次長（桐　陽介君）　ありがとうございました。

まず、現在どのように行われているかというふうなところで、これは那須議員の御質問は、中学校で実施している総合的な学習の時間に行われている職場体験学習というふうな御質問だと捉えて御対応していきたいと思います。

中学校においては、職場体験学習、これはキャリア教育の一環として取り組みを進めていま

す。取扱いについては、総合的な学習の時間をメインにしながらやっているところです。

このキャリア教育というものは、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力、態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育というふうに定義されております。この定義に基づきまして生徒に、やはり自分の力で生きていける、または生き方を選択することができる、そういう力を身につけなさいというふうなことで、キャリア教育の一環としてこの職場体験学習を進めているところになります。

御質問のあります中学校の職場体験学習の中にあります農業体験学習と、この実施状況についてちょっとお答えいたしたいと思います。

まず、菊陽中学校におきましては、２年生を対象として、平成25、26年度９月に酪農の方で２件、それと観光農園で２件、引き受けていただきました。平成28年度から３年生に移行するということで、今年度は去年実施した２年生でございますので、今年度は計画の方はちょっとないというふうなことでございました。

それと、武蔵ヶ丘中学校でも、同じく２年生を対象としまして、本年度は９月14日から16日までの３日間実施する計画です。農業関係につきましては、４軒の個人農家で引き受けていただく予定となっております。

また、この農業体験学習の受入れ先については、学校から直接多分御依頼があったんじゃなかろうかなと思いますが、農業関係者へ御連絡をして、承諾していただいた場合には計画書を持ってきて、事前に実施の計画あたりに基づきながら実施につなげているというふうな状況になります。

この職場体験学習は、キャリア教育の一環として中学校において毎年実施しているものです。菊陽中はそういう状況で、今年度は実施いたしませんけども。そういう取組を今年度も推進していきたいなというふうに考えているところです。

また、この農業体験学習については、両中学校とも９月に、菊陽中は25、26は９月で、もちろん本年度は９月になりますので、実施しています。依頼した農業関係者から、受け入れたいけどもさせる農作業がないというふうなお答えがあって、お断りいただく農業関係者もおられると聞いております。

今後実施する上で、農業を希望する生徒の体験学習の場を保障するためにも、やはり農作業の内容等の情報を十分学校が把握しながら、実施時期の検討とか、また関係機関等の連携とか、こういう分を図りながら、受入れ先の開拓を進めていかなければならないなと考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。我が家も、なぜ引き受けなくなったかといいますと、これ、今はグローバル社会の中において、特にアメリカなんかそうなんですけど、補償問題、これが一番私たちには気にかかるんです。例えば畜産において、来ました、堆肥をさ

せてました。そしたらそれで足をけがしました、果てはこれがどういう、そのけがの度合いにもよりますけれども、軽いか、重いか、そうなったとき補償を誰がするのか、農家側がするのか、そういうのが全然私たちに分かりませんので、そういうことも一緒に考えていただいて、農家側にその御依頼をお願いできるならと思います。

そして、以前、十数年ぶりに総合学習で来た子どもがもう成人に達してまして、我が家にというか、途中で会いまして、そしたら私は全然分かりませんでしたけれども、その子はもう全然忘れてなくて、しっかり覚えていました。そして、お昼に弁当持ってきますけれども、我が家では赤牛を生産しております。それで、赤牛の肉をお昼に出します、焼き肉として出しますので、その味が忘れられなかったと。それから、お産に立ち会いました子でしたので、もうお産が、自分もあんなにしてお母さんから生まれたと思うと、もう涙が出るほどだったと言いました。

やはり、そういうふうに農業というのは生とのかかわりがとても強いところですので、子どもたちに対する感動というかそういうのが、ただ机の上で勉強するのと違うんです。ですから、そこを少しでも子どもたちに体で分かっていただくような体験学習を農家側はしていただきたいという思いがありますので、今後もどうぞ教育委員会と学校と現場と話し合いながらやっていけたらなと思っております。ありがとうございました。

じゃあ次に、子育て支援についてお伺いします。

今地方再生が叫ばれる昨今ですけれども、これに欠かせないのが人口増加です。御存じのとおり、菊陽町は人口が今現在４万人を超えています。これを維持していくためにも、新しい命の誕生が望まれます。

しかし、家族の形態が変化し、夫婦と子どもから成る世帯やひとり親世帯が増加しています。そのような中において、家庭の問題の想定内であれば対応できることでも、子どもの病気だけはいつ何どき起きるか分かりません。そのようなときに、夫婦であればどちらかが仕事を休まなければなりませんし、ひとり親の場合はその人が休むしかありません。近くに面倒見てくれる人がいればいいのですが、なかなかそんなに都合いいばかりではありませんので。

それで、お聞きします。

町は、平成29年度に病後児保育を１か所開設予定ですが、病児保育の開設もぜひ必要だと思われます。現在西部の方に「こあら」という施設が１か所あります。東部の方にも１か所開設をお願いしたいと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今御質問がありました平成29年度に病後児保育を１か所開設予定であるけれども、病児保育の開設も必要であると、これについて検討しているかという御質問にお答えいたします。

病児保育事業は、病気で集団保育が困難、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に利用できます保育サービスでありまして、その種類には、まず病気の回

復期に至っていない児童を対象とします病児対応型と、回復期にある児童を対象とします病後児対応型があります。

本町では、病後児対応型の事業を平成15年から町社会福祉協議会に委託し実施しております。町社会福祉協議会では、本事業を実施するために、同年に建設しましたふれあい交流・福祉支援センター内に専用スペースを設け、先ほど議員が言いました「こあら」の中で、看護師、保育士等の専門スタッフを配置しているところであります。生後６か月から小学校３年生まで、年間で延べ350人程度の方が利用されている状況であります。

本町では、この子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、平成29年度に新たに１か所開設することを計画しております。この新しい施設を病児対応型とするか、あるいは病後児対応とするかについては、今後、この運営方法も含めまして、ほかの自治体の事例等を参考にしながら、今後は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。

私は子どもが３人おりますけれども、一度も子守したことがありません。もうみんな年寄りがしました。ですから、一度は子守したいという思いが私たちの時代はありました。でも、今は全然違いますね。ですから、そういう時代はよかったなと思いながら、今振り返っております。

子ども・子育て支援事業計画の中でも、病児・病後児保育の利用希望の中で、父親または母親が休んだ際、「できれば病児・病後児保育などを利用したかった」は35.2％です。また、「利用したいとは思わなかった」が62.6％となっています。そして、「病児・病後児保育のどのような事業形態が望ましいと思いますか」の問いには、小児科に併設した施設で子どもを保育する事業が80.9％、他の施設、例えば幼稚園とか保育所などに併設した施設で子どもを保育する事業が64.3％、地域住民が子育て家庭等で身近な場所で保育する事業が18.5％となっています。

つまり、これから考えられますことは、子どもの病気はどう急変するか分かりませんので、そばに小児科の専門医がいて安心して預かれることを多くの人が望んでいるのというのが分かるんじゃないかと思います。これから検討される中において、やはりぜひ小児科に併設した施設を目指して検討していただきますようにお願いいたします。お世話になります。よろしくお願いします。

それでは最後になりますけれども、独居老人や老夫婦への対応についてお伺いします。

今回はごみの収集についてお伺いします。

先般の町民と議会との意見交換会がありました。その場におきまして、老人の家はごみだらけという意見が出ました。私は家の中を見ていませんので、はっきりした状況は分かりませんが、恐らくごみの分別がままならず、放置してあったのではないかと思われました。私たちで

さえ、ごみの分別には頭を使います。老人の中には、したくてもできない人もいると思います。

そこで、お聞きします。

独居老人や老夫婦に対して、ごみの分別方法、また収集について何か配慮はされておるのでしょうか。そして、今後の対策としてどのようなことを考えておられるかお聞かせください。

○議長（渡邊裕之君）　環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　それでは、独居老人や老夫婦への対応について、ごみの分別方法等についてどう配慮されているかということについて答弁いたします。

まず、現状を申し上げますと、本町ではごみの排出区分を17種類に分け、ごみの一時保管所への排出をお願いしております。ごみの分別収集を行うことでごみの減量化を進め、処理の低コストを図りながら、なおかつリサイクルをはじめとする３Ｒ、リデュース、リユース、そしてリサイクルといった意識の啓発、つまり循環型社会の推進を図っているところです。

菊池環境保全組合管内市町による資源物の再生利用率につきましては、平成25年度で22.7％、平成35年度以降は25％以上を目標としているところでございます。

このような背景からも、ごみの分別は重要な事項であり、今後とも御協力をいただきたいと考えております。

高齢者に対するごみ分別の配慮についてでございますが、現在資源物については10種類の分別をお願いしており、町民の皆様からも御質問の多い品目でございます。このような品目につきましては、ごみの分け方、出し方の冊子を作成し、プラスチック類及びその他の紙類につきましては、写真つきのチラシを設けて町民への周知を図っているところです。

確かに高齢者にとってごみの分別は分かりにくいものがあります。高齢者に分別の徹底を強いるには、無理があることも承知しておりますが、高齢者でも熱心にごみの分別に取り組んでおられるのも事実であります。

なお、町内各行政区にはごみ減量推進員さんがおられまして、推進員の皆様には、ごみの分別の御指導をいただきながら、違反ごみの搬出の抑制に力を入れております。

ステーションに出されたごみ袋で適正な分別が行われていなかった場合など、推進員さん自らが分別をやり直しを行われて、ごみが未回収とならないよう、地域としての配慮も行っていただいているところです。

また、中間処理施設であります環境美化センターにおきましても、回収されましたごみを人の手によって選別し、誤った分別の袋からもそれぞれの資源となるものを抽出する作業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　那須眞理子君。

○４番（那須眞理子君）　ありがとうございました。どの年代も、やはりそれぞれに個人の差があ

ります、できる人、できない人。ですから、やっぱり行政としては弱い人をターゲットに施策をしなきゃならないというのが私の持論です。ですからぜひ、こういう言葉があります、「子どもは来た道、年寄りは行く道」、ここにおられる方はみんな行く道です。ですから、ぜひそういうことを考えますと、ただ単にできる、できないで投げ捨てにできる問題ではありませんので、ぜひ負担のかからないようなごみの分別の仕方、収集の仕方をぜひお願いしまして、以上をもちまして、もう何も私、初めてで、こちらの意を伝えることができませんでしたけれども、本当によく答えていただきまして、ありがとうございました。

○議長（渡邉裕之君）　那須眞理子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後２時58分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月８日（火）再開

（　第　４　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議 事 日 程（４日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月８日
午 前 10 時 開議
於 議 場

日程第１ 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	大久保 輝 君	２番	阪 本 俊 浩 君
３番	西 本 友 春 君	４番	那 須 眞理子 君
５番	佐々木 理美子 君	６番	中 岡 敏 博 君
７番	吉 本 孝 寿 君	８番	吉 山 哲 也 君
９番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久美子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀 行 徳 君
書 記	山 川 真喜子 君
書 記	増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教育委員会委員長	曽 我 惟 雄 君	教 育 長	赤 峰 洋 次 君
教 育 次 長	桐 陽 介 君	総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君
福祉生活部長	實 取 初 雄 君	産業建設部長兼 商工振興課長	松 本 洋 昭 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 﨑 謙 三 君	総務部審議員兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君
総合政策課長	阪 本 浩 德 君	財 政 課 長	東 桂一郎 君
税 務 課 長	阪 本 章 三 君	人権教育・啓発課長	高 木 定 伸 君
総務部審議員兼 東部町民センター所長	平 野 葉 子 君	福 祉 課 長	西 本 一 浩 君
福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮 本 義 雄 君	福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐 藤 清 孝 君
介護保険課長	市 原 憲 吾 君	町 民 課 長	酒 井 章 彦 君
西 部 支 所 長	服 部 誠 也 君	産業建設部審議員兼 農 政 課 長	志 垣 敏 夫 君
建 設 課 長	小 野 秀 幸 君	都市計画課長	大 山 陽 祐 君

産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村敬士君	総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君
学務課長	士野公典君	生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀直之君
図書館長	矢野信哉君	農業委員会事務局長	川上一弘君

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前10時０分

○議長（渡邉裕之君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（渡邉裕之君）　日程第１、７日に続きまして一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　皆様おはようございます。

傍聴席の皆様もおはようございます。お忙しい中をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。大久保輝でございます。

私は、一人一人が安心して暮らせるまちづくりというものを目指して議員としての活動を行っていきたいと、このように考えております。一般質問につきましては、そのような観点から、町民の方からいただいた声をここで質問をさせていただくわけでございますが、その前にまず、２週間前の台風15号で被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。また、被害に遭われた方々におかれましては、一刻も早い復旧を祈念いたします。

また、執行部の皆様方におかれましても、台風の影響等大変な中におかれましての準備であったかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の一般質問、３項目です。交通体系の充実について、交通安全対策の充実について、商業の振興について、以上の３項目につき質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以後、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございます。まずは、１つ目の質問、交通体系の充実についてお尋ねいたします。

菊陽町は、現在も人口が増加傾向という中において、幹線道路や生活道路のさらなる整備が必要なところも多くあるかと、このように思っております。総合計画の中においても、暮らしやすく、安全で安心なまちづくりのために交通体系の充実ということが掲げられています。幹線道路の整備、生活道路の整備、公共交通体系の充実が施策としてありますが、現在、町民の方々から生活道路や幹線道路に関する要望等はどのようなものが上がっておりますでしょうか、質問させていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　おはようございます。

お答えいたします。

答弁に先立ちまして、一般的に道路を整備する手順を説明しておきたいと思います。

まず、調査段階として、地域の方からの要望などを受けて、道路の整備が必要であるかを判断するために道路交通調査を実施いたします。この調査によりまして、道路及び交通現況の把握を行います。次に、検討段階として、道路網整備計画との整合性の確認を行い、ルートの検討に入っていきます。次に、計画図を作成する予備設計段階に移りますが、この段階では関係機関への協議、現地測量、地質調査、用地調査等も行い、予算確保のための概算工事費を算出いたしますが、補助事業にのせるための関係機関協議から採択までにも時間を費やすものであります。ここまでの手順があって、やっと事業着手となるわけです。

次に、詳細設計段階になりますが、現地測量を詳細に行い、設計図を作成するものですが、あわせて補助金の申請、町道の認定作業等を行うものであります。その後、用地幅ぐい設置、境界立ち会い、用地買収等を経て工事着手段階となるものです。このように、事業を進めていく上では、かなりの事務量、関係機関との交渉と補助金を受けるための要望、陳情活動を頻繁に繰り返すことが必要であります。

以上、町道路線道路を整備する手順について説明いたしましたが、国道、県道については、その作業が当然国、県によって行われることになりますが、町でも、町道路線を整備すると同様に、多大な事務量、交渉事、要望、陳情活動も必要になってくるものであります。

以上、前置きした上で答弁いたします。

御質問の生活道路に関しての要望については、道路拡幅や雨水対策等の整備要望が多く、地域のことを一番よく知ってらっしゃる各行政区の長を通じて陳情書等を提出いただいております。また、幹線道路に関しての要望については、町道をはじめ県道についても、特に通勤時間帯の交通渋滞が著しい菊陽町西部地区、セミコンテクノパーク周辺等の渋滞緩和対策の要望が多く、行政区、セミコンテクノパーク協議会等より提出いただいております。その中で、県道については、町からの進達書を添え、県へ要望書を提出しているところであります。

なお、町道に関しましては、国道、県道を含めた道路網の整備を進め、通行車両台数の分散化と利便性を図っておりますが、既設道路の拡幅は沿道の住宅及び店舗等の移転や用地買収等で高額な事業費を要し、事業進捗が難しい状況にありますことから、近年の住民要望は道路新設、道路改良といった高額な事業費がかかる要望から、通勤車両等が生活道路を抜け道として利用することによる通過車両のスピード抑制や歩行者の安全対策を求める要望が多く寄せられるようになったところであります。

ちなみに、平成20年度から現在までの陳情、要望があった件数でありますが、町関係の件数として124件でありまして、そのうち71件が処理あるいは処理中ということであります。率にすると57%程度が処理をしている状況でありまして、この中で総合的な判断を行った上で優先順位をつけ、事業に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございました。なかなか事務的に、あるいは技術的にさまざまなことをしていかなければならないんだなということを私も改めて今認識させていただいたところでございます。そういったさまざまな要望がある中で、今おっしゃった中にも出てきましたが、総合計画の中にも具体的施策の中にありますセミコンテクノパーク周辺の道路整備ということにつきましてお尋ねさせていただきます。

特に、６月定例会で補正予算として出された測量費は鉄砲小路北側の交差点に右折レーンを設置するためのものだったかというふうに思いますけども、その後のこちらの進捗状況はいかがになっておりますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　お答えいたします。

セミコンテクノパーク周辺の道路については、平成20年７月にセミコンテクノパーク協議会からの要望及び地域住民に及ぼす影響等を勘案し、熊本県、合志市ともに改善策を講じてきました。熊本県では主要交差点の改良を実施、本町においては平成21年から平成26年の間にわたり南方大人足線の拡幅を実施しております。この対応によりまして慢性的な渋滞は一定の成果を上げるに至り、渋滞が緩和されたかに思われましたが、セミコンテクノパーク、原水工業団地等の企業立地が進んでいる現状から交通量が増加しまして、一層の渋滞が懸念されているところであります。

現在、町では、交通渋滞緩和対策の一環から、実験的に原水駅からセミコンテクノパークへの通勤シャトルバスの運行を行っておりますが、その効果が十分なものと思うにはもう少しの検証期間が必要であります。このことから、町道古閑原上堀川線交差点改良及び右折レーンの増設を検討するための調査費を計上したところであります。また、渋滞の抜本的改善のためには、県道新山原水線の県道熊本菊陽線から県道大津植木線までを結ぶ菊陽空港線延伸の整備が必要不可欠でありますので、これまで以上に県等の関係機関に働きかけていきたいと考えているところであります。

なお、町道古閑原上堀川線交差点改良事業について具体的に内容を説明しますと、県道大津植木線と県道古閑原上堀川線との交差点に矢印式信号機の追加要望を熊本県公安委員会に行ったところ、町道側に右折レーンがないため設置ができないとの回答でありました。そこで、町道側に交差点から南側へ約60メーター程度の右折レーンを設置するものでありますが、熊本県警本部との交差点協議に時間を費やすことから、来年度早期の工事実施のためには本年度中には交差点協議を完了させていきたいと考えているところであります。

以上のように道路改良計画を進めてまいりますが、本町のセミコンテクノパークをはじめ合志市、大津町の工業団地等の活発な経済活動により交通混雑が発生してる状況でありますので、道路を含めた総合的な交通対策については、熊本県及び近隣市町と連携して対応していかなければならないと考えてるところであります。

以上です。

〇議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

〇１番（大久保　輝君）　ありがとうございました。セミコンテクノパーク全体として、今後も人員の増加が予想されているとこじゃないかというふうに思います。町の発展ということで考えると大変よいことだというふうに私は思っておりますけども、その分渋滞が発生する原因にもなる部分もあるのかなというふうに思います。当然ながら、先ほどもおっしゃられました事務的にあるいは技術的にさまざまな問題があるかというふうには思いますけれども、一刻も早い対応を可能な限り行っていただければと思う次第でございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、西部地区の道路環境改善の検討も具体的施策の中に書いてございますが、こちらも菊陽町全体としての人口の増加傾向の中において、特にその人口増加は西部地区が多くなっていくのかなというふうに思っておりますけども、そう考えたとき、現時点でも渋滞が多くなる中、早急に西部地区の道路整備については考えなければならない問題があるのではないかと、このように考えております。こちらについての検討状況等はどのようになっておりますでしょうか。

〇議長（渡邉裕之君）　建設課長。

〇建設課長（小野秀幸君）　お答えいたします。

菊陽町西部地区の交通渋滞解消の問題に関しましては、一般質問でもよく取り上げられるように、喫緊の課題であります。西部地区では現在、熊本市や大津町へ抜ける県道熊本大津線を主要なアクセス手段として利用しておりますが、通勤時など朝夕の渋滞が慢性化してる状態であります。このことにより、接続する町道、合志市道にまで影響を受けております。地域住民からは改善を求める要望も出ているところであります。

この熊本大津線の交通渋滞を解消するためには本路線の２車線化を行う必要がありますが、沿線に建物が建ち並んでいる路線についての拡幅は難しく、改良計画を立てるのも困難な状況であります。また、菊池地域振興局に対しましても、県道熊本大津線の交通渋滞解消については毎年しっかりと要望を行っているところでもありますが、今年の要望からは、町の方で検討しましたバイパス案についても示していきたいというふうに考えております。その他の方策としましては、バスの増便あるいはパーク・アンド・ライドの推進等、公共交通機関の充実による交通渋滞低減対策がありますが、これらは広域的に対処していく必要がありますので、関係機関と連携しまして交通渋滞解消のための議論を深めていきたいと考えているところであります。

さて、御質問の西部地区の道路環境改善の検討についてでありますけれども、町としてできる方策はないかと考えまして、平成24年度において菊陽町西部地区道路環境改善検討業務の中で検討いたしまして、新規路線の西部地区道路整備構想を作成いたしました。本路線は、起点を武蔵ヶ丘北１丁目地内の武蔵ヶ丘小学校南側付近から熊本市北区楡木６丁目地内の九州自動車道側道付近までの区間で、延長約1.2キロメートルを想定してるところであります。現在、

予備設計業務を発注しておりまして、この業務の中で事業化が可能かを現在調査検討するものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　西部地区の渋滞の緩和についてのさまざまな取組、検討が、特に今回新規路線というお話もお伺いしましたけども、そういったことがされているということが分かりました。そのような構想等もろもろあるのであれば、もちろんこれからの検討課題も多くあるかと思いますが、ぜひしっかりと進めていただければというふうに思います。もちろん、限られた予算の中でやらなければならないことかというふうに思いますが、進みにくいことも多々あるかと思いますが、ぜひ早急な実現に向けて取り組んでいただければと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

２番目の質問でございます。交通安全対策の充実についてということにつきまして、先ほども申しましたけども、菊陽町全体として人口が増加する中で、道路整備といったハード面も重要なことかというふうに思っておりますけども、事故を未然に防ぐといった施策も必要かというふうに思っております。現在、菊陽町全体の人口増加におきまして、一部の学校におきましては校舎の増築が行われるなど、小・中学生の数も増加傾向かと、このように思います。そこで、現在、小・中学生の交通安全に関する指導等はどのような取組がなされていますでしょうか、御質問させていただきます。

○議長（渡邊裕之君）　学務課長。

○学務課長（士野公典君）　おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

交通安全に関する指導につきましては、全ての小・中学校教育課程の編成の中で位置づけしまして計画的に行っております。実施状況を申し上げますと、交通安全協会の指導員の方や自動車学校の指導員の方に学校へお越しいただいて、運動場や体育館に道路をつくりまして、歩行体験や自転車の運転を体験させる交通安全教室を実施しております。また、登下校の指導では、学期の初めと終わりに、各地区に分かれまして登校班ごとに通学路の状況確認と指導を行っている学校もあります。そのほか、毎日の朝の会や帰りの会などで自転車の乗り方や飛び出しの注意などを行っております。また、学校とＰＴＡ、それから地域の方が連携して、横断歩道や見通しの悪い通学路に立って登下校のときの交通安全指導を行っている学校もあります。

なお、平成27年６月１日から道路交通法が改正されましたが、この改正に伴う交通安全指導につきましても、既に児童・生徒への指導や保護者への周知等を行っている学校もあります。行っていない学校につきましては、今後指導をすることとしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　さまざまな取組がなされているようでございますけども、その中におきまして次の質問に移らせていただきますが、中学生の自転車通学の許可基準はどのようになっておりますでしょうか、質問させていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　学務課長。

○学務課長（士野公典君）　お答えします。

自転車通学は中学校のみでありますので、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の状況を申し上げます。

各中学校の自転車の収容台数は、菊陽中学校が378台、武蔵ヶ丘中学校が267台でございます。この収容台数によりまして、中学校はそれぞれの自転車通学の許可判断をしております。

まず、菊陽中学校につきましては、年度初めに全校生徒を対象に交通安全教室を実施しております。それから、自転車通学の希望生徒が自転車の収容台数より少ないため、距離での基準は設けておりません。なお、自転車通学の申請には、使用する自転車の整備、点検を自転車店で受けまして、整備証明書の提出が必要です。また、ヘルメットとたすきの着用が条件となっております。自転車の収容台数378台に対しまして、現在325台の許可を出しているという状況でございます。

次に、武蔵ヶ丘中学校につきましても、年度初めに全校生徒を対象に交通安全における交通講話が行われております。なお、自転車通学の希望生徒が自転車の収容台数より多いため、学校から2.3キロ以上離れていること、あるいは安全や健康面で自転車の通学が必要と校長が判断した場合で、ヘルメットとたすきの着用が条件となっております。自転車の収容台数267台に対しまして、現在236台の許可を出しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございました。各学校で若干基準が違うというところだったかというふうに思いますけども、最終的に学校の方の判断ということになるのではないかというふうに思っておりますが、先ほどもおっしゃられました、最近道路交通法の改正がありまして、自転車による運転違反の罰則が若干強化されたりといったようなこともあります。この背景には、自転車による事故で自転車の運転側が加害者になるケースも増加してるということがあろうかというふうに思います。こういったことを踏まえて、自転車通学の許可基準に、先ほどの中でお話があったようなところで安全運転の講習であったりとか、こういったものを義務づけていただいて、自転車通学をするその許可には講習等を受講しなければならないというようなことが検討なのかということをお尋ねしたいと思います。

というのも、自転車という乗り物は自動車の運転免許のようなものが必要ないにもかかわらず、重大な事故を起こす可能性がございます。事故を起こせば、被害者も加害者も身体的、精神的、経済的にも影響が出ます。そして、万が一加害者となってしまった場合は賠償責任も多額になる可能性がありますし、子どもたちの安全のためにもぜひ検討できればというふうに思

っております。もちろん、通学以外でも自転車を利用されるお子さんは多々いらっしゃるかと思いますけども、通学についてだけでもこのような取組から注意喚起になればというふうに、このように考えますが、この点に関しまして町長の方にお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　自転車の交通安全の対策の充実ということについては、今学務課の方から学校での取組についての答弁をしたところでありまして、学校ではそれぞれ学校としてできるようなことをやっていただいてるところでありますけども、今議員が言われましたように、自転車というものは、大体幼児期から小学生の時期に自転車に乗れるようになりまして、それが中学生以上になりますと通学や通勤、また主婦の間では買い物などに利用されまして、高齢者も利用できるということで、非常に手軽な移動手段として使われてるのが実態であるかと思います。

一方、自転車と歩行者による交通事故が全国的に増えて、自転車側に対して高額な損害賠償の事例も出てるところであります。無保険者の場合、いろいろ見てみますと相当の、１億円近くの損害賠償を打たれて、特に相手が亡くなられた場合、そんなことも出てるような状況があるようであります。そういう意味で、自転車の安全な利用の対策の必要性というのを強く感じてるところであります。

本町の方では、今も申し上げましたように学校での取組があっておりますけども、特に中学生に自転車通学を許可する場合に、これ町として、行政側としても教育委員会、学校と連携して、自転車の安全利用に関する教育、指導の強化をさらに図る必要があると考えております。道路交通法も改正され、自動車と同様に自転車についても強化されてるところでありまして、全国的に見ますと、自転車の安全な利用に関する条例を制定しておる県や地方公共団体、市町村もあるようであります。福岡市の場合を見てみますと、福岡市立、市がつくっとる中、高校におきましては、生徒の自転車通学を認めるときは、当該生徒に対して必要な教育と自転車の安全利用を条件に自転車運転免許証を交付するなど、自転車の安全な利用を確保する措置を講ずるように努めなければならないという、条例の中に盛り込んでもあるところであります。そういうような現状を踏まえまして、本町でも、警察あるいは交通安全協会、教育委員会、学校と、それから実際現場に立たれる交通指導員との、関係者とのいろいろ意見とかそういう協議の場を持って、自転車の利用に関する安全の対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございました。もちろん事故がないことが一番ではございますけども、万が一の備えという意味におきましても、子どもたちの安全な通学のためにも検討いただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

３番目の質問は、商業の振興についてということで質問させていただきます。

先日よりプレミアム付商品券の販売が開始されましたが、こちらのプレミアム付商品券の事業趣旨というものについてまずお尋ねさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　プレミアム付商品券の事業趣旨についての考え方ということの御質問でありますけども、このプレミアム付商品券事業は国の緊急的経済対策として、景気回復の遅れる地方の消費喚起や生活支援を目的として先行型の交付金事業であります。この事業は、地域消費喚起と生活支援のための一つのメニューであるプレミアム付商品券事業でありまして、本町の事業につきましては、一般世帯向けのプレミアム付商品券は5,000円で6,000円の商品券を２部まで購入できるものであります。また、本事業にあわせまして、子育て世帯を支援するために、未就学児、いわゆる小学校に行くまえの子どものおられる子育て世帯向けとしましては、3,000円で6,000円の商品券を購入できるプレミアム付商品券を販売する事業も行っているところであります。本事業に取り組むことによりまして、町内地域への消費喚起にあわせて子育て世帯の生活支援ができるものと考えて取り組んでる事業であります。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　主に生活の支援という部分かというところでございますけども、地域経済の活性化という観点ではどのようなお考えでございますでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　産業建設部長兼商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　地域活性化としましては、まず今回プレミアム付商品券に取り組んだ姿勢としまして、地元商店、小規模なり、地元といいましても町内に大規模店舗も２点ほどございます。そういう中で、どのように地域小規模店舗の方に販売の目を向けるかという部分で悩んで、何回も作業部会等、それからプレミアム付の実行委員会といいますか、その中で練ってきた結果でございますけども、まず地域への消費喚起あたりを見まして、利用者ですね、地域住民の方での活用ができなければこのプレミアム付商品券は失敗するなという部分が大きくございましたもんですから、そういう面から、全般的なプレミアム付商品券が功を発するような形でどういうふうに取り組んでいくかということにまた視点を置きまして、今の業態として特別に大規模店舗、小規模店舗を区分けするような商品券であっては恐らく菊陽町では販売ができないんじゃないかという部分のおそれの方が大きく議論されました。そういう関係で、今現在は地域の方としましてという部分で、町内大規模店舗、小規模店舗を問わず一律の形での商品券という形での取組という形で今やってきているところでございます。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　大規模店舗と地域の商店、どちらも使えるというのが当然のことかというふうに思います。私は、地域の経済の活性化の一つということは、大規模店舗もそうでございますが、町内の中小企業の活性化だというふうなところも必要なのではないかなというふう

に考えております。そこで、プレミアム付商品券の地域商店への利用促進をどのように考えられたのかという点に関しまして、何か取組があればお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　ただいまの御質問にお答えします。

御質問の趣旨としましては、今、私の方では当初大規模店舗と小規模店舗のあたりをどういうふうに仕分けしたのかということかなと思ったんですが、今の趣旨からしますと地域全体の店舗ということでございますので、その趣旨でお答えさせていただきたいと思います。

まず、本町の商品券につきましては、商品券の販売を本町に存する肥後銀行菊陽支店、光の森支店、それから熊本銀行菊陽支店、熊本信用金庫菊陽支店、それからＪＡ菊池菊陽中央支所、その金融機関にお願いしました。これは、通常で申しますと営業時間というのが決められておりますので、利用者関係の利便性を図るために、大規模店舗でございますけども、土日もあいているという部分と夜も若干遅目まで販売できるということでしたので、ゆめタウン光の森店、それからイオン菊陽店の大規模店舗でも販売を行っております。これは、地域店舗での消費を促すためと利用者の利便性を図り、金融機関への商品券の販売をお願いしたというところでございます。

それから、商品券を使用できる登録店舗の案内におきましては、今現在は、順次増えてまいるかと思います、登録店舗はもっと増えてくるかと思いますが、現在は127の店舗が登録されておられます。その127の店舗を今現在御案内をしてるというふうなところでございまして、ゆめタウン光の森、それからイオン菊陽店につきましても、そのうちの２つの店舗という形で御案内をしております。また、登録店舗につきましては、ポスターの掲示をもって目印としております。大体、入り口に掲示されてるというふうな状況かと思います。それから、独自の工夫をされて大きく伸ばして掲示されたりしております。また、１点、のぼり旗等の配付につきましては、設置は行っておりません。これは、国からの交付金が2,900万円と少額なため、極力経費削減に努め、販売する商品券に振り向けたというところでございます。

それからまた、地域商店への利用促進策としまして、先に述べましたけども、熊本市や菊池市が行っている大規模店舗での利用を制限する方法が考えられましたが、プレミアム付商品券の実施に関しましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る地域消費喚起・生活支援であって、景気回復の遅れる地方の消費喚起や生活支援を目的とした事業と理解しておりますので、消費者のニーズや消費者の利便性を考慮して現在の事業形態という状況で行っているというところでございます。

また、各登録店舗におかれましては、のぼり旗を独自に作製されるケースや、商品券利用者に独自の特典を付されまして集客されておられるケースが見受けられます。その中で申しますと、住まいのことならおまかせ隊では、商品券利用者にさらに特典をつけるなどの方策を絡められまして、集客とあわせたプレミアム付商品券のＰＲ活動に御尽力をいただいているところでございます。私どもとしましては、今回のプレミアム付商品券の制度に加えて独自の工夫を

されますことは大変喜ばしく、地域の活性化につながると期待しているところでございます。また、これらの登録店舗独自の特典つき集客活動がさらに広がり、地域全体に波及していくことを願っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございます。今、お話の中から、のぼりというところについてお話がございましたので、少しお尋ねをさせていただきます。

他市町村におきましては、いろんなところ、道を走っておりますと、商品券使えますよというようなのぼりが上がってる地域多々ございます。商品券が取扱い可能な店舗へののぼりの配付ということは菊陽町ではされていないかと思いますけども、町内の一部のお店におきましては独自に、今おっしゃられたようにいろんな工夫の中でのぼりをつくったりされてるとこもございます。ポスターは配付されてるようでございますけれども、菊陽町としましても、しかしそれではやはり店内まで入らないと使えるのか使えないのかが分からないというとこもあるのではないかというふうに思います。

商品券購入時には利用できる店舗等の一覧表が配付されておりまして、私も手元に持ってるとこでございますけども、こちらを見てみますと、あ、あの店も使えるんだというふうなところで、改めてそういった認識を持ったお店も結構ございますが、しかしながらやはりこの１枚ですとなかなか持ち歩かないというところもあるのかなというふうに思います。やはり、のぼりとかを統一したものがあることによって、あ、この店でも使えるんだというふうなところから商品券の購入の方にもつながる部分もあるのではないかというふうに思いますし、もちろん予算の都合等も多々あるかと思いますけども、のぼりの作製ですね、費用もかかるかと思いますが、どのようにここを検討されたのかということについてお尋ねさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　ただいまの御質問では、先に国の補助金に、ほとんどのメインを国の補助金の2,900万円という形の中で、それに単費で足りない費用を、今言われましたのぼり旗であったり、ポスターであったり、はがきの送料であったりという形がどうしても単独費をつぎ込むという状況でございますけども、そういう中での予算の関係上でできるだけ絞れるとこを絞っていこうという部分で、本来であればのぼり旗も設置したかったところでございましたけども、のぼり旗については、ホームページであったり、引きかえ店舗、各金融機関であったり、ゆめタウン、イオン店関係での引きかえの時点で必ず配付していただくという形をとっておりますので、その関係で経費を抑えたという部分でございまして、またこの事業につきましては本町にとっては全く初めてのプレミアム付商品券事業ということで、全てをデータをとって、今回のいい面、悪い面、他町のいい面、悪い面関係を集約して、次回のプレミアム付商品が出た場合に備えるという形での、ある意味、そういう部分の目的を持たせて今回取り組んでおります。そういうことで、最大の要因としましては経費削減という中か

ら、本来であれば立てたかったんですけども、そういうところでの今の執行状況ということになります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　先ほどのお話の中からもう一点御質問させていただきます。

大規模店舗については、一部の自治体においては制限をしてるところもあるというふうなことのお話がありましたけども、私も初めてそういったことがあるんだなということで思ったところでございますが、そういった制限は必要ないというところでもちろんお考えのところで今されてらっしゃることかというふうに思いますけども、私はそこの大規模店舗と地域の商店を区分けする必要はないかと思いますが、しかしながら商品券販売についても大型店舗で行っていらっしゃいます。ここにつきましては、その場で購入してしまうとその場で全て使ってしまって、地域の商店にプレミアム付商品券が行き渡らない部分があるのではないかなというところもあるのではないかというふうに思いました。もちろん大型店舗で販売されてる方が消費者の方にとっては利便性もよいことかというふうには思いますけれども、なんで非常に難しい問題であろうかというふうに思いますが、現時点で金融機関と大型店舗で販売されてるということになっておりましたけども、どちらがどれぐらいの比率で販売されてるのかということにつきましては記録はとってありますでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　ただいま手元の方には今用意しておりませんけども、また後ほど御用意したいと思いますが、今議員おっしゃられましたとおり、比率的にはやはり大型店舗の方での比率がかなりございます。そういう状況でございます。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　ありがとうございました。そうなると、利便性を考えてもこのような形になっていた方が消費者の方にとってはよかったのかなというふうに思いますが、地域商店の皆様方もいろいろと努力されてやってらっしゃるということも今お聞きした部分もございました。そういった皆様の経営に対して、町としてもまたもう一歩工夫して何かということを提案なりしていただければと思いますし、私も考えていければというふうに思っております。プレミアム付商品券の販売は既に開始してるとこでございますけれども、この件に関しましてはそのような視点から御質問をさせていただきました。今回が初めての事業ということでございましたけれども、今後もまた同じような事業があるかもしれませんので、そのときにはまた菊陽町内の商店の活性化も含めてさまざまな角度からの検討をいただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　午前10時44分

再開　午前10時55分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、おはようございます。４月の町議選におきまして初めて当選させていただきました新人の阪本俊浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ごと、この菊陽町に生まれまして57年、農業を始めまして37年になります。静かでのどかな田園地帯がこのように発展しまして変貌するとは夢にも思っておりませんでした。立候補に際しましては、私の職業柄、農業振興、そして後継者の育成ということを第一に考えました。また、防災に関しましては、最近のゲリラ豪雨、そしてこの前のようなスーパー台風、地震対策はどうなのか、そして商工業におきましても、人口が４万人を超えた今、企業誘致などによる働く場の確保はできるのか、それから戦中戦後の厳しい時代を生き抜いて今の日本国の礎となってこられた高齢者の皆様方の対策、そして家族の宝物でございます子どもたち、待機児童の問題、保育園の問題、そして通学路の安全性はどうなのか、あらゆる観点から物事を考えまして４年間頑張っていかせていただきたいと思います。どうぞ皆さんの御指導よろしくお願いいたします。

そして、先ほど大久保議員からもお話がございましたとおり、台風で災害をお受けられた方、心よりお見舞い申し上げます。

今日は初めての質問でございますけども、まず農業政策について、そして道路整備について、そして私の地元でございます久保田台地の開発について、そして最後に防災について質問させていただきます。よろしくお願いします。

まずは、菊陽町の農業政策についてお尋ねします。

現在、熊本県の農業公社が推し進めております農地中間管理事業というものがございます。この中の地域集積協力金につきましては、もう既に白水地区におきましては説明会等も行われているとお聞きしております。進捗状況についてお尋ねします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　おはようございます。

それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、農地中間管理事業について概略を説明いたします。

農地中間管理事業とは、国が全国の都道府県に設立させ、農地を貸したい出し手と農地を借りたい借り手を結びつけることを目的として実施するもので、地域の担い手に農地を集積することを最大の目的としている事業です。その事業の進め方としては、農地を貸したい出し手の

方から農地中間管理機構が農地を５年以上の期間で借り受け、農地を借りたい受け手の方を応募して、農用地の有効利用や農業経営の効率化を進めて、出し手と借り手が安心して農地の貸し借りができる制度となっています。特に、本町の重点地域として白水地区の344.3ヘクタールの農地をかんがいする用水パイプラインと排水路の改修が急務であることから、農村農業整備事業により早急に取り組む必要が生じました。

しかしながら、この事業採択の条件が担い手となる農家への農地集積率50％以上をクリアしなければならず、早急に条件を満たすために農地の集積を進めているところです。その事業の経緯といたしましては、白水受益地の地権者534名を対象に、南部町民センターにおいて説明会を７月27日、28日、29日に開催し、８月10日に中代公民館で開催と合わせて４回、農業農村整備事業と農地中間管理事業の説明を行ったところであります。白水地区の現時点での担い手農家77名の農地集積率は35.04％、面積120.7ヘクタールであり、50％以上を達成するためには残り15％、集積面積51.6ヘクタールが必要となりますので、今後、鋭意集積を進めるところであります。

一方、津久礼地区農用地利用集積促進用排水施設整備事業も農地集積率63％が必要でありましたが、現時点で津久礼井手の受益面積117.9ヘクタールの中、認定農家が51名、耕作面積85.2ヘクタール、集積率72.3％と、集積率は条件となる集積率を超えて事業実施されているところです。さらに、原水区域の基盤整備事業が未整備地区である新町、馬場区域内の地権者71名に対して、８月31日、杉並木公園管理センターにおいて、新町井手の改修を伴う基盤整備事業と農地集積の説明会を開催しました。基盤整備後は集積率８割以上の農地集積と集約化を図り、担い手農家が土地利用型農業や施設農業を中心に農業経営の規模拡大を目指すため、地権者の事業協力が必要であることを説明しています。

また、本町の農地中間管理事業に対する取組は、平成25年度、26年度で経営転換協力金を各１件申請しているところです。また、本年５月から農地集積専門員を２人雇用し、業務に当たっており、進捗は、経営転換協力金の申請１件、7,128平米、通常の農地中間管理機構への申請が８件、４万193平米を申請しています。今後も、出し手と受け手の情報をいただきながら、農家訪問を中心に農地の集積と集約を進めていくところであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。この制度は、貸付割合や契約の年度によって交付金の額も違いますけども、農家にとっては非常に利用価値のある制度だと思います。課長からの答弁もございましたとおり、９月３日の町長の行政報告におかれましても、地域集積へ向け、集積委員を２人配置しているとのお話もございました。どうか町一体となって推し進めていただきたいと思います。

それから、もう一つの経営転換協力金につきまして、現在、菊陽町で今までに何人の方が御利用になられたかお尋ねいたします。

○**議長（渡邉裕之君）**　農政課長。

○**産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）**　25年度に１件と26年度に１件、それから本年度に１件予定しておりますので、今のところ３件です。ただ、集積を進めていく中でいろんな条件があって申請できなかった方もいろいろいらっしゃいますので、貸し借りが発生してるとなかなか申請が難しくなってきます。結局、この要件は自分で耕作されていたところを貸して農業はやめますというような方に対してですので、なかなか条件として厳しくて、対象となる人が出てこないような状況ではあります。ただ、今から先は出てくる可能性は大いにあると思っておりますので、進めていきたいというふうに思っております。

○**議長（渡邉裕之君）**　阪本俊浩君。

○**２番（阪本俊浩君）**　この制度、私４月まで農業委員やっておりまして、私の近所の方が体力的に難しいということで相談に来られましたので、ぜひこの制度を御利用されてはいかがですかと勧めましたところ、大変喜んでいただきました。まだ近所にも老体にむち打って無理して農家を続けておられる方もございますけども、こういう方に、こういう制度があるので農業をやめてはどうですかと、先輩に対してそういう失礼なニュアンスの言葉は我々からはとてもかけられません。どうか行政の方で、こういう制度を知らない方もたくさんおられると思います、行政の方で周知徹底よろしくお願いいたしたいと思います。

　それから、関連で申し訳ございませんけれども、この２つの事業につきましては農業委員会でも今後取り組んでいくというような考えがありましたら、よければお答えいただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○**議長（渡邉裕之君）**　農政課長。

○**産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）**　農業委員会という話もありましたけれども、農地中間管理事業、これは出し手と借り手、後から借り手を探すような根本的な話ですけども、実際は出し手の方が菊陽の方に貸してほしいとかいろんなお話があって、地元の方に貸してほしいとか、そういうのがありまして、基本的には出す時点ではあの方にというのが決まった状態で出されても構いませんので、そういうふうな状況の中で貸し借りが進んでいきます。この中間管理機構の連携の中に市町村、農業委員会、県の振興局、土地改良区、ＪＡというふうに全部入っておりまして、農業委員会としては農地中間管理機構からの承認を得たいというふうな、書類が回ってまいります、農業委員会の方にですね。そのとき委員会で承認していただいた案件について中間管理機構から再度貸し手の方に、再貸借をしますということになりますので、その時点で農業委員会のかかわりが出てくるというような事業であります。ですので、今までどおり農業委員会が全ての方々のところで集積の関係で活動されて、これを専門員の方にお伝えいただければ、そのまんまそのルートに乗せて貸し借りが進んでいくというふうな形になります。

　以上です。

○**議長（渡邉裕之君）**　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　農業委員会の方でもよければお話ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、青年給付金というのもございますけども、活用の状況について、年間150万円の給付ということでございますけども、これには準備型、経営開始型とございますけれども、経営開始型ですね、対象年齢の就農者は現在何名おられるのか、またその中でこの制度を利用されている方は何名おられるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　質問にお答えいたします。

まず、青年就農給付金の概要について説明いたします。

この制度は、平成24年度に創設されたものであり、県が給付主体となり、農業技術及び経営ノウハウの取得のための研修に専念する就農希望者を２年間支援する準備型と、町が給付主体となり、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの最長５年間を支援する経営開始型の２つがあります。本町におきましては経営開始型の事務手続を行っていまして、国の要綱に基づいた町の要綱を設けて運用しているところでございます。

次に、現在の活用状況についてですが、現在までに県が実施する準備型の菊陽町関係の受給者は５名で、うち受給中が３名であります。また、町が実施する経営開始型の受給者は９経営体であります。経営開始型を年度別に見ますと、平成24年度に３経営体、25年度に３経営体、平成26年度には２経営体、それから本年度に入りまして１経営体が受給を開始しているところであります。新規就農者にとりまして、就農して間もない収益も上がらない時期に生活費を助成してもらえる大変利用価値のある制度でありますので、これからも利用推進を図ってまいりたいと考えています。

○議長（渡邊裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。この制度は、後継者の自立という点では非常にメリットのある制度だと思います。私も親から経営を譲り受けたときは、何げなし受けましたけども、家計費、税金、保険といろいろと出費が多くて大変苦労いたしました。若者が早くから経営のノウハウを学ぶということは、将来の自分の農業経営、必ずためになってくると思います。ぜひ推進していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次は、下井手の転倒堰についてでございますけども、この転倒ゲートは平成２年に着工しまして平成３年に完成しております。場所は津留区と大堀木区の境にございまして、極端な天井川でございまして、川幅が8,094センチに対しまして堰幅は約半分強の4,390センチの自動堰でございます。大雨のときは、堰幅が余りに狭いために水をせき止め、水を押し返すような状態になりまして、近所の方は夜も眠れず、災害と隣り合わせの生活を送っておられるというのが現実でございます。

この堰の改修に関しましては、平成21年、下井手地区県営新農業システム保全整備事業にあわせまして改修を行うという計画も進んでおりました。当時、私は大菊土地改良区の理事をや

らせていただいておりました。平成21年７月13日の会議におきましても、菊池振興局の課長からも、会議におきまして以前要望がありました津留区の転倒ゲートの件ですが、ただいま本庁と打ち合わせをしております。水理計算を行い、今後どのような工法で進めるか幾つかの案を出して審議しておりますとの回答も得ました。そして、現地視察におきましても改修をやるというお言葉をいただいております。

しかしながら、受益面積の不足か何か分かりませんけれども、計画が途中で頓挫しまして現在に至っているというような状況でございます。平成23年９月には津留区より役場に陳情書が出されまして、後藤町長名により熊本県知事蒲島郁夫様と菊池地域振興局長様に進達がなされております。そして、今年８月におきましても津留区より陳情がなされているとお聞きしております。長くなりましたけども、改修の計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　質問にお答えいたします。

下井手転倒堰につきましては、以前より堰の撤去の陳情書が提出されていまして、近年では、議員おっしゃるとおり、平成23年度、それから平成27年度、今年度と提出されていました。以前より県北広域本部の農地整備課と協議を重ねてきたところでありますが、この転倒堰がどれだけの水量を取水する必要があるのかについて検討を重ねていったところ、0.8ヘクタール、約８反の農地面積をかんがいしており、その土地も農振白地の土地であることが判明しました。また、渇水時の補給水の計算にも含まれておりませんので、当面の間、転倒堰のゲート本体を常時倒して通水させておけば通水断面の不足はないことが流下能力の計算で確認されたところです。また、一部改修が必要な箇所は、転倒堰前の断面のすりつけのコンクリート、それから津留区内の用水路の布設がえ１か所、0.8ヘクタールの水田への用水確保を検討中であります。これらを今年度中に解決し、来年度の梅雨時期までには対策を終えておくところであります。

以上であります。

○議長（渡邉裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。私が調べたところも、やっぱりあの堰の受益者は５、６人ですかね、面積にして１ヘクタールには満たないかと思います。いろんな方法で水の準備ができるということであればやっていただきたいなと。よろしくお願いいたします。

そして、この事業は町単独でできる事業だとはとても思えません。どうか町より国や県への要望をしっかり上げていただいて行っていただきたいと思います。津留区転倒堰の改修につきましては、津留区民の長年の悲願でございます。どうかよろしくお願いいたします。

農政について最後の質問でございます。若手後継者育成プランについてでございますが、10年後、20年後を見据えた長期的なプランはあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、質問にお答えいたします。

昨日の那須議員の答弁と同じところがあるかと思いますが、一応答弁させていただきます。

本町の若手後継者につきましては、農政課調べでありますが、新規就農者を含んで約65名おられまして、この若手後継者の育成につきましては町の重点施策として取り組んでいるところでございます。近年の取組としましては、平成26年度に新規就農者や後継者に特化しました学習会の開催を行うとともに、パソコン簿記を４回行ったところであります。

今年度は、新規就農者や後継者をはじめ認定農業者も対象として、希望の多かったパソコン簿記の学習会、それに伴う簿記の基礎をはじめとした税の基礎知識の講座を予定してるところであります。また、経営力の強化に加えまして販路の拡大を主な目的として、グランメッセで行われます商談会への出展を予定しています。その後、農業だけでなく広く見聞を広めるのも重要でありますので、２月ごろには若手に限定した先進地研修を開催したいと考えています。今後も、これからの菊陽町の農業を担う若手農業者を中心に、農業後継者の育成については各種学習会や先進地研修などを実施して、横のつながりを構築しながら個々の経営力のアップを図っていきたいと推進してるところであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。最近、中部小校区におきましては随分と若い後継者が増えてきたような気がいたします。このような若手を育てながらサポートしていくというのはもちろん農政としては当然のことでございますけれども、環境美化の観点から考えても、以前から農家の皆さん方中心に農道の草払い、白川の整備とか、農家の方々随分と町の環境美化には貢献されておられると思います。今、菊陽町がこのような美しい景観を保っているのも農家の方々のおかげだと、まで言っても過言ではないかと思います。その担い手がこの若い後継者たちでありますし、もしこういう方々に力いっぱい仕事をしていただかなければ、荒れ地ができまして、荒れ地ができれば草は伸び放題、物は捨てられ、悪循環の繰り返しでございます。また、この前の台風15号、平日でございましたので、後片づけと防災の観点からも消防団員が片づけをしておりました。やはり農家の後継者だけでございました。当然、勤めの方は勤めに行っておられて一人もおられません。こういう観点からも、地域に残っている後継者というのは大変町にとっても心強い存在ではないかと思います。そういう観点からも、農政だけでなく菊陽町の総合的な観点から若手後継者を育成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで菊陽町の農業、農政についての質問は終わらせていただきます。

２番目に、将来の幹線道路計画についてでございますが、２つのことについて質問させていただきます。

近年、菊陽バイパスから図書館ホールに通じる杉並木陸橋が開通しまして、非常に交通の便がよくなったような気がいたします。また、菊陽西部から図書館ホール、さんふれあに向けた交通量もかなり多くなってきていると思います。しかしながら、下原堀川線は鉄砲小路の原水

新山線で途切れた状態でございます。そして、上の方には大津西合志線も大きな道が通っております。こういうことも考えまして、下原堀川線の延伸はないのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　下原堀川線の延伸はどうなっているのかについてお答えいたします。

下原堀川線は、菊陽町西部方面、北部方面から役場方面へのアクセス向上を目的に、平成６年11月、都市計画道路として整備計画を立てまして、平成25年３月に全線が完成いたしました。なお、菊陽町図書館から鉄砲小路交差点までは平成15年４月に供用開始しております。

下原堀川線は、もともと整備計画の段階から鉄砲小路交差点を終点とする計画で進められたものであります。御質問の延伸については、鉄砲小路交差点から北側の県道大津西合志線までの区間でありますが、県道大津西合志線の南約100メートルは合志市でありまして、菊陽町分は約400メートル、全体で500メートルであります。また、延伸する場合、県道から以北の合志市道の竹迫東廻り線の整備も費用対効果の面から有効でありますことから、合志市との連携が必要であります。また、現在、県道大津西合志線で朝夕に交通渋滞が発生している状況でありますことから、その路線に下原堀川線が接続しても車両がはけず、かえって鉄砲小路地区方面への渋滞の影響があるのではないかという懸念もしております。そのため、毎年県へ要望しております県道大津西合志線、県道大津植木線の４車線化が実現することも必要不可欠ではないかというふうに考えてるところであります。

近年、セミコンテクノパーク方面に通勤する多くの車両等が町内の各地区に至る県道や町道を通行し、朝夕はこれまで混雑のなかった町道などでも通勤の車両が増えておりまして、今後についても、セミコンテクノパーク内での企業のさらなる増員により一層の渋滞が懸念されるものでございます。町では、このような交通量の増加、熊本阿蘇空港からのアクセス向上のため、平成18年に町道菊陽空港線の原水北部への延伸を熊本県の方に要望しておりまして、現在、県道新山原水線改良工事の調査検討が進んでいる状況でございます。下原堀川線の延伸も交通量対策の一つとして期待される計画でありましたが、まずは町が熊本県に要望しております菊陽空港線延伸を具体化する必要がありましたことから、下原堀川線と合志市道竹迫東廻り線との接続計画に関しましては、菊陽空港線延伸計画上、最も重要な県道新山原水線の改良事業の進捗状況をにらみながら、合志市と連携し、市道竹迫東廻り線と下原堀川線の接続計画の検討に入りたいというふうに考えてるところであります。

その県道新山原水線ですが、現在、熊本県により早期事業化のために平面交差を基本とした協議を関係機関と進めておりますけれども、道路改良計画樹立に向け、町も積極的に協力しているところであります。一方、合志市では現在、セミコンテクノパーク東京エレクトロン西側に新規の市道の整備、福原原水線と言いますけれども、その路線を計画されておりまして、その路線の一部が菊陽町区間内に存することから、平成26年６月の合志市、菊陽町両議会で、道路法第８条第４項の規定による合志市道認定の同文議決をいただいております。また、この福

原原水線の供用開始は平成29年度末を予定されると聞いておるところであります。そのことから、市道竹迫東廻り線の整備計画については、市道福原原水線の整備が進んだ段階で、財政事情等を踏まえた上で菊陽町との協議に入りたいということでありました。町としましても、道路線の接続効果を高めるためには、県道大津西合志線以北の合志市道の整備も必要ではないかというふうに考えてるところであります。

総括しますと、菊陽町道菊陽空港線や合志市道福原原水線の整備計画を優先的に進め、下原堀川線延伸と市道竹迫東廻り線との接続計画の樹立に関しましては、菊陽空港線延伸計画の進捗状況を見ながら今後両市町で連携し、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。私もあそこの道通ってみました。とても狭くて、先の方は砂利道ですね。しかしながら、500メートルぐらいのもんですかね、そして地元の方では延伸を歓迎される方も多数おられると聞いておりますし、また課長の答弁にもございましたとおり、セミコンとか合志へのアクセスもかなりよくなると思います。そして、合志市でも竹迫東廻り線、福原原水線の計画もあるということでございます。そういうことならばなおさら、予算も大分かかるかと思いますが、推し進めていただきたいなと。よろしくお願いいたします。

次に、川久保南方線についてお尋ねします。

川久保南方線につきましては、非常に狭い道路でございますけども、朝夕はとても交通量の多い道でございます。昨年、去年と100メートルずつぐらいですかね、改修が行われました。菊陽バイパスやセミコンテクノパークへのアクセスを考えた場合や将来を見据え、下の瀬田竜田線ですかね、から光団地近くの柳南橋付近への延伸とか改修の計画はどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君）　建設課長。

○建設課長（小野秀幸君）　お答えいたします。

町道川久保南方線は、県道瀬田竜田線の川久保バス停付近を起点としまして、北側の国道57号菊陽バイパス南方交差点を横断しまして、県道熊本菊陽線が終点であります。一部３メーター以下の狭隘区間がある延長約1,632メーターの路線であります。その路線のうち、県道熊本菊陽線の終点を西側の菊陽バイパスからセミコンテクノパークへ続く交差点に移しまして、延長約870メーター、幅員を５メーターとして、通行の安全・安心の確保、また町南東部から菊陽バイパス、さらにセミコンテクノパーク周辺を結ぶ重要な町道路線として車道拡幅改良計画を立てたものでありまして、町内の道路ネットワークを構築する上で非常に有効であるというふうに考えてるところであります。

現在、県道瀬田竜田線の起点部から下井手の佐土原橋までの間、延長約380メートルを久保田工区というふうに設定しております。平成24年度より社会資本整備総合交付金事業の採択を

受け事業着手しておりまして、平成28年度事業完了に向け、年次計画により順次用地買収及び工事を実施してるところであります。平成26年度末での整備延長は約265メートル、進捗率は約70％になっております。

なお、下井手より以北の延長約490メートルにつきましては２工区として位置づけしておりまして、久保田工区事業完了の目途がついたことから、平成28年度において実施設計、平成29年度より用地買収、工事着手を予定してるところであります。

以上のように、町としては積極的に取り組むべき路線であるというふうに考えておりまして、早期完成を目指しているところであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。この件につきましても、セミコンテクノパークから下ってきたら光団地のバイパスの信号で道が突然途切れておりますし、アクセスから考えても非常に重要な箇所じゃないだろうかと思います。大津植木線への関連も含めて交通アクセスを考え、早期の工事をできるなら、予算もあるかと思いますけど、お願いしたいと。

以上でございます。

続きまして、川久保南方線との関連もあるかと思いますけども、久保田台地の将来像についてでございます。菊陽バイパスの南側まで含めたこの地域の開発を心待ちにされている方も多数ございます。厳しい農地法の問題もあるかと思いますけども、企業誘致等による開発の可能性はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽町は昭和46年５月に熊本都市計画区域になりまして、市街化区域と市街化調整区域の線引きがされまして40年を超えた歳月がたとうとしてるところであります。この線引きによりまして、本町では市街化区域を中心に住宅開発が進みまして、現在の町並みが形成され、人口も飛躍的に増加してきた、そういうふうなところであります。一方で、市街化調整区域の町の東部地域では農村地域の形態を保っているという状態であります。

この久保田台地の開発でありますけども、何度か検討し、調査等も行ったところでありますが、今の質問でありました川久保南方線もその一つでありますけども、解決すべき課題等が大きく、実現できなかった経緯があります。久保田台地は、本町の中でも大きな開発につなげることができる重要な地域だと考えているところであります。そのことを実現させていくためには、幾つかの課題整理や制度改正等も必要になろうかと思っておりますけども、今度の後期基本計画の中では久保田台地の開発について重要施策として位置づけ、校区別計画の中に盛り込みまして一つ一つの課題解決に取り組み、実現性のあるものにしていきたいと考えております。詳細につきましては、この後、都市計画課長の方から答弁させます。

○議長（渡邉裕之君）　都市計画課長。

〇都市計画課長（大山陽祐君）　では、私の方からその詳細について、時間もございますようですから、しっかりとお答えさせていただきたいと思います。

ＪＡ菊陽支所、それから菊陽台病院から中代団地までの久保田台地に企業誘致等の可能性はあるかとのことですが、端的にお答えしますと可能性はあるということになります。しかしながら、その可能性、実現性を高めるためには、ハード、ソフト、両面にわたる幾つかの課題をクリアする必要があります。そして、これをクリアするたびにその可能性は高まるということになりますが、その可能性の中には町の権限を越えた法律的な問題もございます。よって、町といたしましては、現在策定中の第５期後期計画の中でその方向性と位置づけを明確にし、開発に向けた環境整備を進め、実現性を高めるために、また校区全体の振興を図るため、校区別計画の策定を進めているところでもあります。これはほかの校区においても同じような状況でございます。

さて、皆様方には後日、航空写真あるいは地形図などを御覧いただければと思うのですが、この約60ヘクタールの久保田台地は、その名のごとく周辺農地と比べて標高が高いため、白川の水が引けません。利用できません。よって、土地改良区の受益地とならず、圃場整備も未施工であります。また、西は市街化区域に隣接し、菊陽バイパス、国道325号、４車線の町道菊陽空港線にも近く、開発に不可欠な下水道の延伸も容易な状況にあります。このように、その位置と規模、農地保全の必要性の程度、周辺道路等都市施設の整備状況から、本町の中でも誠に希少性の高い、開発に向けたポテンシャルが非常に高いエリアと考えているところであります。

以上、その概要と開発の適性について説明しましたが、次にクリアすべき具体的な課題等について説明します。

まず、ハード面ですが、工業、住宅団地に限らず、大規模な開発を行うためには幹線道路へのアクセスとなる準幹線道路と区画道路の整備が必要となります。そして、ライフラインとなるこの道路は、通行機能のほか上下水道、雨水、ガス管、電気と通信回線用の電柱が敷設あるいは建柱され、公園緑地と調整池が整備されます。町が施行してます土地区画整理事業をイメージしていただければと思います。そして、これらのハード面の整備は、財政的な観点からの採算性と確実性、そして時間的な要素をクリアすれば、基本的には全て解決可能な課題であると思っております。

他方、問題はソフト面にあります。これは土地利用に関する法令上の問題であり、この久保田台地のみならず、本町の調整区域内の農地全てに共通する問題でもあります。開発の要件の緩和につきましては、過去の一般質問で幾度となく説明申し上げましたように、都市計画サイドから申しますと、これまでのたび重なる知事陳情あるいは対県折衝の結果、住宅と工場等の開発は可能となっています。原水工業団地などの最近の数々の企業誘致の実績が、その代表的な例でございます。他方、店舗受入れは、中心市街地活性化法あるいは大規模小売店舗法等の影響で郊外での大型店舗の立地は困難ですが、既存集落のスーパーマーケット等については現

在実現の方向で県と協議、調整を進めてるところでございます。

他方、農政サイドの法律、農業振興地域の整備に関する法律と農地法が、この問題解決に向けた最大の課題であります。本来、農地については町の農業委員会の方で、そちらの所管ですけれども、便宜上、私の方からお答えさせていただきます。

御質問の久保田台地は、都市計画上は申し上げたとおり調整区域ですけれども、農振法上は優良農地であり、農地法上は規制が一番厳しい甲種農地となっています。要するに、農振と農地法という２つの法律の縛りで開発が困難な状況ということになっております。このような厳しい農地法制を踏まえ、町といたしましては、その実現性をより高めるため、あえて後期計画校区別計画の中でこの久保田台地のように開発ポテンシャルが高い土地のエリアを開発適地と位置づけまして、先ほど建設課長がその一部を申し上げましたように、開発に不可欠な幹線道路等の整備構想、整備計画に着手しまして、校区の振興、ひいては町全体の発展を図るところであります。

またあわせて、熊本県に対しましては農振計画の変更同意、農地種別の格下げ等の規制緩和の推進、あるいは規制緩和の流れで関係法令が改正されたときには速やかな開発が可能となるようしっかりとした働きかけを行い、県有施設あるいは県の事業、あるいは他市町との企業誘致競争等に有利となるように、勝ち抜けるように、可能な限りの対応を行っているところであります。そのため、現在、県知事に対し、同じ問題を抱える、要するに市街化区域、調整区域という同じ問題を抱える合志、益城、嘉島の４市町連名で要望書の提出準備を進めているところでございます。

以上、現状報告も含めまして、ちょっと長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。私も場所的には何ら問題のないところだと思いますけども、開発にはやはり、今課長の御説明のとおり、いろんな問題もございます。しかしながら、インフラを整備しまして環境美化を整えて、企業に言わせるならばこういうところに工場を持ってきたいなと、人々にすればこういうところに移り住んできたいなというような準備は怠ってはいけない、環境はつくっていかなきゃならないかなと思います。そして、先ほど町長からも前向きな言葉をいただきましたし、９月３日の全員協議会におきましても、総合政策課から配付されました菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案という資料の中でも久保田台地の開発事業と明記してございます。どうか町を挙げて検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、防災対策についてでございます。ここ近年、菊陽町では耐震強度により小学校、中学校から保育園に至るまで建て替えや改修計画が相次いでおりますけども、菊陽町にも消防団５分団26班がございますけども、その中には大変古く、耐震性にしても大丈夫だろうかという

ような倉庫もございます。この耐震性も含めた建て替え等の計画はあるのか、それからもう一つ、一時期、消防倉庫からの盗難ということも耳にしたことがございます。このセキュリティーも含めた今後の安全対策について、２つ一緒にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　おはようございます。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃられたとおり、現在、町内には本部機動隊の消防積載車格納庫を含めまして26棟の消防倉庫等があり、全体の４分の１程度が昭和56年以前に建築されたもので、昭和56年以降の新耐震基準を満たしていない建物となります。耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもので、関東大震災の次の年の大正13年に世界に先駆けて日本で施行されております。昭和56年に宮城県沖地震の被害を踏まえまして耐震基準が大きく改正され、いわゆる新耐震基準と呼ばれるもので、この改正以前の基準は旧耐震基準と呼ばれています。新基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼が置かれ、旧基準の震度５程度に耐え得る住宅との規定が、新基準では震度６強以上の地震で倒れない住宅と変わっております。平成７年の阪神・淡路大震災では、建物被害の多くは旧耐震基準で建てられた建物に集中しており、新耐震基準の建物被害は10％未満となっております。

こうしたことから、新耐震基準以前の建物については、耐震診断を受け、必要な耐震補強を行うか、もしくは建て替えの検討を行う必要があるかと思ってます。町としましても、暮らしやすく、安全で安心なまちづくりに取り組んでるところでもあり、住民の生命や財産を守る地域防災力向上のため、消防団員の確保や消防施設、消防資機材の整備は喫緊の課題と考えております。消防倉庫等の建て替えについては、消防施設の充実の強化を図るため、地区が行う消防施設整備事業に対する補助制度があり、その活用をお願いしたいというふうに考えております。具体的には、菊陽町消防施設整備費補助金交付要綱の規定により、格納庫の新設、消防団詰所の新設に対しまして工事費の３分の２の範囲内でそれぞれ限度額130万円の補助金を交付しております。

なお、菊陽町消防施設整備補助金交付要綱については、実態にそぐわないところもありますので、今後見直しを検討したいというふうに考えております。

それと、今後の安全対策等ということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、昭和56年以前に立てられた消防倉庫等につきましては、耐震診断を受け、必要な耐震補強を行うか、消防施設に対する町の補助制度もあり、建て替えの検討をお願いできればと思っております。また、盗難等の安全対策に関しましても、全ての消防倉庫等で鍵の施錠を行うことができるようにしております。また、団員に対しましても安全対策を行うよう周知してるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。消防倉庫については町が３分の２補助ということですかね。３分の２補助するということでございますけども、耐震対策も含めた改修であれば、それに対する補助金とかはどう考えておられますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　先ほども申しましたとおり、この補助金交付要綱は実態にそぐわないところも多々あります。この要綱につきましては昭和56年に公布し、55年４月１日から適用させておりますけれども、平成９年３月が最後の改正でございましたので、それからもう20年近くたっておりますので、今おっしゃられたことを含めまして見直しの検討を考えたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君）　阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　ありがとうございました。消防倉庫につきましては町が３分の２補助するということでございますけども、地区との兼ね合いもございますので、事はすぐには運ばないと思いますけども、よければ、古い倉庫は本当危ないと思います。有事の際に積載車が出動できないとか、ポンプとかチェーンソー、発電機等も中に置いてあります。いざ使えないでは困りますので、どうか、消防団員たちが町のために最大限の力を発揮して、町のために貢献できるような環境をぜひともつくっていただきたいと思います。

これをもちまして私の初めての質問を終わらせていただきます。いろいろと執行部につきましてはお調べいただいてありがとうございました。お世話になりました。

○議長（渡邊裕之君）　阪本俊浩君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は１時から再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時50分

再開　午後１時０分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邊裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　皆さんこんにちは。

議席番号10番の坂本です。まずは、私が６月12日に酒気帯び運転で検挙されたことに対し、町民の皆様、町当局、議会に対して多大な御迷惑をおかけしたことに対し、心からおわびを申し上げます。誠にすいませんでした。今後は、一議会人として、人間として資質向上に努め、謙虚な姿勢で議会活動に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、私に寄せられた町民の皆様の声、要望を、緊急性、安全性、必要性に従い、質問事項１、快適で安心・安全なまちづくり、２、図書館ホールの整備及び運営について、３、北小校区の振興、発展について、質問席にて質問いたします。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　まずは、質問事項１の快適で安心・安全なまちづくりについて、(1)の光団地地区の交通安全について、区内を横切るとしてますが、区内を縦断に訂正お願いいたします。

それでは、質問いたします。

今回、私が不祥事を起こして交通安全を語るのは誠に恐縮ですが、地域の方の声、要望ですので質問いたします。

交通安全を維持していくには３つの要素が必要だと思います。一つはハード面で、道路や橋などの構造及び信号機や標識等の整備と充実、２つ目は交通安全に対しての教育やモラル等のソフト面の向上と周知、３つ目は自然災害等の予期できない外的要因への被害に遭わない事前予知と備えが必要だと思われます。南方大人足線は、以前質問した柳水地内の橋及び湧水公園の出入り口付近、また町道馬場古閑原線の交差点、そしてこの場所はいずれもカーブで、カーブの内輪に当たる東側には歩道がなく、馬場古閑原線交差点以外の２か所は北側から通行すれば下り坂で信号機の手前に当たり、スピードも出やすい道の構造になっております。それに、光団地地内の東側の住民の方が新設された公民館や公園を利用する際に横断歩道もなく、見通しの悪い道を横断しなければなりません。特に、子どもが公園を利用する際や夜間の公園での会合の行き帰りなど、とても危険な状況であります。そこで、信号機や横断歩道等並びに危険を事前に通知する標識等の設置の対応はとれないか質問いたします。

○議長（渡邉裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　それじゃ、御質問にお答えします。

御質問にお答えします前に確認をお願いしたいと思っておりましたけれども、幾つかおっしゃられましたものですから、横切ると書いてあったんですけども、南方大人足線のことですよね、御質問の。

（10番坂本秀則君「はい」の声あり）

それと、議員におかれましては交通安全ということに対してどういうことをお考え、交通安全にとって大切なことというのはどう認識されてるのか。

もう一つ、危険過ぎるということを先ほどおっしゃられたんですけども、先ほどおっしゃられた幾つかの観点からでよろしいんですかね。

（10番坂本秀則君「はい」の声あり）

それと、そういうところに対する交通安全施設、今おっしゃられたんですけど、横断歩道とか交通施設というのがおっしゃられたと思いますけれども、具体的にはどういうものが必要なのかというのを御確認いたしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　先ほどの点と重なりますが、まずは交通安全の維持に関してはハード面、ソフト面、それと自然災害に遭遇しないような予知というか備え、この３点です。

危険過ぎるとのことですが、先ほど言ったとおりです。夜間の会合等、大人足線を横断しなければなりません。菊陽バイパスの横断歩道を利用するか、そこを利用しないならば横断歩道はそれ以外にありませんので、大変危険過ぎると思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　それを踏まえまして御質問にお答えしたいと思います。

現在、町が行っている交通安全対策は、まず地域の方と危険箇所等の点検を行いまして、優先の度合い、必要性等の協議を行い、公安委員会や地元警察署の指導を受け対応してるとこでございます。御指摘の光団地地区を縦断しております町道南方大人足線については、平成25年２月に外側線や減速マークの設置、速度落とせの道路標示を行っております。交差点部には、夜間部暗いということですので、道路照明やカーブミラーの設置など交通安全の対策を行ってるところです。さらに、地区からの要望を受けまして、平成26年12月、交差点部のカーブミラー、これダブルの800ミリがあったかと思いますけれども、見えにくいということでございましたので、ダブルの1,000ミリにかえまして安全性を高めておるところでございます。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　先ほど申しましたが、北側から車両通行の際、あそこはカーブになって新しい住居の方には歩道がありません。で、もう少し危険を予知できるような標識等の設置等は考えられませんですか。

○議長（渡邉裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　北側からの標識等が幾つかは立っておったかと思うんですけども、それで不十分ということであれば、安全面を考慮して必要な部分には対処したいというふうに思っております。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　次、(2)の交通弱者に町内タクシー業者のみで使用できる割引等のカード発行についての検討はどこまで進んでいるのかについてですが、平成26年第２回での私の一般質問において、町長は、タクシー利用の制度を含めて積極的に検討していきたいとの答弁がありました。その後の検討はどうなっているのかの質問ですが、この制度は西原村で導入されておりますので、西原村の例を紹介いたします。

西原村では、平成22年３月31日施行の西原村福祉タクシー料金助成事業実施要綱を制定し、対象者は、１、身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている方、２、熊本県療育手帳交付要綱の規定により療育手帳の交付を受けてる方、３、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定により医療費の助成を受けている方、４、精神保護及び精神障害福祉に関する法律45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてる方、５、75歳以上の高齢者（自家用車による移動ができる者は対象外とする）、６、町長が特に必要と認める方で、対象

が利用できるタクシー業者は町内区域の業者に限り、助成額は乗車１回につき1,000円未満の場合は500円、1,000円以上の場合は1,000円とするとなっております。交通弱者及び買い物困難者の救済は、買い物困難による栄養不足等で発生する病気やけがの発生低下にもつながると思いますので、その点を踏まえて答弁お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君）　それでは、お答えいたします。

昨年の６月議会で議員より提案いただいた80歳以上の高齢者で構成される世帯のみに町内タクシーの割引カードを発行するということにつきましては、既に実施しております高齢者福祉サービス等の周知を図りながら、タクシー利用の制度も含め検討していくと回答しており、西原村で実施されている方法も参考にしながら検討してまいりました。

しかしながら、今年の１月に九州産交バスの路線網再編についての発表があり、熊本市から大津町までの間の東部エリアにおきましては、光の森地区に営業所が新設され、12月からは大津町への路線の一部廃止なども計画されているようであり、菊陽町の公共交通の形態も大きく変わりつつあります。町内巡回バスキャロッピー号は昨年の10月にダイヤ改正を行っておりますが、このような状況に対応するため、今後巡回バスの路線等をどのように再編していくか、あわせてタクシーの利用助成も実施していくかは総合的に検討していく必要があるものと考えています。町民の皆様には、町内巡回バスをより多く利用していただきながら、タクシー利用の助成につきましては財政措置の点も踏まえ、今後とも引き続き研究していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　次に移ります。

質問事項２の図書館ホールの整備及び運営について質問いたします。

まず、(1)のまちづくり目標（都市像）の中に図書館ホールの整備と記してあるが、図書館ホールの整備改修計画はどこまで進んでいるのかについてですが、図書館ホール基本調査業務委託を平成23年９月１日から平成24年３月31日までなされたと思いますが、その調査結果等も含め、答弁お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　図書館長。

○図書館長（矢野信哉君）　御質問にお答えします。

図書館ホールの整備、改修につきましては、平成23年度に図書館ホール基本調査を行いました。この基本調査の内容は、楽屋、倉庫の増設の可能性、場所、建設費というものでした。その調査結果をもとに平成25年度当初予算要求時に基本設計についての検討を行ったものの、当時の財政状況、特にその財源問題から、整備計画について再検討を行うこととしました。また、満杯になりつつある図書館の閉架書庫の増設や少女雑誌の展示場及び保管場所といった新たな機能が必要となってきたところです。このような状況から、施設全体の内容について、改

めて必要な機能、規模、場所、財源等について今後総合的に検討を行う必要があると考えています。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　次、(2)に移ります。

今後いずれか図書館ホールの整備、改修が行われると思いますが、その際には、利用者、使用者の要望、例えばリハーサル室の設置、舞台及び控室の拡大と充実、楽器や大道具の出し入れが雨に打たれずスムーズに出し入れできるような建屋の設置及び大変見にくくなっているホール入り口のテレビモニターの交換などさまざまな要望が上がっておりますが、改修整備検討委員会等を、改修、整備がなされる場合ですね、立ち上げて、これらの要望を取り入れてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　図書館長。

○図書館長（矢野信哉君）　御質問にお答えします。

利用者、使用者の要望は取り入れているのかの御質問、以前に議員さんに趣旨について確認させていただいたところ、今申し上げられました今後のホール整備の基本設計を実施するに当たり、利用者、使用者の要望を取り入れるために建設検討委員会の設置をということでしたので、そのことについてお答えいたします。

前の質問でお答えしましたとおり、必要な機能、規模、場所、財源等々について今後総合的に検討するところであります。御指摘の建設検討委員会がどういうものであるかは分かりませんが、建設についての検討に入る段階ではありませんので設置は考えておりません。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　それでは、(3)に移ります。

図書館ホール運営業務委託業者への運営について改善を求める声が上がっているが、指導等は行われているかについてですが、委託業者への要望は、利用者、使用者と業者との事前打ち合わせの際、業者側に時間を合わせなければならず、なかなか綿密な打ち合わせができず、やきもきしている等、重要な時期は事務所に詰めておく必要があるのじゃないかという要望、また業者へ連絡がなかなかとれず困っているとの改善を求める声が上がっておりますが、指導等は行われているか質問いたします。

○議長（渡邉裕之君）　図書館長。

○図書館長（矢野信哉君）　今、議員さんがおっしゃられた要望等に関しましては、以前の数年前に、平成23年ごろ、そういった要望をお聞きして指導等は行ったところです。最近、この図書館ホール運営委託業者への運営について改善を求める声が上がっているがという御質問ですが、事務局に対してここ数年は直接改善要望等は上がっておりません。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　事務局にはないかもしれませんが、私のところには届いておりますの

で、届いた際には指導等よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項の３、北小校区の振興、発展について質問いたします。

(1)の県道大津西合志線沿線及び原水東丘陵に地区計画制度等を活用し、積極的な土地利用はできないかについてですが、この県道を通りますと、菊陽町町内から大津町町内に進入した途端に商業施設ができております。この現状を地権者の皆様はいつも苦々しく思われています。また、農業後継者も減少する中、どうにか自分たちも土地を有効利用したいと相談、要望を持ちかけてこられます。並びに、原水東丘陵地も同等の要望が上がっております。また、この丘陵地を地区計画制度の住宅開発型で利用すれば、セミコンテクノパーク内に立地してる企業や大津町や菊池市への通勤等で発生する町内の交通渋滞緩和にもつながると考えますが、その点踏まえて答弁お願いいたします。

〇議長（渡邉裕之君）　都市計画課長。

〇都市計画課長（大山陽祐君）　お答えします。

菊陽北小校区の振興、発展のため、県道大津西合志線沿線及び原水東丘陵での積極的な土地利用ができないかとのことですが、この御質問に対しましてできるとかできないとか二者択一的なお答えが果たして適切なお答えとなるのか、非常に悩ましい状況にございます。

その理由は、第１に、その位置と規模の問題です。仮称原水台地は、白川、日向川からの取水が困難で圃場整備が未施工という点では、午前中の久保田台地と同じような状況でございます。しかしながら、この台地は、久保田台地の約60ヘクタールに対し、セミコンテクノを除いても約200から300ヘクタールと、一体的な開発を行うには余りにも広く、現実的な状況にはありません。その一部だけでもとの御指摘、御質問もあるかとは思いますが、事前通告書の御記載が当該道路沿線及び丘陵と、その全域が対象となっていますので、あえて通告書に従いまして答弁させていただきます。

次に、もっと大きいのは当該道路の現状、交通渋滞の問題です。皆様御承知のとおり、この県道を含む一体は有数の渋滞路線となっております。関係企業、地域住民等の皆様方から改善を求める声があり、県及び町といたしましてはこれまで可能な限りの対応を行ってきたところであります。しかしながら、昨今の財政事情もありまして、県道路部局においての広域的な４車線化あるいは早急なアクセス道路の整備等が困難なため、抜本的な対応が間に合っていない状況にあります。このような現状のままでの当該道路沿線での大規模な開発は、道路、交通安全管理者等、関係機関の同意を得ることが困難でございます。町が開発の前提となる地区計画という都市計画の決定を行うこと、そのための知事同意を得ることは、例外的な事情を除き、例えば既存の工場等の拡張あるいはこれと密接不可分な業種業態の企業立地を除きまして、現時点では誠に不適切であり、困難ではないかと考えているところです。

また、このエリアは大半が農地ですが、事前通告書には積極的な土地利用はできないかとの記載がございます。町といたしましては、農地、農業という土地利用が消極的な土地利用とは考えておりません。さらに、議員がおっしゃる積極的な土地利用の意味合いが、事前通告書で

は記載がありませんでしたけれども、先ほどの住宅団地等とおっしゃいましたけれども、住宅団地なのか工業団地なのか、あるいは大規模な小売店舗のいずれを指すのかも御質問の時点では定かではございませんでした。

しかしながら、どのような種別の積極的な土地利用でありましても、現時点では通告書に御記載の大規模な開発行為を許容できるような道路等の整備状況あるいは周辺環境にはございません。このようなことから、町といたしましては既に対県要望を含めた道路の新設、改良などの具体的な対策に取り組んでいます。これは、単に渋滞緩和策だけではありませんで、このエリアのみならず原水地区全体でのさまざまな開発の推進、ひいては町全体の開発ポテンシャルが、企業の進出意欲が高まることを見越して、中・長期的かつ広域的な観点からの政策判断を行いまして現在も積極的に進めているところでもあります。そして、これらの施策が実現し、渋滞問題に一定の改善が見られました暁には、町全体においての開発の可能性がさらに高まるものと考えていますし、現時点ではこのような考え方が適切であり、かつ現実的であるというふうに考えております。北小校区、原水地区全体の振興と健全な発展につながるものと確信しているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　次、(2)に移ります。新町井手改修について進展があったのかに移ります。

午前中の課長の答弁にもありましたが、８月31日に杉並木公園で新町井手基盤整備及び農地集積の説明会で、整備予定区域内の地権者へ農地中間管理事業を活用して農地整備事業への意向調査を行うとのことでしたが、今の現状と意向調査後の計画、並びに新町井手取り入れ口下流の古閑原、入道水、柳水の土水路の改修計画等あれば含めて答弁お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、質問にお答えします。

新町井手改修については、平成26年12月議会の一般質問で質問されており、その時点と基本的には何ら変わっておりません。しかしながら、その答弁後の平成27年度になりまして農地中間管理機構の詳細な要綱等が示されまして、現在の事業連携などに至っています。

その新町井手改修は、以前から要望があり計画していましたかんがい排水事業は、平成25年度から国の政策の変更があり、農地集積円滑化事業から農地中間管理事業への新たな事業創設と相まって、未整備地域の箇所は基盤整備事業に取り組むことが前提であるとして、未整備地区のかんがい排水事業のみの申請は採択されないこととなりました。現在の状況では、農地・水事業で年度ごとの継続事業で整備をすることしかできませんが、本格的に基盤整備事業から考えるのであれば、平成27年度から農地中間管理事業が本格的に動き出していることもあり、農地中間管理事業と農村整備事業との一体的な取組による基盤整備事業が推進されていますので、その事業を利用し、権利者全員の参加による基盤整備事業が成立すれば、受益者負担金が

なくなるとともにほかにも数々の利点があることから、関係権利者に対して説明を行ったところであります。

ここから再度の説明会や意向調査を行い、早い段階で事業の方向性を決定していきたいと考えています。その後、事業実施の方向で決まるのであれば、基盤整備事業を進める上で大変重要な代表者組織を設立する必要がありますので、地域の人望が厚く、権利者間の調整能力があり、地域全体を考え、県の取りまとめができる方を選出していただき、時期を逸しないように事業推進を図るところであります。

また、最後に言われました古閑原、入道水、柳水地区の水路の件ですけれども、これにつきましては一応整備が終わっている地域である中で再整備ということになりますので、どこからどこという現状を把握して、それがどの事業に合致するのか、また最終的に合致しなくても３集落での農地・水事業ですかね、それの向上対策事業で実施できるものでもありますので、自治会で考えるところでもあると思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　古閑原、入道水、柳水の土水路に関しては、先の台風15号により巨木が倒木いたしまして、川底から50センチぐらいのところで倒れてる木もあります。今おっしゃった農地・水で対応したいということですが、これに対しまして、それでは古閑原、入道水、柳水が連携して出すのか、各支部ですね、入道水支部とか古閑原支部とかで単独で出すのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　基本的に、古閑原、入道水、柳水で実施区域を決めていただいて、その支部としてこの区間をやりたいという長期計画のもとに単年度計画をしていただくということになると思います。事業費が何分支部ごとになりますと少なくなりますので、年数はかかるということになります。今、事例で申しますと、鉄砲小路の方が排水路の方を年度工事で少しずつですけどやっていらっしゃいます。もう３年も４年もなりますけど、取り組むことによって少しなりとも改善ができていくということですので、この事業は積極的に活用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　１点確認ですが、３支部が連携して危険箇所から重点的にやるということは可能なんですか。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　農地・水自体が各支部で実施するということになってますので、連携といいましても実施するのは支部がやるということになります。ですから、合同でやるんじゃなくて区域を決めてやっていただくということです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　最後に、８月25日に九州に上陸しました台風15号で被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げ、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君）　坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　午後１時32分

再開　午後１時43分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邊裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　皆さんこんにちは。

傍聴席の皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。

議席番号５番佐々木理美子でございます。８月25日に発生した台風15号における建物、農作物、樹木の倒木など多大な被害があり、被害に遭われました皆様方には心よりお見舞いの言葉を申し上げます。一日も早い復旧をなされますことを切に願っているところでございます。そして、町の２か所の避難所に避難されていた方々にもお見舞いを申し上げます。改めて、自然の力に太刀打ちできないということもあるという思いを強く感じたところであります。そのためにも、日ごろから防災意識を心がけるよう努めていかねばならないと痛感いたしました。

それでは、質問は質問席より行います。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　昨年の12月に一般質問をさせていただきました中央公民館の駐車場の舗装整備及び子育て支援におけるファミリー・サポートの研修におきましては、中央公民館の駐車場舗装整備は８月初めに整備完了なされました。敏速とまでは行かないまでも、公民館を御利用される方々には、安全に利用できるようになったよと喜ばれる声が聞かれました。子育て支援におきましても、ファミリー・サポート研修が開催され、これまで以上に安心・安全な子育て支援が期待できるものと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

学童保育についてお尋ねをいたします。

現在、町内の小学校５校それぞれに学童保育施設の整備がなされています。昨日の西本議員の質問と重なるところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

本年度から、従来の運営システムであったＰＴＡ主管から、実施主体を町、運営主体を学童クラブきくようになり、新たに運営されることになりました。そこで、指導員の採用も新規採用という形をとり、新たに雇用契約の見直しもされました。これに伴って、長年勤められてい

た指導員の雇用形態や賃金体制も新人指導員同様一律となったことから、組織運営及び指導員、施設環境や子どもたちへの影響などがどのように変化をしているかを、実際に学童保育の現場へ足を運び、現状を把握してまいりました。昨日の答弁の中でも、運営が本年度から始まったため、二、三年かけてしっかりとした基礎をつくっていくとのことでしたが、その間にも子どもたちを預ける保護者、預かる指導員の不安を取り除いていきたいと思っております。

それでは、質問事項、学童保育の新体制について、１番、学童クラブきくようの設立の経緯と傘下クラブの移管はどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今質問がありました第１番目の質問、学童クラブきくようの設立の経緯と傘下クラブの移管はどのようになってるかについてお答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、以前保護者の方から御要望が出され、平成25年８月に、当時運営されていました保護者会の役員あるいは学校関係者あるいはＰＴＡ代表者の方で構成されます菊陽町放課後児童クラブ運営検討委員会を設置しまして、今後の運営のあり方について検討が行われております。そして、平成25年10月に同委員会から、町内学童クラブを統一的に運営する組織を設立することが必要であり、そのために統一組織の設立に向けた設立準備委員会を設置することを要望するという内容の答申が町長に提出されました。本町では、この答申を踏まえまして、平成26年６月に菊陽町学童クラブ統一運営組織設立準備委員会を設置しまして、平成27年４月を目標に運営、財務、人事に関する全学童クラブの一元化を目指しまして、組織体制あるいは利用者負担及び指導員の労働条件等の協議を重ねてきました。そして、同時進行的に現場の指導員さんの人たちと別に協議をしながら、準備を進めてきたところであります。

その後、昨年10月下旬から11月上旬にかけまして町内の５つの小学校ごとの保護者会臨時総会が開催されまして、平成27年４月１日をもって学童クラブの運営に関する一切の権限、業務及び保有財産を学童クラブきくように移譲することが承認されました。そして、本年１月17日に学童クラブきくようの設立総会、第１回総会が開催され、２月に事務局の設置、指導員の採用試験を実施し、本年度から９学童クラブの運営を行ってるところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　すいません。町、学童クラブという運営組織、それから現場である指導員がいますけども、その期間で支障なくスムーズに移管が完了したと理解していいのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　準備については、先ほど申しましたように、平成25年から検討委員会、そして平成26年度は準備委員会を設けたところであります。準

備委員会でも非常に、各学童の保護者会の役員さんを交えまして深夜まで結構協議をしながら進めてきたと。あとは、長年保護者会運営でされていたというところがあって、指導員さんたちの意見も聞きましたけども、そこは保護者会の立場あるいは指導員さんの立場あるいは町の立場もありますので、それぞれの思いは違うかもしれませんけども、町としましてはそれぞれの方と十分話をして、本年４月からの運営にはしっかり準備をしてきたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　ありがとうございました。まだ、当初にも言いましたけども、本年度始まったばかりの学童クラブきくようでございます。運営がしっかりとできるように、町の方の指導をよろしくお願いいたします。

それでは、２番の質問をさせていただきたいと思います。

学童クラブきくようの組織と役員体制及び事務局の役割と権限はどのようになっているのか。５つの学童、それから事務局と、私たちはいろんな話を聞いてまいりました。まだ現実に動いてない事務局についてもとても不安に感じますが、それがうまく学童との関係ができてるのかという点についてもあわせてお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今御質問がありました件についてお答えいたします。

学童クラブきくようの組織につきましては、総会、理事会、事務局で構成されまして、役員としまして10人の理事の方、そして２人の監事の方がいらっしゃいます。総会は、定期または臨時に開催され、各小学校の保護者から選出されました代議員の方が出席して、会則の変更、理事等の役員の選任、事業計画や収支に関する予算、入会金や保育料の額を決定する機関であります。理事会は、保護者代表５人、校長会代表１人、そして児童の健全育成に関する有識者の方お二人、そして町ＰＴＡ連絡協議会の代表の方及び町民生委員・児童委員協議会の代表者の方それぞれ１人、計10人ですね、の理事で構成されまして、事業運営に関する事項、事務局長等の任免、指導員の職員配置等を審議、決定する機関であります。さらに、事務局は、實取福祉生活部長を併任の事務局長としまして、ほかに２人の事務職員を配置し、学童クラブ運営に関する会計業務、町や保護者会、指導員との連絡、会議、指導員の採用、研修、児童の入所、退所の決定等を行っております。

今、議員が言われた、事務局が動いてないということで言われたんですけども、意味合いとしては全く動いてないということではないと思いますので、事務局はそれなりに、いろんなところで御不満があるかもしれませんけども、４月からきちんと子育て支援課とあわせて動いておりますので、不十分なところについては今後ともまた御指摘をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　今、運営組織である理事会のメンバーをお聞きしましたけども、その中に現場で子どもたちを指導される指導員、もしくはその中にいる主任指導員が入っていないのはなぜでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　これは学童クラブ運営組織です。ここはいろいろなお考えがありますけれども、私たちがいろいろ研修に行く中で、運営する側の人、そして運営のもとにそこで仕事をする人というところをはっきりと分けるべきというふうに認識しております。ですから、保護者会の方で運営をされていて、そして長い間指導員さんの方が現場でされていたことについては、しっかり私たちは指導員さんたちの話は聞いております。そのためにこそ、設立準備委員会とあわせて指導員さんの代表者会議を非常に重ねておるわけです。ですから、指導員さんの分というのは私たち組織が雇用してる人と。お互い雇用契約になります。ですから、そこのところははっきりと区分けをしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　確かに、雇用される側、する側あるかもしれませんけども、そういう部分で保護者及び指導員のコミュニケーションはしっかりとっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　基本的には、各学童クラブ、学校単位でありますが、指導員の先生、それとあとは保護者会の組織があります。それと、指導員さんを代表する主任指導員会が毎月１回開催されておりますので、そこの中には事務局職員と私ども子育て支援課の職員は行きますので、基本的には毎月１回、代表の方と話をしながら現場の要望、御意見等を踏まえていくと。そしてさらには、組織運営ですから、その方向づけをします、決定します理事会がありますから、そこの方に現場の意見をしっかり反映させるというところで、事務局と一緒になって担当課の方でやっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　本年度から組織が変わったということではありますが、ここ何十年も指導員と保護者会によってできてた学童ですので、いろんな要望があったりお困りがあったりすると思いますので、ぜひそういう会議で聞いてあげていただきたいと思います。

それでは、３番目、児童１人当たりの運営費が激減されているが、その理由は何か。今まで年間１人当たり１万2,000円を使っていたところもありますし、それ以下のところもあると思います。上限が多分１万2,000円ぐらいだったと思うんですけども、毎月の誕生日会、それからクリスマス会、それから夏休みの行事計画、子どもたちが飽きないようにする行事に全て使ってると思います。それに対してすごく不安になってらっしゃる保護者会もありますので、ぜ

ひその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　質問の児童１人当たりの運営費が減額されてると、その理由は何かということの御質問にお答えいたします。

学童クラブきくようでは、児童１人当たり7,500円の単価に在籍児童数を乗じまして、１年間の運営費として各単位学童クラブに配分しております。この運営費は各単位学童クラブの活動費あるいは行事費、消耗品費あるいは遊具費に充てるものであり、指導員さんの人件費とかおやつ代あるいは施設の光熱水費あるいは通信費、備品は別の予算科目から支出しております。年間運営費の単価となっております児童１人当たり7,500円というのは、各クラブの平成25年度事業収支決算報告から平均額として算出された額をもとに設定されたものでありまして、クラブによっては増額されたところもあります。あるいは、今議員がおっしゃったように減額になってるところもあるというところでございます。単価の見直しの必要性につきましては、今年度、平成27年度の事業会計の収入と支出の実績を踏まえまして、今後理事会で論議するということで予定しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　おやつ代が当初よりも少し上がったということで聞いております。その旨のように、運営費についてもこれから皆さんの御意見を聞いて計画していただきたいと思います。

それでは、４番目、新体制になっての保護者の反応及び指導者の処遇について変化はあるのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、御質問にお答えします。

これまでの保護者会運営から組織運営になりまして５か月が経過しましたけれども、保護者から事務局または子育て支援課の方にクラブ運営に関する御意見、御提案は確かに寄せられておりますけれども、クレーム等の苦情はあってはおりません。指導員の賃金につきましては、それまで月給のところあるいは時間給のところありましたが、それらを今回は指導員さん、時間給に一本化しております。この時間給については、それぞれの先生の経験年数と保育士等の資格の有無を考慮して決定しておりますので、皆一律ではございません、特に常勤の方についてですね。このほか多くの種類が、各学童クラブごとにいろんな手当がありました。常勤手当とか副主任手当とか障害児手当とかというのがあったんですけれども、そういったものは全て役職手当、いわゆる各学童クラブの主任の先生に対する主任手当になりますが、これと通勤手当の２つに整理しております。

あと、これまでは指導員さんとの雇用契約を結んでないクラブも事実あったんですけれども、学童クラブきくようにおいては全職員と雇用契約を締結してるところであります。

以上です。

〇**議長（渡邊裕之君）**　佐々木理美子君。

〇**５番（佐々木理美子君）**　ありがとうございました。

次に、５番目、子どもたちの急変や発熱などにおける対応時の休養室はどのようになっているのか、学童によってさまざまだと思いますけども、現状をお知らせください。

〇**議長（渡邊裕之君）**　子育て支援課長。

〇**福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）**　休養室につきましては、町の条例で、各学童保育所には遊びや生活の場としての機能、さらには静養するための機能を有する休養室、そういったものを備えるということで書いてありますので、休養室について御説明いたします。

町内９か所の学童クラブ施設では、入所児童の体調が悪いときに静養するための静養室を設けております。９クラブのうち、まず６クラブは保育スペースとは別に、壁を設けまして仕切りをしております。児童が横になるための広さが、大体畳１畳から３畳までのスペースはございます。ほかの１クラブは、ふだんは保育スペースとして活用しまして、必要な場合にカーテンで仕切りをすると。そして、そこに折り畳みベッド等を設置してるとこであります。あと残りの２クラブについては、保育スペースと区画されてない静養スペースというのがありますので、そこは今後きちんと保育スペースと仕切る形でカーテン等を設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇**議長（渡邊裕之君）**　佐々木理美子君。

〇**５番（佐々木理美子君）**　カーテンで仕切っただけの休養室、子どもたち40人がいる中で休まるのか、そしてその病気に対してほかの子にうつらないのかがとても心配されます。御配慮いただけたらと思っております。

質問の６番目です。20時までの延長保育は可能なのか。私たちの町ではいろんな保護者さんがいらっしゃいます。それで、町外に仕事をされてる方がどうしても帰りが遅くなったときに７時、８時過ぎる、特にサービス業の方だったんですけども、そういう方の中に８時までの延長はないだろうかという御意見がありましたけども、いかがでしょうか。

〇**議長（渡邊裕之君）**　子育て支援課長。

〇**福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）**　では、今の保育時間を午後８時までということの御質問ですけども、学童クラブきくようでは、通常期、長期の休業日以外のふだんの日でございますが、月曜日から金曜日までの保育時間は学校の放課後から午後６時までを通常保育、そして午後６時から午後７時までを延長保育としております。御要望の保育時間をさらに午後８時まで延長することにつきましては、今、事務局または子育て支援課に保護者の方から強く要望は出されてはおりません。あと、放課後児童健全育成事業の趣旨、あるいは現在の町内の保育所の延長保育時間というのが午後７時までですので、そういったところを考えていけば、午後８時までの延長保育の実施というのは現時点では難しいんではないかというふうに考

えております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　合志町のある小学校のことを聞いたんですけども、前に社会福祉協議会があるということで、そちらの方で１時間を預かるという形をとっているかと思いますけども、これだけ５つの小学校がばらけてしまいますとそれも難しいかと思いますけども、できる限り子どもたちがお母さんを１人のおうちで待つことがないように、安全でいられるように、また私たちが考えていかなければいけないことじゃないかと思っております。

最後になりました、７番、今後の指導員研修についての町の考えはあるのか、お願いします。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、御質問にお答えします。

本町では、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めまして、同条例第８条で、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと規定しております。このため、町では学童クラブきくようと連携しまして、国の補助事業を活用し、指導員の方などの職員を対象とした研修会を実施する予定であります。そしてさらに、熊本県主催の放課後児童支援員認定資格研修、熊本県学童保育連絡協議会主催の研修会、あるいは菊池郡市２市２町の指導員の方を対象とした研修会等にも参加を求め、職員の資質の向上と技術の習得に努めていく予定にしております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　特に、郡市で行われる研修会、あれについては皆様の、近場の合志市であったり、菊池であったり、大津町であったりの指導員の方たちが集まってこられる研修ですので、より身近に自分たちのことを考えられる、そして御意見を聞いて、こうしたらいいねって考えられる研修だとおっしゃいますので、ぜひたくさんの方が行けるようにしていただきたいと思います。

いろんな御意見があるんですね。子どもたちの様子、それから指導員の資質といいますか、一部聞いたのは、あ、いいです。研修については、ほかの学童において働く人の悩み、それから保護者の方の悩み、それから対応について話すことにより振り返りができるかと思います。ぜひ多くの、先ほども言いましたけども、多くの指導員が胸を張って指導できるよう配慮の方お願いいたします。

私の方の要望といたしましては、ぜひ主任指導員、数名でよろしいですので、現場の様子、要望を言える体制をとっていただきたい、ま、先ほどとっていますということだったんですけども、できたら理事の中に１人でも２人でも入らせていただければいいかなと思います。現状が言えるような気がします。それから、学童と学校の情報交換できる場所をつくってほしいと

思っております。それと、町の職員、子育て支援課の方でもそうでしょうけども、学童の方に、各学童に出かけていってどんどんコミュニケーションをとっていただいて、話ができる体制、要望が言える体制をとっていただきたいと思います。それをお願いして、次に移りたいと思います。

学童についての質問はありがとうございました。

それでは、質問事項２番、健康施設の充実について。国が推奨している各年代における筋力増強及び体力増進など、世界レベルでも健康に関する課題が山積みされています。菊陽町においても、生涯学習課主催事業、各町民センターの健康教室やそれぞれの趣味や体力に合ったサークルもあり、多くの町民の方々が健康維持のために参加をされています。しかし、その一方では、多くの教室やサークル活動が昼間の主催のため、なかなか参加できない場面もあります。それぞれのライフスタイルに応じた無理のない健康促進が必要ではないかと思っております。特に、最近の民間企業におきましても、健康診断などを通じ、メタボ対策、成人病予防に力を注いでる状況であります。そのために、各年代に応じたライフスタイルのもとに筋力増強及び体力増進を図ることによって、年齢とともに低下する筋力の衰えを防止することに寄与できるものだと思っております。

それでは、質問、町民の健康増進を図るために町はどのような手だてを必要と思われるか、お願いします。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、町民の健康増進を図るためには町としてはどのような手だてが必要と思われるかについてお答えいたします。

健康増進ということで、健康・保険課の方からお答えいたします。

本町の健康増進計画については、平成24年度から平成28年度を目標年度として菊陽町健康増進計画を策定し、取り組んでおります。この健康増進計画を実現していくために、１、身体活動と運動、２、栄養、食生活、３、休養、心の健康、４、たばこ、アルコール、５の歯の健康、６の生活習慣病の発症予防の６分野に分け、それぞれに指針と目標を設定し、行政や地域や個人の健康づくりを具体的に実施してるところであります。

お尋ねの健康づくりの手だてですが、これまで実施してきました健康増進計画、特に健康診査、その結果に基づく保健指導としての個別訪問や集団指導、また健康教室や運動教室などはこれまでどおり継続が必要と考えておりますが、今後の計画ではさらに、自分の健康は自分でつくるという健康意識の普及、それから町民の皆様が自ら健康づくりに取り組む環境の整備に努めていく必要があると考えております。

具体的には、健康づくり講演会の開催、地域への健康づくり出前講座、広報紙による情報の提供など、住民の皆様への啓発活動を充実させてまいります。また、中高年の体力維持や軽運動を行う運動教室などの民間サービスの紹介、杉並木公園を利用し、毎週２回実施されているノルディック・ウオーキングクラブのような自主的な健康運動グループの育成も大切と考えて

おります。また、クラブきくように健康・保険課と生涯学習課が連携して中高年向けのスポーツやレクリエーション種目を増やすなど、地域住民の健康増進のための選択肢を拡充していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　今の答弁の中にも、町民の皆様が自ら健康増進について考えていかなければいけないんではなかろうかという話がありましたけども、今、個人的に自分が動くことしか、動いて健康増進に努めていくというのはとても大事な世の中になっておると思います。それによって筋力をつけ、体力をつけ、長い長い間生きていただいて、まだまだ私たちに教えていただくことがたくさんある世代の人たちに頑張っていただきたいと思います。

現在、キャロッピアにトレーニング施設がありますけども、利用者が多く、なかなか思うように使えないという面もあります。そのために、隣町である大津町であったり、合志市であったり、そちらの方のトレーニング施設を利用されているようです。そこで、２番になります、キャロッピア内のトレーニング施設の利用状況及び年代別構成をお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　それでは、ただいまの質問でありますけども、光の森町民センター、本年の３月30日にオープンをしておりますけども、お尋ねの健康増進室につきましては少し遅れて４月10日からオープンしたところであります。８月末現在の会員数は916人で、４月からの利用状況を月別に申しますと、４月が391人、５月が1,149人、６月が1,300人、７月が1,068人、８月が903人となっておりまして、８月までの延べ利用者数は4,811人となっております。

この光の森町民センターは、西部支所のほか子育て支援センター、会議室、多目的室などを設けた地域センター、町民のスポーツ、健康づくりを推進する体育館、トレーニング機器を備えた健康増進室を設置しまして、子育て支援、地域のレクリエーションやコミュニティづくりなど、人が学び、楽しみ、交流できる施設として多くの皆様に御利用いただきたいと、そういう思いで設置した施設であります。また、本町として初めてトレーニング機器を導入しました健康増進室には、健康づくりにいそしむ町民の皆様が連日40人前後利用されておるとこでありまして、健康づくりを推進する部門との連携を図りながら、利用者個人のデータも管理しながら健康づくりにつなげていきたいというふうに考えているところであります。

年齢別の利用者ということでありましたので、その件については、まず年齢別もありますけども男女別で見ますと、903人の利用者の中で男性が374人、女性が529人となっております。御質問の年代別では、10代が49人、20代が44人、30代が84人、40代が178人、50代が222人、60代が326人となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　ありがとうございました。年代別に言いますと、40代からすごく増え

てるような感じがするんですね。これについての機具とかの違い、ほかの施設との機具とかの違いがあるのか、お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君）　では、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、光の森町民センター健康増進室にトレーニング機器を導入しました経緯といいますか、について申し上げますと、通常、皆様方が、先ほど言われました合志市の総合体育館、それと大津町の総合体育館にありますトレーニング室につきましては、どちらかといいますとアスリート向けのトレーニング機器が導入されておりますけれども、こちらの健康増進室につきましては若い方から高齢者まで幅広い年代の方が使用しやすいようなマシンの導入を行っております。そういったことで、アスリート向けの機器等は若干よそに比べると少のうございますけれども、そういった観点から、今町長が言いましたように、女性それから高齢の方の使用が多いというような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　もし数字で分かったら教えていただきたいんですけども、合志、大津あたりにどのくらい町民が行ってるかというのを教えていただければと思います。

○議長（渡邉裕之君）　西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君）　まず、菊陽町の周辺の状況も踏まえて申しますと、御承知のとおり、菊陽町の周りには民間のトレーニング施設もございますし、また今例示されました公共の施設等もございます。そういった中で、今２つの施設を具体的に申し上げられましたけれども、近隣の公共施設についてこちらの方で把握してる限りの人数を申し上げたいと思います。ただ、数字の捉え方が若干違いますので、そこはお含みいただきたいと思います。

まず、大津町の総合体育館につきましては、これはオープンからの登録者数というところでの数字が、菊陽町の方が平成27年８月末現在で236人、延べ236人の方が大津町の総合体育館のトレーニング室の登録をされてるようでございます。それと、合志市の総合体育館につきましては、こちらの方は利用者数になります。実の利用者数ですので、これが平成26年４月から平成27年７月までの実際に使われた実人数になりますけれども、そちらが245人になります。それとまた、参考までに申し上げますと、県の施設でありますパークドーム熊本、これも菊陽町に非常に近いところにございますけれども、こちらは登録者数が延べ847人の方が登録されているということで、こちらのパークドームが一番数的には多いというような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　今のキャロッピアの実態をお聞きしまして、筋力の増強、それから体力増進を図ることによって医療費の低減にも寄与できると思いますが、トレーニング施設の計

画はあるのかというのを次に聞きたいと思います。

光の森町民センターにあるのが武蔵ヶ丘校区と言うならば、こちら菊陽中学校校区にも１つトレーニング施設の計画はないものか、もし「さんふれあ」の近辺にあればキャロッピー号の利用者も増え、温泉の利用者も増加が期待でき、相乗効果も期待できるのではないかと思われますが、質問といたしましては、３番、菊陽町には健康増進のためのトレーニング施設が光の森町民センターにしかないが、町としての健康施設の計画はあるかという質問でございます。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、町として健康施設の計画はあるかということでお答えいたします。

健康施設としては、女性や中高年者だけでなく幅広い年齢層や男女別、さらには個人の体力に合わせた多種のトレーニング施設や多様のプログラムの内容を対応していくことが理想的ですけれども、今年４月にキャロッピアの健康増進室がオープンして施設の利用者が多いということなんですけれども、こちらの方は女性や中高年の体力維持や健康増進を図ることの要望が高いと、そして利用者が多いということを見込んで開設したものなんですけれども、先ほどの理想といいますか、こちらを全て満たしていくことは非常に町の財政的にも無理がありますし、時間も要するかと思います。

町では、そのような町民の皆様の体力維持や健康増進のための環境整備に努めていくことは大変重要と考えておりますし、現在策定中の第５期菊陽町総合計画後期基本計画に住民の皆様の健康増進の環境整備を位置づけておりますし、これも時に応じて考えていきますし、これまでも町の町民センターでは健康維持増進につながりますよう多種の運動教室、ほかの文化的なものも進めておりますけれども、これも充実させていきたいと考えているところでございます。

それから、これからの高齢社会ですけれども、健康長寿社会への対応が求められておりますし、行政のみならず民間の健康産業の発展が予想されております。先ほども申し上げましたが、健康増進をサービスする民間企業や各種のスポーツジムなど民間活力を盛んにしていただき、行政もその後押しをしていくことで、住民の皆様が幅広く御自分に合った施設や内容を選んで健康づくりに利用されていくよう選択肢を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　ありがとうございました。そうですね、最後の問題に入ろうと思っております。菊陽町体育館の建設計画に伴う基金の積立てを行っているが、建設の計画はどうなっているのかという質問をさせていただきたいと思います。

それから、今、町が進める施策の中で小・中学校のクーラー化、それから耐震に対してすごく整備をしていただいて、菊陽町の住人としてとても誇らしく思っております。そして、総合体育館建設についても住民が望んでいることではないでしょうか。このことについて町長いか

が、お尋ねいたします。

○議長（渡邉裕之君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君）　それでは、御質問にお答えいたします。

総合体育館に関しましてということでございますので、その点からお話をさせていただきます。

初めに、基金の状況でございますが、平成26年９月議会で御承認をいただきました総合スポーツ施設整備基金に平成26年度１億円を積み立て、今年度またさらに１億円を積み立てる予定となっております。そういうことによりまして、総合体育館及び総合運動施設の建設に備えた財源の蓄えを始めております。

これまでの取組といたしまして、平成25年度に職員によりますプロジェクトチームを設置し、整備に必要な調査研究を行いました。並行しまして、菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定し、現状の把握及び類似施設等の調査検討を踏まえ、施設整備の基本的な方針を定めております。基本構想の中で整備施設内容として、メインアリーナ、サブアリーナにトレーニング施設を備えた総合体育館を想定しています。また、基本構想をもとに、平成26年度に町内の学識経験者や関係機関の代表14名で構成します菊陽町スポーツ推進審議会に諮問して、視察研修を含め３回の審議会において検討を続けております。総合体育館を含むスポーツ施設は町のスポーツ振興の拠点施設として位置づけ、現在策定作業に入っております第５期総合計画の後期基本計画の中でも重点施策として位置づけております。

しかしながら、まずは財源の確保及び施設整備の方策、そして管理運営の方法等の検討を重ねていくというような計画としております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　着実に計画が進んでるかというとそうでもないのかなと思っておりますが、今基金をしておりますが、もしかしたら10年後には無理、20年後ぐらいの計画なのかという、そういう計画はありますか。

○議長（渡邉裕之君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、基本的には後期計画の中で重点施策として取り組んでいく予定でございますので、ただ多額の費用が絡むという面はありますので、今後、もちろん後期の基本計画の中で取り組んではまいりますが、まずは財源の確保を十分に検討するということが大事かと思いますので、その見込みを十分検討しながら事業の方に着手していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　ありがとうございました。健康増進から入りました総合体育館の話で

すが、町民は望んでると思いますので、ぜひ総合体育館建設をよろしくお願いいたします。

最後になりました、質問です。３番、プレミアム付商品券販売状況と今後の構想について、まずは１番、現在の販売状況はどうか。議会開会のときに町長からの販売状況の報告はありましたけども、子育て家庭への販売がどのくらいあるのか、それもあわせて報告お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　産業建設部長兼商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　販売状況はどうかという御質問にお答えいたします。

まず、昨日ですかね、９月７日現在の販売部数でございますけども、総数２万3,000部を販売予定でございまして、そのうちの１万1,600部が今現在販売できておりまして、販売率としまして50.4％、およそ50％がまだ残ってるという状況でございます。そのうちで子育て世帯ということでございますが、私の手元の資料では、今現在も子育て世帯の販売は行っておりますが、先行販売としまして８月３日から８月16日に販売を先行して行っております。この部分での数値が手元にございますので、こちらで御説明したいと思います。

世帯数は、一応その時点では2,347世帯に対し4,694部販売予定しております。その中で実績としまして2,839部が売れたということで、その期間におきましての販売率は60.4％という状況でございます。ただ、今申しましたように、これは８月16日現在でございますので、その後も販売は進んでるというような状況かと思います。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　今は4,600という数字は子育て世帯も入った、分けてはいないということですね。

○議長（渡邊裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　再度御説明したいと思います。

先ほど、子育て世帯の世帯数を言ったものですから分かりにくかったかなと思いますが、８月３日から８月16日に子育て世帯向けで先行販売を実施しておりますデータになりまして、計画部数が4,694部を予定しております。その中で販売できました部数が2,839部ということで、子育て世帯の16日までの部分として60.4％の販売率であるという状況でございます。

○議長（渡邊裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　すみません、聞き間違えておりました。それでは、２番のプレミアム商品券が売れ残り時の対応についてどう考えているのかをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　お答えいたします。

本町の場合、ほかの自治体に比べまして国からの交付金が2,900万円と少なかったということがございまして、公平性を担保するため１世帯当たり２部ということで、１万2,000円分の商品券を１万円で購入できるという範囲でしておりまして、制限を行っております。このた

め、お得感が小さく、購入意欲が高まらなかったのかなというふうな部分での分析は今してるところでございます。

ただ、売れ残りは想定しておりました。今後、予備販売を行う予定としております。その部分につきましては、予備販売の手法については今たたいているところでございますが、当初より予定しておりまして、11月１日からの予備販売においては、実行委員会で決定されますけども、事務局案としましては、購入上限を当初５部ぐらいと想定しとったんですが、今の売れ行きを見てみますとお得感をということで、購入上限を10部までという形で、６万円相当を５万円で購入できるというふうな状況で委員会の方へ提案していきたいなということで今考えております。決定事項ではございません。

それから、年齢制限部分につきましても、今１世帯に２部ということでしておりますが、今後は義務教育までは購入を控えていただいて、義務教育以上の方を対象にできればというふうなところでも提案をしていきたいというふうな状況でございます。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　プレミアム商品券については国からの補助ということでやっておりますけども、なるべく売れ残りがないような状態で終わって、せめて70％、80％になるぐらいまで、私たちもですね、私たち町民も頑張らなきゃいけないなと思っております。

それでは、３番目、協力店の問題点として資金回収があるが、町はどのように対処するのか、お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　すいません、先ほどの御質問で１つ御説明が抜けておりました。11月１日からの予備販売と申しましたが、11月30日までという形で終わりたいというふうに今のところ考えとるとこでございます。

ただいまの３番目の御質問にお答えしたいと思います。

御質問は、商品券を取り扱うことのできる登録店舗が商品券により販売されまして、その後に商品券を現金へ換金する手続についての御質問であると思っておりますが、そういう中で原則論から申しますと、月末までに販売されました商品券数を申請していただきまして、毎月10日以降に随時支払うこととしております。これは原則でございまして、月に１回の換金としているところでございます。ただ、やはり登録店舗関係での資金繰り関係を考慮しますと、登録店舗からの資金繰りが厳しい等の相談があった場合は適宜対応したいというふうに考えております。おおむね、今調整してる中では、申請をいただいて、どうしても入金までの手続は２週間ぐらいはかかるかなということでございますので、できるだけ早目に対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君。

○５番（佐々木理美子君）　今回の協力店については、現金が入らないということで、締め切って、それから町からのお金をいただくまでの期間が長過ぎるという意見がありましたので、そ

ういう措置をしていただけるならばとても助かられると思います。

利用促進についても考えたんですけども、先ほど大久保議員の方からのぼりという話がありましたけども、私も何でないのかな、ほかの市町村にはあるのにと思っておりました。今朝、ハンズマンに寄ったらキャロッピー入りののぼりが立ってたので、あ、間違ってた、私は町は出してたんだと思ったら、先ほどの答弁で、違うんですよ、あれは店舗独自でつくってのぼりを出していらっしゃるんですよという返事でしたので、そうですね、小さい店舗など私たちは分かりません。中に入ると確かにポスターがあるんですけども、入らないと分からないので、できたらのぼりについても、大久保議員も言いましたけども、そちらの方を一度考えていただければと思っております。

そろそろ時間になりました。私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　佐々木理美子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後２時42分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月９日（水）再開

（　第　５　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（５日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月９日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１　一般質問

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　　輝　君	２番	阪　本　俊　浩　君
３番	西　本　友　春　君	４番	那　須　眞理子　君
５番	佐々木　理美子　君	６番	中　岡　敏　博　君
７番	吉　本　孝　寿　君	８番	吉　山　哲　也　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	坂　本　秀　則　君
11番	石　原　武　義　君	12番	岩　下　和　高　君
13番	大　塚　　昇　君	14番	川　俣　鐵　也　君
15番	上　田　茂　政　君	16番	小　林　久美子　君
17番	甲　斐　榮　治　君	18番	渡　邊　裕　之　君

3.　欠席議員

なし

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀　　行　徳　君
書　　記	山　川　真喜子　君
書　　記	増　永　純　一　君

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	後　藤　三　雄　君	副　町　長	井　手　義　隆　君
教育委員会委員長	曽　我　惟　雄　君	教　育　長	赤　峰　洋　次　君
教育次長	桐　　陽　介　君	総務部長	吉　野　邦　宏　君
福祉生活部長	實　取　初　雄　君	産業建設部長兼商工振興課長	松　本　洋　昭　君
会計管理者兼会計課長	山　﨑　謙　三　君	総務部審議員兼総務課長	吉　川　義　則　君
総合政策課長	阪　本　浩　徳　君	財政課長	東　　桂一郎　君
税務課長	阪　本　章　三　君	人権教育・啓発課長	高　木　定　伸　君
総務部審議員兼東部町民センター所長	平　野　葉　子　君	福祉課長	西　本　一　浩　君
福祉生活部審議員兼子育て支援課長	宮　本　義　雄　君	福祉生活部審議員兼健康・保険課長	佐　藤　清　孝　君
介護保険課長	市　原　憲　吾　君	町民課長	酒　井　章　彦　君
西部支所長	服　部　誠　也　君	産業建設部審議員兼農政課長	志　垣　敏　夫　君
建設課長	小　野　秀　幸　君	都市計画課長	大　山　陽　祐　君

産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村敬士君	総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君
学務課長	士野公典君	生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀直之君
図書館長	矢野信哉君	農業委員会事務局長	川上一弘君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議　午前10時０分

○議長（渡邊裕之君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　一般質問

○議長（渡邊裕之君）　日程第１、８日に引き続き一般質問を行います。

吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　皆さんおはようございます。

吉本孝寿でございます。本日は、早朝より傍聴席にお越しの皆様、誠にありがとうございます。改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

７月の末だったでしょうか、本年度より、私ども菊陽町議会におきまして、町民の皆様方の大切な税金をもとに政務活動費というのが付与されました。その大切な政務活動費の中から、武雄市の前樋渡市長の講演を受けてまいりました。６時間に及ぶ講演ではございましたが、非常に身になったものだというふうに感じておるところでございます。特に印象深かったのは、行政が行う１つの事業に対して一石二鳥、三鳥ではなくて、１つの事業に対しての効果は五鳥、六鳥、七鳥とあった方がいいということをおっしゃっておりました。なるほどなというふうに思った次第でございます。

今回の質問は、そういった１つの事業において六鳥、七鳥になるような質問をさせていただきます。

質問の方は質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　まず、最初の質問でございます。質問事項にはふるさと納税についてとありますが、議長にお諮りしたいというふうに思いますが、ふるさと菊陽応援寄附金制度について変更をしてもよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　許可します。

○７番（吉本孝寿君）　ありがとうございます。

まず、菊陽町が増加しない要因はどこにあるのかでございます。平成22年が４件の13万7,400円、平成23年が２件の12万4,000円、平成24年が５件の９万9,000円、平成25年が15件の67万2,000円でございます。平成25年の９月定例会でこのふるさと納税について質問をしておりますが、その後、ホームページでも寄附金の使い道やふるさと納税ポータルサイトの紹介など、すばらしいページに変更されているのだというふうに理解をしております。

しかしながら、平成26年、12件の110万9,000円ではございますが、これは大口の寄附があったというふうにお聞きをしております。大口がもしもなければ、25年と余り変わらないような気がいたします。増加のしない要因はどこにあるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税、ふるさと寄附金でございますけども、菊陽町では、議員がおっしゃいましたように、ここ数年は伸びてきてるという状況はございますが、確かに大口がありました関係でもございました。多分、議員が考えておられるのは、長崎県平戸市や山形県天童市など、10億円とか以上集めている自治体のことを考えてのことだと思います。県内では錦町などが大きく伸びてたように思っております。

しかしながら、このような自治体とは本町のもともとのふるさとの成り立ちというものが違いますものですから、同じように比較するのは無理があるのかなというふうには思っております。また、県内の自治体の状況をホームページ等で見てみますと、人口が増えて都市化してる地域は全体的に寄附金の額は多くはないなというところでございます。

なお、ふるさと納税とは自治体への寄附金のことでございまして、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、所得税が一部、また住民税、これは町民税と県民税でございますけど、が２割程度控除される制度でございます。このことは、実質、現在個人が納めている住民税の一部が任意の自治体へ移転するということになります。分かりやすく申しますと、寄附を受けた自治体は寄附金として歳入が増えますけども、反対に寄附をした人の住所地の自治体は税収が減るということになりますから、税の制度から見れば少し疑問があるというところでございます。

また、全国では、豪華なお礼の品を用意しまして寄附を集めているという自治体も数多くございます。しかしながら、これは本来の目的から逸脱しているとしまして、国からも良識ある対応を行うよう通知がされたところでもございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　今の課長のお答えでございますが、私は若干違う認識で質問させていただきました。菊陽町は、おっしゃるように、海があるわけでもなく、いろんな特産品があるわけでもないということでございます。私が言いたいのは、システムの変更だというふうに思います。何も菊陽町が10億円、それ以上のふるさと納税の収益を上げるというのではなくて、これは菊陽町をＰＲしていくという意味ではシステムの変更が必要だというふうに思います。インターネットを利用したふるさと納税ポータルサイトを利用するのもよいというふうに思います。

菊池市役所企画振興課ふるさと納税の担当の方にお尋ねをいたしました。菊池市ではヤフー公金支払いの導入をされておられます。この経緯を担当課の方にお尋ねをいたしました。平成26年度に寄附者への返礼品の見直しを行ったことにより寄附件数が大幅に増加をし、平成26年度までは市より郵便局の支払い用紙を発送して、それによって寄附者の方に寄附金の納入手続

を行っていただいておられたそうです。しかしながら、寄附件数の増加に伴い、振り込み用紙発送の事務負担及び経費も非常に大きくなっていき、また振り込み用紙による入金手続は寄附される方にとっても手間がかかってきたそうでございます。そこで、寄附者の方の利便性の向上、寄附用紙発送経費の軽減、そしてまた事務手続の簡素化のためのふるさと納税寄附金のクレジットカード決済導入を決定したそうでございます。

私も、菊池市にクレジットカード決済で簡単に１万円の寄附をさせていただきました。寄附１万円の場合の市側の負担経費等は次のとおりでございます。返礼品及び発送費経費、１万円に対しまして3,000円の返礼品でございます。そしてまた1,000円の送料でございまして、クレジット決済手数料が100円、これは税別であるそうでございます。翌月にまとめて請求をされ、クレジットカード決済サービスについてはヤフー公金支払い以外にも複数の業者がありますが、その中でヤフー公金支払いを選定した理由としては、ほかの業者と比較して初期経費や運用経費が安価であったこと、ふるさと納税に関して業界随一の集客力を誇るふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスと連携したクレジットカード決済サービスを展開をしていること、国内シェアの９割以上のカード会社が使用可能であることであります。

クレジットカード決済に係る経費でございますが、菊池市が導入をしておられるのは、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスの申込フォームと連携をしたヤフー公金支払い決済サービスとなっており、各経費については、ふるさとチョイスを運営をしている株式会社トラストバンクとヤフー公金支払いサービスを運営しているヤフー株式会社それぞれの利用等の支払いが必要であります。ふるさとチョイス申込フォームの利用料が月額の3,750円でございます。これは税別でございます。初期費用は０円です。ヤフー公金支払い決済利用料、月額の1,500円、これも税別でございます。初期費用が３万円で、これも税別でございます。ヤフー公金支払い手数料は、クレジット決済による寄附金額、これの掛ける１％、税別でございます。例えば、私が１万円を菊池市に寄附をいたしましたが、寄附金額１万円の場合、手数料は100円でございまして、振り込み用紙発送経費１件約80円とほとんどかわらないようでございます。

また、ふるさと納税の主なＰＲ方法は次のとおりでございます。市や民間のふるさと納税専門ホームページ、ふるさとチョイス、または、７月１日現在461の自治体がこれを採用されております、これを通じた情報の発信。関東在住の菊池市出身者で構成される同郷会の総会等でふるさと納税の周知、これは本町の後藤町長もＰＲ活動を行っているというふうにお聞きはいたしております。都市部にて開催をされる市の関連イベントでの周知。市職員の、これは若干皆様方に耳が痛いのかなというふうに思いますが、市職員の親戚、知人等へのふるさと納税の周知があるそうでございます。これに、菊陽町においては私ども議員も親戚、知人等への同じような周知が必要というふうに感じておりますし、たしか１回だったでしょうか、ふるさと納税の冊子が私どもにも配られたような気がいたします。平成26年度の寄附件数の大幅な増加の要因として、返礼品のリニューアルとあわせた専門のホームページを通じた情報発信と、関東

在住の菊池市出身者へのＰＲが大きかったというふうに菊池市の方では分析をされておられます。

このような取組があれば寄附件数が増加していくというふうに考えますが、民間のふるさと納税ホームページを通じた情報発信などを取り入れることは可能なのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邉裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいました菊池市でございますけど、確かに菊池市は、平成25年度から６年度にかけましては金額も1,000万円以上増えてるという状況は私ども把握いたしております。新たな返礼品とか決済の方法につきましては２番の方でお答えしたいと思いますので、これは控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　じゃ、次に、リピーターを増やすために菊陽町の特産品を返礼品に導入してはどうかということで質問させていただきます。

返礼品見直し前後の寄附実績についても、ふるさと納税の担当の方にお尋ねをいたしました。今、課長がおっしゃったように、平成25年度寄附実績が、これは返礼品見直しの前でございます、寄附件数が65件、寄附金額が166万7,000円でございます。そして、見直しを行った後、平成26年度寄附実績は、寄附件数が914件、寄附金額は1,571万2,000円でございます。金額に対しまして約９倍の伸びだというふうに理解をいたしております。

返礼品につきましては、市内の各第三セクター、物産館でございますが、これにより発送を行っておられ、返礼品の見直しの際には市より各物産館に対して相当額の返礼品の提案を依頼をされ、提案された品物を市で選定、採択をしておられるそうでございます。本年７月７日に発行されたこちらの日経トレンディという本でございますが、この本の中に、食のプロが選ぶふるさと納税ベスト181というのがございました。この非常に分かりやすいページですが、これに南小国町の阿蘇の赤牛もも焼き肉が一番に、こちらですけども、紹介をされております。こういった形で、非常に肉の方が全国どこでも活発にされてるようでございますけども、こういった形で菊陽町が取り上げられることも、またこれ一つの菊陽町のＰＲにつながっていくというふうに感じているところでございます。先ほども申しましたが、菊陽町においても全国的に有名な馬刺や農畜産物、またみそ等、菊陽町にある企業の特産物があるわけでございます。それらを返礼品にすればよいと思います。

そのほかにも、高額の寄附をいただいた方には、菊陽町で開催をされております女子プロゴルフのトーナメントがありますが、こちらからはゴルフ場の利用税を1,656万5,421円いただいているわけでございまして、高額な寄附をされた方にはこちらの熊本空港カントリークラブで利用できるプレー券であるとか、菊陽町の医療機関で利用できる人間ドックに近い健診利用券があればというふうに思います。これは、全国で幾つもの自治体が行っているサービスでもございまして、菊陽町でもそれは不可能ではないというふうに理解をいたしております。ゴルフ

場と医療機関の件は、それぞれ御提案だけはさせていただきました。その結果、その回答としては、ぜひ御協力をさせていただきたいというふうな御回答でございました。やはり、バラエティーに富んだ返礼品が一番のふるさと納税の額を伸ばすのかなというふうに思います。新たに導入する可能性があるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　それでは、お答えいたします。

菊陽町の寄附額は26年度で110万円ですけども、菊陽町の方が寄附をしたということで税の控除の申告された金額が470万円を超えてるということで、菊陽町の場合は寄附をいただくよりも寄附をされた方の数が多いというのは間違いないと思います。これがふるさとの意識の違いかなというのは思っております。税額に直しますと、町民税だけで184万円は減額、控除されるということでございます。こういったところを踏まえましたところでお答えしたいと思います。

特産品をお礼の品とすることは既に実際導入しておりまして、３万円以上の寄附をいただいた方に対しましては、お礼の品としまして「さんふれあ」で準備できます野菜の詰め合わせやにんじん焼酎酔紅セットをお返ししております。また、5,000円以上の方につきましては、ふるさとということで菊陽の町史、それから町勢要覧等も送っているところでございます。

なお、議員がおっしゃいました納税者、寄附者が返礼品を選ぶことができる制度につきましては、多くの自治体が確かに導入しておりまして、前もって豪華な返礼品を用意しまして寄附を募り、多くの寄附金を集めてる自治体も多々ございます。人気のある返礼品は、高級和牛とか銘柄米、それからメロン、リンゴ、梨などの高級フルーツ、それから宿泊券ですか、こういった高額な商品などがありまして、納税者、寄附者が本来の目的でありますふるさとを選ぶというものではございませんで、返礼品を選ぶというような形ができ上がっておりますので、これにつきましては国からも良識のある対応をとるようにということで通知があってるとこでございます。

このような中でございますけども、本町におきましても、先ほど議員がおっしゃいましたふるさとチョイスですか、こちらには登録をさせていただいております。町としましても、ふるさと納税寄附者をさらに増やしていくため、他の自治体と同様、民間企業が運営しますふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスというサイトに登録はいたしております。その中で、町のＰＲと、先ほど申しました野菜の詰め合わせやにんじん焼酎酔紅セットといった返礼品のリストも掲載をいたしておるところでございます。また、２年前には、試験的に10種類ほどの返礼品のリストをつくりまして、その中から寄附された方に選んでいただいたという例もたしかございます。

今後も町としましては、ふるさと納税制度をさらにＰＲするとともに、納税者、寄附者に対する返礼品の選択肢を広げることなどによりふるさと納税を増やしてまいりたいと思っております。また、町内には特産の野菜や果物、それからお茶などの農産物とともに、山内本店やマ

ルハニチロ、それからフジチク、味千ラーメンなど数多くの食品関係の企業がございまして、できておりますので、ふるさと菊陽を代表する食品がたくさんございますので、これらの食品を返礼品として活用することも検討していきたいというふうに思っております。それから、クレジット決済につきましても、内部では検討してるというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　今、課長がおっしゃいましたように、本来のふるさと納税の意味からすると若干全国的にずれているかのように思いますが、しかしながらそれはそれで、もう一方でちょっとずつずれていった事業の内容が進んでいるわけでございまして、私も先ほど申しましたポータルサイトのホームページを見てまして、佐賀県多久市、こちらは何の知り合いもいませんし、何の関係もございません。しかしながら、このサイトを見ていて非常においしそうなお肉があったものですから、１万円の寄附をさせていただきました。そういった感じで、若干違った意味でもそういった感じで寄附をするという方が日本にたくさんいらっしゃるということを御理解いただきたいというふうに思いますし、冒頭、質問の前にも申しましたが、一石二鳥、三鳥、四鳥というふうな事業かなというふうに思います。

医療の人間ドックの件でございますが、仮に東京、大阪の方が多額の寄附をされました、そしてそういった利用券があれば、御両親、知人の方にその券をプレゼントされて、その方が健診を受けて、そして早期に病気が発覚すれば医療費の削減にもつながるというふうに思います。そういった意味では、今ある、非常に利用が見込める、そういったやつを十分に使いながら、菊陽町のふるさと寄附金の増額につなげていっていただきたいというふうに思いますし、期待もしてるとこでございます。町史が悪いとか、先ほど町のですね、町史が悪いだとかにんじん焼酎が悪いとか言うつもりは全くございませんけども、果たしてそれが、今菊陽町が返礼品で上げてらっしゃるものが、寄附をされた方々が喜んでらっしゃるかということを調べるのも一つの案かなというふうに思います。ぜひともつなげていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、ゴーヤカーテンの普及と適切な支援についての質問でございます。最初の質問は、総合計画後期基本計画にある省資源・省エネルギーの推進の施策の中でグリーンカーテンの推進とございますが、どのように推進していくかの質問でございます。

平成23年第２回６月定例会、当時の佐藤竜巳議員の質問で、町、県、全国に広げることを目的とし、４月６日に発足したグリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽に対して今後町はどのような支援策を考えているのかの担当課の答弁でございます。町としては、これまで会の御発足のお手伝い、講座開催施設の連絡調整、あるいは講座の広報、あるいは資料の準備、講師費用などの負担、支援を行わせていただいたところでございます。今後、町はどのような支援策を考えているかという御質問でございますが、今申し上げましたように、会が発足した、事業がスタートしたばかりでございます。今後の会の推移、実施予定の事業等をお伺いしながら、またしっ

かりと御相談申し上げながら、地域の環境保全あるいは地球温暖化防止のために町としてできる限りの、また適切な支援をこれから行ってまいりたいと考えてるところでございますという答弁でございました。後藤町長の公式ウエブサイトにも、２期８年間の実績としてゴーヤカーテンによる温暖化対策を支援というふうにしっかりと明記をしてございます。町としてはどのように推進をしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　おはようございます。

それでは、グリーンカーテンの推進をどのように進めていくかというふうな御質問にお答えいたします。

まず、グリーンカーテンの発祥のお話から始めたいと思います。グリーンカーテンの取組は、平成20年から、南方地域のみなんがたグリーンクラブの皆さんによってグリーンカーテンの名所づくりとして行われておりました。平成23年４月には、みなんがたグリーンクラブを母体として組織されましたグリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽が発足いたしました。同じころ、環境保全活動に熱心に取り組まれておられましたエコライフサークルの皆さんやみなんがたグリーンクラブ、そしてゴーヤカーテン菊陽など５つの個人、団体が１つにまとまった菊陽グリーン（ゴーヤ）カーテン推進協議会が発足し、平成24年３月には、本推進協議会が環境省の地球温暖化対策地域協議会の登録団体となられたところです。

さて、町も地球温暖化対策として、庁舎内の節電やごみの分別など二酸化炭素の排出抑制につながる活動に取り組んでおりますが、菊陽グリーンカーテン推進協議会の皆様の活動に対しては積極的に支援を行っておりますし、現在も町が取り組んでおります緑のカーテンの啓発事業に、推進協議会の皆様には啓発事業開始時から熱心に御協力をいただいております。今年も５回目となるゴーヤカーテン栽培講座を実施し、推進協議会の皆様には苗づくりの段階から御尽力をいただき、講座参加者も120名を超える盛況でありました。平成23年ですかね、その当時は160名を超えるような状況でもありました。講座においては、推進協議会代表の紫藤英二様御夫妻に、御自宅で取り組まれましたゴーヤカーテンの栽培管理、そしてゴーヤカーテンによる節電効果などを電気料金の推移などを御紹介いただきながらお話をしていただきました。

また、ゴーヤは一般的に苦いというイメージで敬遠される方もいらっしゃいますが、このゴーヤも調理次第では大変おいしくいただけますし、夏場の野菜不足を補う役割も担ってくれます。南方地区では、ゴーヤをメインにされた料理試食会を毎年開催されておられます。今年も今月24日に開催されるということで、町も御案内をいただいたところであります。

そういうことで、ゴーヤによる緑のカーテンは、節電による二酸化炭素の抑制と人の食生活の一翼を担うことから、一石二鳥の効果をもたらします。清涼感を味わえれば、またこれも一石三鳥という効果をもたらすわけであります。まだゴーヤカーテンを御経験でない方は、ぜひ来年からでもチャレンジしていただければというふうに思います。町としましては、今後もこのゴーヤカーテンを通しまして環境問題に対する関心を高めていただくよう、緑のカーテン普

及活動を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　ありがとうございます。少しだけ御紹介を追加をさせていただきたいというふうに思います。

その支援を行っている菊陽ゴーヤカーテン推進協議会でございますが、家庭からのCO_2削減を目標にグリーン（ゴーヤ）カーテン普及に努められておられます。会員自ら苗づくりをしたり、これは友情の苗と呼ばれてるそうでございますが、町からは肥料をいただきながら一般家庭や町内公共施設に配付をしておられます。行政と共同でゴーヤ講座を開設をし、グリーンカーテン普及をきっかけに節電にも取り組み、家庭の電気使用の実態調査を地域で実施をしておられ、グリーン設置面積を菊陽町１万5,000世帯のうちの、これは非常にびっくりしましたが、6,000世帯程度歩いて調査をされたそうでございます。その結果、221世帯と公共施設８つ、町内の４分の１程度ということでございますが、で実施をされており、面積は2,331平米となる調査の報告も上がっております。

ライフスタイルを見直し、無駄なエネルギーを削減をすることで地球温暖化防止につなげることであり、昭和の暮らしを体験しているシニア世代の知恵であるゴーヤカーテンをもとにエコな暮らしの知恵を働きかけておられ、地域協議会を発展させ、構成団体を増やし、平成24年には環境省に地球温暖化対策地域協議会として菊陽ゴーヤカーテン協議会に登録をされており、平成25年３月、菊陽町地域環境協議会を発足をされ、菊陽町老人クラブ、菊陽町地域婦人会、菊陽町社会福祉協議会、夢街光の森会、その他個人、企業、団体等と連携をして、環境の町菊陽として地域おこしを活動をされておられます。

しかしながら、菊陽町ゴーヤカーテンとインターネットで検索しても、ゴーヤカーテン菊陽の活動しか出てこないような気がいたします。総合計画後期の基本計画にある町民と行政が協働でつくるまちづくりの分野に、住民参加の推進とあります。新たに取り組む必要も必要ではないかというふうに考えてるところでございます。次世代へ知恵をつなぐということと、菊陽町を全国的に環境保全、協働のモデルになるようにということではなく、現在、その会におかれましてはゴーヤパウダーやゴーヤ茶を加工品に作製、製品にできるように試作中であるということもお聞きをいたしております。このことは６次産業にも発展をし、それは当然ではありますが、地産地消にもつながっていくというふうに考えてるところでございます。そのようなことをつなぎ合わせれば、環境係の中に担当者を設置した方がよいというふうに思いますので、次の質問に移らせていただきます。

「人・緑　未来輝く生活都市　きくよう」の実現を目指すのであれば、担当者を置き、ゴーヤカーテン普及を展開するべきではないかの質問でございます。

なぜ、日々の業務に追われ、多忙な職員の皆様がいらっしゃるのを承知をしながらもこのような質問をさせていただくかということでございますが、これはワンネスさんにも掲載をされ

ましたが、先月の８日に、南方で菊陽ゴーヤカーテン推進協議会が主催をされたイベントに出席をさせていただきました。ゴーヤの種を使ってのブローチの作製やゴーヤを利用しての料理を体験をし、特に驚いたのは、しっかりと節電をデータ化をし、７年間で50万2,325円の節電に成功したという事例や、ゴーヤが熟し過ぎてオレンジ色になったものは、私どもはすっかりそういうのは捨ててしまうわけでございますが、廃棄するであろうゴーヤをジュースやプリンにしたデザートが非常においしかったことでございます。さまざまな会話の中で、菊陽町が支援していただけることは非常に感謝をされておられますが、さらなる発展を考えますと行政の力が必要だというふうに感じているようでもございました。

平成20年から24年までには熊本環境賞、奨励賞など数々の賞を受賞され、次世代に向けた低酸素な社会を構築するため、学校、家庭、市民団体、ＮＰＯ、企業などの多様な主体が全国各地で展開をしている地球温暖化防止全国ネットが開催をする地球温暖化防止に関する地域活動報告をし、学び合い、連携の場を広げる場としての全国大会の地域活動部門のファイナリストにも選ばれておられます。もはやゴーヤカーテン菊陽の名は環境の分野で全国的に知れ渡っているということは、私が今述べたことでお分かりだというふうに思います。菊陽ゴーヤカーテン推進協議会の皆様の活動を軸に、さらに温暖化防止の活動を広げるためにも、担当課とは申しませんが、担当の窓口を置いていただきたいというふうに思います。可能なのかお尋ねをいたします。

〇議長（渡邊裕之君）　環境生活課長。

〇産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　担当者を置いてゴーヤカーテンの普及を展開するべきではないかという御質問でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、現在、町の各町民センターで主催講座としてグリーンカーテンの講座を実施しております。このような取組を実施していくために、兼任ではありますが、私ども環境生活課に担当者を置いて毎年企画、立案を行い、必要な予算も確保しているところでございます。

なお、町では平成21年から、町内各公共施設、役場や学校、保育園、町民センターなど合計23の施設に住民の啓発の目的も兼ねましてグリーン（ゴーヤ）カーテンの設置を始め、現在も変わらず毎年緑のカーテンの設置が行われております。また、近年では、町内各地域の集会所や公民館、そして一般の世帯や事業所においても緑のカーテンが多く見受けられるようになりました。

それから、議員が今おっしゃられましたように、菊陽ゴーヤカーテン推進協議会の皆様も高齢者が多いということで、現在、このような活動を行うことが非常に困難になってきているというふうなお話も聞いております。しかし、この推進協議会の活動がこれからも継続できるように、協働のまちづくりを推進する上からもしっかりと支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

今後は、推進協議会の皆様の負担が重くならないよう、活動の手法を再検討し、町全体に緑のカーテンが広がるよう努力をしてまいりたいと思います。ただ、近年の住宅様式も省エネ重

視のものであったり、また個人の好みもございますので、なかなか町全体にくまなく広げるということは難しい部分もあるかと思いますけれども、広報などでも、現在も既に行っておりますけれど、各地域の取組や省エネの成果などを御紹介しながら、情報の発信にも力を入れて緑のカーテンを広げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　先ほども申しましたが、非常に、７年間で約50万円の節電と。これはゴーヤカーテンだけではないというふうにおっしゃっておられました。やはり、日ごろからの節電の意識、これによって生まれたものだというふうにおっしゃっておられました。そういった意味からでは、広げるためには、こういったデータも先ほど課長がおっしゃいましたように皆様方に公表をして、協議会の方々と密に連絡をとっていただいて支援をしていただきたいというふうに思いますし、私もこうやって一般質問をしておりますが、節電に対しての意識も非常に低うございました。そういった意味から、節電に対しての取組に私自身も取り組んでまいりたいというふうに感じた次第でございます。

続きまして、地球温暖化対策についてでございます。都道府県、政令指定都市、中核都市、特例市に策定義務がある温暖化対策でございますが、人口が４万人を超えた菊陽町でも総合的、計画的な温暖化対策を実施するべきではないかという質問でございます。

平成20年に地球温暖化対策推進法が改正をされております。都道府県、指定都市、中核市、特例市に対し、地方公共団体実行計画の中で地域の自然的、社会的条件に応じた施策について盛り込むこと、いわゆる区域施策編の制定でございますが、こちらが義務づけをされております。私ども菊陽町においても、菊陽町地球温暖化防止対策実行計画が、地球温暖化対策の推進による法律第20条の３第１項により平成16年３月に制定をされております。現在も、町の事務事業に関する温室効果ガス排出制御のための実行計画が進行中ということのようでございます。総合的、計画的な温暖化対策を実施すべきだというふうに考えてるとこでございますが、実施されてるのであれば、どのような対策が実施されてるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邉裕之君）　環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　ただいま議員の方から御紹介がございましたけども、本町は平成16年３月、５年後の平成20年には温室効果ガスの排出を５％削減するとの目標を設定いたしまして、菊陽町地球温暖化防止対策実行計画を策定し、役場庁舎内全体の事務事業において二酸化炭素の排出抑制につながる対応に取り組んでまいりました。まず、庁舎内で使用いたします電力の抑制やガソリンなどの化石燃料の使用の削減、大量に使用します紙類につきましても古紙を原料としたリサイクル用紙のみを使い、また循環型社会形成の促進のために一般廃棄物等のごみの徹底分別による資源ごみのリサイクルや燃やすごみの排出抑制など、それらの取組は現在に至るまで続けられており、これからも続けてまいります。

次に、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の３第３項においては、都道府県並びに指定都市、中核市、特例市などの指定都市においては、ただいま申し上げました地方公共団体実行計画において、計画目標や措置の内容以外に、その区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について、まず１つ目は太陽光や風力など化石燃料以外のエネルギーの利用の促進について、２つ目は事業者や住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項、そして３つ目は公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑化の推進など、そして４つ目は廃棄物等の発生の抑制を基本とする循環型社会の形成に関する事項について定めることとされております。

本町は、人口が４万人を超え、町内の地域環境は例えば10年前とは大分様相が変わっております。住民の生活様式も多様化し、加えて商業施設等も林立し、町外からの流入人口も多い状況です。こうした活況のある町の中心地域と、白水地域や原水地域などの既存集落地域との生活環境の違いはありますが、地球環境への影響をできるだけ少なくするという生活の中での環境の配慮の考え方は皆さん同じであろうと思います。太陽光発電や太陽熱温水器の普及、消費電力の少ない家電製品の普及、グリーンカーテンなど緑化による節電やハイブリッド車等の普及による化石燃料消費の抑制、通勤時の公共交通機関の利用とノーマイカーデーの実施、そして廃棄物の分別によるリサイクルの推進と焼却ごみ排出の抑制など、既に住民生活の中で環境への配慮はしっかりと浸透し、小さな取組でありましても地球温暖化対策は社会の中でも確実に行われております。

グリーン（ゴーヤ）カーテンの取組も、身近にできる温暖化対策として各方面から高い評価をいただいております。このような活動団体に対しましても町もさまざまな角度から支援を行い、また太陽熱温水器の導入など自然エネルギー活用の助成事業などを継続して取り組んでいるところでございます。また、平成22年からは富士フイルム九州株式会社と「さんふれあ」温泉との熱エネルギー供給事業が開始され、二酸化炭素排出量の削減が図られております。

いずれにしましても、近年、温暖化の影響とされる海水温の上昇ということで、地球規模での気候変動が世界各地で災害を引き起こしております。二酸化炭素の排出抑制は、温暖化対策では最も重要なものであります。これからもさらに、地球温暖化防止に関する住民の皆様への啓発をこれまで以上に力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　今、課長からも住民への啓発という言葉がございましたが、なかなか地球温暖化対策、これで節電をしなさいと言っても、非常にかたく、私もですね、なかなかかたく聞き入れて、非常にその取組に進まないという実態がございましたが、先ほど御紹介をいたしました菊陽ゴーヤカーテン推進協議会で次のような取組がありました。エコくまもとポイントというところでございます。これはもう終了をしたそうでございますが、地球温暖化防止、例えば環境セミナーを受講する、節電行動をする、環境家計簿をつけるなどの参加、取り組むこ

とで、その活動や行動を進めている団体や企業からエコくまポイントカードというのがもらえるサービスだったようでございます。エコくまポイントが使える地域の協賛店を商工会と連携をした活動も展開をしておられ、エコくまポイントカードを協賛店にお持ちいただくとさまざまな特典、サービスが受けられるサービスでございますが、先ほども申しましたが、現在は終了をしているそうでございます。

しかしながら、現在、九州の各県連合で、節電に応じたポイントをいただき、これを金券として使える九州マイレージというのがありますが、それを展開をされておられるそうでございますが、こちらも本年が３年目で終了をしてしまうそうでございます。

各自治体におけるエコポイントの事例も多数ございます。先ほども申しましたが、なかなか節電、節電と言っても難しゅうございまして、こういった感じでエコポイントなるものをＰＲしていけば、楽しみながらという表現が適切かどうか分かりませんけども、地球温暖化対策につながっていくのではないかというふうに考えているところでございます。菊陽町も独自のエコポイント事業を展開し、温暖化対策に町民一体となり取り組む必要があると考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　お答えいたします。

熊本県エコポイント制度は、温暖化防止活動を中心とするエコ活動に継続的に取り組む県民の増加を図ることを目的とした制度で、認定された温暖化防止活動を実施した人に認定を受けられた環境活動団体がエコくまポイントを交付し、そのエコくまポイントをこの活動に賛同する協賛店で使用していただければ代金等の割引の特典が得られるというものであります。協賛店においては、お店のイメージアップとともに新規のお客様の開拓につながるなどのメリットがございます。

しかし、現在、協賛店の数は余り実態としては多くないように見受けられます。議員がおっしゃられるように、他の自治体において独自のエコポイントの事例が多数あるということでございますので、本町においても独自の事業の展開ができないか、他事例での効果などを確認しながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　エコくまポイントカードを理解をしていただいて協賛をしていただくお店は、多分菊陽町では２つだったというふうに思います。確かに、２つと少のうございましたが、これを町挙げてしっかりとＰＲすれば必ずや協賛店は増えるものだというふうに思います。先ほども申しましたが、さまざまな仕事が増えるわけでございまして、非常に申しにくいとこではございますが、担当の方をつけていただいてしっかりとサポートしていただきたいというふうにお願いをいたします。

それでは、本日最後の質問でございます。コホートスタディー、これは住民健康調査ということでございますが、の体制づくりについてでございます。

ここで、有名でございます久山スタディーという、福岡の久山町というところがございますが、久山スタディーというところを簡単に説明をさせていただきます。

久山町研究は、福岡県糟屋郡久山町の地域住民を対象とした生活習慣病の疫学調査でございます。福岡市に隣接をした久山町は、豊かな森と清流に恵まれ、都市と農業が共生する町として発展をしてまいりました。昭和36年より始まった九州大学との共同事業で、40歳以上を対象とした生活習慣病予防健診を核とする町ぐるみの健康管理は、久山方式として医学の発展に大きく寄与し、世界に広く知られております。久山町では、50年の歴史を誇るこの取組をさらに発展をさせ、誰もが健やかな町を目指した健康づくりに取り組んでおられます。亡くなられた方の８割近くを剖検し、正確な死因や隠れた疾病を調査していること、これが最も大きな特徴でございます。世界的にも、剖検をここまで行っているのは久山町研究だけでございます。

近年の菊陽町は、町外からの大量流入による人口増加や、光の森という新たな町の出現や、企業誘致による他地域からの町民流入、急激に町民の健康状態は変化をしているような気がいたします。その結果、健康増進行政の施策に必要なデータの特性が想定を超えている状態のはずではないのかなというふうに感じているところでございます。ライフスタイルの変化や生産人口に分布する町民の働き方、農業者からサラリーマンへ変わったようでございますが、新たな住民の健康状態を計測するための取組が必要であるというふうに考えているところでもございます。

昨今の先進的な取組といたしましては、現在は終了しておりますが、滋賀県長浜市が進めるながはま０次予防コホート事業というのがございます。ながはま０次予防コホート事業とは、長浜市と京都大学医学研究科が連携をして実施する市民の健康づくりの推進と医学発展への貢献を掲げた事業であり、市民１万人を目標に参加者を募り、参加者から提供いただく資料等の蓄積及び管理業務を行うことでございます。無料での健診でございますが、30から70歳の希望者を対象にして、内容は身体測定や採血、採尿などに加え、通常はない呼吸機能や歯科、血管年齢の測定など全16項目、受診者には５年後に再び受診をしてもらい、追跡調査をされておられます。集めた資料や遺伝情報のデータ化は匿名化し、京都大学に保管をし、現在、糖尿病や脳卒中など11件の研究に活用されておられます。この事業で蓄積した資料等を京都大学研究科が実施するさまざまな医学研究に提供し、活用することで、がんや脳卒中、心筋梗塞やメタボリックシンドロームを中心とする生活習慣病の発症メカニズムを解明をし、広く医学の発展に寄与することを目指しており、この事業を通じて、京都大学医学部研究科の健康づくりに関する豊富な知識と最新の情報を市民に提供をすることで市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることを目指した事業でございます。

本来、自治体が独自に町民の健康動向に関しては調査をするべきでありますが、住民のライフスタイルはこれまでの想像をはるかに超えて推移をしているような気がいたします。データを解析するための人員、さらに解析方法の専門性、複雑なことなど、従来の自治体が独自にデータ解析という体制から、専門的な知識を持つ機関との連携によって今までにない攻めの施策

を行うことが必要であるというふうに考えるところでございます。解剖とはいきませんが、菊陽町でも町民の健康に対する意識を高め、町民自らが健康増進を図ることを目的としたこのような体制づくりができないか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、御質問のコホートスタディーの体制づくりができないかということですが、久山町のこの研究の対象地域になったことから体制づくりのことを述べていきたいんですけれども、久山町が福岡市に隣接する農村であって、一つは研究機関である九州大学病院から15キロしか離れていないこと、そしてもう一つ、各年齢が均等におられて職業の構成が日本の平均的なものに類似していたこと、それから人口が割と小さくて、現在ですけど、8,400人程度で、人口の流出入が非常に少ないという条件があったそうです。菊陽町の状況を比べてみますと、人口は４万人を超えておりますし、しかも菊陽町の場合は転入転出が非常に多うございます。そういうことでは、コホート研究、コホートスタディーの条件としては非常に合わないのではないかというふうに考えております。

それから、先ほど議員がおっしゃいました住民のほとんどの方が個人の健診結果の提供や死因の病変などの研究のための解剖とか検査とか、これは剖検と言うんだそうですけれども、そういう承諾が得られていると。このことがこの研究が成功した原因であるし、長年続いてある要因となっておると言われております。この点につきましては、現在菊陽町健康・保険課で実施している健康診査の個人のデータは厳密に保護されるとの認識のもと住民の皆様に受診をいただいているところですので、個人情報の保護の観点から、コホートスタディーへの住民の皆様の御理解とか御協力を得られるには相当の時間がかかるのではないかというふうに考えます。

それから、健診結果の保健活動への利用についてですけれども、近年では特定健診やレセプト、いわゆる診療報酬明細書ですけれども、これの電子化が進んでおりまして、国保では国保データベースシステムを整備されておりまして、健康保険の保険者が被保険者の健康や医療に関する情報を活用できるようになってまいりました。本町でも、健診結果から被保険者の健康課題の分析を行い、保健師による訪問指導に活用しておりますし、また集団的には専門的な健康セミナーなどを開催しております。

それから、現在、国は、全国全ての健康保険組合等へデータヘルス計画の策定を進めております。これは、脳血管疾患、それから心疾患、人工透析に着目して、それらの原因疾患となる高血圧、高血糖、脂質異常などの生活習慣病の重症化予防を実施するための計画であります。菊陽町の国民健康保険におきましても、先ほど言いました国保データベースシステムを活用しながらデータヘルス計画を作成し、今後の保健活動に役立てていって、さらには医療費の削減にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上のようなことから、菊陽町では、議員がおっしゃいました久山スタディーとは違ったアプローチで保健活動や生活習慣病の重症化予防の体制づくりを進めていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　ありがとうございます。久山スタディーが100％いいということではなくて、一つの案として、こういった事例をもとにいろいろ菊陽町で考えればということで質問をしたところでございます。そういった意味においては、ただいま課長がおっしゃいましたように、データヘルス計画をしっかりと作成していただければ、これはこれで菊陽町独自のスタイルでいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

第５期菊陽町総合計画後期基本計画の基本施策で、生涯にわたる健康の保持・推進の中にも、行政、医療機関、地域が連携をした健康づくり推進体制の充実というふうにございます。世代に応じた健康づくりの推進は、今後重点的に取り組む施策、または新たに取り組む施策に位置づけられております。

中学生までの医療費助成の拡大が一つの要因で、この菊陽町は４万人を突破したというふうに感じております。菊陽町でも、先ほど課長も申されましたが、さまざまな攻めの施策が今後必要になってくるというふうに思います。当然、ほかの菊陽町以外の自治体も攻めの施策をばんばん出してくるのかなというふうに思います。菊陽町も人口４万人を超えたということで非常に喜ばしいことではございますが、その一方で、ほかの市町村は菊陽町に追いつけ追い越せというところでさまざまな施策を出してこられます。そういったところにおきましては、さっき申されましたようなデータヘルス計画をしっかりと作成をしていただいて推進していただければなというふうに思いますし、第５期菊陽町総合計画後期基本計画に取り組まれることを期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君）　吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　午前10時54分

再開　午前11時５分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邊裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、早朝からの傍聴ありがとうございます。

議席番号17番甲斐榮治、第34回目の一般質問を行います。

当選以来、欠かさず一般質問をやってまいりました。今回が、先ほど言いましたように34回目になります。にもかかわらず、いまだに今日のような質問をしなくてはいけないということ

にいささかうんざりしております。しかしながら、町の行政のあり方についてただすというのは議会の神聖な務めでありますので、誠心誠意、今から質問をしたいと思います。時間ももったいありませんので、あとは質問席で行います。

〇議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

〇１７番（甲斐榮治君）　それでは、質問に移ります前に、簡単ですけども、私の立場を明確にしておきたいと思います。

扱ってる問題は、保育所の民営化、それと武蔵ヶ丘中学校の増改築の問題、そういったことをめぐって執行部の進め方にいささか疑義がありますので、その事業を中心にしながら手順についてただしたいというふうに思います。

まずは、保育所の民営化というのは、私は全体としては賛成でございます。小泉内閣のときの改革で、民間にできることは民間にという方針が出まして、その後補助金等も、民営になるように、そういうシステムをつくられて、そして民間の保育所にたくさん補助金が来て公立に余り来ないという、そういう形をつくられました。民営の方向に導かれたというふうに思っております。

大体、皆さんお分かりと思いますが、民の経済力が豊かなところではほぼいろんな事業が民間に任されております。学校で申しますと、公立が優勢であるというのは大体後進国か中進国、言うならば、民間に教育の力がないところを公の力で補うという意味があろうかというふうに思います。ですから、例えば大学で申しますと、アメリカで一番力を持っている大学と申しますか、スタンフォード、ハーバード、それからイギリスではオックスフォード、ケンブリッジですね、それからフランスではソルボンヌ、これは全部私立でございます。プライベートです。日本は東京大学ですね。韓国はソウル大学です。それから、ロシアはモスクワ大学、中国は北京大学、全て公立でございます。私が申したことがお分かりかというふうに思いますが、今、象徴的な話をいたしました。

ですから、民力が回復しておるところは民間でいろんな事業を行われると、こういうふうに私は理解をしておりますが、ただ、じゃ、公立の役割はないかと。公立は、大事な役目としてスタンダードを示すと。保育なら保育の、こういう形が一つの理想だという、そのスタンダードを示すような、そういうところを持っておるべきだというふうに思います。それから、私立の保育所ではできないこと、例えば障害者の児童であるとか、そういったところは私立ではなかなか対処が難しかろうと。これはやっぱり公の税金を使って公立でやるべきではないか、そういったふうに基本的に考えております。

それで、後で触れますが、平成21年３月に菊陽町の公立保育所の民営化に対する答申が出ております。で、５月にはその計画が出ております。それを見てみますと、私は大体、今私が申したようなこととほぼ矛盾しないような方針が出ておるというふうに思っております。その答申案を見てみますと、公立として維持するのはもみじ園、なかよし園、これは理由は、民営化すると児童不足になる可能性があると、そういったところを私立に移したら後問題が起きる

と、直営にすべきだと、こういうことであると思います。それから、白菊園、これは南小校区唯一の保育園であると、だから公立だと。それから、白鈴園、これは菊陽町の保育の拠点にするんだと、先ほど言いましたスタンダードですね、保育の基準をここできちっとやってみせると。あと、民営化の候補としてみどり園、さくら園、第一保育園、第二保育園、いずれも園児募集にもそんなに困難を感じない、民間でもちゃんとやっていけるだろうというふうなところが分類をされております。私は、この大きな方針というのは実によくできておるというふうに当時から思っておりました。そのことをまず申し上げて質問に移りたいと思います。

事実を追いながら行きたいと思います。答弁は、まず結論を先におっしゃっていただきたい。説明は後で結構です。要らなければ説明は省かれて結構です。打ち合わせをされていると思いますけれども、会議を開いてですね、だけど必要なことだけ答えていただければ結構です。要らんときには要らんと遠慮なく申し上げますので。

それから、日程とかそういうところについては課長さんにお聞きしますが、大きな方針等については一番大きな当事者能力を持たれる町長にお聞きをしたいというふうに思います。

この聞いている中には、全員協議会、議員連絡会等で既にお聞きしていることもございます。だけども、今日は傍聴者もいらっしゃいますので、流れを把握する意味からもう一度聞きながら行きますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、最初の質問に参ります。

町立保育所もみじ園の建て替え及び民間移管をめぐる諸対応について、まず耐震検査の期日はいつだったか。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　おはようございます。

御質問がありました耐震検査の期日でございますが、これは昨年７月10日から11月28日まででございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　耐震診断を行った園の名称を知らせてください。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　園が４園ございます。名称は、一つがもみじ園、あとなかよし園、武蔵ヶ丘第一保育園、第二園でございます。耐震診断を行いました理由でございますが、これはこちらの役場庁舎もそうですけども、昭和56年５月31日に建築確認を受けた建築物というのが、今の耐震基準ではなくて新耐震基準で設計、建築されておりますので、それでこの４園に限って耐震診断をしております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　４園、今されたということで、ではもみじ園だけが耐震診断に合格しな

かったということですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　そのほかの３園については、耐震基準については問題ないというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　前回に民営化の候補に上がりました第一園ですね、昭和51年のこれは建設ですが、改めて聞きますけれども、ここは耐震基準はちゃんと満たしておりましたですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　今、おっしゃるように、武蔵ヶ丘第一園は昭和51年建築、そのほかの分も参考までに申します。武蔵ヶ丘第二園は昭和53年建築、そしてなかよし園は昭和54年建築、もみじ園は昭和55年建築物でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　建築年数からしてみると第一園あたりが一番古いので、聞いてみました。園舎の、耐震診断の結果、建て替えを決定したのはいつですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　方針を決定しましたのは昨年の12月でございます。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　それでは、園舎建て替え及び運営の民間移管を決定したのはいつですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　ただいまの御質問につきましては、今年の３月議会におきまして坂本議員の方からも御質問がありまして、お答えしたところでございますが、方針を決定しましたのは昨年の12月末でございます。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　建て替えと民営化の、要するに民間移管ですよね、運営の民間移管を議会に初めて説明したのはいつですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　説明しましたのは、１月30日の議員連絡会において説明をいたしました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　整理しますと、平成26年12月段階で建て替え及び民間の移管を執行部の

段階として決定をした、議会には本年の１月30日の議員連絡会で報告をしたということですけれども、私たちが理解できないのは、一つは、確かに耐震診断の結果は当時の資料にきちんと出ておりました。ですから、建て替えますということも文字化されておりました。ところが、民営化については、その日ある議員の質問に町長が口頭で答えられたと、こういうことでございます。これからしますと、本来、平成26年12月に民営化の方向を決定していたのであれば、当然そのことも１月30日の資料には文字として出てきていいはずでありますが、出てこなかった。これはなぜですか。これは町長にお聞きします。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　これは、予算化していく中で口頭で説明したところでありますけれども、そのことで、事業的に進めていく中で説明をした後で順次今までやってきとるところでありますので、その段階で説明したというところであります。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　全然分かりません。本来なら、そういう大事なこと、民営化という、言うならば町の方針の大変大事な部分をなすことを、資料にはなくて突然、ある議員が質問したからそれに対して答えて、はい、民間資金でやろうと思います、これはないんじゃなかろうかと思いますが、もう一回、町長、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　そこで資料が出なかったということで、その後ずんずん進んでいく中で段階的にいろいろやってくるわけでありますけども、出なかったということで、口頭で言ったということがどういうところに、議会の方でのいろいろ考えられるときに支障を来したということはないんじゃないかと私は思うんですけども、その辺はどうしてですか。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　詭弁であります。議会に提案するほどのことであれば、今の民営化のことは、建て替えを文字化して出すということであれば当然載っておるのが当たり前だというふうに私は思います。しかし、これは恐らくこれ以上言っても言いわけ的なことしかおっしゃらないでしょうから、先に進めませんので、先に行きます。

　その後、議会及び保護者会等への説明、これもばたばたの感じでしたけど、私からいえばですね、そして今９月６日に、現在に至っておりますけれども、その間の日程については私が一般質問を出した後に執行部の方から提示がございました。それで、これもやるとまたこれは時間食いますので、私の方である程度まとめて申し上げます。

　今日に至るまで、さっき言いました議員連絡会ですね、民営化がはっきり出てきたその日から後、保護者会については２回、それから地域に対して３回、それから議会に対しては全員協議会で３回、それから常任委員会で１回、それから保育所の職員に対しては11回という形で、建て直しと民営化について説明がその後されたというふうな経過になっております。９月３日に全員協議会でもう一度議員に説明がありましたので、議会に対しては通算５回という状況に

なるかと思います。

さて、議会でもいろんな質問が出まして、突然の民営化の方針にみんなびっくりしたんですよね。ですから、そういう意見もいろいろ出てまいりましたけれども、その後検討委員会をつくられましたですね。町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会、つくられました。この審議日程、２回だったと思いますが、教えてください。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今、御質問がありました町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の審議日程についての御質問にお答えします。

本町の菊陽町町民参画・協働推進条例に基づき設置されました……

（17番甲斐榮治君「課長、すいません、日程だけを聞いてます。内容は結構です」の声あり）

日程は、４月28日及び５月19日に開催しました。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　検討委員会への諮問をされたのは何日ですか。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　４月28日でございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　４月28日に検討委員会をつくって諮問をかけられたと。それ以後２回やって、そして答申が出されております。皆さん、これ聞いてどう思いますか。普通、検討委員会と言うのであれば、しかも民営化という内容を含むというのであれば、まず議会に提案する前にやられるべきではないかと。これは私の考え方でありますし、感覚でありますし、経験上そう思いますが、町長、これいかがですか。泥縄式じゃないかという気持ちがしております。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　民営化する理由等については議会の中でこちらからきちんと説明いたしまして、なぜ民営化をするかということでは説明した中できちんと理解を得られたと思っております。そして、検討委員会といいますか、諮問機関、どういう形で民営化の方に持っていくかということで諮問したところであります。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　町長、その理解は得られたという根拠は何ですか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　議会の方にも何回かの説明をする中で、議員さん方の方に全員の中で、おられるところで説明をして、そういうのを、一般質問も３月議会ありましたけども、そういう

中で説明をしながら民営化については理解を得られたということで判断いたしましたので、次の段階に進んできたところであります。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　そこに大きな誤解があると思います。ほかの議員さんがどう考えられているかは私はまだ確かめておりませんが、私としては経過をお聞きしたというにすぎません。今、執行部としてはこんなことしてるということを、その経過を聞いたと。大体、その場がほとんど全員協議会ですね。議案を決するとか、そういう性質のものではない。どちらかといえば、執行部と議会が話し合うときであれば情報を共有するという程度のものであって、そこで何かを議決していくという性格のものではない。それで理解は得られた、先に進めるという感覚は私には分からないんですが、町長、いかがですか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　正式には、議会の方の判断といいますか、決定権が必要な場合はきちんと議案として出して、その中で審議していただいて決定していくものでありますので、事務的にいろいろ、今回のもみじ園の場合は地震の強いのが来た場合に崩壊、倒壊のおそれがあるということでありますので、一番の大事なことは早く子どもたちを安全な場所に移す、そういうところを視点に置いて事務的には進めるべきだと思います。それで、議会の方にも私の方としては段階的に説明をしながら、そこで皆さんのいろいろ御意見を聞いた上で進めてきたところでありますので、一つ一つ議会の賛成とか反対とか、全協の中では当然そういう場面はないと思いますけども、状況を見ながら進めていくというのが事務的な方法ではないかということで進めているところであります。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　子どもの安全、そのとおりでございます。ですから、耐震基準に合わない、子どもが危険にさらされるという町の、執行部のお考えでありましたので、この子どもたちを早く仮設園舎に移して、仮設の園地も探して、そこに収容するということについては私も賛成いたしました。当然、町の責任だからですね、これは当然だと思います。だけど、その先の問題はまた別だというふうに私は考えております。確かに、子どもの安全を図らなければなりません。今、仮設園舎に収容すれば一時的に子どもの安全は図られるということで、その先の園舎の建設であるとか、解体であるとか、あるいは報告がありましたが、今の園地をどういうふうに、町が引き受ける、法人とおっしゃってますので、そこにどういうふうに譲るのか、貸すのか、売るのか、そういった問題というのは、これは公有財産の処分でありますので、正式に議会の本会議で議決をすべき問題だというふうに私は思っております。

それは後でまた申しますが、というようなあんばいで、町長としては理解が得られたという理解のもとにどんどんどんどん先へ行ってらっしゃいますけれども、既に引受法人選定のところまで進んでおりますですね。その経過についてお聞きしたいと思います。説明会には幾つの法人が参加をしたか、それから選考委員会のメンバー、最終決定者は誰かについてお答えをい

ただきたい。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　最初の御質問ですけども、まず募集に当たって７月24日に、対象となります法人は５法人でございますけども、その方たちが来られました。あと、選考、決定に当たりましては、菊陽町民間保育所等設置認可事業者選考委員会で選考をする予定です。そのメンバーにつきましては、まず学識経験者の方、そしてあと保護者関係の方、保育園の関係の方、あるいは民生委員・児童委員関係の方でございます。委員長は、設置要綱に基づき、副町長がするというふうになっておりますので、以上のメンバーで主に構成していきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　選考委員会のメンバーの名前を言うことはできませんか。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　選考委員会が今月12日に第１回開会をしております。まだ正式に委嘱状を交付しておりませんので、これについては控えさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　学識経験者、それから保護者会の関係、民生委員、これは町長権限の中でされることでしょうから、これ以上は聞きませんけれども、最終決定者は、先ほど言いましたように手順の問題がいろいろあるかと思いますが、町の今の手順からしていった場合の最後の決定者は、これは町長ですね。そうですね。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　最終決定は、選考委員会の方から、諮問しておりますので、答申のあった内容で決定をしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　執行部から提出されたもみじ園の建て替えスケジュールによりますと、10月に事前協議対応というのがございます。この中身は何なのか。認可申請が当然もちろんこれは必要なんですが、主にどういうことが条件として必要か、私の方でも調べはしておりますが、一応答えてください。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、御質問にお答えします。

以前、全員協議会の場で各議員様にお配りしてる分の資料の中で事前協議対応というのがあったと思いますが、これにつきましては、これは熊本県が認可をするんですけども、認可申請の受け付け後は書類に不備があっても補正はできませんので、その場合は結果的には不許可になるケースが多うございます。このために、県ではこういったことを避けるために、正式に認

可申請を受け付ける期間前に事業者に対して認可申請書の案の提出を求めまして事前審査を行い、場合により必要な書類の提出あるいは書類の補正を指摘するものであります。事前協議後、県が認可申請書を正式に受け付けしまして、認可手続とされている、これは熊本県の児童福祉協議会において意見聴取を経まして認可が決定される手順です。

御質問の必要な条件について、３点ございますので、以下御説明します。

（17番甲斐榮治君「簡単にしてください」の声あり）

まず１つが、熊本県が条例で定めます施設及び職員に関する基準に適合してること、あと設置者の方が禁錮以上などの一定の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと、そしてあと３点目でございますが、保育所の所在地を含む区域における教育、保育施設の利用定員の総数が熊本県の子ども・子育て支援事業の支援計画において定めます必要利用定員総数に達しているか、あるいは保育所の設置によってこれを超えることにならないことが条件となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　認可申請はどなたが行うんですか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　認可申請は、うちの方で選考委員会の選考、そして最終的には町が決定された引受予定法人の方が認可申請をされるという手順になっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　ずっと皆さんもお聞きになって分かるように、随分手順に無理がありますですね。先ほど申しましたように、地方公共団体という名前がつく以上、その行う事業は善意の事業で、私は立派な事業だというふうに思っております。が、問題は、民意をそこにちゃんと反映しているかどうか、町民の直接の意見あるいは町民から選ばれた議会の意見、こういったものがちゃんと反映されてるかどうか、こういったことが問われる。事業の過程にはこれが必ず入ってくると思います。

そして、改めて申しますが、最終的にはこれは公立保育所の民間移管でありますので、条例を変更しなくてはならないという手順があるかと思います。手順そのものは簡単ですね。保育所の設置条例からもみじ園の名前を抜くだけですけれども、しかし、しかしです、このもみじ園についてはこれまでずっと国のお金が入り、あるいは県のお金が入り、あるいは町のお金が入り、公的なそういうものでございます。ただ単に名前を抜けばいいということではないというふうに私は考えます。それが、今私が申し上げた手順についてもう少し慎重にやっていただきたいと。よい事業であっても、その手順を間違うと変な疑いも受けますよ、変な誤解も受けますよ、そういうことを私は申し上げたいと思います。

それで、平成21年３月に菊陽町立保育所民営化についての答申及び同年５月の菊陽町立保育所民営化計画、これとの整合性を一体どうとるのか、この点については、もみじ園問題とこの整合性をどうとるのか、これは町長にお答えいただきたい。

○議長（渡邉裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今御質問がありました今回の公立保育所もみじ園の建て替え計画の分と平成21年３月に答申が出されました菊陽町立保育所民営化の答申、それと同年５月の菊陽町立保育所民営化計画との整合性について御説明いたします。

平成21年５月に策定されました菊陽町立保育所民営化計画は現在凍結となっておりますが、同計画の策定のよりどころ、根拠となりましたのは公立保育所民営化検討委員会の答申でありまして、現在も生きております。今年５月26日に町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会から出された答申書にも、公立保育所民営化検討委員会からの答申にある民間活力の積極的活用が必要との方向性は現在も変わらないというふうに答申書の中にはっきり明記してあります。したがいまして、今回のもみじ園の建て替えに合わせて民間移管する計画は、公立保育所民営化検討委員会の答申にあります公立保育所の民営化についての基本的な考え方を踏まえまして決定したものでありまして、答申との整合性はとれてるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　町長はよろしいですか。

（17番甲斐榮治君「いいです、ちょっと視点変えて……」の声あり）

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　整合性がとれてるという今課長の答弁ですけれども、私はとれていないというふうに思います。ですから、もみじ園の建て替えと民営化、このこと自体はいい、方向としてはそう思いますが、ただそれならばそれであればこそ、まずは民営化の方針が一回出てるわけですから、計画まで出てるわけですから、それにはこうなっております。先ほど私申しましたですね、内容はですね、４園を公立のまま残す、４園を民営化すると。その内容はちゃんと分析されて一定のものがあるわけですよね、考え方が。それをまず示されて、そして今回、もみじ園については実は耐震診断をしてみましたらこれだけ足りませんと、危険ですと、前の案では第一保育園とさくら園が民営化の対象になっておりましたけれども、それよりももみじ園の方が急ぎますと、ですから皆さん、このもみじ園について民営化も含めて検討してくださいと、こういうふうに議会に持ってくるならば、これは非常に筋の通った話であって、私も何の異論もなく賛成したろうというふうに思います。なぜそれをしなかったかというのが今日の私の質問なんです。町長、いかがですか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　その説明は、なぜもみじ園を民営化に持っていくかという説明はきちんと

私は議会の方にもやったと思います。内容的には、今の21年の分は凍結の状態にあると言いながら、もみじ園については建て替えをしなければならない、町ですれば全て町負担でやらなければならないけども、民営化すれば町の負担は、費用は12分の１で済むという制度になっとる、そういうところで、もみじ園を今建て替えるに当たっては民営化の方で進めていくというふうな話をきちんとしましたし、一般質問でもそういう質問があったかと思いますけども、そのときも答えたと私は思っております。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　私は、今の答弁では納得しがたいと思います。提案の順序というのがあるので、それはきちっと踏まえていただきたい。先ほども、一番先に返りますけれども、それであればなぜ最初からもみじ園の民営化の問題が資料にも載らなかったかと、この疑問がいまだに消えません。

これはしかしいろいろ言ってもまた押し問答になるでしょうから、時間もありますので次に移ります。

今のことも改めて確認をしておきますが、平成21年５月の答申と計画、これを踏まえてこういう判断をしましたと、ついては皆さんこれを議論してくださいという形に持っていくのが正当な手順であろうというふうに思います。ただ、先ほど申しましたように、目的そのものは、今町長おっしゃいましたが、当然民間で建設したり運営したりすればそれだけ町の費用が救われるわけですし、それはほかに回せますしですね、それはそれで結構かと思いますが、手順をどうぞ間違わないでいただきたい。

次です。武蔵ヶ丘中学校の関連工事という、そういう言い方をしております。関連工事という言い方をしております。というのは、事業名が分からないのでこういう書き方をしてるんです。

７月24日に臨時会が招集されまして、そのときに武蔵ヶ丘中学校の増改築、特に建物についての建築費用、建物部分と、それから設備の部分、建物関係が約５億円、それから設備関係が約１億円、これも申し上げましたように、本当に武蔵ヶ丘中学校の生徒増とか、そういったことを考えたときに当然出てくるべき話だろうというふうに私は思います。その方向性としては、これはそうであろうというふうに思います。

が、どうでしょう、私も面食らったんですが、24日にいきなり工事契約関係について議題に出すと。それを審議してくれということですけれども、議案書のどこを見ても武蔵ヶ丘中学校の全体的な像がどうなるのかさっぱり分からない。ただ、武蔵ヶ丘中学校の今のテニスコートのところの半分ぐらいですかね、これを校舎に変えて教室とか特別教室をつくるというのが分かったにすぎないんで、じゃあ今、地域からも質問が何回も来てました。キャロッピアの下の方に、武蔵ヶ丘中学校に何かという、何かできてると、あれは何ですかと。要するにテニスコートですね、軟式テニスコートを仮設であそこに移すということについての質問なんですが、私なんか全然知りませんでしたので答えようがなくて、結局何がどうなってるのか分からない

中で建物の部分だけ工事契約について賛否を問うというのはいかがなものかというふうに思いましたので、本当に時間がなかったんですけれども、全体どうなるんですかと、全員協議会で示してくださいと。中学校の建物をいろんなことでまた延ばすと、これは生徒が迷惑をしますので、それは大きな方向としては認めざるを得んだろうという気持ちで出ましたが、ただ全体像が分からないと、それをせめて示してくださいということで、開会日の９時から９時半だったですかね、30分足らず、もっと欲しかったんですが、学務課長に来ていただいて全体像を示していただきました。

　その結果、文教厚生常任委員会にはある程度の説明がしてあったようなんですが、いろいろ、学級数の推移であるとか、あるいは工事計画の図面であるとか、そういったことが書いてある資料が全協に提示されました。既設のいろんな教室をどういうふうに転用するのかとか、そこの辺もその場でしか情報が得られなかった。そして、工事が完成したときにどういう姿に武蔵ヶ丘中学校がなるのかというのもその場で初めて分かった。そういう状況です。

　それで、そんときにいろいろ聞きました。工事費はどういうふうになるのか、それから、これはかなり大規模な工事ですので、何年間にわたるだろうと、何年間にわたる工事なのか、工事期間ですね。資料によると、平成27年から平成30年度まで、足かけ４年間ですね、足かけ４年間にわたる工事。年度別に、私も全部記録できませんでした、資料じゃありませんでしたので。平成27年度に８億9,954万円の費用がかかると。それから、28年度に４億4,600万円、平成29年度に４億4,000万円、これで17億8,554万円になりますが、そのとき課長にお聞きしたら、総工費としては18億7,850万円であると。大事業なんですね。大事業です。ですから、こういったことは全体像を示してほしいということです。

　それから、資金計画がどうなってるのか、これも全然分からなかったので聞きました。これも私がメモの範囲ですから、国庫補助が１億6,663万3,000円、教育債ですね、地方債になりますが、６億2,060万円、それから一般会計から２億302万5,000円、これも合計しますと９億9,025万8,000円にしかならないんで、あとがどうなってるかはちょっとまだ今確認できてない状況ですね。そういった状況であります。

　ですから、まとめて申し上げましたけれども、中学校の工事全体の事業の名称はあるのかないのか、あるなら何と言うのか。それから、今私が申し上げましたが、つかんでないところがありますので、いずれ資料について議会にちゃんと出していただけるかどうか、その点だけお聞きします。

○議長（渡邉裕之君）　教育長。

○教育長（赤峰洋次君）　甲斐議員にお答えの前にお尋ねをしたいことがあります。

　この質問については、うんざりという言葉を使われましたよね。うんざりしたと、こういう質問するのに、ここで。うんざりした気持ちで今質問されてますか。それはおかしいですよ。おかしいでしょ。うんざりした質問というのはおかしいですよ。私たちは真剣に議員のお答えを、事前に勉強してここでお答えをするんです。

で、今おっしゃいました、今日は最近の町行政部の政治手法並びに事業執行についてという御質問ですよね。私は政治家ではありませんから政治手法というのはなかなか分かりませんが、議会、議会というお言葉の中に、議会というのはどこまでが議会なのか、私たちは26年度に既にこれは文教厚生常任委員会に報告をしたんです。当時の委員長さんは小林先生です。先般の全員協議会の中でも、中岡議員だったでしょうか、確認の意味で質問をされましたが、その中でも質問をちゃんと受けてるじゃないかと、小林議員も受けてますよというお話をされたんですよ。だから、議会というふうなのは、当然、常任委員会というものはそこで決まるべきものじゃないと思いますが、これは付託という形でありますから、こういった審議を委ねるということですよね。委ねるから、ここで報告があったら質疑、討論があって採決に入るんです。だから、その中で聞けば聞けないことはないし、委員長さんはそういう意味で質問を受けますとおっしゃるんですね。

で、26年６月11日に文教厚生常任委員会が開かれてます。その中では武蔵ヶ丘中学校の施設整備についてということで御説明をしておりまして、現在実施計画中で、詳細設計が固まりましたら改めて説明をいたしますということで一応終わってます。その後、議会だよりにもこのこと載りましたし、その後も何回か文教常任委員会には報告をしてるんですね。ですから、甲斐議員おっしゃったとこの前思いますが、議会もどこまでどう吸い上げていくかというのは反省せないかんとおっしゃったですよね。その辺の、文教常任委員会と全員協議会とこの議会とのつなぎというふうなのが議会でもできてなかったんじゃないですかね。だから、その辺がきちっと伝わってれば、こういう質問、うんざりした質問はせんでいいんです。

だから、私たちはずっと文教常任委員会でそういった詳しい説明をしてまいりました。だから、文教常任委員会、文教だけじゃないですね、常任委員会の位置づけとか全員協議会の位置づけみたいなのは、きちっとその辺は議会で整理をしてもらわないと、私たちは常任委員会で言って、そのことが皆さんに伝わる状況はあると理解してます。だから、どこで全員協議会をせないかんのか、じゃあどこで議会に報告をせないかんのか、その辺はしっかり議会としての、行政手法を問うならば議会の手法もそういったのをきちっと私たちに言っていただかないと、私たちは説明ができないんです。だから、常任委員会ではかなり詳しく説明を申し上げてきた状況です。で、先般も全員協議会では、甲斐議員が28回ぐらいたしか質疑なさったんですよ。だから、そういった意味でその辺の整理もしてもらわないと、私たちは御質問ですから本当に誠意を持って答えますけども、その辺のことがない中で行政手法は、政治手法はという、その辺が問われると非常に私たちは困ります。

お答えが必要でしたら、課長がその後答えます。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　うんざりという言葉を捉えられましたけれども、おっしゃるような意味で私は申し上げたんではない。もう三十数回も質問をして、まだ手順とかそういうことを言わにゃいかんのかと、自分に対してもうんざりしてるという意味でしたが、言葉が足りなかった

かもしれません。

それから、委員会と議会の指摘はおっしゃるとおりで、これは私もこの前本会議で申し上げました。委員会に付託をしてあるならば、その委員会が全議員に周知するように、これは議会の中として意思統一の方法として反省せないかんと、それはこの前申し上げたとおりです。が、私が申し上げるのは、議会としてそれはきちんと今後総括をしてそういう意思統一ができるようにしたいと思いますけれども、ただこういうものが出てくるときに、執行部ももう少し議会全体に対して目配りをした方がいいんじゃないかということなんです。だから、教育長がおっしゃったそのことはよく分かりますので、それは受け止めたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君）　学務課長。

○学務課長（士野公典君）　それでは、全体事業の名称ですが、名称としましては武蔵ヶ丘中学校施設整備事業でございます。

それから、工事の計画の期間ですが、４年にわたっているがとのことですけども、工事の期間につきましては文教厚生常任委員会及び全員協議会で口頭で申しましたけども、26年度から30年の５年間でございます。

それから、工事規模、工事期間、資金手当、施設の配置などを網羅した全体計画が分かる資料を示せとのことですが、この資料につきましては文教厚生常任委員会及び７月24日の全員協議会でお配りしました１枚物の図面があったと思いますけども、それが全体計画が分かる資料としてお配りしました資料で、この中には生徒数及び学級数の推移、それから全体像が分かる全体計画の平面図ですね。この図面には、26年度の工事は完了しておりますので、図面自体が27年度の説明用の図面としてつくっておりますので、26年度の工事は記載しておりません。また、資金計画につきましては概算でありまして、今後また資金計画につきましては金額が変わってまいりますので、口頭で説明しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　資料については、これは私も今申し上げましたが、抜けてる、聞いてですね、ところもございますので、全議員に配付できるようにしていただきたい。秘密にするもんじゃないと思いますので。

○議長（渡邊裕之君）　学務課長。

○学務課長（士野公典君）　全体計画、平面図ですね、これをお配りしておりますけども、資金計画につきましてはどうしても概算でございまして、今この図面に載せましても変わってきますので、載せない方がよかろうということで口頭で説明しております。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　その問題でやりとりしよったら時間がありませんので、いずれまた、それはもう学務課の方に行っていただきたいと思います。

最後に、私が今日質問した意味も、先ほどのもみじ園の問題、それから今度の武蔵ヶ丘中学

校の問題、武蔵ヶ丘中学校については、先ほど教育長が指摘されたそういうことは確かに受け止めなきゃいけないところがあると思います。が、どうも議会、町民、それから執行機関、ここが菊陽町の場合にはしっくりいってないというふうに思います。それで、１点だけ、これはもう時間がありませんからそのまんま聞きますが、菊陽町の町民参画・協働推進条例の用語の定義の中に、町というのは町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会を言うと。議会入ってないんです。大津町には、大津町の町の定義にはこう書いてあります。まちづくり条例にです、基本条例。町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体を町と言いますと。明確なんですね。この辺のところにどうも考え方のすれ違いとかそういうのがあるんじゃないかというふうに思いますが、町長、今でもこの定義はこれでいいと思われますか。

○議長（渡邉裕之君）　後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　この条例の中で町民というのがどういう、町民参画推進条例の中で位置づけとして定義しとるものでありますので、いろんなほかのものの条例とか何かについて町民の定義というのは変わる場合がありますので、この中の今決めとる条例については現条例として議会でも議決いただいたところでありまして、これで問題はないというふうに考えております。よその市町村を見ると、中には基本条例をつくっとるところもありますけども、そういうところを見ても議会が入っとる場合もあるし、入ってない市町村もあるということであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　合志市でも、それから大津町でも、町の執行機関というふうなことを明確に書いてございます。その辺は、今後もまた話し合いをしてきちっと、町とは何か、そういったところからまた話し合いをしていかにゃいかんのじゃないかというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

散会　午後０時５分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総　務　常　任　委　員　会

文　教　厚　生　常　任　委　員　会

産　業　建　設　常　任　委　員　会

平成27年９月10日（木）
（　第　６　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総　務　常　任　委　員　会

文　教　厚　生　常　任　委　員　会

産　業　建　設　常　任　委　員　会

平成27年９月11日（金）
（　第　７　日　）

午前10時30分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総　務　常　任　委　員　会

文　教　厚　生　常　任　委　員　会

産　業　建　設　常　任　委　員　会

平成27年９月14日（月）
（　第　８　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月15日（火）再開

（　第　９　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（６日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月15日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１	議案第34号	菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２	議案第35号	菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第３	議案第36号	菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第４	議案第37号	菊陽町鼻ぐり井手公園交流センター設置及び管理に関する条例の制定について
日程第５	議案第39号	平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）について
日程第６	議案第40号	平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第７	議案第41号	平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第８	議案第42号	平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第９	議案第43号	平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第10	議案第44号	財産の処分について
日程第11	議案第45号	町道路線の認定について
日程第12	同意第２号	菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて
日程第13	報告第３号	平成26年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について
日程第14	報告第４号	平成26年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第15	報告第５号	有限会社さんふれあの経営状況について

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　　輝　君	２番	阪　本　俊　浩　君
３番	西　本　友　春　君	４番	那　須　眞理子　君
５番	佐々木　理美子　君	６番	中　岡　敏　博　君
７番	吉　本　孝　寿　君	８番	吉　山　哲　也　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	坂　本　秀　則　君
11番	石　原　武　義　君	12番	岩　下　和　高　君
13番	大　塚　　昇　君	14番	川　俣　鐵　也　君
15番	上　田　茂　政　君	16番	小　林　久美子　君
17番	甲　斐　榮　治　君	18番	渡　邊　裕　之　君

3.　欠席議員

な　　し

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀　行　徳　君
書　記	山川　真喜子　君
書　記	増永　純一　君

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤　三雄　君	副町長	井手　義隆　君
教育長	赤峰　洋次　君	教育次長	桐　陽介　君
総務部長	吉野　邦宏　君	福祉生活部長	實取　初雄　君
産業建設部長兼商工振興課長	松本　洋昭　君	会計管理者兼会計課長	山﨑　謙三　君
総務部審議員兼総務課長	吉川　義則　君	総合政策課長	阪本　浩徳　君
財政課長	東　桂一郎　君	税務課長	阪本　章三　君
人権教育・啓発課長	高木　定伸　君	総務部審議員兼東部町民センター所長	平野　葉子　君
福祉課長	西本　一浩　君	福祉生活部審議員兼子育て支援課長	宮本　義雄　君
福祉生活部審議員兼健康・保険課長	佐藤　清孝　君	介護保険課長	市原　憲吾　君
町民課長	酒井　章彦　君	西部支所長	服部　誠也　君
産業建設部審議員兼農政課長	志垣　敏夫　君	建設課長	小野　秀幸　君
都市計画課長	大山　陽祐　君	産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長	今村　敬士　君
総務課長補佐兼総務法制係長	中島　秀樹　君	学務課長	士野　公典　君
生涯学習課長兼中央公民館長	古賀　直之　君	図書館長	矢野　信哉　君
農業委員会事務局長	川上　一弘　君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議　午前10時０分

○議長（渡邉裕之君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　議案第３４号　菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第１、議案第34号菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　おはようございます。

それでは、議案第34号菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

平成25年５月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律――これ通称番号法、もしくは皆様方御存じのマイナンバー法と言っております。ここでは通称番号法と言わせていただきます――では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえまして、本町においても特定個人情報の適正な取扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるため、菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものです。

この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法につきましては、国民一人一人に固有の番号を割り振り、社会保障や納税に関する個人情報を管理するマイナンバー制度について定めた法律でございます。

それでは、改正の内容を簡単に説明させていただきます。

１つは定義の改正でございます。番号法で新たに定義されました「特定個人情報」、２つ目が「情報提供等記録」、３つ目が「特定個人情報ファイル」等の用語を条例で定義しております。

２つ目が目的外利用に関する規定でございます。個人情報の目的外利用については、法令に基づく場合や本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外といたしております。

３つ目としまして、提供の制限に関する規定でございます。提供については、番号法第19条において、特定個人情報の提供禁止及び例外規定を定めております。

４つ目としまして、開示、訂正、利用停止に関する規定でございます。番号法では、特定個人情報の適正な取扱い及び正確性を確保するためには本人参加の権利の保障が重要と考え、本

権利を容易に実現できるよう、本人及び法定代理人に加えて任意代理人を認めているところでございます。

５つ目としまして、利用停止の請求の条件に関する規定でございます。同じく番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち不適正なものが行われた場合に利用停止請求を認めております。

６つ目としまして、情報提供と記録の訂正の通知でございます。番号法では、情報提供と記録は、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワーク設置者、ここでは総務大臣となっておりますけれども、の３者で記録・保管されるもので、訂正があった場合は３者で共有しなければならないとなっております。

７つ目としまして、他の法令等による開示の実施と調整でございます。他の法令等の規定により開示することができる場合にあっては条例による開示の実施を認めているところでございます。

それでは、参考資料で簡単に御説明させていただきます。

参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、１ページ目です。

第２条の定義です。先ほど申しましたとおり、定義をつけ加えております。第２条中、第５号を第８号とし、第２号から第４号までを３号ずつ繰り上げ、第１号の次に次の３号を加えております。先ほど申しました第２号としまして特定個人情報、第３号としまして情報提供等記録、第４号で特定個人情報ファイルでございます。

次に、第６条の次に次の２条を加えております。第６条の２、特定個人情報の保護評価ということで、実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則第７条第４項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聞くものとすると。

２ページをお開きいただきたいと思います。

第６条の３、特定個人情報ファイルの保存等に関する事前通知です。実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審査会に対し次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも同様ですということで、第６条の３で各号で定めております。

続きまして、５ページをお開きいただきたいと思います。

第８条の次に次の２条を加えるということで、第８条の２で特定個人情報の利用の制限、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

同じく、２条加えておりますので、６ページをお開きいただきたいと思います。

８条の３でございます、特定個人情報の提供の制限。実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとなっております。

７ページをお開きいただきたいと思います。

７ページ、第15条２項を次のように改める。第２項、次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者（以下、「法定代理人等」と言う。）は、本人にかわって前項の規定による開示の請求（以下、「開示請求」と言う。）をすることができる。１号、自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）、未成年者又は成年被後見人の法定代理人。２号、自己に係る特定個人情報、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。

16条第２項中、「法定代理人」を「法定代理人等」に改めます。

８ページを御覧いただきたいと思います。

第17条８号を次のように改める。８号です。「法定代理人等が本人にかわって開示請求する場合であって、開示することによって当該本人の利益に反すると認められるもの」と改めております。

次に、第28条第２項中、「自己情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、「この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関」を「当該実施機関」に、「措置を要求」を「措置の要求を」に改め、同項ただし書き中、「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「この限りではない」を「、この限りでない」に改め、同項第１号を次のように改めております。９ページを御覧いただきたいと思います。同項第１号を次のように改めております。

次に、同じく９ページの第32条中、「当該個人情報の提供先」を「次の各号で掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加えております。１号、個人情報（情報提供と記録を除く。）、当該個人情報の提供先。２号、情報提供等記録、総務大臣及び番号法第９条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正及び利用停止等に係る番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）。

最後に、10ページを御覧いただきたいと思います。

第44条第２項中、「自己情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加えるとしております。

参考資料の新旧対照表の１ページ前にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。附則、施行期日、１、この条例は、平成27年10月５日から施行する。ただし、情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録されたものをいう。）に関する部分の規定は、同附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。これは平成28年１月１日から施行となっております。

第２項で、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正。菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。第３条第１項第２号中、「第２条第２号」を「第２条第５号」に改める。これは、この条例で条文を変えた関係で改正しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第34号菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、今説明がありましたけれども、これはマイナンバー制度で、国民一人一人に番号をつけるということで、かなりの情報が集まるわけなんですけれども、日本年金機構のコンピューターがウイルスに感染し、判明しただけでも約125万件もの年金個人情報が流出していますし、年金受給者や国民に大きな衝撃を与えたのは皆さんも御存じだと思います。

個人情報が集まれば集まるほど、この攻撃にさらされるリスクは高くなる、危険性が非常に大きいと不安を持っていますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　おはようございます。

お答えします。

６月に年金機構の事案が発生しまして、それからすぐ国から通知が参りました。この通知といいますのは、インターネットとシステムを分離しなさいというような通知でございました。菊陽町の場合は、インターネットと、今で言いますと基幹系と情報系の機器はもともと分離しておりますので、特に措置は要らなかったんですけども、他の市町村においてはそれを一緒にしてるところもございます。そういうところは９月いっぱいぐらいまでに改修をしなさいというような通知が来ておりまして、菊陽町の方はもともと分離状態になっておるところでございます。

それから、さまざまな専用回線も使っておりまして、これら非常にセキュリティーの高い回線を使っておりますので、対策としては万全の態勢を期してるというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　それでは、菊陽町の場合はかなり、そういう問題は起きないということで、万全だというお答えなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　お答えします。

事象につきましては、絶対起こらないとは申し上げませんが、現在の体制では菊陽町としては万全と考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　ほかにございませんか。

西本友春君。

○３番（西本友春君）　１つだけ。基幹系と情報系別々ということで、この前の質疑も回答していただいたんですけども、基幹系業務においての一番危惧するのが、外づけ、いわゆる外部媒体とのアクセス制限というところで、ハード面とソフト面の対策をしっかりお願いしたいというふうに思います。対策方法は御存じかと思いますんで、避けさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　要望ですか。答弁、質問。

○３番（西本友春君）　すいません、質問と要望でございます。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　お答えします。

基幹系のシステムにつきましては、職員が通常使っております情報系の端末ではございませんので、私たちは総合政策課ですけども、基幹系の端末は使えません。基幹系を使える職員につきましても、それにＩＤとパスワードを入力しないと使えなくなっておりますので、その点については職員にも徹底をしているところでございます。

それから、他の媒体を持ってくる場合も、基本的にはウイルスのチェックをかけるとか、情報系に入れる場合もそういうことをしておりますので、基本的にはそういうところは起こらないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　条例の文についてお尋ねをいたします。

１ページを皆さんあけていただきたいと思いますが、右側の改正の(2)、(3)、(4)、これはこの条例に全般的に言えることですけれども、文章の中に主語がないですね。(2)でいきますと、「特定個人情報」と書いてあって、１つ文字が抜けて、「行政手続における」と続きます。後から、35号とかというほかの条例案も今回提案されておりますが、ほかの法律、例えば地方自治法とかほかの法律を読んでも、その条例の中にまず主語をきちっと載せて、その主語の説明を条文の中に入れて、誰が読んでも理解ができるようにつくってありますね。これを読むと、どれが主語かどうか分からないということで、これが行政的な書き方となると、条例は一般の人も、行政の人だけじゃなくて一般の人も見ますので、そういうことからしてちょっとどうなのかなと、理解に苦しむなという感じがします。これが菊陽町のやり方だということであれば、早々に改善した方がよろしいかなと思います。

ついでに言うと、７ページですけれども、７ページの一番上ですから15条になると思いますが、開示請求のことが書いてありますね。(1)自己にかかわる個人情報、括弧なって、先ほどのように１マスあけて「未成年者」云々と続くんですよ。これは、文章的に言うと、「自己にかかわる個人情報については」とか、もしくは「被後見人の法定代理人に限る」とか、やはり

誰が読んでも、ああ、ここで言ってることはこういうことなのだということを認識できるような条例にするべきだと思うんですよ。ほかの条例案と比べても、ここだけがちょっと違う感じがしますが、これについてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　これ、法律での決めようかと思っております。例えばこの大もとの法律については、議員がおっしゃったとおり、「何々とは何々」というような書き方をしてある場合がございます。本町においては、どれが正しいかというのは別に申しませんけれども、本町のやり方としては、例えば定義の、用語の定義につきましては、「何々」、１つあけて、それについての説明があります。だから、通常読み方によっては、１つあけてあるというのは、これに対しての内容を後ろで説明しているというふうなとり方にとれますので、これは決めようであるかと思いますので、どれが正しいかというのは一概に言えないと思います。

ただ、議員さんがおっしゃるとおり、皆さんが分かりやすいような条例がふさわしいというのは十分に御理解できます。

○議長（渡邊裕之君）　北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　僕の趣旨を御理解していただければ大変ありがたいと思いますが。要するに、菊陽町の条例はこれだけじゃなくて、ほかにもいっぱいあります。先ほど言いましたように35条も出てきますんで、そこで同じ(1)、(2)というところの中はちゃんとした文章になっとるわけですね。ですから、菊陽町条例としては、１つのやり方、今課長が言われたみたいに、一文字あければそれが主語なんですよということを貫いていくんであれば、そういう形で町民の皆さんにも周知徹底を図っていくという努力をすることも必要かもしれません。片一方では文章化しておいて、片一方では文章化になってない、この２つがあるということが僕にはやっぱりちょっと違和感を感ずるんですよね。

先ほど僕が指摘したように、誰でも読みますので、ですから今課長が言われたように、行政の皆さんが認識されているようなものを町民の皆さんが認識されてる、同じように認識されてるかどうかは僕はちょっと疑わしいと思いますので、誰が読んでも分かる、要するに赤子が読んでも分かる文章にするべきだと僕は思ってるんです、これはちょっとともかくとしても。ですから、そういう面で、行政の皆さんは、要するに誤解がないような文案づくりをしていただければ大変ありがたいなと思っております。

そのことについて、取組されるかどうかについて最後の質問したいと思います。お願いします。

○議長（渡邊裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　議員おっしゃったとおり、分かりやすい条例制定に努めたいというふうに思っております。

（９番北山正樹君「ありがとうございます」の声あり）

〇議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ございませんか。

那須眞理子君。

〇４番（那須眞理子君）　７ページの第16条２ですけれども、この「法定代理人」が「法定代理人等」になった、その不都合な点を教えてください。

〇議長（渡邊裕之君）　総務課長。

〇総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　すみません、この中で「法定代理人等」といいますのは、15条に、今までは自己に係る「未成年者又は被後見人の法定代理人」という１つしかございませんでしたけれども、その後に自己に係る特定個人情報というのでありまして、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」というのが出ていますので、「等」というので２つをカバーしてるということでございます。

〇議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

〇１６番（小林久美子君）　議案第34号の菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これはマイナンバー制度なんですけれども、国民一人一人に背番号をつけて、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して国が一元管理するという内容です。既存の住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報が蓄積されることになります。税、医療、年金、福祉・介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野で活用されます。役所への申請はもとより、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務、民間にかかわらず、多様な主体がそこにアクセスをしていきます。これが導入されれば、個人情報が芋づる式に引き出され、プライバシーを侵害する危険性が高まることは明らかです。

先ほどお話ししました年金の個人情報の流出、またベネッセからの個人情報流出や、韓国でもクレジット会社から1,000万件の個人情報の流出などの事態が今までにも発生しています。

今、情報管理に関してはっきり言えるのは、第１に、情報漏えいを100％防ぐシステムを構築することは不可能であること、第２に、たとえ仮に完璧に近いシステムを構築したとしても、それを扱う人間の中に情報を盗んだり売ったりする人間が一人でも入り込めば、そこから大量の個人情報が流出する危険性があること、第３に、一度漏れた情報は、まさに覆水盆に返らずで、流通され、売買されてしまう危険性があること、第４に、個人情報が集まれば集まるほど攻撃にさらされるリスクが高くなるということです。

すなわち、10月から予定されてる番号通知、来年１月からの運用開始をするよう国は考えているわけですけれども、非常に現時点でマイナンバー制度を進めることは余りにもリスクが高

いと考え、反対とします。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　議案第３５号　菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第２、議案第35号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長（酒井章彦君）　おはようございます。議案第35号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い菊陽町手数料条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、４枚めくっていただいて、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。

左側が現行、右側が改正後、改正内容は下線の部分になります。

まず、第１条別表の住民基本台帳の項中、外国人登録に関する証明手数料及びその他の事項から手数料の文言を削り、個人番号の通知カードの再交付１枚につき500円を加えるものです。

さらに、次のページの第２条別表の住民基本台帳の項中、住民基本台帳カードの交付を削り、個人番号カードの再交付１枚につき800円を加えるものです。

改正を２条立てとしていますのは、法律の施行日が、個人番号の通知カードが本年10月５日、個人番号カードが平成28年１月１日となっており、また住民基本台帳カードの発行が今年中で終了するからです。

そこで、表紙から３ページ目をあけていただきたいと思います。

中段の附則により、施行期日を第１条は平成27年10月５日、第２条は28年１月１日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第35号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定も、これもマイナンバー制度の個人番号カードの再交付ということでの提案だと思います。

先ほど述べましたマイナンバー制度の、やはりリスクが高い問題について同様だと考え、この議案についても反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　議案第３６号　菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君）　日程第３、議案第36号菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　おはようございます。

では、議案第36号菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町子ども・子育て会議を児童福祉法第８条第３項に規定する児童福祉に関する合議制の機関に位置づけ、同会議に家庭的保育事業等の認可に関する専門の事項を調査審議する部会を設置するに伴い、菊陽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

今後の説明の中で、「子ども・子育て会議」というのを「子育て会議」と略して説明いたします。

第１条で、子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第１項の規定に基づくもののほか、第２項で、児童福祉法第８条第３項に規定する合議制の機関と規定するものであります。

次に、第２条で、これまでの規定を第１号としまして、子育て会議が処理する事務として、児童福祉法第８条第３項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議することを同条の第２項として新たに加えるものであります。

次に、第10条、第９条を１条ずつ繰り下げまして、第９条第１項で、子育て会議に家庭的保育事業等の認可に関する等専門の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは部会を置くことができる。第２項で、部会は委員長が指名する委員をもって組織すると規定するものであります。

では、条例改正の本文に戻ってください。

附則において、この条例は平成27年10月１日から施行するとしております。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第36号、今説明いただきましたけれども、この条例の制定をするのは、結局家庭的保育の認可について調査をするかどうかだけなんでしょうか。ほかの項目はなくてそこだけなのかどうか、お願いします。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　では、今回の子ども・子育て会議の中に専門の部会を設けるという目的でございますが、今小林議員が言われましたように、これは町が認可するに当たっては、児童福祉法の第34条の15の規定に基づきまして、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないということで、その部会の委員が児童の保護者その他児童福祉に係る当事者ということでしております。これは、認可に当たって町が意見聴取をするというところの分で、その役割のために、今回子ども・子育て会議の中に部会を設けるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ございませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　それは、そしたら家庭的保育だけなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）　家庭的保育事業等という説明をしておりますので、まず第一義的には家庭的保育事業、それと小規模保育事業、あるいはその他居宅訪問型保育事業等を予定しております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第４　議案第３７号　菊陽町鼻ぐり井手公園交流センター設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（渡邉裕之君）　日程第４、議案第37号菊陽町鼻ぐり井手公園交流センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（大山陽祐君）　おはようございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

菊陽町鼻ぐり井手公園交流センターの設置に伴い、地方自治法第244条の２第１項の規定により必要な事項を求める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める、議決をお願いするものでございます。

それでは、説明いたします。

内容は、同センターが３月に竣工、この秋には遊具等の工事も完了しますので、公園とセンターの同時供用開始に向け、本条例の制定をお願いするものであります。

なお、公園の方は、町内の全公園が対象となります菊陽町都市公園条例が制定済みでございますので、今回はセンター条例のみをお願いするものです。

条例案の内容は、１ページ開いていただきまして、町民センターなどほかの公共施設と同じようなもので、第１条の設置目的から第２条でその名称と位置、続いて職員、使用制限、損害賠償、規則への委任、附則の全６条で構成しております。それぞれの内容は記載のとおりでございます。

開館日、時間等は、第６条に記載のとおり、別途規則で定めますが、原則としまして、土曜日、日曜日は開館し、平日の１日を休館日とする予定です。また、竣工、開園式は今年７回目を迎えます11月の鼻ぐり井手祭の日にあわせて行う予定で、現在祭りの実行委員会の方と協議

を進めているところであります。

また、センターの管理につきましては、同センターが鼻ぐり井手の学習機能も備えていますので、現在教育委員会、生涯学習課の方とその内容を詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　議案第３９号　平成２７年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（渡邊裕之君）　日程第５、議案第39号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　おはようございます。議案第39号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成27年度もはや５か月が過ぎ、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものや、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただき、１ページをお開きください。

まず、第１条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に８億4,822万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億4,952万3,000円と定めるものであります。

次に、第２条で債務負担行為の補正を、第３条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

２ページから６ページは、第１表歳入歳出予算補正ですが、内容は９ページ以降の補正予算

に関する説明書の中で説明いたします。
　少し飛びますが、７ページをお開きください。
　第２表の債務負担行為の補正は、１の追加として、武蔵ヶ丘小学校仮設給食室借り上げ料の限度額を801万8,000円と設定するものであります。
　８ページをお開きください。
　第３表の地方債補正は、１の変更として、臨時財政対策債を１億150万円増額し、７億150万円に、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を50万円増額し、2,610万円とするものであります。
　10ページをお開きください。
　補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に説明いたします。
　まず、１、総括の歳入です。
　主な補正額を申し上げますと、款の12地方交付税を4,006万9,000円減額、款の16国庫支出金を1,198万9,000円増額、款の17県支出金を１億3,539万7,000円増額、款の18財産収入を１億6,853万2,000円増額、款の20繰入金を8,500万円減額、款の21繰越金を５億4,558万7,000円増額、款の23町債を１億200万円増額しております。
　以上、歳入合計は、補正額として８億4,822万3,000円の増額となり、総額は145億4,952万3,000円となります。
　下の11ページは歳出になります。
　主な補正額を申し上げますと、款の２総務費を３億1,884万8,000円増額、款の３民生費を8,211万8,000円増額、款の８土木費を2,265万円増額、款の10教育費を１億4,049万円増額、款の12公債費を２億8,336万円増額しております。
　以上、歳出合計も、補正額として８億4,822万3,000円の増額となり、総額は145億4,952万3,000円となります。
　なお、財源の内訳は記載のとおりであります。
　12ページをお開きください。
　次は２の歳入です。
　中段の款の12地方交付税は、普通交付税を4,006万9,000円減額しています。今回の補正により、普通交付税の計は５億8,993万1,000円となります。
　下の13ページを御覧いただき、下の段の款の16の国庫支出金、項の２国庫補助金、目の１総務費国庫補助金は、節区分１の総務費国庫補助金で通知カード・個人番号カード交付事業費補助金を122万4,000円計上しています。これは、通称マイナンバー制度の個人番号カード交付事務に係る補助金であります。次に、節区分４の経済危機対策補助金の1,000万円は、地域住民生活等緊急支援のための交付金で、地方創生先行型事業の上乗せ交付分であります。
　14ページをお開きください。
　下の段の款の17県支出金、項の２県補助金、目の２民生費県補助金は、節区分の２老人福祉

費補助金で介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を１億3,340万円計上しています。これは、地域密着型特別養護老人ホーム整備費に対する補助金であります。

下の15ページを御覧ください。

一番下の段の款の18財産収入、項の２財産売払収入、目の１不動産売払収入、節区分の１土地売払収入は、原水工業団地の土地売払い金として１億6,833万9,000円を計上しています。

16ページをお開きください。

中段の款の20繰入金、項の２基金繰入金は、ほかの財源が確保できる見通しがつきましたので、目の１財政調整基金繰入金を２億円減額しています。

目の２減債基金繰入金の１億1,500万円は、公債費の繰上償還を行うためのものです。

下の段の款の21繰越金は、５億4,558万7,000円増額し、計を６億9,558万7,000円としております。これは、平成26年度からの繰越金を補正するものであります。

下の17ページを御覧ください。

中段の款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりでありますが、項の１総務債は臨時財政対策債を１億150万円増額し、項の７土木債は、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を50万円増額しております。

以上で歳入を終わり、次は歳出に移ります。

18ページをお開きください。

歳出の中で、それぞれの目に給料、職員手当等及び共済費がございますが、これは職員の人事異動による組みかえ等によるものでありますので、説明は省略させていただきますが、51ページ以降の補正予算、給与費明細書を後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、増額の大きいものを中心に説明いたします。

19ページを御覧ください。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の８財政調整基金等費は、節区分25の積立金を２億7,500万円計上しています。地方財政法第７条第１項の規定により、平成26年度の歳計剰余金６億9,558万7,000円の２分の１を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成27年度は３億5,000万円を積み立てることとしました。内訳は、財政調整基金にも既に当初予算で計上している7,500万円を差し引いた２億7,500万円を計上しています。

次に、目の11電子計算費は、節区分13の委託料を2,059万1,000円計上しております。主な内容は、マイナンバー制度ネットワーク構築業務と公共施設予約システムであります。

次の目の12自治振興費で、次の20ページをお開きいただき、節区分19負担金、補助及び交付金で、２つの地区に対します地区公民館整備費補助金を147万1,000円計上しています。

最後の行の目の20の地方創生総合戦略費は、節区分の13委託料で、空き家実態調査とＪＲ新駅設置を目指した周辺整備関係調査に関する委託料を1,051万4,000円計上しています。

21ページの下の段を御覧ください。

項の３戸籍住民基本台帳費、目の１戸籍住民基本台帳費で、次の22ページをお開きいただ

き、節区分15工事請負費で、マイナンバー制度による個人番号カードを交付する窓口の設置工事費として117万8,000円を計上しています。

25ページをお開きください。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の１社会福祉総務費、節区分の28繰出金で、国民健康保険特別会計繰出金を8,000万円減額しています。これは、国民健康保険特別会計の平成26年度からの繰越金が約１億2,200万円となり、財源が確保できる見通しとなりましたので、当初予算に計上していました国保財政調整繰出金を全額減額するものであります。

次に、目の２高齢者福祉費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を１億3,340万円計上しています。これは、地域密着型特別養護老人ホーム１事業所の整備費に対する事業者への補助金であります。

27ページをお開きください。

目の11後期高齢者医療費、節区分28繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金を人間ドック助成分として40万円増額しています。

下の段の項の２児童福祉費、目の１児童福祉総務費で、次の28ページをお開きください。節区分15の工事請負費で、菊陽北小学校学童保育室建設工事費を207万4,000円増額しております。

29ページを御覧ください。

目の４保育園費、節区分11需用費で、武蔵ヶ丘第一保育園の屋根修繕費を130万円計上しています。次の節区分13の委託料で、警備委託料77万8,000円は、もみじ園仮設園舎の出入り口の交通整理の委託料であります。

31ページをお開きください。

款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の１保健衛生総務費、節区分13の委託料で、システム改修業務委託料を140万4,000円計上しております。これは、子ども医療費助成事業について、外来受診に対する現物給付を現在の町内の医療機関から県内の医療機関に拡大できるようにするための委託料であります。

34ページをお開きください。

款の６農林水産業費、項の１農業費、目３農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金56万円は、白水台地の茶畑用スプリンクラー散水自動制御装置に対するものであります。

目の８土地改良費で、下のページを御覧いただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、大菊土地改良区に対する工事費助成金を182万円計上しております。これは、堀川14号揚水機場深井戸水中ポンプ入替え工事に係る助成金であります。

次に、目の15農業集落排水事業費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、下水道事業会計への補助金418万円を計上しております。これは、集落内開発に伴う整備費や白水浄化センター外構改修工事分に対するものであります。

37ページをお開きください。

款の８土木費、項の２道路橋梁費、目の２道路橋梁維持費で11の需用費は、道路関係の修繕費として522万9,000円を計上しております。

目の３道路新設改良費で、次の38ページをお開きいただき、節区分15の工事請負費は、７か所の道路改良工事や道路舗装工事で2,233万円計上しております。

下の39ページを御覧ください。

項の３都市計画費、目の４公園管理費は、節区分15の工事請負費で、鼻ぐり井手公園拡張整備工事費を100万円増額しております。

40ページをお開きください。

項の４住宅費、目の２公営住宅建設事業費は、節区分15の工事請負費で、町営光団地の玄関スロープ設置工事費で130万円計上しております。

下の41ページを御覧ください。

款の９消防費、項の１消防費、目の４防災管理費の節区分19の負担金、補助及び交付金は、自主防災組織に対する補助金で56万円計上しております。

43ページをお開きください。

款の10教育費、項の２小学校費、目の１学校管理費、節区分15の工事請負費4,083万円は、菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校の防水改修工事や菊陽西小学校多目的室改修工事などであります。

44ページをお開きください。

目の５学校建設費は、武蔵ヶ丘小学校の仮設給食室建設事業であります。節区分14の使用料及び賃借料で、仮設給食室の建物借り上げ料5,848万円、節区分18の備品購入費で、給食室移転及びドライ化に伴う必要な給食用備品1,027万円を計上しております。

下の段の項の３中学校費、目の１学校管理費、節区分15の工事請負費2,230万円は、武蔵ヶ丘中学校の土壌処理工事であります。

下の45ページをお開きください。

目の５学校建設費、節区分13の委託料50万円は、武蔵ヶ丘中学校運動場改修工事の設計を修正するための委託料であります。

46ページをお開きください。

項の５社会教育費、目の２文化財保護費は、九州電力鉄塔移転による発掘調査費用を計上しています。なお、調査費用については全て九州電力の負担となります。

下の段、項の６保健体育費、目の１保健体育総務費で、次の47ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で、２つの地区に対する地区運動広場整備事業費補助金を111万1,000円計上しております。

48ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の１農林災害復旧費、節区分の

19負担金、補助及び交付金で、下井手堰災害復旧事業費負担金247万3,000円を計上しています。これは、６月30日の豪雨により下井手頭首工の被災に伴う県営災害復旧事業に対する負担金であります。

下の49ページを御覧ください。

款の12公債費、項の１公債費、目の１元金は、繰上償還分として２億8,336万円を計上しています。これは、原水工業団地用地分の一部繰上償還金分であります。この繰上償還は、原水工業団地の土地売払い金と減債基金繰入金を財源としております。

最後に、50ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調整のため５万円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第39号一般会計補正予算についてですが、１つは、地域住民生活支援のための交付金が1,000万円の上乗せ分がありますが、それは歳出ではどこに反映されているのかということと。

２つ目には、医療費の現物給付、町外にも認めるという140万4,000円委託料がありますけれども、これはいつからの実施予定かということと。

それから、マイナンバーに関する工事請負や委託料等が発生しているかと思いますけれども、マイナンバー関係では総額幾らほどの金額になるのかということですね。歳入の方では、総務費の通知カードだけしかちょっと分からなかったんですけれども、歳入はその関連に関する算入が幾らかと、それから歳出では総額幾らほどになるのかという３点についてそれともう一つ、ＪＲの新駅の委託料か何かがあったかと思いますが、これに対してはどういう計画なのか、これはページ20ページの地方創生総合戦略費の中で1,051万4,000円の委託料で地方創生事業委託料というのがありまして、空き家とＪＲ新駅委託料ということだったんですけれども、これについて説明をお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　財政課長。

○財政課長（東　桂一郎君）　お答えいたします。

地域住民生活等緊急支援のための交付金の1,000万円につきましては、20ページの款の２総務費、項の１総務管理費、目の20地方創生総合戦略費の補正額の財源内訳の特定財源、国県支出金の1,000万円、こちらの充当しております。

以上でございます。

（16番小林久美子君「その中にもまだいっぱい聞いてるけど」の声あり）

○議長（渡邊裕之君）　今のでいいですか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　ごめんなさい。今のは、１つはその地域生活支援のための上乗せ分は、このページ20ページの委託料の地方創生事業委託料に1,051万4,000円充当しているという答弁でしたので、その空き家とかＪＲの新駅委託料というのが先ほど説明がありましたが、その内容について、どういうものかというのをちょっと説明をいただきたいのと。

それからもう一つは、現物給付の140万4,000円の委託料は、これはいつからの実施予定なのかというのが２つ目ですね。

それから３つ目に、マイナンバーのいろいろ、工事請負やマイナンバーに関連する補正がかなり上がっていますが、歳入は余りなかったように思うんですけれども、マイナンバーに関する歳入の総額と歳出がどれぐらい使われているのか、この点についてお尋ねをしてるのですが。

○議長（渡邊裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、今御質問がありましたページ31ページの保健衛生総務費の中の委託料、システム改修業務委託料ということで、医療費の現物給付に対する御質問ですけれども、予定としましては、来年４月からを目標としまして準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩德君）　それでは、お答えします。

私からは、まずマイナンバーの関係からよろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「はいはい」の声あり）

マイナンバーの関係の予算でございますけど、予算書でいいますと、19ページの下から２段目に目の電子計算費があろうかと思います。この中の節区分の13の委託料の電算委託料の中にマイナンバーの関係の費用が入っております。この電算委託料は2,044万5,000円でございますが、このうち約550万円につきましては公共施設の予約システムの構築委託料と、残りの約1,500万円がマイナンバーネットワーク機器等の構築業務委託料ということでございますので、約1,500万円というところでございます。

この中で、歳入はということでお話ありましたが、歳入については今回はございませんで、国の方の今の通知では、普通交付税対応というところの通知が来ておるところでございまして、今年度は予算は上がっておりません。

それからもう一点が、20ページの一番下の段ですけども、目の20地方創生総合戦略費でございます。財源は、今財政課長が申しましたとおり、1,000万円を充てておりまして、節区分の13の委託料で1,051万4,000円を計上いたしております。このうち600万円が空き家等の実態調査委託料、それから残りの451万4,000円がＪＲの新駅関係、周辺開発関係でございます。

空き家等の実態調査につきましては、一般質問でもございましたけれども、現在嘱託員さんを通しまして簡易の調査を行っております。その情報をもとに本格的な実態調査を行いたいというところで600万円を計上させていただいております。これは地方創生関係の交付金を充てるというところでございます。

それから、次のＪＲ新駅、それから周辺整備の関係の調査に451万4,000円ですけども、これも地方創生の関係で要望しておりまして、400万円が創生の補助、交付金、それから51万4,000円は単独費ということになります。地方創生の戦略の中でそういう構想を持っておりまして、その調査等を行いたいということでございます。地方創生は基本的にはハードにはつきませんので、その前の段階の調査等を行っていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　質問は３回までですよね。

○議長（渡邊裕之君）　はい。

○１６番（小林久美子君）　マイナンバーにつきましては、今の電算だけではなくて、ページ22ページの工事請負の117万8,000円とか、先ほど説明があったかと思いますので、後で結構ですから、マイナンバー関連について、全体としての内訳を、資料をいただきたいというふうに思います。

それから、現物給付については、ずっと私もお願いしてるんですが、今年度中にスタートするのかとかなり町民の方からも聞かれますし、私も希望を持ってたんですけれども、来年４月からということで、その補正が今上がっていますが、来年４月からじゃないとできない理由についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　今回予算をつけていただきまして、これからシステム改修という形で協議をして、支払基金と国保連との協議をしてまいります。そしてまた、町内の医療機関等への事前説明もありますし、そして住民への周知も考えなくてはなりませんので、そうしますと、それから子ども医療費の受給者証をまた新たに発行するということも出てまいりますので、そういうことを、スケジュールを考えていきますと、どうしても４月前には準備が整うかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ございませんか。

阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　48ページなんですけど、農林災害復旧費、下井手堰災害、この金額なんですけども、これは多分菊陽町だけの改修ではないと思うんですけども、負担割合、今後ともこういう災害考えられますけども、例えば大津町とか県とか、割合、金額の、そういうのが分かれば、どういうシステムになっとんのか、お願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　お答えいたします。

これ、６月30日に下井手堰だけちょっと被災しまして、それに伴いまして県営の災害復旧事業ということで申請を今されております。今査定の段階に移るかなというところだと思います。

これは、補助割合が非常に農林災害の場合は確定できとりませんで、後から補助率どうこうとかいろいろありますけども、今のところは国、県、それから大津町、菊陽町、それから土地改良区の負担で災害復旧をやるというところでございます。

詳しくは、もうちょっとしましたら、査定が終わりましたらはっきりいたしますと思いますので、その時点でまた議員の方には資料をお渡ししたいと思います。よろしいですか。

（２番阪本俊浩君「はい」の声あり）

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○３番（西本友春君）　すいません、41ページの防災管理費のところで、菊陽町総合防災マップ共同発行ということで50万円ということで予算をされてるんですけども、その中で、６月の一般質問でもさせていただいたんですけど、今回の台風におきます、いわゆる倒木がかなりまたあったんで、このマップへの倒木の記載をする考えがあるかどうかを質問いたします。

○議長（渡邉裕之君）　総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君）　６月の一般質問で議員の方からあってたかと思います。

地図上じゃなくて、文言で記入をするように準備いたしております。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　１点だけお願いします。12ページです。款の12の地方交付税ですが、大体頑張っているところには手厚くというふうに思いますが、頑張ってるところが手薄くなっていくのが最近のあれで、ちょっと腑に落ちんところもありますけれども、この時点で4,000万円ちょっとが減額してこれ計上してありますですね。これはもう、もうちょっと説明をしていただきたい、なぜ減ったのか。

○議長（渡邉裕之君）　財政課長。

○財政課長（東　桂一郎君）　お答えいたします。

4,000万円減ったということですけども、当初予算では、地方交付税の中の普通交付税を６億円というところで予算計上しておりました。今回、普通交付税の交付決定がございまして、そちらの方で交付決定額が５億8,993万1,000円となったことによりまして、今回4,000万円を減額したというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　国でそういうふうに査定をされたという意味ですかね。

○議長（渡邉裕之君）　財政課長。

○財政課長（東　桂一郎君）　町の方から、交付税の計算式いろいろありますけども、交付税の算定をした結果で、最終的な交付決定額がこの先ほど言いました５億8,993万1,000円となってきたというところでございます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第39号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）について、かなり賛成する部分と反対の理由と両方述べたいと思います。

賛成するところは、１つは地域密着型老人ホームに１億3,340万円ということで、非常に介護の充実になると思います。

それから、ページ28ページの北小学童保育の建設工事の追加207万4,000円、また学校関係では、ページ43ページの各小学校の改修工事や武蔵ヶ丘小学校の仮設の給食室の設置など、かなりの補正が出されていますので、非常に充実していくのではないかというふうに思っています。

それから、現物給付については、来年４月からというのは非常に残念なんですけれども、補正に上がってしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

ただ、反対の理由が大きなところでは２点あります。

１つはマイナンバーに関する補正が入っていること、これは先ほど議案第34号で述べましたので割愛をしますけれども、それが危険性が高いマイナンバーの導入ということと。

あとページ25ページの国保会計、後でまた国保会計は補正予算が出てきますが、国保会計への繰出金、これは法定外の繰出金の8,000万円が減額されていること。やはり国保が高いということはずっと、非常に負担が重いという中で、一般会計からの法定外の繰出しの8,000万円の減額が今回の補正に計上されている、その２点が主な理由で反対するものです。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　私は、反対の立場で討論をしたいと思います。

理由を申し上げますが、先ほどマイナンバー関連の条例については私は反対をいたしました。理由は、このマイナンバーが国民にとってどういう利益があるのかがいまだに分からな

い、何の得があるのか。国家にとっては得があるんでしょうけれども、国民にとってどういう利益があるのかよく分からない。

それから、いろんな情報を聞いておりますと、大体丸裸にされるであろうと、全ての情報が。私なんかも、丸裸にされたところで大した裸ではありませんけれども、やはり気持ちのいいものではありません。

それから、何かこの自分の運命を国家に握られるような、そういう感覚がいたします。これは非常に感性的な言い方かもしれませんけれども。

それともう一点は、先ほど小林議員も触れられましたが、情報の管理ですね、これがもうやっぱり今までの国のあり方をずっと見てますと、得に日本の場合にはこの情報管理が甘いといいますか、攻撃の目標にされてると。大多数の攻撃目標が日本であるというふうな、そういう状況の中で、どうもやっぱり信頼できない。

そういったことで、このマイナンバーというのは大きな国の方針で、私一人が反対したところでどうにもなるものでもありませんけれども、やはり疑問を持ちます、これでいいのかなと。

それで、私は今まで、予算等の小さな部分について不足があっても、全体が相当な予算であれば、それはそれで賛成をしてまいりました。今度だって、このマイナンバー関連を除けば、特に私は反対の意思はありませんが、自分のそういった前の条例との関連での整合性がこれに賛成してしまうととれませんので、そういう理由で反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時18分

再開　午前11時27分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議案第４０号　平成２７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（渡邉裕之君）　日程第６、議案第40号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、議案第40号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書の第１ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額に2,738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,395万8,000円とするものであります。

続きまして、６ページと７ページを御覧いただき、今回の補正は、歳入では繰入金を減額し、繰越金を増額しております。歳出の主なものは、諸支出金を増額しております。

８ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の13繰入金、項の１他会計繰入金、目の１一般会計繰入金を8,000万円減額しております。内訳は、財政調整繰入金を減額するものです。

次に、款の14繰越金は、平成26年度からの繰越金の確定により１億738万6,000円を増額し、１億2,238万7,000円としております。

下のページで歳出について説明いたします。

款の１総務費と款の８保健事業費では、共同電算処理手数料の予算項目を変更しております。

次に、款の11諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の３償還金は、平成26年度療養給付費等国庫負担金及び退職者療養給付費等交付金の超過分の返還金で、2,127万2,000円であります。

最後に、10ページで款の12予備費を611万4,000円増額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第40号の国民健康保険特別会計補正予算についてですが、先ほどの一般会計の補正にも通じますけれども、ここで他会計繰入金、ページ２ページ、8,000万円減額をされています。これは法定外の繰入れの分だと思いますが、今の時点でこの8,000万円の減額をされた理由、それと私一般質問では余り十分できませんでしたけれども、国の財政支援措置が10月から明らかになるという分もありますので、その点とあわせて説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、お答えいたします。

国保も単年度の収支ですけれども、年間おおむね5,000万円程度の財源不足を生じておる状態です。

また、例年、療養給付費等国庫負担金及び交付金等の前年の分の返還金が発生しておりましたので、これらの見込みを含めて26年度に１億円の法定外の繰入れをお願いしたところであります。

26年度の決算をいたしましたところ、27年度の返還金が約2,000万円程度と少なくなりましたので、行政的な考えですけれども、不要となる見込みの予算は一般会計として早く必要な施策に使っていただくとの認識から、今回8,000万円の減額補正を行ったものです。

それからもう一つ、27年度から国の予算では毎年1,700億円の追加支援措置があるということですけれども、先ほど言いましたように、菊陽町の場合、単年度収支がおおむね5,000万円程度財源不足を生じており、そして療養給付費等の基金も底をついている状態が続いておりますので、国保財政としては27年度からの国からの追加財政措置は平成30年度の保険財政改正までの現在の保険制度を維持していくための支援であるというふうに考えております。そのため、国保税の引き下げまでは難しいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　年間おおむね5,000万円の財源不足を生じるのであれば、この8,000万円の減額をすると、平成27年度の国保がまた赤字になるのではないかというふうに思いますけれども、その点がどうなのか。

平成27年度の返還金2,000万円というのは、これは26年度の分の返還金というふうに考えていいのかどうか、その２点についてお尋ねします。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　27年度の返還金というのは26年度分にいただいた分の返還金になります。

それから、27年度に財源が不足した場合ということですけれども、今私どもの方では、見込みとしては財政が足りるのではないかというふうに考えておりますが、もしも何らかに、インフルエンザ等いろんな病気が蔓延したりと、医療費がかさんできた場合として、もしも必要であるならば、また法定外の方をお願いするようなことになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　平成26年度の決算を見れば分かるのではないかというふうに思いますが、平成26年度の、ちなみに、だから平成25年分でいただいた分の返還金というのは幾らだったんですか。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　今日、今正確な資料を持ってきておりませんけれども、正確にはお答えできませんけれども、１億5,000万円ほどだったというふうに記憶しております。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第40号の国民健康保険特別会計補正予算について、今回は一般会計からの法定外繰入れの8,000万円の減額補正なんですけれども、私は、やはり国保税、非常に負担が高くて、一般会計からの財源を入れても保険料の減額をということでこの間ずっと述べてきました。まだ年度途中のこの8,000万円のこの減額というのは、やはりこれからの、平成30年度、県の広域化とかいろいろ見込まれますけれども、減額できるのであれば、ぜひ保険料の軽減とかそういうのを今後考えていただきたいということで、この減額については反対するものです。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　議案第40号に対して賛成の立場で討論をいたします。

理由は幾つかあります。前も小林議員の意見に対して私がその正反対の意見を申し上げましたが、まず第一に、保険という制度ですよ。保険という制度は、みんなで掛けたものをそのとき必要な人に使ってもらう、これが保険の基本的な考え方です。国民健康保険は、私も国民健康保険を使ってますので、安い方が得なのはもう当たり前のことなんですけど、でも公費負担が50％ですから、本来でいえば、今小林議員が保険料負担が大きいと言いますが、本来の保険という趣旨で考えると、保険料は２倍高くて当たり前なんですよね。基本的に50％安い、そういう料金で我々は国民健康保険を使っているという認識を持たなければいけない。保険という制度で考えるとそれがあります。

もう一つ。一般会計から繰り入れるお金ということについては、特別会計という考え方を実は無視する考えなんですよ。特別会計というのはなぜあるかというと、その時々のその経済とかそういったものに関係なく、特別にそのもののために使う会計です。ですから、一般会計から足りないからってぽんぽんぽんぽん入れていったら一般会計が足りなくなりますので、先ほど課長が説明したように、今度は例えば子どもたちの問題かもしれないし、農政の問題かもしれないし、それこそお年寄りの問題かもしれません。そういう一般施策に対する資金がなくなっていく、これはやはり別な意味で問題がある、そういうふうに思っております。

３番目に、税負担という問題ですよ。国民健康保険には、雇用者の皆さん方払っている保険料から、実は国民健康保険に公費負担という形で入ってるわけですね。ですから、一般の会社勤めをしてる人、その方々は自分の保険料も払いながら国民健康保険払ってるわけですよ。さらに一般会計からも入れるということになれば、著しくその国民の間の税負担の公平性が損なわれる。

まずは、国民健康保険を使ってる人たちは、本来ならば２倍の保険料を払わなければいけないのが半額で済んでると、そう思うことがまず大事だと思います。日本のこの健康保険制度はもう世界一ですよ。病気になっても、けがをしても、病院に行けばすぐ治療してもらえます。ヨーロッパなんかでも、僕も結構調べましたが、あちらでは病気になったりけがをしたりして行っても、予約をとらないとだめですって帰されちゃう、風邪を引いたら、１週間ぐらい待ってからもう一回来てくださいというような状態なんですよ。この保険制度を守っていく、これから先も、ということに立てば、今現役として使っている皆さん方、私も含めてですけど、半額の保険料で済んでいることに感謝し、できるだけ無駄遣いをしないで、そして我々議員とか、行政の皆さんもそうですけど、国民の、その国民健康保険を使ってる皆さん方に対して、やはり公費負担で手厚い補助を受けている、だから無駄遣いはしないでこの保険制度を守っていきましょうという共通の認識に立つ必要があると思います。

いろんな理由がありますが、今回のこの議案第40号については、今言った理由で賛成をいたします。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第７　議案第４１号　平成２７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（渡邉裕之君）　日程第７、議案第41号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　議案第41号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額に298万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億2,432万6,000円とするものであります。

６ページと７ページを御覧いただき、今回の補正の主なものは、歳入では繰越金を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費を増額しております。

８ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の４繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１事業費繰入金を40万円増額しております。

次に、款の５繰越金は、平成26年度からの繰越金の確定により198万7,000円を増額し、998万7,000円としております。

次に、款の６諸収入で、目の５雑収入を60万円増額しております。

下のページで歳出について説明いたします。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金は、198万7,000円を増額し、款の３保健事業費は人間ドック補助金を100万円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　二、三点、ちょっとお尋ねをいたします。

県の広域連合で運営されているわけですけども、菊陽町という狭い単位で運営されていればいろんな意味でフィードバックがきくんですけど、広域連合で運営されてることで無駄がないかということをまずお尋ねしたいということです。

その無駄という意味ですけども、医療機関の利用料などを見ると、大都市地区、つまり病院があるところの、住んでるところの利用額は高いんですよ、医療利用額が。過疎に行って、病院がないところに行けば行くほど医療費が安くなっていくんですよね。ですから、熊本県も全体でやってますので、そうすると、地域で１人当たりの医療費に結構ばらつきができていると僕は思っています。ですから、そういう面で、この連合で運営してるときに、そういう意味の無駄ですけど、医療機関がたくさんあるので、それでも行って治療してもらえると、先ほどの国民健康保険のときの話にもちょっとくっつくんですけども、そういうふうになっていないか、片一方では、過疎の方は医療機関を受けたくても我慢するということがないか、特にこの年齢の方々についてですけど。

もう一つ。全体でやりますので、自分のところで苦労しなくてもいい、自分のところだけで何とか我慢するとか工夫しなくても済むということでモラルハザードが起きる可能性があるんですけど、その辺についてはどういう認識されてるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　それでは、お答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、その町の医療費というのをやはり広域連合の方で把握しております。それに対して、町の負担分というのも割合に応じて出して、請求が来ております。あとは、保険料については県一律になりますけれども、その分の菊陽町からの納めて、後期高齢者の方が納めていただく分についてはもう広域連合の方にお送りするということで、医療費はかかった分に対して町の負担とかそういったものが納められるようになっております。

それから、業務的には、医療費当たりの、その辺が私どもの方でどれだけ実際払っているかというのは、もう年度最後にならないと分からないわけですけれども、途中で他町村との比較というのはちょっと今できない、私どもの方では分からない状態にあります。

ただ、保健事業とかそういったものをやっぱり推進していくことによって、高齢者医療の方もやっぱり医療費を抑制していく、医療費の適正化、無駄に、そういう資料も逆にいただいて、重複とか多受診と言いますけれども、そういったものがないかということについては、資料を請求して、そしてそれに対して指導というのはおかしいんですけれども、お伺いしたり、文書を送ったりして、医療適正化という部分については進めております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　歳出のページ９ページなんですけれども、保健事業費の健康保持推進事業費で人間ドックの補助金が100万円補正になってますが、これは何名分かという質問です。

私は非常に、後期高齢者の広域連合の議員もしてましたので、やはり医療費抑制というところでは、重複を避けるとか、ジェネリック医薬品を使うとか、そういうのが広域連合ではされていましたけれども、特に保健事業の中で、人間ドック75歳以上をそのまま人間ドックにも補助を出してるのは菊陽町はすごいなというふうに、保健事業に力を入れてるというふうに評価していますので、この人間ドックの補助金についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君）　健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君）　お答えいたします。

今年度、27年度の人間ドックの希望者を募りましたところ、多くて40人分が不足しましたので、この分を補正したものであります。

財源は、財源の内訳がありますけれども、60万円が後期高齢者医療広域連合から来るもので、40万円は町からということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第８　議案第４２号　平成２７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（渡邊裕之君）　日程第８、議案第42号平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君）　おはようございます。議案第42号平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

まず、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額に8,863万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,272万8,000円と定めるものであります。

２ページをお開きください。

歳入は、繰越金の増額などであります。

下のページで、歳出は、総務費及び基金積立金の増額などであります。

次に、８ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の10繰越金は、8,779万1,000円を増額し、9,979万1,000円としております。

下のページで、歳出では、款の１総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費を1,868万4,000円増額しておりますが、償還金は前年度の事業実績に基づく国、県等へ返還額であります。

次に、11ページをお開きください。

款の５基金積立金、目の１介護給付費準備基金積立金を6,000万円増額しておりますが、これは繰越金を介護給付費準備基金として積み立てるものであります。

その下の款の８諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の１第１号被保険者保険料還付金は、186万6,000円を増額しております。

最後に、12ページをお開きいただきまして、款の９予備費を予算調整のため808万9,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第42号ですけれども、ページ11ページの基金積立てに6,000万円、介護給付費準備基金積立金とありますが、この基金積立金は、6,000万円を補正したら総額どのくらいあるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君）　介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君）　お答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、現時点で5,847万円ほど積立金がございます。今回6,000万円の積立てをしますと、合計で１億1,840万円ほどの基金になるというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第４３号　平成２７年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（渡邊裕之君）　日程第９、議案第43号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　議案第43号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、社会資本整備総合交付金の減に伴う建設改良費の減額でございます。

それでは、１ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第２条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。収益的収入の第１款事業収益を733万9,000円増額し、13億9,612万8,000円としております。それから、支出の第１款事業費用を673万7,000円増額し、13億7,060万5,000円としております。

次に、２ページをお開きください。

上段の第３条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。第１款資本的収入を１億2,646万2,000円減額し、５億4,604万9,000円としております。そして、支出につきましても１億2,646万2,000円減額し、９億372万円としております。

御覧のように収入額が支出額に対して不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億5,767万1,000円の補填財源につきまして、過年度分損益勘定留保資金を574万2,000円、当年度分損益勘定留保資金を３億1,536万4,000円、減債積立金を2,455万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,200万6,000円にそれぞれ改めることとしております。

続きまして、３ページの第４条企業債の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の減に伴いまして、流域関連公共下水道事業分の限度額を5,290万円減額し、１億1,700万円とし、限度額の総額を２億9,020万円としております。

次に、第５条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費に対するものでございまして、職員の人事異動に伴い、319万6,000円減額し、4,907万7,000円としております。

その下の第６条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を378万円増額し、１億9,086万4,000円としております。

次に、６ページの補正予算実施計画書をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の１事業収益、項の２営業外収益、目の２他会計補助金は、次のページの営業費用の増額に伴いまして、汚水分、資本費の財源が不足しますので、266万2,000円増額し、１億4,892万5,000円とするものです。

次に、目の４長期前受け金戻入では、467万7,000円増額し、３億6,320万6,000円としております。これは、減価償却資産の財源である補助金等の長期前受け金を資産の減価償却機器に対応させて毎年収益化を行うものでございまして、決算により確定した資産と長期前受け金の額にあわせて、今年度の長期前受け金戻入額の補正を行うものです。

以上、収入合計は733万9,000円増額し、13億9,612万8,000円とするものです。

次に、７ページの支出でございますが、款の１事業費用、項の１営業費用、目の１管渠費は、県道新山原水線道路舗装改修工事に伴いますマンホールぶたの高さ調整工事と県道瀬田竜

田線において昨年陥没が発生いたしました箇所の舗装本復旧を行いますので、214万8,000円増額し、３億2,590万6,000円とするものです。

続いて、目の５総係費は、受益者負担金の増額見込みに対応するため、一括納付報奨金の増額などで139万円増額し、4,550万6,000円とするものです。

続いて、目の６減価償却費については、決算により確定した資産の額にあわせて今年度の減価償却費の補正を行うもので、405万1,000円増額し、６億8,330万6,000円とするものです。

次に、項の２営業外費用、目の１支払い利息は、平成26年度分の借入額の確定などによりまして87万6,000円減額し、１億9,467万4,000円とするものです。

続いて、目の５雑支出は、下水道使用料の過年度分更正のための費用として２万4,000円増額し、２万5,000円とするものです。

以上、支出合計は673万7,000円増額し、13億7,060万5,000円とするものです。

次に、８ページをお開きください。

資本的収入の款の１資本的収入、項の１企業債、目の１企業債は、社会資本整備総合交付金の減に伴い事業費も減額としておりますので、5,290万円減額し、２億9,020万円としております。

続いて、項の３負担金については、目の１他会計負担金が雨水事業費に対する繰入金の増で、目の２受益者負担金が住宅建築や開発分譲に伴います増額見込み額でありまして、合わせて302万円増額し、1,193万4,000円としております。

続いて、項の４補助金、目の３他会計補助金は、建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございまして、公共下水道事業に対する繰入額は事業費にあわせて減となりますが、農業集落排水事業分の事業費の増額によりまして111万8,000円増額し、4,193万9,000円としております。

続いて、項の５交付金、目の１交付金は、公共下水道事業の社会資本整備総合交付金減額により7,770万円減額し、7,830万円としております。

以上、収入合計は１億2,646万2,000円減額し、５億4,604万9,000円とするものです。

次のページの支出でございますが、款の１資本的支出、項の１建設改良費、目の１施設費では、公共下水道事業の社会資本整備総合交付金の減に伴う事業費の減額と農業集落排水事業の事業費の増額を合わせまして１億2,646万2,000円減額し、２億9,640万7,000円としております。

なお、この建設改良費１億2,646万2,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の県から町への配分内示額が汚水関連事業におきまして当初要望見込み額の70％、そして雨水長寿命化対策事業では、当初要望見込み額の50％の配分しか町に対して行われてなかったことと、それと菊陽第５排水区雨水幹線築造工事、これは第二区画整理事業関連でございますが、こちらの方の工事において、菊陽バイパスの道路管理者であります国交省及び県道辛川鹿本線の道路管理者であります熊本県との協議に関して不測の時間を要しておりますことから、年度

内の工事発注ができない状況であります。そのため、今回予算の減額を行うこととしたものであります。

以上、支出合計は１億2,646万2,000円減額し９億372万円とするものです。

次の10ページが予定キャッシュフロー計算書を掲載しております。

また、12ページ、13ページには平成27年度末の予定貸借対照表を掲載しているところであります。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　議案第43号なんですけれども、ページ７ページの事業費用の中の営業費用の下水道事業受益者負担金一括納付報奨金、今回補正は139万円なんですけれども、これはどういうふうに報奨金は、何名ぐらいというか、どういう事業者かもしれませんけど、どういうところに出すのかというのが１つと。

ページ８ページの今度の補正の主なのは社会資本整備総合交付金の減額ということなんですけれども、これは見込み額と、その見込み額の70％や50％ということで、どうしてそういうふうな差が出るのか、途中で出るのかというのはちょっとよく分からないので、その２点についてお尋ねをします。

○議長（渡邉裕之君）　下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　まず１点目、受益者負担金でありますけれども、これは受益者負担金については、受益者負担金条例に基づいて、今回開発等によりまして、この付加の対象地域が発生したということで今回付加を行ったわけでありますけれども、それに対して、受益者負担金、一括納付をされますと、最高で20％の報奨金を支払うことになっております。その関係で、こちら歳出として総係費139万円を計上したところであります。

それと、交付金の内示額につきましては、先ほど申しましたように、汚水関連事業で70％、それから雨水関連事業で50％の県からの内示を受けたところであります。これについては、菊陽町が取り組んでおります区画整理事業等の進捗の兼ね合いもありますけれども、それと先ほど申し上げました国道、県道の道路管理者との協議、こちらについてちょっと不測の時間を要しておりますことから、年度内の工事がちょっとできないという状況にありますことから、そういった県からの配分となったわけであります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　そしたら、大体この減額は、工事ができない分に対しての減額がこういうふうにされるということで、これからも予定しててその工事ができなければこの分は減額されてくるということになるんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君）　まず、そういう状況です。

それと、国から県に対しての配分も非常に今回少なかったということも理由にあるようであります。

それと、この関連工事につきましては、来年度、区画整理との進捗の兼ね合いもありますけれども、この道路管理者との協議は継続して、引き続き継続してまいります。そして、工事につきましては、来年度重点的に行ってまいりというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１０　議案第４４号　財産の処分について

○議長（渡邊裕之君）　日程第10、議案第44号財産の処分についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君）　議案第44号財産の処分について説明いたします。

原水工業団地第３街区第３画地の分譲売払いのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をいたします。

車などのプラスチック成形用金型を製作されておられます株式会社名古屋精密金型と協議が調いましたので提案するものであります。

議案の参考資料の次のページを御覧ください。

こちらの方が原水工業団地の全体平面図でございます。図面の右上の赤く囲んだ箇所が今回売払いをする箇所でございます。

それでは、議案の方にお戻りください。

それでは、１、売払い財産、(1)所在地、菊陽町大字原水字上大谷3802番32、(2)地目、宅地、(3)面積、8,160.06平方メートル。

２、売払い予定価格、１億2,648万930円。

３、売払い相手先、愛知県知多郡東浦町大字緒川字北鶴根66番地の５、株式会社名古屋精密金型、代表取締役渡邊幸男。

４、売払い目的、原水工業団地第３街区第３画地の売払い。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１１　議案第４５号　町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君）　日程第11、議案第45号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君）　議案第45号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でありますが、道路法第８条第１項の規定により町道路線を認定するため、同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の１ページを御覧ください。

①の路線は、光団地南線であります。場所は、光団地の南側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。起点・終点とも菊陽町大字原水字下前原地内であります。

続きまして、２ページを御覧ください。

②の路線は、杉並台団地15号線であります。場所は、杉並台地区の東側になりまして、民間

住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。起点・終点とも菊陽町杉並台１丁目地内であります。

続きまして、３ページを御覧ください。

③の路線は、下沖野10号線であります。場所は、三里木駅の北側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。起点・終点とも、菊陽町大字津久礼字下沖野地内であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１２　同意第２号　菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて

○議長（渡邉裕之君）　日程第12、同意第２号菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君）　同意第２号菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて説明いたします。

菊陽町固定資産評価員に選任したい方は、氏名が阪本修一様で、住所が菊陽町大字久保田2354番地３にお住まいで、生年月日が昭和27年４月21日生まれの現在63歳です。

前任の固定資産評価員の服部貞夫様が本年６月30日付をもって辞任されましたので、後任として阪本修一様に就任を願うもので、地方税法第404条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

阪本様の経歴は、熊本県立大津高校を御卒業、昭和46年４月に福岡相互銀行に入行、勤務された後に、昭和52年４月に菊陽町役場に入庁され、税務課をはじめ総務課、企画財政課等のほ

かに、福祉課長、健康・保険課長、総務課長、会計管理者、福祉生活部長を最後に、平成25年３月に定年退職され、26年４月からはふれあいの森研修センター長として勤務されております。

固定資産に関し高い見識をお持ちで、ただいま申し上げましたとおり、その幅広く豊富な行政経験と高潔なお人柄は委員として適任であると思われますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第２号菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、同意第２号菊陽町固定資産評価員の選任に伴う議会の同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　報告第３号　平成２６年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について

○議長（渡邉裕之君）　日程第13、報告第３号平成26年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　報告第３号平成26年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について御説明いたします。

内容は、継続費を設定しておりました（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業と菊陽中学校増築・改修事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により精算報告をするものであります。

表紙をめくっていただきますと、継続費精算報告書がございます。

１つ目の事業は、款の２総務費、項の１総務管理費の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業、完成後の名称で言いますと、菊陽町光の森町民センター建設事業であります。

表は、年度ごとに全体計画と実績及びその比較を記載しています。

まず、年度は、平成24年度から26年度までの３年間でございます。

次に、全体計画の年割り額の計は９億3,900万5,000円で、財源内訳は、国県支出金が３億4,800万6,000円、地方債が５億110万円、一般財源が8,989万9,000円であります。

中央の列は実績で、逓次繰り越しをした分の含んだ実際に支出した額を記載しています。

支出済額の計は９億3,469万7,257円で、財源内訳は、国県支出金が３億4,800万6,900円、地方債が５億110万円、一般財源が8,559万357円であります。

右の列の比較は、全体計画から実績を差し引いた額になります。よって、年割り額と支出済額の差の計である430万7,743円が不用額となりました。

次のページをお願いします。

次の事業は、款の10教育費、項の３中学校費の菊陽中学校増築・改修事業であります。

まず、年度は、平成24年度から26年度までの３年間でございます。

次に、全体計画の年割り額の計は20億3,139万3,000円で、財源内訳は、国県支出金が４億1,588万4,000円、地方債が12億8,990万円、一般財源が３億2,560万9,000円であります。

中央の列の実績は、支出済額の計が20億2,304万4,477円で、財源内訳は、国県支出金が４億1,588万4,000円、地方債が12億8,530万円、一般財源が３億2,186万477円であります。

右の列の比較は、全体計画から実績を差し引いた額になります。よって、年割り額と支出済額の差の計である834万8,523円が不用額となりました。

以上で継続費の精算報告を終わります。

○議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これで報告第３号平成26年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１４　報告第４号　平成２６年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渡邉裕之君）　日程第14、報告第４号平成26年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　報告第４号平成26年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により監査委員の意見をつけて御報告いたします。

本件につきましては、本定例会初日に代表監査委員から審査結果の報告がなされたところであります。

表紙をめくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものでございますが、決算では６億9,558万7,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計を加えた実質収支額で、決算では10億853万8,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次に、実質公債費率は実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25％に対し9.3％という結果になりました。

最後は、将来負担比率になります。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350％に対し24.2％という結果になりました。

以上で全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

１枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書であります。

資金不足比率は、平成24年度から公営企業法を適用しました下水道事業会計に関するものであります。

資金剰余が8,078万7,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値にあらわすことができないということになります。

したがいまして、下水道事業会計は経営状況は安定していると言うことができます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これで報告第４号平成26年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１５　報告第５号　有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（渡邊裕之君）　日程第15、報告第５号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とし

ます。

　農政課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君）　では、報告第５号有限会社さんふれあの経営状況について説明します。

　有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成26年度決算に関する書類及び平成27年度予算に関して報告するものであります。

　では、表紙から２枚めくってください。これからが平成26年度の決算報告でございます。

　それでは、４ページを御覧いただきます。

　４ページから８ページに記載されています平成26年度決算の状況について報告いたします。

　では、４ページの貸借対照表を御覧ください。

　左側の資産の部でございますが、流動資産計6,880万4,453円に固定資産計543万4,927円を加えました資産の部合計が7,423万9,380円でございます。

　また、右側の負債の部では、流動負債計3,984万2,175円に固定負債の195万4,194円を加えました負債の部合計が4,179万6,369円です。

　その下の純資産の部合計が3,244万3,011円でありまして、負債及び純資産の部の合計が7,423万9,380円であります。

　次の５ページを御覧ください。

　損益計算書でございます。

　売上高で、温泉券売機売り上げ、ふれあ館売り上げ、大広間売り上げ、売店氷菓里の売り上げ、それから直売所売り上げ、直売所委託収入、農園使用料収入、その他収入を合わせました売上高の合計が１億9,267万8,231円でございます。

　さらに、売上高から仕入れなどの売上原価を引いた売上総利益が１億6,127万9,530円でございます。

　その下段は、販売費及び一般管理費の総額です。内訳としましては、次の６ページを御覧ください。職員の給与、手当、水道光熱費、燃料、衛生管理費など全ての合計で１億5,864万745円を支出されています。

　５ページに戻っていただき、中段の売上総利益１億6,127万9,530円から経費部分であります販売費及び一般管理費の１億5,864万745円を引きますと、営業利益が263万8,785円でございます。営業外収益170万3,420円を加算し、営業外費用３万2,834円を差し引きまして、経常利益が430万9,371円でございます。ここから法人税、住民税及び事業税74万6,100円を差し引いた356万3,271円が当期利益となります。

　次に、８ページをお開きください。

　５月22日に監査が実施されていまして、５月28日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次の10ページに収支予算に関する26年度計画とその実績及び27年度計画を載せています。

ここで、26年度実績の下から３行目の寄附金の欄を御覧いただくと、３万2,000円の支出がありますが、これはチャリティー販売を実施された際の寄附であります。

25年度が赤字決算であったため、25年度分の町への寄附金の26年度支出はありません。

なお、26年度分の町への寄附金は、決算時期と町の出納閉鎖時期が近接して間に合いませんでしたので、翌年度27年度予算からの寄附としています。その寄附金につきましては、一番右側の27年度計画の下から３行目に記載されております130万円でございまして、既に町に寄附されているところです。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これで報告第５号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

散会　午後０時29分

第３回菊陽町議会９月定例会会議録

平成27年９月17日（木）再開

（　第　10　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（７日目）

（平成27年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成27年９月17日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第２　発議第11号　ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

日程第３　発議第12号　甲斐榮治君に対する懲罰の件

日程第４　議員派遣について

日程第５　資格審査特別委員会の閉会中の継続審査について

日程第６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第１　議案第46号　平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）について

日程第２　発議第13号　国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）について

日程第３　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	大久保　　輝　君	２番	阪　本　俊　浩　君
３番	西　本　友　春　君	４番	那　須　眞理子　君
５番	佐々木　理美子　君	６番	中　岡　敏　博　君
７番	吉　本　孝　寿　君	８番	吉　山　哲　也　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	坂　本　秀　則　君
11番	石　原　武　義　君	12番	岩　下　和　高　君
13番	大　塚　　昇　君	14番	川　俣　鐵　也　君
15番	上　田　茂　政　君	16番	小　林　久美子　君
17番	甲　斐　榮　治　君	18番	渡　邊　裕　之　君

3. 欠席議員

な　　し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　堀　　行　徳　君

書　　記　山　川　真喜子　君

書　　記　増　永　純　一　君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	後　藤　三　雄　君	副　町　長	井　手　義　隆　君
教　育　長	赤　峰　洋　次　君	教育次長	桐　　陽　介　君
総務部長	吉　野　邦　宏　君	福祉生活部長	實　取　初　雄　君

産業建設部長兼 商工振興課長	松　本　洋　昭　君
総務部審議員兼 総　務　課　長	吉　川　義　則　君
財　政　課　長	東　　　桂一郎　君
人権教育・啓発課長	高　木　定　伸　君
福　祉　課　長	西　本　一　浩　君
福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐　藤　清　孝　君
町　民　課　長	酒　井　章　彦　君
産業建設部審議員兼 農　政　課　長	志　垣　敏　夫　君
都市計画課長	大　山　陽　祐　君
総務課長補佐兼 総務法制係長	中　島　秀　樹　君
生涯学習課長兼 中央公民館長	古　賀　直　之　君
農業委員会事務局長	川　上　一　弘　君
会計管理者兼 会　計　課　長	山　﨑　謙　三　君
総合政策課長	阪　本　浩　徳　君
税　務　課　長	阪　本　章　三　君
総務部審議員兼 東部町民センター所長	平　野　葉　子　君
福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮　本　義　雄　君
介護保険課長	市　原　憲　吾　君
西部支所長	服　部　誠　也　君
建　設　課　長	小　野　秀　幸　君
産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今　村　敬　士　君
学　務　課　長	士　野　公　典　君
図　書　館　長	矢　野　信　哉　君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議　午前10時０分

○議長（渡邉裕之君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邉裕之君）　日程第１、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

まず初めに、総務常任委員長中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　おはようございます。それでは、総務常任委員会の審議の経過と結果について報告します。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定について、認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第６号安全保障関連法案に反対する請願書、請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願、以上４議案が付託されました。

９月10日、11日、14日の３日間にわたり、認定第１号、認定第２号については各担当課及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をしました。請願第６号は紹介議員であります小林議員及び請願提出者から、請願第４号は請願提出者から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をしました。

なお、光の森町民センターキャロッピア、町道新山５号線のカラー舗装の現場調査を行い、担当課より説明を受けました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告いたします。

まず初めに、三里木町民センター。

三里木町民センター管理費の工事請負費の中身は何かとの質問があり、施設改修工事としてテニスコートの修繕を行ったとの答弁がございました。

また、勤労青少年ホーム運営費の報償費の減額理由はとの質問に対しまして、当初６講座を予定していたが、５講座となったため減額したとの答弁がありました。

次に、総務課交通防災係に参ります。

沖野から杉並台にかけて町道新山５号線のカラー舗装の舗装面積についての質問がありました。舗装幅が１メートル程度で舗装面積は393平方メートルになるとの答弁でした。

ほか、県の助成金を受けるための自主防災組織の立ち上げの期限はあるのかとの質問に対

し、本年度なので３月31日まで、県の申請が２月になるので、２月までに申請いただけると望ましいとの答弁がございました。

次に参ります。総務課総務法制係。

質問で、行政バスの運行状況について、どの程度の頻度で使用をしているのかとの質問があり、少ないときで、月に一、二回程度、多いときは月10回、年間では80回から90回程度の運行を行っているという答弁がございました。

続きまして、東部町民センターに参ります。

東部町民センターに対する質問で、デイサービス事業を週に１回行っているとのことだが、内容と利用者数を教えてほしい、またサービスを利用するために介護認定は必要かとの質問がありましたが、東部町民センターでは、特別事業として、高齢者・障害者を対象にした事業の補助金を受け、その補助金において規定されている活動を実施している。多くの行政区で実施されているふれあいサロンと似たサービスで、介護予防を目的とするという答弁がございました。

続いてまいります。総務課人事秘書係。

産業医委託料について御質問がありました。現在契約している産業医は１名かとのことで、産業医委託契約は、財団法人熊本県総合保健センターと契約を締結しているとの答弁がございました。

続きまして、総合政策課。

人材育成基金運用事業補助金は、金額は行き先等で決まるのか、また行き先は定めているのかとの質問があり、回答、答弁は、要綱により、基本社会人が15万円、学生が10万円と上限を定めている。平成26年度の実績は、８人に対する65万円で、内訳は、７人が９万円、１人は海外青年協力隊としての激励金２万円であるとの回答でございました。

次に参ります。

次、人権教育啓発課におきまして、阿蘇・大津人権擁護委員協議会に助成金を支出しているが、協議会の構成メンバーはとの質問があり、熊本地方法務局の阿蘇・大津地区の人権擁護委員で構成されているとの回答。

次に、加盟している自治体の負担割合はとの質問がございました。それに対し、委員の人数に定額を掛けた均等割と人口割で自治体ごとに異なっているとの答弁がございました。

次に参ります。税務課に参ります。

税金の回収不能などの全体的な状況はどうなっているのかの質問に対し、町税は一般会計全体の約４割を占める貴重な財源で、税収の確保は公平性や公正性から考えると重要である。滞納された方に対し、預金などの債権や財政などの調査の後に滞納整理を行っているとの答弁がございました。

次に、財政課に参ります。

質問では、地方譲与税が昨年度より減額になった理由はとの質問があり、自動車重量譲与

税、国税の42％が市町村道の面積延長に配分される。減額となったのは、国税の収入が減ったためと思われる。

また、エコカーも関係しているのかとの質問に対して、関係していると思うとの答弁がございました。

次に参ります。会計課。

質問では、源泉所得税の徴収漏れの内容について質問がございました。

税務署による全国的な調査で判明したものであるが、個人事業と法人事業の区別がつかなかったため、源泉所得税の徴収漏れが発生したとの答弁がございました。

最後に、議会事務局。

議長のタクシー使用料が余り使用されてないようであるがとの質問に対し、町内での使用はないようであるとの答弁がございました。

続いてまいります。

請願第６号安全保障関連法案に反対する請願について紹介議員より説明を受けました。内容としまして、今回の安全保障関連法案の一番の問題は、憲法９条に違反しているということで、圧倒的多数の憲法学者、全国全ての弁護士会、また歴代の内閣法制局長、安保法案に反対する300人以上の弁護士と学者の合同記者会見があり、そこで元最高裁判事の濱田邦夫さんが違憲というふうに言っている。憲法99条には今の憲法を尊重して擁護する義務があるので、これだけの学者や弁護士、最高裁の元長官までもが違憲と言っている中で、国会議員が違憲であることが明白である案件に賛成するのは問題であるとの説明がございました。

また、委員から、憲法学者３名の方が憲法違反をしていると言われているのは皆さん御存じだと思う。そして憲法改正になると、この３名の方も賛成、反対と分かれると思う。歴史的に考えると、資料にもあるが、新しい憲法の話で、平和委員会から出ているが、今の自衛隊も憲法では保障されていないという憲法第９条の根拠があったようである、社会情勢から考えると違った考えもあるのではとの感じを持ったとの意見がございました。

そのほかの質疑はございませんでした。

次に参ります。

請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願に対しまして慎重に審議を行いました。

まず、安全保障法案が大詰めとなっていて、いろいろな審議がなされているが、それを飛び越え、憲法改正となれば、いろいろな意味で全体的な見直しが可能となるが、その整合性はどのように考えているかとの質問がございました。

それに対しまして、周辺アジア諸国の日本に対する侵犯等も実際行われており、それに対応するため、まず法律を改正、憲法改正よりも手続的に早くできる法律を改正し、そしてその後で憲法改正にいけたらという現状であるので、整合性というものはとれている。また、家庭のあり方、家族のあり方も今の憲法に入っていないので、入れていただきたい。

それから、東日本大震災に見られるような早急な国民の生命・身体・財産の確保に向けて動きができるような自衛隊、消防、警察の最高法規を持ってくるべきとも回答であり、整合性はとれているという答弁でございました。

ほか、委員から意見を求めたところ、国際平和支援法の後方支援というものがあり、自分たちを守るための憲法改正であるならば他国がすることの支援をしなければならないのかとの１点が気にかかるとの意見がありました。

その後の審議内容においては、さまざまな意見があり、日本国は主権国家として疑問を持つ点が多々ある。竹島をはじめ拉致被害、尖閣諸島などの主権国家として成り立ってないような危機を覚えているとの意見、また我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。家庭、教育、環境といった諸問題とともに紛れて一緒に改正するべきではないとの意見もございました。

最後に、安保法制とも別物だと考えた場合、憲法改正を国民に問うことであればこういうものが必要であるとの意見がございました。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました４議案につきまして採決を行いました結果、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項については、全員賛成により認定と決しました。

認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

次に、請願第６号安全保障関連法案に反対する請願書については、賛成少数により不採択と決しました。

請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願は、賛成多数により採択と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席でお伺いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　総務常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連しておりますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第２号平成26年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、認定第２号は認定することに決定をしました。

次に、請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　委員長に質問をいたします。

この請願書に、５行目からになりますが、「国民が現憲法と現実との乖離の解消を望んでいることは各種世論調査において憲法改正支持が常に過半数を超えていることでも明らかであり」という文が載ってます。各種世論調査というものは、恐らくお調べになったと思いますが、どういう調査を調べて、その結果は国民の支持は何％だったのかをお答えください。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　質問についてお答えします。

委員会においては、この文言について細かいデータを求める御質問はございませんでした。

この数字に関して、どのような状況であるというのは委員も十分把握した中で審議が行われたと思っております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　今の委員長報告は、各委員が思ってるという答弁でしたよね。これは請願の請求理由ですよね。その請願理由が正しいかどうかというのは、まず一番先に委員会として調べるのが最も基本的で大事なことだと思いますが、改めてお伺いしますが、委員長は、じゃあどのようにお考えになっていたのかお聞きいたします。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　委員長としてとの質問でございました。

さまざまな統計調査等が、ＮＨＫ、また各新聞社、マスコミ等でデータを出されておりま

す。常に数年ほど前から状況を把握していますが、常に拮抗しているということと、過半数を超えているとの認識、またどちらでもないとの意見も多いということを把握、理解しております。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　僕は、この提案理由って物すごく大事だと思ってるんですよ。

もう一回聞きますよ。

この文では、厳密的には憲法改正支持が常に過半数を超えてる、各種世論調査でって。ＮＨＫの世論調査では、どちらでもいいという項目がありますので、憲法改正もしくは改正しなくてもいいというのは大体20％台です。過半数ということは50％超えてるということですよね。どこの調査で50％を超えてるのか、明確に把握していなかったのであれば、把握せず採決した、そのように答弁してください。

○議長（渡邉裕之君）　質問ですか。

○９番（北山正樹君）　質問です。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　私としては、その過去数年間のデータを調査し、反対か賛成かというので、それをどちらかが多いのかというのを理解したもので、またどちらでもないというものを含めず考えていた点はございます。その中で慎重に審議をいたしました。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　これは、請願第４号は憲法改正の早期実現を求める意見書なんですけれども、今、その前、私が紹介議員になった安全保障関連法案に対する請願と関係してくるかと思いますけれども、皆さんも昨日のテレビなどでも御覧になっているように、今国民の声は、憲法を守ってほしい、これが一番の声ではないかと思います。

私は、この議事内容の中で、説明をされている布田さんが、実際尖閣諸島、列島とかあのような行動はとられてますけれども、あそこでは個別的自衛権の発動でもって対応できると思いますというふうに書いてありますので、私も、中国や北朝鮮の環境の変化とか言われますが、個別的自衛権の発動で対応できるというふうに思うんですけれども、この点について、今憲法を守れという声が国会内外で非常に高まっているときに、なぜこの憲法改正する請願を委員会としては採択をされたのかというのが第１点です。

それから、第２点目は、この請願者の方が言われてるように、個別的自衛権の発動で対応できるというふうに言われてることをどのように協議されたのか、この２点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　この憲法改正を早期求める請願の内容におきましては、ただいま小林議員がおっしゃった、各、今の我が国をめぐる内外の情勢についてもございましたが、ほかに、家庭、教育、環境といった諸問題、さまざまな分野においても憲法改正を求める内容であるという認識で審議を、それを含め審議をさせていただきました。

議長、２点目をもう一度確認させてもらってよろしいでしょうか。すみません。

○議長（渡邉裕之君）　小林議員。

○１６番（小林久美子君）　紹介議員で紹介をされている布田さんでさえも、後で安全保障関連の質疑はしますけれども、そこで実際尖閣諸島などの例を挙げて、個別的自衛権の発動でもって対応できるというふうに発言されていますが、このことは委員会ではどういうふうに捉えられていますかという質問です。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　尖閣問題等の質問と個別的自衛権、また集団的自衛権についての質問もございました。その中で、さまざまな質問を求めた中、委員会としては、憲法改正を早期求めるとの内容をメインに捉え、議論をさせていただきました。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　違います。要するに、憲法改正を求める議論ではなくて、この紹介されている人が、今の、要するに中国や北朝鮮、いろいろ環境が変化していると国会なんかでも言われていますが、この憲法改正を求めている説明者の方が、その個別的自衛権で対応できるというふうに発言をされているということは、非常に今の時代の中で大事なことだと思いますけれども、このことはどういうふうに捉えられているのか。

それと、今憲法を守れという声が大きい中で、そういうことは審議の中で大事にされなかったんですか。今の委員長の答弁では、この個別的自衛権で対応できるというところは、今この日本の中で非常に個別的自衛権、集団的自衛権って大事なわけですので、大きなポイントだと思いますが、どのように捉えておられるのでしょうか。

検討してないなら検討してないでもいいですけど。委員長、もう検討してないなら検討してないって言ってもらって。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　その点につきましては議論はございませんでした。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに。

坂本秀則君。

○１０番（坂本秀則君）　ただいまの小林さんの質問に対して、総務常任委員のメンバーでありますので、答えますと……

（16番小林久美子君「委員長しか答えられません」の声あり）

ああ、そうですか。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についての請願は、委員長報告では採択でした。しかし、今ちょっと質問して思ったんですけれども、この一番大事なアジア、北朝鮮や中国の環境の変化が、個別的自衛権、また集団的自衛権がどうかということが全国的に議論されている中で、こういうところへのきちんとした対応といいますか、その発言が聞かれなかった、やはり審議が十分できているとは思えません。

また、今国民の中では、憲法を守ってほしい、この声が国会内外で非常に膨らんでいるときに、今のこの時期に、もう一つの請願の方は不採択にしながら、この憲法改正の早期実現を求める意見書の提出については、内容は十分な審議がなくされているということに非常に問題だというふうに思っています。

日本国憲法は、恒久平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を最大原則にした日本の最高法規です。あの悲惨な侵略戦争を経て、二度と戦争をしないと誓った日本の平和主義には高い評価が寄せられ、憲法９条が今年のノーベル平和賞にもノミネートされるなど、世界からも高い評価が寄せられています。私は、この世界に誇る憲法を守り、生かすことこそが大切だと考えています。

戦後70年間、憲法規定の是非を判断する国民投票が行われなかったという議論もありますが、これは国民の中で現行の憲法が長い間受け入れられ、支持されてきたからだと思います。早期に憲法改正せよとの声が寄せられるどころか、今憲法を守れ、立憲主義に立ち返れ、この声が大きく広がっています。

私は、今お話ししました我が国を取り巻く東アジア情勢の対応、喫緊の課題といって憲法改正をと言いながら、その請願者の中でも、個別的自衛権で対応できると請願をされている方が言っているわけですから、現行憲法で十分対応できる内容だというふうに思います。

さらに、私は、国民は憲法改正を望んでいないと思います。とりわけ９条を評価、尊重する流れが強くなっています。ＮＨＫが実施した世論調査でも、「日本の平和を守っていくために今最も重視すべきことは何か」、この問いに対しては、「武力に頼らない外交」が53.4%でした。「武力を背景にした抑止力」はわずか9.4%です。「戦後、憲法９条が果たした役割を評価しますか」に対しては、76.5%の方々が「評価する」と答えています。多くの国民の皆さんが現行憲法を評価していることは明らかです。日本の安全保障も、この憲法９条の精神に立っ

た外交戦略を確立することこそが必要で、私は、憲法改正ではなく、憲法を守り、暮らしに生かすことこそ求められると考えて、この委員長の採択の報告に対して反対をするものです。

以上です。

〇議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

〇９番（北山正樹君）　この請願４号について、６月議会で提出されたときに私は、今総務委員長である中岡議員、そして紹介者である石原議員に対して、この一文は決定的に間違っているので、ここは削除もしくは訂正するべきだということは申し上げておりました。僕の立場は、実情に合わせて憲法改正は必要だと思っております。したがって、憲法改正のための議論をしていく、そのこと自体には賛成をします。

しかし、この請願は国会に出すんですよね。そして、国民、賛成もいるし、反対もいます。その全ての人たちがこの菊陽町議会の、もしこれが採択されて国会に行った場合ですが、どこの調査なんだ、常に50％を超えている、そんなの本当にありか、誰が出した、菊陽町、町ってこのレベルか、僕はそう思われるのが一番しゃくです。請願の提案理由は間違ったことを書いてはいけません。気持ちは分かります。提案の根本的な理由ですから、そこに常に過半数を超えている。先日、紹介者の布田さんとも話をして、私はこの一文だけは間違ってると思いますと、そのことは申し上げました。

憲法改正については賛成します。しかし、非常に残念です。

そして、先ほどの委員長報告でも、極めて審議が不十分と僕は言わざるを得ません。町民を代表して国会に提出するこの文案に対して、誤りのことが書いてある、データに間違いがある、それを町民の皆さんの４万人を代表して議会が出す、私はそのことには耐えられない。失礼します。

〇議長（渡邉裕之君）　退室はこちらから。

議員各位に申し上げます。

討論は、反対、賛成のみ発言をお願いします。それ以外は認めません。

甲斐榮治君。

〇１７番（甲斐榮治君）　私は、この請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についての請願について反対の立場で討論をいたします。

憲法制定以来70年が経過をしております。そういう憲法でありますが、物事が変わらないということは私はないと思います。絶対なものはない。情勢が変わり、いろんなことが変われば、当然変わらなければいけないものは変えなければいけないと、そういう考え方ではありますが、今この憲法を変える必要があるかという点については、私はそうではないというふうに思っております。

理由は、先ほど小林議員もいろいろ申されました。国会でも議論があっておりますので、言うとこれは、町議会ですから、国のことをいろいろ理論的に言いよったらこれもう切りがない

というふうに思いますから、特徴的な、自分がいつも考えてる３点だけ申し上げたい。

１つは、憲法というものは、どちらかといえば政権に縛りをかけるものであると。国民の権利、もちろん義務も定めておりますが、権利を守る、そういう性格がございます、憲法には。それを政権の側からどうも最近の憲法改正は出てきておると、その点に１つ疑問を感じます。国民が盛り上がって、国民の意見が盛り上がって憲法改正ということであれば、それはそれで大事なことだというふうに思いますけれども、その点が１点ひっかかります。

それから、憲法がアメリカから押しつけられたものであるという議論がよくあります。この辺、私もよくは分かりません、詳しい歴史を研究してみたわけでもありませんが、ただ、今の憲法の評価、これをもう少し冷静にすべきではないか。正しい評価をしなくちゃいけないだろうというふうに思います。保守政権の側の人たちも、これまでのことを見てみますと、非常に慎重に対処をされてきておる。今回はちょっとこの議論が急激過ぎはしないかと。変えるべきは変えなくちゃいけないというふうに思いますけれども、今までの伝統的な保守の政治家の方も慎重に構えて対処をしてらっしゃる、その辺は十分に考えなくてはいけないんじゃないかと。70年、その結果、今の憲法が保持されてきたという背景がございます。

それからもう一点は、これは全くもう私はこれはもう不賛成なんですが、家族のあり方とか、それから家庭のあり方を憲法に規定する、これはちょっと憲法に合わないんじゃないか。それは道徳の問題であって、別次元の問題ではないか、それを国家の最高法規の中に盛り込むということは、ある意味では宗教とかそういったものとの、ある一定の物の考え方を憲法に持っていくわけですから、非常に危険な側面があるというふうに思います。

そういった意味で、ちょっと今の段階での憲法改正を急ぐというのは早計ではないかと、そういう意味で反対でございます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

吉本孝寿君。

○７番（吉本孝寿君）　請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願で、賛成の立場で討論をいたします。

ある国会議員の話ですが、国防こそが最大の福祉であるということをおっしゃってました。私もなるほどなというふうに思ったところでございます。そして、自衛隊が命を守り、そして日本国を守るということもつけ加えて発言をされておられます。これは、この早期実現を求めるということは、私は、戦争をするのではなくて、戦争をしないためのものだというふうに理解をいたしております。水害に例えると余りよろしくないかと思いますが、大雨が降って川があふれないようにするには、当然ながら堤防を高くするということが考えられます。このことと例えるならば、やはり憲法を改正をして、その高い壁をつくって、他国から日本国を守るということは必要なのかなというふうに思います。

よって、憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願は賛成ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論ございませんか。

上田茂政君。

○１５番（上田茂政君）　請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

毎日テレビ・新聞報道で行われております。今国会の中でも、やはり憲法と集団的自衛権、憲法改正、それをセットで、自民党タカ派、ハト派、どっちがやっているか分かりませんけども、決して数の力で今の現在を押し切ろうという面が多々あります。その中で、国民の世論調査の中でも、先ほどお二人が言われましたように、まだまだ議論をする余地があるわけです。

例えば日本国は、軍事力を高めれば、中日、北朝鮮、それ以上に軍事力を上げてきます。抑止力というのは分かりますが、その辺のところを十二分に時間をかけて、例えばあと３年総理大臣の任期はあります、解散せん限りは。ですから、急がなくとも、安定多数の自公民でありますので、やはり国民の安定したその賛成をなし遂げるような説明責任が必要ではないだろうかと、私は思っております。

ですから、私は、その公明党、自民党、共産党、社民党、民主党とかじゃありません。私は、一般の世論の中の、各菊陽町の中の住民の方々がこれにどのぐらい反応されているのか、こういうところもしっかりとやはり受けとめて、そしていかなければならないと思います。

ですから、まだまだ３年時間があります。ですから、この憲法改正をどうやって国民の皆様方に丁寧な説明をされて、そして国民の皆様方が50％でもいけば、そりゃ憲法改正をして、集団的自衛権、安保法制の中でやれば私は何事も言うことはありませんが、今の状況では、我が子どもたち、私たちは死んでいきます。しかし、我が子あたりは、徴兵とは言いませんが、やはり撃ってくれば闘わなければなりません。危険な状態に今の状況では派遣されます。ですから、そういうところをしっかりと認識しながら、一この小さい菊陽町の議会でも、また熊本県下でも、この法制が通っているのは２つしか通っておりません、町村外で。恐らく２個です。ですから、そのようなところをしっかりと認識を踏まえながら、我々、やっぱり国会にまだまだ審議してくださいというような請願を出していかなければなりません。

最後になりますが、請願第４号の憲法改正早期実現を求める意見書提出には反対でございますので、議員各位の皆様方の御支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論ございませんか。

大塚昇君。

○１３番（大塚　昇君）　この請願に対して賛成の立場で討論を申し上げます。

戦後70年間、日本がこのように順調に戦後の復旧から経済、そして国民の安全という面で守ってこられたのは現憲法であることは承知しておりますけれども、今問題になっております安保の問題にしろ、災害派遣にしろ、海外への派遣にしろ、大変現憲法とはいろんな点で問題が

あるかと思います。無理のある解釈の仕方、運用の仕方でどうにか切り抜けておりますけれども、早期にやはりちゃんとした憲法の中で安心して海外でちゃんと活動ができるように、そしてこれまで以上の国民の安全を守っていくことが私は憲法を変えていく上で大変必要なことであろうかと思いますし、私ども議会が、町議会と先ほどから言われておりますけれども、国民一人一人、町議会といえども、こういった問題について勉強をこれからしていくという意味からも、こういう憲法改正、ぜひ実現させていくというような気概で私どもは取り組んで、勉強していくことが必要だろうと思い、賛成ということで討論をいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論ありませんか。

川俣鐵也君。

○１４番（川俣鐵也君）　ちょっと議長にお尋ねしますけど、私はもう総務常任委員会の一員としてこの議論に参加したわけですけど、意見発表してよろしゅうございますか。

○議長（渡邊裕之君）　委員会の中で討論、川俣議員もこの資料の中書いておりますので、今日はお控えください。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第４号憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　可否同数です。

議長の裁定ですが、議長の意見は賛成であります。したがいまして、請願第４号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第６号安全保障関連法案に反対する請願について質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　請願第６号安全保障関連に反対する請願、これは塚田さんが請願者で私が紹介議員になりました。

非常に残念だというふうに思うのは、第１点は、私たちは、議事内容のところを見ていただくと分かりますように、質問に対して答えていますが、以下審議のところは、吉山議員の感想だけです。それだけで、ほかの文言は全くありません。

私は、やはり今、国会のところで、ＳＥＡＬＤｓという若い大学生、もう今高校生まで自分の意見を言っています。そして、お母さんやお父さん、ママ・パパの会とかありますけれど

も、政党に関係なく、一人一人の国民、ここで言えば町民の方が自分の意見をしっかり言って、今この安全保障関連法案が今日明日にでも採択をされるかどうか、そういう時期の中で、私たち町民から選ばれている議員が、この大事な総務常任委員会で一言も自分の意見を発することもなく、感想だけで、これが憲法９条にどうなのか、また６割の国民が反対しているけれども、これはどうなんだろうか、自分の菊陽町ではみんなどういう気持ちなんだろうか、そしてこの憲法が改憲解釈、昨年の７月に閣議決定されましたけれども、その後、国会の答弁、ひどいものです。今日は防衛大臣はこういうふうに言って、明日はまた違ったことを言う、そういう国会の運営を見てて、国民、町民は非常に不安を持っています。私たち町民から選ばれた議員一人一人が、今国を左右するこの大事な中で、自分の意見をしっかり言って議論することが、それが私は議会だと思います。それなのに、町民の請願、たった一人の感想だけで、全くの審議もない、これは一体どういうことか、委員長にお答えいただきたいと思います。

それから２つ目ですけれども、憲法９条に違反している、３名の方が国会で憲法違反と発言されました。その後、多くの憲法学者が憲法違反と表明しています。そして、そのときは菅官房長官は賛成の方もたくさんいると言っておきながら、３名でしたけれども、その後、全国全ての弁護士会も憲法違反と言っています。そのときはまた、国会で、それは政治が考えることだ、最高裁判所が考えることだと言って、歴代の内閣法制局長官、最高裁判所の元長官までが違憲というふうに明言をしています。

こういう問題についてどのように、審議されていませんから、委員長としてもお答えができないかもしれませんけれども、こういうことをしっかりと審議するのが委員会ではないですか。私は、一人一人の町民が今そういうふうに考えているときに、これは非常に残念で、議員に期待している自分たちの声を代弁してくれるのが議員だと思っている町民に情けないというふうに怒りを覚えますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　お答えします。

ただいま小林議員がおっしゃったとおり、質疑、意見は吉山委員のこの意見のみでございました。そのほかの意見、また質疑等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　委員長、これで審議したと言えるんですか。

今、みんな高校生や大学生は、いろんな就職活動もありながら、国会に駆けつけ、自分の言葉で、難しいことではありません、自分の言葉で、誰の子どもも殺したくない、こういう安全保障法案、通してほしくない、強行可決してほしくないというふうに言っています。

そういう中で、議員が委員会の審議を誰ひとりも自分の意見を表明しない、こういう委員会をしてたら町民の負託に応えられないと私は非常に怒りを持ちますが、この責任をどうお考えでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（渡邉裕之君）　答弁お願いします。

中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　これに対してさまざまな質疑、意見を求めたんですが、それがなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　小林議員に関連してなんですよね。今安保法制は、衆議院、参議院でもうかなり長いことやってきて、国民も多くが知っているところですよ。

その中で、今大事なのは、一内閣でもって集団的自衛権というのを、過去70年間、歴代の政府ができないと言ってることを180度返す、これに対して、立憲主義に違反するということが問われてるわけです。ちょっと古い話になりますが、明治期に大日本帝国憲法をつくった。そのときに議論されたのは、憲法というのは国民の権利を守るためだというのをあの125年前に言ってるんですよ。したがって、政府を縛るのが憲法なのだ、憲法というのはそういう観点だという、時の森有礼文部大臣が民に権利を上げる必要はないという発言に対して伊藤博文がそう答えたんです。それからずっと日本は延々と立憲主義、法治国家として歩んできた。

今回の安保法制の改正に関して、自民党関連の議員から法的安定性は関係ないという言葉も出たり、単純に戦争に結びつく法案に対して反対をするというデモ行為、声を上げたら、自分が戦争に行きたくないだけのわがままな論理だという議員までいる。今まさにこの国の方針ががらっと変わるような大事な本案に対して、僕も正直言って「これだけ」という感じですよ。本当に委員長として責任持ってやった、僕それ一番聞きたいですよ。

委員長は委員会を主導する責任があるわけですから、意見が出なかったら、これについてはどうだ、あれについてはどうだってやっぱり聞いていかないといけませんよ。立憲主義に違反する、今までできなかったということをできるということを一内閣でぱっと決める、そのことについての是非、やはりそのことについては委員長報告としてきちっと答える義務があると思います。

お尋ねします。

○議長（渡邉裕之君）　中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君）　私としましては、説明を紹介議員及び請願提出者から聞き、質疑、十分な議論を求めるようにしたつもりでございます。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　請願第６号安全保障関連法案に反対する請願につきましては、委員長の報告は不採択です。この委員長の報告に反対する立場で討論をいたします。

元最高裁判事の濱田邦夫さんは、安保法案についてこのように述べています。「安保法案は、昨年７月の閣議決定に端を発し、結局今日に至るまでプロセス全体が、立憲主義、すなわち憲法に従って国を運営するという内閣の使命に反しているというのが一番の問題です。先の総選挙では、この憲法９条の問題なり、集団的自衛権の問題は主要な争点にはならなかった。閣議決定によって、歴代内閣が積み上げてきた憲法解釈を変更するという、いわば奇手を使った」、やっぱり奇策ということですね、「憲法解釈は立憲主義への挑戦である」。

山口繁元最高裁長官も違憲と言われています。これに対しても、あれは一個人の考えと内閣は言っているそうですが、やはり今度のこの法案の一番の狙い、これはアメリカの狙いは、自国の国民の命が殺傷されるリスクを日本に転嫁することであり、膨大な軍事費の負担を日本に肩がわりさせることです。法案が成立すれば、やがてアメリカ軍とともに全世界の紛争地で自衛隊が活動することになるでしょう。それによって、憲法９条のもとで日本がこれまで積み上げてきた国際的信用の実績を失うことになります。この法案が民主主義、立憲主義、平和主義そのものを壊そうとしている、このように元最高裁判事が述べられています。今まで政治的発言はしてこなかったけれども、この場に立ってはもう言うしかないということで発言をされています。

私は、集団的自衛権を使い自衛隊を海外派兵するということは憲法違反だと思います。先ほど布田さんも個別的自衛権で対応できると述べてるとおり、個別的自衛権で中国や北朝鮮の問題も可能だと思います。もう既に憲法学者の憲法違反の発言はこれまでもしてきましたから割愛をします。

国民の意思も明らかです。世論調査で法案に反対は６割を超え、賛成を大きく上回っています。８月30日には、国会を12万人のデモが包囲するなど、地域各地で反対の声が上がっています。この熊本でも、ＷＴＷと若者が何回も集会のデモアピールなどを行って、多くの方が参加をしています。

ところが、安倍政権は、国民の声を聞かず、強行採決を図ろうとしています。戦後70年間、日本国憲法のもとで培われてきた平和主義、立憲主義、民主主義を根本から破壊しようとする安倍自公政権には一片の道理もありません。この法案を廃案にするため、ぜひ意見書を上げていただきますよう、各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

石原武義君。

○１１番（石原武義君）　請願第６号につき、総務常任委員会での不採択について、菊陽町議会防衛議員連盟の一員として賛成の立場で討論します。

まず、小林議員におかれましては、町民の福祉の向上と充実に向けて日ごろ御活躍されてることには敬意を表している者の一人でございます。

ただ、この安全保障関連法案についてですが、私は立場を異にします。すなわち、この法案をもって直ちに戦争につながるという、いわば戦争か平和かといった二者択一的な発想は余りにも短絡的であると思います。思えば五十数年前、戦争か平和かといった同様な発想のもとに大きな反対運動が起こりました。今の反対運動の10倍以上の規模でありました。世に言う60年安保闘争であります。蛇足ですが、私が高校２年生だったかと思います。

その安保闘争から五十数年たった今日まで、戦争に巻き込まれるどころか、その気配すらありませんでした。そのおかげで日本は経済活動に専念することができました。それはなぜでしょうか。皆さん一緒に考えようじゃないですか。

答えはただ一つ、単純明快であります。それは、東西の力の均衡が保たれていたからであります。この力の均衡こそが平和が保たれたゆえんであります。決して平和、平和といって日夜唱えたからではありません。

翻って今日、軍事力の強化に邁進する国があらわれました。この力の均衡が破れつつあります。その結果、日本の島々の領海は日夜侵犯され、遠くから犬の遠ぼえのごとく、帰ってください、帰ってくださいと言うしかありません。

時はさかのぼって鎌倉時代、あの日連聖人は、弟子たちの質問に答えて、「蒙古が再び襲来してきたらどうしたらいいんですか」という質問に答えて、「武器を持って闘いなさい」と言われました。

しかし、現代人の私たちは、ここで考えなければなりません。それは、襲ってこないようにすることです。つまり抑止力の向上であります。具体的には、友好国と手を結び、抑止力の向上に努めなければならないと思っています。と同時に、国連で全ての国に認められた自衛権、この自衛権を明記しなければなりません。こうした憲法をまたつくらなければなりません。もって日本国家の領土と国民の生命と財産を守るということに努めなければなりません。

以上を申し述べて、私は安保関連法案に賛成の立場を表明します。

以上。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　請願第６号について、委員長報告に反対の立場で討論をしたいと思います。

まず、理由はもういろいろ質問の中でも述べたので、ちょっと繰り返すのは余り適正じゃないかなと思いますので、簡単に申し上げたいと思いますが、やはり解釈で変えるということについての危険を僕はやっぱり強調したいと思います。今までできなかったことをできるということに変えました。そして、自衛隊を海外に派遣するために、自衛隊法も改正をする、今までの自衛隊派遣の３要素を、さらに「明白な危険がある」という、捉え方によってはどうでも捉

えるという言葉を加えて今回の自衛隊法の改正を行おうとしています。つまり解釈で変えるということは、今言ってることは将来にわたってまた解釈の可能性ありますかということにつながります。今解釈で変更を許してしまえば、これから先もその実情に合わせて、もしくは安全保障環境が変化したからなどという理由で解釈でどんどんどんどん変えていく。だから、今の政府の説明で、あれはしません、これはしません、そのように言っていることが、将来解釈によってできるということにならない保証は何もありません。だから、解釈で変えるということを許してしまうと、やはり国民と政府の信頼関係は根本的になくなる、僕はそこに一番の危険を感じます。

今回の安全保障関連法案についてですけども、実はこれは昨年から始まったわけじゃなくて、実は2005年にアメリカ２プラス２の会議がありました。両国の防衛関係と外交関係が、２人が会って、随員も結構いるでしょうけど、その中で、安全保障条約というのは「極東」というふうに書いてあります。つまり日本を周辺として、どこが極東かというのは前からもいろいろ議論がありましたが、要するに日本周辺というふうに捉えることができた。でも、そのときの２プラス２で合意になったことは「世界における」という言葉に変わってるんですよ。

今安倍総理は、例としてホルムズ海峡とかと言います。僕は、ホルムズ海峡がテーマではないと思ってるんですよ。事実上、アメリカの要請に基づいて世界中どこにでも自衛隊を派遣できるということを、実はそこが本当は狙ってるところだと僕は考えているわけです。集団的自衛権でよく説明します。同盟関係にある国が我が国の近海で攻撃になったときに、自分の国が離れてるからといって助けることができないのは信頼を損なう云々と言ってますが、集団的自衛権というのは他国を助けるという意味ですから、本来は自衛権という言葉を使うのはちょっと違うんですよね。あれは他衛権ですので、他国の国を守るということですから。

それともう一つ、先ほど中国その他のことを言っておられましたが、中国のＧＤＰは、09年あたりに日本を超えて、現在はもう約３倍になってます。中国の人口は、何人いますかね、10億人ぐらいですか。

（「13億」の声あり）

13億ですか、13億いますね。そして、日本は１億2,000万、2,800万ですけど。少子・高齢化で日本の人口はどんどんどんどん減っていきます。中国はさらに増えていきます。現実に武力衝突をするということで日本を守れると考えるのは僕は大きな間違いです。

安保条約の中で、皆さんは、安保条約の中でアメリカが無条件で助けてくれると思ってるかもしれません。安保条約よく読んでもらえば、第５条にそこのが書いてありますが、そこに何て書いてあるかというと、「アメリカの憲法及び手続によって」という文が追加されてるんです。つまりアメリカの憲法に従って、もしくはアメリカの手続が整わなければ日本の防衛はしないということなんですよ。ですから、アメリカが常に日本を助けてくれるとは限らないのです。ですから、今回のことをきっかけにして、日本というものの防衛をどう考えるかという点では、僕はいい機会だったかもしれません。しかし、国民の大多数が反対する中で、この案を

今週強行採決するかという動きになってますよね、国会では。私は、これに国民の一人として断じて賛成するわけにはいきません。

よって、委員長報告には反対ということで討論を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

西本友春君。

○３番（西本友春君）　私は、現在行われてます安保法制に対して賛成の立場から１点だけ意見を言わせていただきます。

いろんな、３要件とかいろいろ制定されておりますけれども、その全てが国会の事前承認というものが必要ということでの歯止めをしっかりつけております。いろんな紛争、いろんな部分が起きたとしても、国会での承認ということが、全て前例なき承認ということになってますんで、そこでの歯止めは可能だということで、賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　安全保障関連法案に反対する請願書の不採択という意見に対して反対の立場で討論をいたします。

私は、先ほど意見を述べられた石原議員の心情もよく理解しておりますし、考え方もよく理解して、防衛議員連盟も同時に入っておりますけれども、この国家の問題についてはいささか意見を異にしますので、その辺は勇をふるって申し上げたいというふうに思います。

２点だけです、もういろいろ言われましたので。

１点は、日本は法治国家であると、その最高法規は憲法であると、その憲法の解釈を政府がかわるごとに変えられてはたまらないと。法の安定性をきちんとやっぱり確保しなくてはならないと。どうも今回はそうなっていないと、これが反対の第１番目の理由です。

それから２番目、国防の問題です。先ほど吉本議員から、国民を守るのが最大の公共の福祉であると、私はこのとおりだと思います。この考え方とってるのは、スイス、今朝放送があっておりましたけれども、スイスで、国民の生命・財産を守るというそのことが最大の公共の福祉であると。もうそのとおりで、そのためにスイスは、国民が全部合意をして武装中立という形をとっておるということですね。国民がそれを支持しておると。武装するということはスイスのアイデンティティーであるというところまで言ってる上での武装中立ということです。

それで、このひっかかりますのは、今回のいろんな法案がどうもやっぱり軍事に傾いてる。私も、中国の行動、それから北朝鮮の行動、それから韓国もややですね、それに対しては非常に腹も立ちます。何という無法なことをするか、抑止しなければならないというふうな気持ちは持ちます。もう70を超えた老骨ですけれども、そういったところから無法なことをしてくれば、それにやっぱり体を張って立ち向かいたいという気概は持っております。

しかしながら、日本の海岸線を、皆さん御存じのとおり、大変長大な海岸線を持っておりま

す。軍事だけで防備をするとすれば、ここにタンクを何台据えればいいのか、日本の国家予算ではそれは持てないと思います。ミサイルをどれだけ設置すればいいのか、中国やソ連には対抗できないでしょう。とすれば、やっぱりアメリカとの協力が必要であるし、もう一つは外交による努力が必要であるというふうに思います。

その中のアメリカとの関係ですけれども、これが本当に対等・平等の関係になってない、その中での安保法制であるという点ですね。日本の国の中に治外法権であるアメリカの基地を幾つも多数持っておるというのは、ほかにも例はありますが、日本ほど多数ではない。その基地、これを中心として沖縄の苦しみをやっぱり考えなくちゃいけないと思います。もう基地の中に沖縄があるという状況がずっと続いてる、この状況。そして、地位協定からして、沖縄の中で起きた事件については日本に裁判権がないと。やはり本当にこの同盟をするというのであれば、対等・平等の関係で同盟をして、その上での軍事的対応ではなかろうかというふうに思います。

また、軍事で申しますなら、誰も申しませんが、日本を攻撃するとすれば大したことは要らないと思います。多少のミサイルを持っておって、五十数基ある原発を狙えばそれでもう終わりであります。ですから、そんなことしないでしょうけれども、させないようなやっぱり外交努力を重ねていくべきだ、そういう視点で、今回のその政府のこの安保法制関係の整備については私は反対でございますので、この委員会の不採択についても反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第６号安全保障関連法案に反対する請願書について、委員長の報告は不採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、請願第６号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時29分

再開　午前11時40分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君）　文教厚生常任委員会の報告です。

先ほどが非常に長くなりましたので、手短に早く終わろうと思います。

文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告します。

文教厚生常任委員会に付託された付議事項は、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この４つの認定事項と請願第５号コスモス保育室分割に関する請願であります。

以上５議案が付託されました。

９月11日、12日、14日の３日間にわたり各担当課長及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議しました。請願第５号は、紹介議員であります佐々木議員から詳細な説明を受け、また各課等から説明を求め、質疑応答を行い、慎重に審議しました。

なお、最後は現地調査を行い、担当課より説明を受けました。

審議の経過につきましては、皆様の要点を記録した資料が配付されておりますので、その主なものだけを報告します。

生涯学習課。

夏祭りの補助金700万円の内訳はどうなっているかということに対して、ステージ運営費へ400万円、花火150万円、警備80万円、その他借り上げ料となっておりますということでした。

スポーツクラブとさわやかスポーツの違いはどういう問いに対して、スポーツクラブは法人格で活動されており、さわやかスポーツは主催講座になっているという答弁でした。

中央公民館。

１回当たりの講座受講料は１講座当たり幾らになるのかという問いに対して、200円になります。講師料として１回5,000円支払っておりますので、講座受講料をもらっておりますという答えでした。

図書館。

ホールの利用状況について、実際に視聴覚室を使用したり、リハーサル室が必要と思われる催しはどのぐらいあるかということに対して、文化祭や日舞、歌謡、社交ダンス、コンサートなどの大規模な催しで、年間大体20から30程度会はあるということでした。

学務課。

菊陽中学校の工事は全体では幾らかという問いに対して、総事業費20億7,740万8,000円ですということです。これは仮設校舎も含めての金額です。町民グラウンドの普及までを含めますと21億5,190万7,433円になるとの答えでした。

西部支所。

これは要望としてですが、町内外を問わず、広く光の森町民センターが利用されているが、センターまでの道のりが分かりづらいとの声を聞くことがある。さらに利用者を増やすために

も、道路の交差点等に案内表示板を設置すべきではないかという要望が西部支所には出されました。

町民課。

町民課は決算に関する質疑等はありませんでした。

介護保険課。

養護老人ホームへの入所措置はという問いに対して、経済的理由や家族の支援がなく在宅生活が困難な方を町が費用負担して養護老人ホームへ入所させるものであるとの答えでした。

要介護１とか３とかのその認定、認定審査を広域連合に委託してあるが、町の調査だけではいけないのかという問いに対して、町の調査員が申請者を訪問して、各項目ごとの調査結果をコンピューターに入力し、その結果と主治医意見書をもとにして２次判定を広域連合で行っていますという答えでした。

福祉課。

民生委員児童委員の定数は何人か、また報酬はあるのかという問いに対して、定数は61名、現在民生委員に51名の方、主任児童委員に３名の方が就任されているとのことでした。また、民生委員がおられない地区もあるとのことでした。

報酬はということに対して、熊本県から年間５ないし６万円の活動費が出ていると。費用弁償と調査委託費を支出しており、報酬はありませんということです。

在宅重度心身障害者介護手当の内訳はという問いに対して、介護者手当は年１回18万円を32件に支給していますとの答えでした。

子育て支援課。

公立保育所８園の正規職員と臨時職員の人数、担任している職員数はという問いに対して、平成27年１月１日現在で正規職員32人のうち担任が28人（園長８人を含む）、臨時職員121人のうち担任が65人ですということでした。

待機児童支援助成事業補助金はどういうものかということに対して、認可外保育施設に入所している保護者の経済的な負担を軽減することを目的とする事業で、ゼロ歳児に１万1,000円、１歳児から３歳児に9,000円、４ないし５歳児に3,000円を上限として助成していますとのことでした。

健康・保険課。

国民健康保険税で、当初予算額は約８億円とあり、調定額が約11億6,000万円とあるが、調定額とは何かという問いに対して、予算額は当該年度の見込み額を計上します。調定額は、町民の申告に基づく課税資料をもとに積み上げて計算したものが調定額となりますという答えでした。

それでは、滞納がゼロならば、調定額の約11億6,000万円が本来入ってくる額になるのかという問いに対して、はい、そうですということですが、現年度分は約90％程度の収納率だということです。

国民健康税を滞納している人が病院にかかったらどうなるのか。滞納してる方に対しては、分納してもらうなどの対応により有効期限の短い保険証を交付し、病院を受診してもらっていますということです。

最後に、子育て支援課に関係しますが、請願第５号コスモス保育室分割に関する請願についての質疑応答は、保育室の分割というのは新たに施設を建設するのかということに対して、いずれは考えていきたいというところです。昨年４月に新設されたコスモス育成クラブの施設、定員83人を半分に区切って、一つの支援単位として40人程度の規模の保育を行うため、２つのクラブに分割する改修計画ですということです。

また、町が計画している分割も今回の請願と同じかということに対して、町ではコスモス育成クラブの室内を２つの空間に仕切り、新たな育成クラブ側に玄関、トイレ等を増築し、児童のロッカー等を設置する計画です。改修計画は、500万円以上かかる見込みですという。多額の改善、修繕費用が見込まれるため、国と県の補助金を活用し、平成29年４月開始を目標に本年度から県と事前協議をしていますということでした。

また、学校の教室を借りることはできないのかという問いに対して、実例では、菊陽北小は保護者会が学校に申入れをして、昨年と今年の夏休みに教室を借りることができました。今後の対応は町教育委員会とも相談していきますということです。

これが審議の経過であります。

審議の結果については、認定第１号も認定すべきものと決しました。認定第３号も認定すべきものと決しました。認定第４号も認定すべきものと決しました。請願も賛成多数により採択といたしました。

以上で文教厚生常任委員会の審査と経過の報告を終わります。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第３号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　６ページの菊陽中学校の工事は全体で幾らかという質問に対して……。

○議長（渡邉裕之君）　甲斐議員に申し上げます。現在は特別会計のみの質疑でありますので、一般会計のときにお願いいたします。

○１７番（甲斐榮治君）　失礼いたしました。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　認定第３号の平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対をするものです。

その理由ですけれども、１つは平成26年度の１人当たりの国民健康保険税は、今委員長の報告にもありましたように、９万7,194円で、県内では上位から３番目となっています。また、７割、５割、２割の減免、これは低年金の人や低所得者の人への減免制度ですけれども、非常に多くなってまして、今５割を超えている状況です。かなりやはり所得が少ない方が、高過ぎる国保税、非常に生活に重くのしかかっているということで、一般会計からの繰り入れなども行っていただいておりますけれども、やはり国の負担割合が、以前は５割ほどの負担があったのが、どんどん減ってきて、今３割ということで、そのことも要因になっていると思いますが、やはり国保税の負担が高いということで、この決算の認定について反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第３号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　賛成多数です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。

次に、認定第４号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第４号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、認定第４号は認定することに決定しました。

次に、認定第５号平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出会計の認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第５号平成26年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、認定第５号は認定することに決定をいたしました。

次に、請願第５号コスモス保育室分割に関する請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　委員長にお尋ねいたしますが、この請願第５号のそもそもの提出者が学童クラブの会長になってます。本来ならば、この請願という手段によらなくて、学童クラブきくようの理事会の中で討議をし、理事会が町行政の方に施設の改修を依頼をする、その手続が終わって、なおかつ物事が進まないという形で請願という形になるのが本来の請願のあり方だと思いますが、その辺の手続が行われたかどうかの確認はされたでしょうか。

○議長（渡邉裕之君）　石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君）　私ども文教厚生常任委員会では、この請願という形で議長を通してきておりますので、私どもはだからこの請願に対して審議をしたところでございます。だから、請願に対して、以前のどうだこうだというところは直接文教厚生常任委員会では関係ございません。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　それはどうかなと思いますけどね、その提出された方々が請願ということ

にふさわしいのかどうか、そういう手続がふさわしいのかどうかというのをまず判断をして、確かに国民の権利として請願を出すことは認められています、国民の権利としては。ただ、請願というシステムは、その自分の組織の中である程度の自助努力をする、つまり学童クラブきくようの中で施設改修に対してきちっと討議をすると、何のために理事会があるのかということなんですよ。その中で、やはり改修が必要だということであれば担当課の方に、政策を実行するのは町執行部の方ですから、ですからその執行部の方にそういう手続をしたのかどうか、昨今菊陽町、この議会の方から行政の方に対して手続云々ということを再三にわたって申し上げておりますので、この当議会の方としても、その手続上正当なものかどうかということは真っ先に考えた上で、その後でこの請願が正しいかどうかというふうに２段階で入っていくべきものだと思っておりますが、その見解についてはいかがでございますか。

○議長（渡邉裕之君）　北山議員に申し上げます。この請願は正式に請願者より提出をされ、議会運営委員会で決定をしております。北山議員も委員長としてその中にいらっしゃって、それを決定をして委員会に付託しておりますので、この質問については退けさせていただきます。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　僕は議会運営委員長ではありませんので、産業建設委員会として……。

○議長（渡邉裕之君）　運営委員会の中で決定をして……。

○９番（北山正樹君）　はいはいはい、まあいいです。議長はいいです、いいです。僕が質問しているのは、学童クラブきくようの中でどういう手続をとったかということをお尋ねしてるんですよ。それが議会運営委員会と何か関係ありますか。その……。

○議長（渡邉裕之君）　議会運営委員会の中で請願者から受け付けて、北山議員もいらっしゃった中で付託を決定をしておりますので、委員会に対する質問ではないというふうに思います。

○９番（北山正樹君）　いや、だから委員会の中で、その手続が正当だったかどうかというのを議論しましたかと聞いてるんです。

○議長（渡邉裕之君）　委員長、答えられますか。今の質問に答えられますか。

石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君）　もう一度、申し訳ない、伝えてください。北山議員、今の質問、もう一度。

○議長（渡邉裕之君）　時間もございますので、この件はまた議会運営委員会で諮りたいと思います。請願者から紹介議員を得て正式に出ておりますので、この問題は質問に値しないということで、却下いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

大久保輝君。

○１番（大久保　輝君）　私は、今回のこのコスモス保育室分割に関する請願に対して反対の立場で討論を行います。

今回の請願内容に対する工事費用は約600万円程度になるというふうに聞いております。これを即進めてしまえば、この事業に対し国、県からの補助金が受けられず、全額が町の負担となるということでお伺いしております。

しかしながら、今町の方で進めていらっしゃるとおり、29年度に事業をするということであれば、国、県から各３分の１の補助が受けられ、合計３分の２の補助が受けられることができます。町の負担は３分の１で済みます。工事は先になりますが、仮に工事が600万円ほどかかるとなれば、町の負担は200万円となり、約400万円のお金が他の事業へ充当することができるということになります。

もちろん児童数の増加に対して早急な対応が求められているところであるかとは思いますが、今回の請願は、あくまでも現状の建物を分割するという要望でございますので、この工事を行ったとしても、建物の面積が増えるわけではなく、現状の問題を根本的に解決するものではないというふうに考えました。

私は、保育室の分割ではなく、保育室の建物面積を増やすべく取り組んでいただきたいと、このように考えます。そういうな取組に費用をかけていただきたいというふうに考えます。

非常に気持ちとしては悩ましいところもございましたが、町の全体最適ということを考えたときに、建物の面積が増えない今回の工事に補助金が出ないままの町の税金を投入しなければならない今回の請願に対しては反対とさせていただきます。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

北山正樹君。

○９番（北山正樹君）　私も、この請願第５号に対して、委員長の報告に対して反対の立場で討論をいたします。

理由の一つは今大久保議員が申し上げましたので、全くそのとおりです。施設を半分に割ったとしても、面積が広がるわけじゃなくて、子どもたちは狭いところにいるということになります。それと、やはりその補助金の問題ありますね。もう繰り返しません。

それともう一つ、第２点としては、さっき質問で言いましたけれども、やはり請願ということの手続上の問題です。この手続上を踏み越えてしまうと、やはり請願というものの持つ意味が非常に怪しくなるといいますか、行政の方に、担当課の方にきちっと話を持っていけば、担当課は、私も確認しに行きましたが、そのことについては実施する方針だと、そういうふうに答えておりますので、それでしたら議会の方に持ってくる必要は全く何もなくて、議会が関与しなくてもいいものであれば議会は関与しない方がいい、それが私の考えですので、そういう立場から、町民の皆さんと町執行部の間で解決できるという観点から今回の採択に対しては反対をしたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　私は、この請願に対して賛成の立場で討論をします。

　私も文教厚生常任委員会のメンバーですので、先ほど大久保議員にも認めていただいたので、賛成を述べたいと思います。

　中身は大久保議員がおっしゃったのと一致するところもあるんですけれども、１つは子ども・子育て支援法が変わりまして、学童保育そのものが町が実施主体とする地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、学童保育は、以前と違いまして、町が実施主体となり事業をするという内容になっています。子ども・子育て支援事業計画の策定も義務づけられています。

　ここで一番問題なのは、今後この学童保育、今菊陽町、人口が急増して、子どもの数が非常に増えています。私も西小校区に住んでいますのでよく分かるんですけれども、町の行政は本当に教育や保育などにお金をつぎ込み大変だとは思いますが、やはり量の見込み、それから確保の方策、実施時期の範囲、やはり利用児童数をしっかりと分かるわけですよね、これからどのくらいの利用者が出るかということで分かると思いますので、その計画をしっかり盛り込むことがまず大事ではないかというふうに思います。そして、そのときに、今西小学校の１年生でも約半数が学童保育を利用したいということで、それも以前と比べまして非常に増えています。

　私も、この分割だけでは、対症療法だけでは根本的解決にはならないというのは皆さんと同じ意見なんですけれども、しかしやはりそれはそれで、対症療法をしながら、やはり新たな新築が必要ではないかというふうに私は思っています。そして、なぜそういいますかと言いますと、委員会でそういう意見を言うと、なかなか希望があっても受けられないときはどうするかというところがまだ行政も、私たち文教の委員も、きちんと、何かそこの議論がまだ不十分だというふうに思います。

　私は、やはり希望があれば受け入れられるようにしないと、犯罪も増えるし、子どもを安心して育てることができない、また保護者の方は非正規の方も多くて、２人で働かないといけないということが増えてるというふうに思います。保護者を応援するということで、ぜひ人口計画を出していただいて、利用者の計画等、しっかりと予算を立てていただきたいということを申し上げて、この対症療法ではあるけれども、これはこれでやりながら、今後どういうふうに利用者が増えていくかを私たちにも示していただいて、執行部も考えていただきたい、新築も含めて考えることが必要ではないかという提案をしたいと思います。

　以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

　西本友春君。

○３番（西本友春君）　私は、この請願に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと

思います。

一般質問でももうかなり学童クラブについては質問させていただきましたので、端的に言いますと、やはり１支援単位40人というのがいわゆる目標とされております。現実80人というところでいきますと、私が本当に現場を見たときに、声が届かないという部分ではやはり危険性を伴うんで、この部分でいきますと、何としても早く、今計画は立てていただいているんで、そこで進めていただければ構わないんですけれども。

それともう一つ、先ほど小林議員も言われましたように、菊陽西小に関しましては、次年度、推定では基本的に施設が足りない状況ということで、クラブの先生方は基本的には受入れの拒否はしないということをおっしゃってました。その部分でいくと、非常に狭い空間でなりますんで、今後新しい建物の構築も含めまして検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　私は、本請願に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。

大久保議員がおっしゃったことも実によく分かります。町のお金の使い方については、これは血税でありますので、本当に慎重に使わなくてはいけないと、その考え方はそのとおりだと思いますが、ただ保護者からやっぱり熱心に上がってくることについて議会がノーだというふうに言うのはどうかということが１つございます。できるだけ応援したいと。応援して、その可決をしたから、すぐさまそれが実現できるという性格のものでは請願はございませんけれども、やはりその方向性については大筋認めたいという気持ちがございます。それが１点です。

それから、私も、もうちょっと時間たっておりますけども、学童保育を訪問して現場を見たことがございます、西小学校ですね。いろんな問題を抱えてらっしゃるんです、保護者の方も、それから指導員の先生方も。特に指導員の先生方あたりは、経済的なぱいが決まってるもんですから、国の補助、町の補助、自分たちの負担するもの、その中でいろんなことを考えなくちゃいけない。特に人件費等については、もう一定のところにいったら、これはもう上げる、そのそういうぱいがないという問題等も抱え込んでおります。

ところが、今国の大きな施策としては、婦人も働けるようにという大方向を一つ出しておりますですね。そうしますと、その方向からしても、こういった保護者からの声に対してはまずは応援の声を送っておくと。後については、そりゃ町のお金を使うことですから、いろいろその執行部の方で工夫をいただいて、なるたけ今のことを少しでも解決できるように考えていただきたい、そういうことで賛成の討論としたいと思います。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君）　私は、反対の立場から討論させていただきます。

先般、宮本課長の方から、改修費用は500万円以上かかる見込みですと、多額の改修費用が

見込まれるため、国と県の補助金を活用し、平成29年４月を目標に今年度から検討、事前協議をしますという話でございました。

まず、大久保議員と一緒で、財源がどっから来るのか、それが第一と、これが平成29年、５年も10年も先のことではないと思います。私は、県の事業、これを使って、ひとまずはそこまで待つということで、反対の答弁させていただきました。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第５号コスモス保育室分割に関する請願書について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、請願第５号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

昼食休憩といたします。

午後は１時10分から再開いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後０時15分

再開　午後１時９分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長北山正樹君。

○産業建設常任委員長（北山正樹君）　それでは、産業建設常任委員会の審議の過程と結果について報告いたします。

当委員会に付託された付議事項は、認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定について及び議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についての２件でございます。

先日の９月10日、11日の２日間にわたり、各担当課長及び係長の皆様から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の経過につきましては、皆様方のお手元に要点を記録した資料が配付されておりますので、それに基づいて主なものを報告をしたいと思います。

それでは、農政課の方から参ります。

町有林売却の件は、現状は、木の状況から、伐採し販売した場合赤字が予想される。このまま巨木にした方がよいと判断している。

町有林を保有している必要性と委託料の関係はとの質問に対しては、木の管理ではなく、作

業道の管理や下草刈りに対する委託料だとの答弁でした。

今後の町有材木の使用可能性については、菊陽町の施設をつくるときなど公共の建物を建てるときには必要があれば使う可能性はありますが、販売は難しいと。使う場合ですけど、構造材は難しいですけど、板材として使うことは可能であろうということでした。

農業振興費の経営体育成支援事業の繰越しになったことについての理由とその支出の対象者はどなたかという件です。個人が機械購入をするに当たり、融資を受けた残額の３割について補助するものであり、補助は８経営体への支出でした。

白川漁業環境保全補助金についてです。アユを下流で捕獲し上流で放流する事業をするという前提で補助金となっておるものでありますので、事業を実施する場合は補助をしますということです。

「さんふれあ」に関する事業が委託料、工事請負費、負担金で多額の金額となっているが、事業の中身はという質問に対しては、「さんふれあ」関連事業は厨房の修繕のみであり、大きなものは電気自動車の充電施設を「さんふれあ」に設けるために、その中でも予備電力の設置が必要になったことにより多額になったと答弁がありました。「さんふれあ」は非常時の避難場所にもなっておりますので、別ルートで予備系統を持ってきて、片一方が停電をしたときでも施設の電力が失われることのないように考慮して実施したものですとの答弁でありました。「さんふれあ」施設工事負担金の468万6,828円のうち主なものは、温泉の源泉を引き上げるポンプを入れ替えるための242万4,276円が一番大きなものです。

経営所得安定対策と青年就労給付金について、それぞれの人数は何人かというお尋ねがございました。給付金は８人で、経営所得安定対策は、交付金ではなく事務費という答弁でございました。

続いて、建設課に参ります。

基準点測量及び設置業務委託の質疑では、この事業は平成28年度までを予定し、委託方法は入札で行い、現在の落札率は83.76％ということでした。

老朽化に伴った古閑原団地の建て替えに関してです。当初別の場所を計画しておりましたが、その理由としては、上井手の護岸ブロックが現在の開発基準でできた護岸ではないため、新しい古閑原団地を敷地いっぱいに使う場合に、護岸ブロックの改修が必要となり、事業費が大きく膨らむことが理由でございました。護岸から10メートルほど引いたところで建て替えを行えば、護岸の改修は必要なくなるので、経済性を考慮し、現在は現在地に建て替えることで事業を進めているとの説明でございました。

八久保片彦瀬線道路改良については、側溝にふたをし、全幅員５メートル、車道幅員４メートル、歩道を広げて、車道は対面の２車線になる計画で、今年度末、３月末の完成の予定ですとの答弁をいただきました。

続いて、環境生活課に移ります。

菊陽町のごみ収集業務委託が中野衛生有限会社で随意契約となっている理由は何かとの質問

に対し、担当課長の方から、町内業者で町内のごみステーションから的確に収集運搬できる能力を持っているのは中野衛生社のみであることから、また同社はかつてし尿収集を業としておりましたが、下水道の普及により、年々こちらのし尿処理の方の業務の方が少なくなってきましたので、し尿収集業者を扱う業者に対する対応も法律で保障されていることなどを考慮しながら、中野衛生有限会社に随意契約で契約をしているということでした。

その場合の価格の方ですが、価格は町の方でじんかい車両の規模や作業人員などをベースに市場単価などを勘案しながら積算し、町が価格を決定して中野衛生有限会社の方に受けてもらっているという、そのような答弁でございました。

町指定ごみ袋の販売店への売りさばき手数料についてです。袋については１袋５円、粗大ごみシールは、500円は１枚50円で手数料を取扱店に払っているということでした。

新環境工場の件についてですが、建設検討委員会で議論がなされており、今は主にストーカ方式と灰溶融方式があって、ストーカ方式は焼却灰を埋め立てることとなります。灰溶融方式は、焼却灰が少ないメリットはありますが、建設コストや維持費などが高くなるなどを検討し、さらに20年、30年先の灰溶融方式は、いろいろ焼却灰が少なくなるメリットなどがあるが、建設コストや維持費などを検討し、トータル的に考えれば、ストーカ方式が優位ではないかということを検討されているということでした。

今回の台風等の災害ごみに関する要望として、ボランティア袋などを使用することができないかとの質問に対して、今回の台風15号により発生した災害廃棄物については仮置き場を設定しているが、今回集まったそのごみの処理には1,800万円ほどが必要になり、補正予算を組む必要があるという答弁をいただきました。

環境衛生費の補助金については下に書いてあるとおりで、お読みいただければと思います。

し尿は広域連合で処理しており、菊池管内で本町の利用率は一番低く、6.9％余りです。下水道の普及もあり、この率も量も年々減少しているという答弁がございました。

下水道課に入ります。

下水道使用料の委託徴収と直接徴収の違いについての質問に対して、委託徴収は大津菊陽水道企業団給水区で、直接徴収は企業からの排水分で、毎月排水量の報告をしてもらっており、そのほか杉の本地区や地下水を利用している世帯などから徴収してます。

なお、地下水利用者については、くみ上げた井戸水の量について職員がメーター検針を行って徴収をしているという報告でした。

企業債の残高についてです。企業債明細書において、公共下水道では約85億円余、農業集落排水事業では１億9,000万円余りが債務残高として残っているという答弁でした。

下水道事業会計の利益と下水道使用料の引き上げについてはどうかとの質問に対しては、下水道の下水処理にかかわる維持管理費については下水道使用料で賄っておりますが、企業債の元利償還金については、使用料で賄う分が実際は賄えていない、そのため不足分を一般会計からの繰入金で補填しており、その繰入金があるため、若干ですが利益が出ている状況である。

その不足分の繰入れは税の投入であり、不足分は本来下水道使用料で賄うべきものであり、料金改定の議論は必要と考えているとの答弁でした。

下水道使用料金は上水道の７割程度であり、本来下水処理費の方が上水道よりも処理費が高いので料金が高いはずなのですがという質問に対しては、下水道の方が安いということを住民に認識してもらう必要があるということで、これは意見ですね、が出ました。

本来ならば、もっと早い段階で使用料の改定について検討すべきであったが、菊陽町の急激な人口増加に伴って、大企業の排水量の増加に伴い、使用料も増加して、改定シミュレーションも行いがたい状態であって現在に至っているという説明でした。

都市計画の方に参ります。

保留地販売仲介手数料は販売価格の何％かとの質問に対しては、販売価格の３％が手数料になっているとの答弁です。

公園緑地管理業務委託料は、地域委託と菊陽学園とシルバー人材センターの全てを含めた約110か所の公園の年間委託計画の合計の金額をそこに計上しています。一部の公園では、公衆トイレの清掃管理費も含み、造園業者に入札で発注をしております。

空港環境整備協会助成金は航空機燃料譲与税とは別のものですかとの質問に対し、別ですと答えがあります。空港環境整備協会の助成金は、空港の駐車場使用料が財源で、今回の助成は鼻ぐり井手公園の拡張整備のために要望したもので、今年度も助成を受ける予定ですと。これは公園整備に関する助成ですが、ほかに公園、学校、公民館などの公の施設及び地域の備品に関しての助成もあり、その申請等はまとめて総合政策課の方で行っているとの答弁でした。

シルバー人材センターや菊陽学園には主に雑草の除草作業をお願いしており、樹木の剪定は専門の造園業者に発注をしているということでした。

公園管理費委託については、光の森公園などの大きな公園は地域での委託はできないのかとの質問に関しては、公園管理はまず地域に打診をしますが、地元で受託できない場合、シルバー人材センターや菊陽学園で委託することになります。近隣公園などの規模が大きく、利用者が多い公園は、自治会などでの管理委託は難しいのではないかと考えているとの答弁でした。

鼻ぐり井手施設の改修工事は、公園のトイレを和式から洋式に変えていたのはなぜかということですが、要望があったのかとの質問に対して、利用者からの要望を受けて洋式に改修したと。現在社会状況では、子どもから高齢者までの利用状況などから、洋式への改修が一般的と判断をしましたという答弁でございました。

公園の消毒と剪定は同じ業者かという質問に対しては、それぞれ入札で別の業者に発注し、落札率は、消毒関係は94.4％、剪定業務委託は94.8％の落札率ということでした。

商工振興課の方に参ります。

ＪＲ沿線の下草刈りの作業範囲はＪＲ沿線の全区画かとの質問に対して、ＪＲ沿線の富士フイルムからの東側の範囲になっていると。

境ノ松踏切で周囲が見えづらい状況となっているが、管理はどこが行っているのかの質疑に

対しては、商工振興課の方では行っておりません、ＪＲの方に管轄権があるということの答弁でございました。

ニンジン焼酎関連の助成金の支出はどうなってるかの質問に対して、平成26年度は30万1,371円を支出しているということです。

次に、農業委員会の方に移ります。

後継者交流の助成金は何年目かの質問に対しては、何年目かは確かなことはちょっと記憶がないが、農業委員会で婚活交流会をやっているが、残念ながら結婚に至る成果が全くなくなったので交流会をやめるに至ったとの答弁をいただきました。

この婚活に関する補助金について、ほか商業・工業の関係者にはなく農業者だけにあって、甘いのではないかという指摘に対しては、後継者不足対策の一環として行っているという答弁をいただきました。

最後に、意見ですが、農業に対する国の制度そのものが厳しい時代になっている中、第１次産業である農業を大事にし、菊陽町から農業の政策等を県、国に対して発信し、できるように勉強しなければならないという意見が出されました。

認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

また、議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては、自席から答弁をいたします。

○議長（渡邉裕之君）　産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　総務常任委員長に質問をいたします。

報告の６ページ、菊陽中学校の工事費のことですけれども、総事業費は20億7,740万8,000円です。これは仮設を含めてかというふうな質問に対して、仮設も含めての金額です、なお町民グラウンドの復旧まで含めると21億5,190万7,433円になりますという答えがありますが、この町民グラウンドの復旧については概算が以前の一般質問で出ておりました、約3,000万円でしたですかね。その後は聞いておりませんけれども、委員会でこの、ちょうどこの差額が8,449万9,433円ということになりますけれども、あそこには菊陽中部小学校の仮設校舎としても使用があっております。ですから、予算を、そのかかった費用を振り分けられたのか、その辺についてのその議論があったかどうか、まずあったかどうかをお伺いします。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐議員に申し上げます。ただいまの質問は文教厚生常任委員会への質問ですね。

○１７番（甲斐榮治君）　はい。

○議長（渡邊裕之君）　今総務常任委員会とおっしゃったんで。

○１７番（甲斐榮治君）　失礼しました。

○議長（渡邊裕之君）　石原委員長。

○文教厚生常任委員長（石原武義君）　その中部小学校のそれと振り分けがあったかどうか、その辺で質疑等々はありませんでした。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　では、議長にお尋ねします。

　こういう場合について、委員長からの指名によって行政から答弁を得ることができますか。

○議長（渡邊裕之君）　これについては委員長の報告のみとなっておりますので、執行部の答弁はないということで了解ください。

○１７番（甲斐榮治君）　はい、了解しました。後でまた。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑ありますか。

　質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　ほかに質疑なしと認めます。

　これより討論を行います。

　討論はありませんか。

　小林久美子君。

○１６番（小林久美子君）　認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する部分と反対する部分もありますので、述べたいと思いますけども、基本的には反対討論で行いたいと思います。

　１つは、歳出の構成比を見てみますと、平成26年度の決算の第１の構成比は、民生費が31.52％で、総務費が19.14％、これは光の森のキャロッピアの建設費が入ってると思います。それから、教育費が18.32％で、民生費と教育費を合わせますと大体５割、そして総務費の19.14％を合わせますと７割を占めてるということで、非常に行政としては、民生費や教育費に特に力を入れていただいているということは評価しています。

　特に民生費の中では、子ども医療費の無料化に１億9,351万円、それから保育所整備に210人の定員増で２か所の保育所整備が行われました。また、額はそう大きくないんですけれども、待機児童支援助成事業として、認可外の通園児童への補助も町として行われているのは非常に保護者の方にも喜ばれていると思います。

　また、教育の問題では、ソフト面で、町の基礎基本学習サポート事業、これは小学校、中学校ともとお聞きしていますが、そういう事業や、あと整備につきましては、菊陽中の新校舎、

また菊陽北小、武蔵ヶ丘、武蔵ヶ丘北小の空調設備、そして武蔵ヶ丘中関係の各工事など、施設整備にも力を入れていただいてると思っています。

それから、図書館なんですけど、カードの登録者も３万人を超えて、図書の整備も、本当に不明本が２冊しかなかったと委員会でお聞きしましたが、非常に質の高いサービスをされているのではないかというふうに思っています。

そして、みんなできくようコンサートや文化講演など取り組まれてますので、今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただ、図書費につきましては、平成22年から25年は大体1,200万円ほど図書の購入費がありましたけれども、平成26年度では997万6,000円と、人口や利用者が増えている割合から見ますと減額されているというところで、ここはぜひ今後とも力を入れていただきたいというふうに思っています。

それから、賛成できない点なんですけれども、１つは、マイナンバー制度に伴う社会保障・税番号システムの整備補助金がありまして、平成26年度もマイナンバー制度に伴うシステム改修などが行われているのではないかということと、住宅改修の新築資金の貸付金の返還金が平成26年度６万円なんですけれども、この未済額が2,686万4,955円で、この今一般会計の中に含まれていますが、かなり未済額が多額に上っていること、それから公立保育所のやはり、これは行政全体が臨時の職員の非正規の雇用が増えているという問題もありますけれども、公立保育所、特に担任をしている先生が、正規と非正規を見ても、正職員が３割、非正規の方が７割、担任を除いたとした場合は正職は２割、それ以外の方が、延長保育とかいろいろありますので、８割の方が非正規、臨時の職員ということで、やっぱりこの割合が高いというのが非常に問題ではないかというふうに思っています。

特に公立保育所だけではなくて、これは役場全体の問題だというふうにも思っています。やはり非正規の割合が財政的な面で非常に高く、県内でも一番高い状況は変わっていませんので、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

以上のことを述べて、反対とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　ほかに討論はありませんか。

中岡敏博君。

○６番（中岡敏博君）　認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入ですが、町税の決算額は約62億5,000万円で、歳入決算額の約155億7,000万円に対しまして40.13％を占め、徴収率については約95％と、高水準を示しております。

次に、歳出は、限られた財源をもとに効率的かつ効果的な事業が進められており、主なものとして、町民が待望をしていた光の森町民センターキャロッピアの開設、また教育分野では菊陽中学校増築及び改修事業が完成し、先ほども出ましたが、小学校の空調設備の設置も行われ

ております。

健康・福祉、子育ての分野では、私立保育所の津久礼ヶ丘保育園と沖野のげんき保育園の２園が開園し、待機児童解消、子育て支援の充実も図られております。

また、生活基盤、防災の分野におきましては、住環境の整備や生活道路の改良、これはカラー舗装や歩行者横断指導線も幾つもつくられているように見ております、防犯灯の設置、交通安全施設の整備等が行われ、暮らしやすく、安全・安心なまちづくりの施策が着実に実施されております。

これらのことから、平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成とし、今後とも効率的で効果的な行政運営と財政の健全化に努めることを願い、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第１号平成26年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。

この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、認定第１号は認定することに決定しました。

次に、議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号平成26年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第38号は可決及び認定とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　発議第１１号　ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

○議長（渡邉裕之君）　日程第２、発議第11号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外４名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して西本友春君から趣旨の説明をお願いします。

○３番（西本友春君）　それでは、発議第11号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）の提出について、本文を拝読して意見を述べさせていただきたいと思います。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的行動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年９月17日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邉裕之。

内閣総理大臣安倍晋三様、法務大臣上川陽子様。

以上で私の発議の説明をさせていただきます。

なお、質問は自席にて行われていただきますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　発議第１２号　甲斐榮治君に対する懲罰の件

○議長（渡邊裕之君）　日程第３、発議第12号甲斐榮治君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって甲斐榮治君の退場を求めます。

〔17番　甲斐榮治君　退席〕

○議長（渡邊裕之君）　この議案は、川俣鐵也君外２名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して川俣鐵也君から説明をお願いします。

○１４番（川俣鐵也君）　皆さんこんにちは。

それでは、発議第12号として、議員甲斐榮治君に対する懲罰動議をさせていただきます。

次の理由により甲斐榮治君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第２項及び議会会議規則第110条第１項の規定により動議を提出します。

理由は、平成27年９月９日、菊陽町議会本会議一般質問において、甲斐榮治君は冒頭から「こういう質問をしなければならないのはうんざりだ」という発言をし、執行部の答弁に対して「詭弁である」と断じた。このような発言は、自己の意見の発表や批判の発表に必要な限度を超え、執行部の答弁に対する無礼な発言であり、議会と執行部の良好な関係を悪化させる発言である。

これだけでは分かりにくいですので、一応詳しい趣旨と経過を説明をします。

まず、うんざり発言。甲斐榮治君は、平成27年９月９日の菊陽町議会一般質問冒頭において、次のような質問を開始しました。初当選以来、欠かさず質問をしてきた、34回目の質問である、にもかかわらず、いまだにこのような質問をしなければならないのはうんざりだという発言であります。この「うんざり」の内容は、執行部の行政執行について、議会に対する説明が十分でないという趣旨であることは、この発言に続く一般質問の内容から明らかである。

執行部は、議会の質問に対し真摯に答え、行政執行について丁寧に説明しているということは、先の一般質問における教育長の答弁を待たずしても明らかである。したがって、このうんざり発言は、自分の思想信条の発表であり、批判の発表であるという甲斐議員の認識であるか

もしれないが、議場内で許される意見発表の限度を超え、執行部の答弁に対する無礼な発言である。このような発言は、執行機関と議事機関が一つの課題に対し良識的で積極的な議論をするという議会と執行部の良好な関係を悪化させる発言である。

次に、詭弁発言について。甲斐榮治君は、平成27年９月９日の菊陽町議会一般質問中、もみじ園改築民営化に係る質問において、後藤町長の答弁に対し詭弁であると断じました。広辞苑によれば、「詭弁」とは、間違っていることを正しいと思わせるように仕向けた議論、また相手をだますために行われる外見上はもっともらしい虚偽の推論という意味であります。

しかし、後藤町長は、甲斐議員の質問に対し誠実に答え、丁寧に事情説明をしていることは明らかである。このことに対して、詭弁であることの説明もないまま詭弁であると断定することは後藤町長の答弁に対する無礼な発言である。

議会においては、何にも増して自由闊達な雰囲気の中での議論が期待されているものである。特に議会は執行機関をチェックする機能を与えられており、その一環として、執行機関に対し、その事務に関し説明を求め、意見を述べるのである。このような場合に、質問をし、意見の発表をするのに、その言葉が勢い痛烈となることは許されるべきものであり、このために相手の感情を害することがあっても、軽々しくその言論を抑制すべきではありません。

しかし、これらの点に留意しても、甲斐榮治君の発言は自らの推論によって執行部答弁を決めつけるものであって、いたずらに議論を感情的なものにさせ、かえって自由闊達な討議を封じ込めるおそれが大きく、また議会と執行部の良好な関係の構築を害するものであり、議員として許されざる発言、行政批判の範囲を超え、地方自治法第132条に言う無礼の言葉に当たると思います。

今回の懲罰の動議は、私個人の意趣返しでは決してありません。企画・立案・執行機関である行政とチェック機関である議会はともに相手の立場を尊重し、信頼を前提にしなければなりません。町の発展と主役である町民の幸福実現のため、与えられたそれぞれの権限をフルに発揮していくのが努めであると思います。これを契機に、行政と議会が積極的に議論を闘わせ、潜在力のある今のうちに、将来の住みよいすばらしい菊陽町づくりに邁進していかなければならないと思います。

良識ある同僚議員の判断をお願いして、私の発議の趣旨といたします。皆さん方の御判断をよろしくお願いします。

○議長（渡邉裕之君）　以上で説明が終わりました。

甲斐榮治君から本件について一身上の弁明をしたいと申し出があります。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、甲斐榮治君の一身上の弁明を許可することに決定しました。

甲斐榮治君の入場を許します。

〔17番　甲斐榮治君　入場〕

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君に一身上の弁明を許します。

甲斐榮治君。

○１７番（甲斐榮治君）　弁明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず、弁明に入ります前に、次のことを申し上げておきたいと思います。

最近、この菊陽町から発信されるニュースが必ずしもよいものだけではないという状況ございます。町民からすれば、政治上の争いが多いと受け取られかねないような状況です。今回も懲罰動議で争うということになれば、議会も割れて、感情が残るし、町民の印象もさらに悪くなるというふうに思いました。

私は、これが政争とならぬために、また菊陽町のマイナスの発信とならぬように、一歩譲った考え方も示して、提案者に動議の取り下げを相談しましたが、出した以上、取り下げんということでありましたので、やむを得ず今日の場となりました。

この動議が何を目指したものであるか、議会にとって将来を益するものであるか、甚だ疑問でありますので、この上は私の議員としての常々の心がけを交えつつ、この動議に対する考え方を披瀝したいというふうに思います。

動議で無礼と指摘された私の一般質問の中の発言の前後関係は今から申し上げるとおりです。議事録ができていない段階でしたので、事務局にお願いをしてテープ起こしをしてもらっております。

まず最初の「こういう質問をしなければならないのはうんざり」ということについてです。もみじ園の建て替えと民営化の手順を正す冒頭の発言でありました。次のとおりです。「当選以来、欠かさず一般質問をやってまいりました。今回が34回目になります。にもかかわらず、いまだに今日のような質問をしなくてはいけないということにうんざりしております。しかしながら、町の行政のあり方をただすということは議会の神聖な努めでありますので、誠心誠意、今から質問をしたいと思います」、これが冒頭の部分です。その中のうんざりがいけないという動議であったかと思います。

それから次、「詭弁である」について。これについては、もみじ園の建て替えの決定と、それから民営化の方針の決定、それに対するやりとりが前にございます。それを受けて、私の方から次のように発言をしております。「整理しますと、平成26年12月の段階で、建て替え及び民間への移管を執行部の段階として決定をした。でも、議会には本年１月30日の議員連絡会で報告をしたということですが、私たちが理解できないのは、１つは、確かに耐震診断の結果は当時の資料にきちんと出て文字化されていました。ところが、民営化については、ある議員の質問に町長が口頭で答えられた、こういうことでございます。これからしますと、本来、12月に民営化の方向を決定していたのであれば、当然１月30日の資料には文字として出てきていいはずですが、出てこなかった。これはなぜですか、町長にお尋ねいたします」、これが私のそ

のときの質問です。町長の答えが、少しゆっくり読みます。「予算化していく中で口頭で説明したところでありますけれど、そのことで事業的に進めていく中で説明をした中で、順次今までやってきとるところでありますので、その段階で説明したところであります」、私のそれに対する今度質問が、「全然分かりません。本来なら、そういう大事なこと、民営化という町の方針の大事な部分をなすことが資料にはなくて、突然ある議員が質問したからそれに対して答え、はい、民間資金でやろうと思います、これはないんじゃなかろうかと思いますが、町長いかがですか」、次、町長の答えです。「そこで資料が出なかったということで、その後ずんずん進んでいく中で段階的にいろいろやっていくわけでありますけど、資料が出なかったということで口頭で言ったことがどういうところに議会の方でいろいろ考えられるときに支障を来したということはないと思いますが、その辺はどうしてですか」、これも余りよく分からない答えです。ただ、ここから推測をしますと、口頭で言ってもいいじゃないか、言ったじゃないかと、こういうふうに聞こえました。それに対して私が、「詭弁であります」というふうに言っております。「議会に提案するほどのことであれば、いわゆる民営化のことは、建て替えも文字化して出すということであれば、当然載っているのが当たり前だと思います。しかし、これ以上言っても言いわけ的なことしかおっしゃらないでしょうから先に進みます」と、この辺が前後関係ですね、質問の前後関係です。

その中で、このことを踏まえた上で弁明をいたしたいと思います。

まず、このことで懲罰動議が出ると聞いて、私はびっくりいたしました。本当かと思いました。地方自治法第132条の規定に基づいて出したと書かれておりますが、132条の規定は以下のとおりであります。品位の保持という項目になります。第132条「普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、こう書いてあります。これからすると、この「無礼の言葉を使用し」というところで動議を出されたんじゃないかというふうに思いますが。

この私の２つの発言が品位を汚した、あるいは誰かに対して無礼を働いたというふうには私は思いません。何回も同じ質問をしなければならんことにうんざりしていると言ってどこが非礼であって、品位を汚すものであるか、私には分かりません。根拠もなく人を批判すれば、それは懲罰に値します。つまりうんざりしている根拠もなくてうんざりしていると言ったならば、それは懲罰に値すると思います。しかし、根拠を持って批判したことに懲罰を科すならば、それは無法な言論の抑圧というべきであります。

以下、私のうんざりと言った根拠を示します。

１つ、予算の執行権を持つ執行部が政策を議会に上程するには次の事項に対する説明責任を果たすべきであると考えます。政策を必要とする背景を説明すること、提案に至るまでの経緯を明らかにすること、町民参加の有無及びその内容について説明をすること、町総合計画との整合性はとれているかどうか、それから財源措置はどうなっているか、将来にわたるその事業の効果及び費用はどうなるのか、この辺を備えた上で私は議会に出されるべきであるというふ

うに考えます。

しかし、過去において町執行部は、その説明責任を十分に果たしてきたとは言えません。中部小建設の問題がございました。これはもう時間もかなり経過しておりますので、ここで詳しく触れておると、また蒸し返しになりますから、詳しくは申しませんが、大変いろんなところで問題が出て、長期にわたって問題化したところでございました。

それから次に、平成21年の町立保育所の民営化計画がございます。民営に移行する保育園をこのとき執行部はいきなり新聞に発表をいたしました。何も聞かされていなかった議会、それから保護者、町民から抗議が出て、それを取り下げ、そして計画もそのときに凍結をされております。

次、菊陽町の町民参画・協働推進条例、これはその条例の性格から、あるいはそれもあるかなというふうには思いますけれども、作成過程は議会には見えませんでした。結果のみが議案として議会に示されました。

次です。武蔵ヶ丘支所の廃止について。住民に対する説明責任が果たされておりませんでした。それで、住民に説明をしてから提案してくださいということで、議案は一応取り下げられて、再上程をされて可決をされました。

今度、もみじ園の民営化でございます。何回も何回もこういうことがあっておると。

いずれも今申し上げた事例は、町の方針の大事な部分です。町は、事業の関係者や住民や議会に対して十分な説明責任を果たすべきであります。住民の代表者たる議員は、その事業の進め方をチェックし、不当なものがあれば、批判して是正させるべきであります。何もかも町執行部にもたれかかるようでは、議会や議員の存在価値はありません。

議員は、住民の一番近くにおって、住民を代表しております。その要望事項に努力する責務がありますし、事業がもろもろの意見を適宜に反映していない状況があれば、執行部を批判しなければなりません。私は、折に触れて、執行部の事業遂行状況を批判してきました。しかし、理非曲直を論じはしましたが、反対のための反対をしたことは一度もございません。

菊陽町の場合、先に上げたように、説明責任の果たし方や手順に問題が多かった、私だけの認識かもしれませんけど、私はそう認識しております。私の周りの住民の間では、そのことにうんざりしているという声が多かった。その正直な声を代表して伝えただけであります。「うんざり」は日常的にも多用される言葉で、批判ではあっても侮辱ではありません。

次です、詭弁の問題です。「詭弁」は、国語辞典によれば、「一見もっともらしく見えて道理に合わない議論、こじつけの議論」とあります。学者や政治家同士の議論には普通に出てくる言葉であります。相手の論理を批判する言葉ではあっても、相手を侮辱する言葉ではありません。国会の論戦ではしばしば耳にする言葉であります。

今回も、先ほど示したことで分かるように、民営化を１月30日より前に決めていたのであれば、そのことを資料に示すべきであります。例えば次のようであれば、私は何も言わずに執行部の提案に賛同をしたと思います。もみじ園の件です。「耐震診断の結果、もみじ園は急いで

建て替える必要があります」、執行部がこう言ったとしますね。それから、「建て替えるならば、この際民間資金を活用し、運営を民営化する方が町の財政的にも保育所の将来のあり方としてもふさわしいと判断をいたしました。しかし、民営化については、平成21年に計画したものを凍結をした状態であります。まずはその凍結を解除したい。しかし、その計画の中で、もみじ園は直営として残すとされております。しかし、上記の事情で建て替えを急ぐので、この部分を見直したい。全体計画の見直しについては、後日また議会と相談をします」と、こういうことであれば、私は何も申しません。しかし、答弁は全然論理的ではありませんでした。そのことを指摘して詭弁と言ったのであります。これが無礼なことであるかどうか。

議員なら、その矛盾を指摘することこそが責務であります。一体に、私もかつて一校の代表を務めましたけれども、権限を持ち質問に答える者は、質問者をとがめるのではなく、批判を受けとめ、そしゃくする心構えを持つべきであるというふうに思います。特に議員の場合には、議員の背後には有権者がおります。議員個人、つまり今度の質問も、甲斐個人と思えば腹の立つこともあるかもしれません。しかし、甲斐という個人の後ろには有権者の声がございます。有権者の声と考えれば、もう少し謙虚に耳がかせたんではなかろうかというふうに思います。

結論です。このように言葉尻を捉えて懲罰の対象にすることは、一種の言葉狩りであります。むしろ表現の自由、言論の自由の抑圧と言うことができると思います。このような懲罰動議を認めるなら、議員は将来にわたってその言動を制約され、議会活動の中の枢要な部分である一般質問は、封殺とまでは申しませんけれども、随分と抑圧される、そういうふうに思います。

びっくりした２つ目は、これが執行部からの抗議であれば、まだしも理解できます。受け取り方もありますので、私はこう思ったと言っても、いや、そうは受け取ってないというふうに執行部がおっしゃれば、それはそれで理解ができます。しかし、この議員の片言隻句を捉えて議会内部から懲罰の対象として出してくるということは、言論の府としての議会の自殺行為ではないか、そういうふうに思います。

動議に指摘してある、最後です、議会と執行部の良好な関係を悪化させる発言であるということでしたが、議会の任務は、団体意思の決定、執行部の業務執行状況の監査、政策の立案、３つでございます。私も常々申し上げていることです。議会は、執行部の政策やその実行の追認機関ではありません。議会は、独立、自立して多様な立場から町政を評価しなければなりません。是々非々の立場で、時に行政を批判し、時に行政と力を合わせ、町勢の発展に寄与すべきであります。議会と行政の良好な関係とは、競争しつつ、政策を高め合う関係に立つことを言うというふうに私は確信をしております。

以上が私の基本的な考え方であります。議員各位の明察をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君）　甲斐榮治君の退場を求めます。

〔17番　甲斐榮治君　退席〕

○議長（渡邉裕之君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

本件については、委員会条例第６条の規定により、その提出とともに懲罰特別委員会が設置され、また会議規則第111条の規定により委員会付託を省略できないことになっておりますので、本件は懲罰特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員は、定数15人にしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、委員の定数は15人と決定しました。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（渡邉裕之君）　お諮りします。

懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員会開会のためしばらく休憩します。

本会議は、懲罰特別委員会終了後とします。

なお、再開は庁内放送でお知らせします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後２時14分

再開　午後３時40分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（渡邉裕之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議休憩中に開催されました懲罰特別委員会において、委員長に大塚昇君、副委員長に小林久美子君が決定しましたので、報告をいたします。

甲斐榮治君の退場を求めます。

〔17番　甲斐榮治君　退席〕

〇議長（渡邉裕之君）　なお、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

それでは、懲罰委員会の審議の経過と結果を委員長より報告願います。

懲罰特別委員長大塚昇君。

〇懲罰特別委員長（大塚　昇君）　それでは、懲罰特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会に付託になりました案件は、議員甲斐榮治君に対する懲罰の件であります。

当委員会は、本日委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、議員甲斐榮治君に戒告の懲罰を科すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告します。

議員各位には、既に御承知のとおり、本懲罰の内容は、平成27年９月９日第３回菊陽町議会定例会本会議の一般質問において、甲斐議員が無礼な言葉を使用したことが地方自治法第132条に抵触する行為であることから提出されたものであります。

本委員会といたしましては、甲斐議員の発言が無礼な言葉として懲罰に当たるかということが議論となりました。まず、懲罰要求者の提出理由と当該議員からの一身上の弁明は省略したところで討論に入りました。

次に、討論の内容について申し上げます。

まず、討論を求めたところ、懲罰を科すべきであるとの立場で、「うんざり」と冒頭で使うことはできないなど、また「詭弁」は長に対して使う言葉ではないなど、言葉の重要性を問う意見が多くありました。また、反対に懲罰を科すべきでないとの立場での意見は、議会での発言に制限がかかるのではないか、また懲罰は議員間での行為が対象ではないかとの意見がありました。

以上の討論が主なものであります。

討論が出尽くしたところで採決に入り、懲罰を科すことに賛成の方の採決を求めたところ、賛成多数でありました。したがいまして、懲罰を科すべきものと決定をいたしました。

次に、どのような懲罰を科すかに対し意見を求めたところ、戒告という意見と陳謝を求める意見がありました。そこで、懲罰の中で戒告とすることに賛成の方の採決を求めたところ、全員賛成でございました。したがいまして、懲罰については戒告を科すべきものと決定をいたしました。

以上で懲罰特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

〇議長（渡邉裕之君）　説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、甲斐榮治君に戒告の懲罰を科すことです。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　全員賛成です。したがって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

甲斐榮治君の入場を認めます。

〔17番　甲斐榮治君　入場〕

○議長（渡邉裕之君）　ただいまの議決に基づき、これより甲斐榮治君に懲罰の宣告をします。

甲斐榮治君に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読します。

甲斐榮治君の起立を命じます。

戒告文。議員甲斐榮治君は、９月９日の本会議における一般質問の発言中、不穏当な言辞を用い、議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第１項第１号の規定により戒告する。

平成27年９月17日。菊陽町議会議長渡邉裕之。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　議員派遣について

○議長（渡邉裕之君）　日程第４、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣について、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定しました議員の派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定いたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　資格審査特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（渡邉裕之君）　日程第５、資格審査特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

資格審査特別委員長から、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました申し出のとおり閉会中に継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邉裕之君）　日程第６、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案２件と継続調査の申し出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１から第３として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　異議なしと認めます。

以上３件を日程に追加し、追加日程第１から第３として議題にすることに決定をいたしました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　議員の皆様には、９月３日から本日までの15日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じましたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

提案理由を申し上げます。

議案第46号は、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）についてであります。

平成27年度一般会計予算につきましては、去る９月15日に補正第２号を可決いただいたところでありますが、８月25日の台風15号による災害により災害復旧関係予算が必要となりましたので、補正予算の審議をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,952万3,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を4,000万円増額し、一方歳出は、衛生費を1,800万円、災害復旧費を1,303万4,000円、予備費を896万6,000円増額するものであります。

詳細につきましては議案審議の際に担当課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議会定例会初日の行政報告で台風15号によります被害状況を報告したところでありますが、詳細な調査が終了し、災害調査が確定しましたので、訂正分を再度報告いたします。

９月３日の台風15号による被害状況の報告では、建物の被害として、住宅は半壊７棟、一部損壊が25棟、倉庫などの非住家は全壊または半壊が６棟と報告しておりましたが、住宅の半壊７棟は全て一部損壊に該当することが判明いたしましたので、住宅については32棟全てが一部損壊となりましたことを御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　提案理由の説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第１　議案第４６号　平成２７年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（渡邉裕之君）　追加日程第１、議案第46号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東　桂一郎君）　議案第46号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、平成27年度の一般会計予算につきましては、９月15日に補正第２号を可決していただきましたが、８月25日の台風15号による災害により災害復旧関係の予算が必要となりましたので、補正をお願いするもので、内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただき、１ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額に4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,952万3,000円と定めるものであります。

２ページ、３ページは、第１表の歳入歳出補正予算ですが、内容は５ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

６ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書です。

まず、１、総括の歳入です。

款の20繰入金を4,000万円増額しております。

以上、歳入合計は、補正額として4,000万円の増額となり、総額は145億8,952万3,000円となります。

下の７ページを御覧ください。

歳出になります。

款の４衛生費を1,800万円、款の11災害復旧費を1,303万4,000円、款の14予備費を896万6,000円増額しております。

以上、歳出合計も補正額として4,000万円の増額となり、総額は145億8,952万3,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

８ページをお開きください。

次は２の歳入です。

款の20の繰入金は、項の２基金繰入金、目の１財政調整基金繰入金を4,000万円増額し、財政調整基金繰入金の計を５億6,000万円とし、基金繰入金の計を13億575万円としています。

９ページを御覧ください。

次は３の歳出です。

款の４衛生費、項の２清掃費、目の２塵芥処理費は、災害ごみ処理委託料を1,800万円計上しております。

10ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の１農林災害復旧費は、豚舎の修繕費を106万1,000円計上しています。

項の２公共土木施設災害復旧費、目の１公共土木災害復旧費は、町営住宅の修繕費を142万5,000円、道路清掃及び樹木処分手数料を241万3,000円計上しております。

項の３厚生労働施設災害復旧費、目の１民生施設災害復旧費は、町立保育所、学童保育施設等の修繕費を55万7,000円計上しています。

11ページを御覧ください。

項の４文教施設災害復旧費、目の１公立学校施設災害復旧費は、小・中学校の修繕費を574万3,000円計上しています。

目の２社会教育施設災害復旧費は、文化財倉庫と町民総合運動場の施設修繕費を42万9,000円計上しています。

項の５その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の１公共施設災害復旧費は、西部町民センターと三里木町民センターの施設修繕費を140万6,000円計上しています。

12ページをお開きください。

款の14予備費は、896万6,000円を増額し、計を4,384万2,000円としております。予備費は、

予算上4,384万2,000円確保できることになりますが、これまでに225万9,000円、今回の台風15号災害関連で796万3,000円、合わせて1,022万2,000円を充当していますので、補正後の残額は3,362万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君）　全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第２　発議第１３号　国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）について

○議長（渡邊裕之君）　追加日程第２、発議第13号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、中岡敏博君外２名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、中岡敏博君より趣旨の説明をお願いします。

○６番（中岡敏博君）　すいません、発議趣旨の説明の前に、案文の削除、案文の６行、７行、８行の３行の削除をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　許可します。許可しますが、ちょっとその分だけをちょっと朗読してください、その削除する文章だけを。

○６番（中岡敏博君）　「国民が現憲法と現実との乖離の解消を望んでいることは、各種世論調査において憲法改正の支持が常に過半数に達していることでも明白であり、各政党、各報道機関、民間団体からも具体的な改憲案が提唱されている」の３行になります。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君）　では、ただいま削除されました部分を除いて、意見書の提案をお願いいたします。

○６番（中岡敏博君）　提案いたします。

発議第13号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由は、憲法改正案に対して、国民が判断できる機会を早急に設けるためでございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

現憲法が被占領下の昭和22年５月３日に施行されて以来、今日に至るまでの約70年間に、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は一刻の猶予も許されない事態に直面しており、さらには家庭、教育、環境などの基本的諸問題や大規模災害等への対応も早急に求められている。

しかし、平成19年（７年前）に日本国憲法の改正手続に関する法律が制定されたことに伴い、両院に設置された憲法審査会の活動開始がその４年後の平成23年にずれ込むなど、憲法改正発議に向けた審議は進展していない。

成文憲法を持つ世界各国では、現実に合わせるための憲法改正を行っており、日本国民が憲法規定の是非を自らが判断する国民投票を一度も体験しないままの現状を解消することは、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。

よって、国会におかれては、下記の項目を実行されるよう強く要望する。

記。１、憲法改正案に対して国民が判断できる機会を早急に設けるため、両院の憲法審査会において、憲法改正案を早期に作成し、しかるべき国政選挙までに国民投票を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年９月17日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邉裕之。

衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席でお伺いいたします。

○議長（渡邉裕之君）　趣旨の説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉裕之君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邉裕之君）　賛成多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第３　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（渡邊裕之君）　追加日程第３、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長から、所管の事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成27年度第３回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

閉会　午後４時８分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成　　年　　月　　日

菊陽町議会議長　　渡　邊　裕　之

菊陽町議会議員　　吉　本　孝　寿

菊陽町議会議員　　吉　山　哲　也

菊 陽 町 議 会 会 議 録
平成27年第３回９月定例会

平成27年９月発行

発行人　菊陽町議会議長　渡邊 裕之
編集人　菊陽町議会事務局長　堀 行徳
印　刷　株式会社　ぎょうせい九州支社
電 話（092）831－0700（代表）

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電　話㈹（096）232－2111
議会事務局TEL（096）232－4919